

千曲市地域防災計画

千曲市防災会議

目 次

総 則 編

第1節	計画作成の趣旨	総則- 1
第2節	防災の基本方針	総則- 2
第3節	防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 ...	総則- 6
第4節	防災面からみた千曲市の概要	総則-12

風水害対策編

第1章 災害予防計画

第1節	風水害に強いまちづくり	風水害-1- 1
第2節	災害発生直前対策	風水害-1- 7
第3節	情報の収集・連絡体制計画	風水害-1- 9
第4節	活動体制計画	風水害-1-11
第5節	広域相互応援計画	風水害-1-14
第6節	救助・救急・医療計画	風水害-1-17
第7節	消防・水防活動計画	風水害-1-19
第8節	災害時における要配慮者支援計画	風水害-1-23
第9節	緊急輸送計画	風水害-1-30
第10節	障害物の処理計画	風水害-1-32
第11節	避難の受入れ活動計画	風水害-1-33
第12節	孤立化対策	風水害-1-41
第13節	食料品・生活必需品の備蓄・調達計画	風水害-1-43
第14節	給水計画	風水害-1-46
第15節	危険物施設等災害予防計画	風水害-1-47
第16節	電気施設災害予防計画	風水害-1-49
第17節	都市ガス施設災害予防計画	風水害-1-50
第18節	上水道施設災害予防計画	風水害-1-51
第19節	下水道施設災害予防計画	風水害-1-52
第20節	通信施設災害予防計画	風水害-1-53

第21節	鉄道施設災害予防計画	風水害-1-55
第22節	災害広報計画	風水害-1-57
第23節	土砂災害等の災害予防計画	風水害-1-59
第24節	防災都市づくり計画	風水害-1-62
第25節	建築物災害予防計画	風水害-1-63
第26節	道路及び橋梁災害予防計画	風水害-1-65
第27節	河川施設・ため池等災害予防計画	風水害-1-66
第28節	農林水産物災害予防計画	風水害-1-68
第29節	二次災害の予防計画	風水害-1-69
第30節	防災知識普及計画	風水害-1-71
第31節	防災訓練計画	風水害-1-76
第32節	災害復旧・復興への備え	風水害-1-79
第33節	自主防災組織等の育成に関する計画	風水害-1-80
第34節	ボランティア活動の推進	風水害-1-82
第35節	防災対策に関する財政措置計画	風水害-1-84
第36節	風水害対策に関する調査研究及び観測	風水害-1-86
第37節	企業防災に関する計画	風水害-1-87
第38節	観光地及び観光客の災害予防計画	風水害-1-89
第39節	市民及び事業者による地区内の防災活動の推進	風水害-1-90

第2章 災害応急対策計画

第1節	災害直前活動	風水害-2- 1
第2節	災害情報の収集・連絡活動	風水害-2-11
第3節	非常参集職員の活動	風水害-2-15
第4節	広域相互応援活動	風水害-2-23
第5節	ヘリコプターの運用計画	風水害-2-28
第6節	自衛隊の災害派遣	風水害-2-32
第7節	救助・救急・医療活動	風水害-2-36
第8節	消防・水防活動	風水害-2-40
第9節	要配慮者に対する応急活動	風水害-2-42
第10節	緊急輸送活動	風水害-2-44
第11節	障害物の処理活動	風水害-2-47
第12節	避難受入れ及び情報提供活動	風水害-2-49
第13節	孤立地域対策活動	風水害-2-62
第14節	食料品・生活必需品等の調達供給活動	風水害-2-64
第15節	飲料水の調達供給活動	風水害-2-68
第16節	保健衛生、感染症予防活動	風水害-2-70

第17節	行方不明者の捜索及び遺体の対策等の活動	風水害-2- 73
第18節	廃棄物の処理活動	風水害-2- 76
第19節	物価安定等に関する活動	風水害-2- 78
第20節	危険物施設等応急活動	風水害-2- 79
第21節	電気施設応急活動	風水害-2- 82
第22節	ガス施設応急活動	風水害-2- 84
第23節	上水道施設応急活動	風水害-2- 85
第24節	下水道施設応急活動	風水害-2- 86
第25節	通信施設応急活動	風水害-2- 88
第26節	鉄道施設応急活動	風水害-2- 90
第27節	災害広報活動	風水害-2- 93
第28節	土砂災害等応急活動	風水害-2- 95
第29節	建築物災害応急活動	風水害-2- 96
第30節	道路及び橋梁応急活動	風水害-2- 98
第31節	河川施設・ため池等応急活動	風水害-2- 99
第32節	二次災害の防止活動	風水害-2-101
第33節	農林水産物災害応急活動	風水害-2-102
第34節	文教活動	風水害-2-104
第35節	ボランティアの受入れ体制	風水害-2-108
第36節	義援物資、義援金の受入れ体制	風水害-2-111
第37節	災害救助法の適用	風水害-2-112
第38節	飼養動物（ペット）の保護対策	風水害-2-114
第39節	観光地及び観光客の災害応急対策	風水害-2-115

第3章 災害復旧計画

第1節	復旧・復興の基本方針の決定	風水害-3- 1
第2節	迅速な原状復旧の進め方	風水害-3- 2
第3節	計画的な復興	風水害-3- 5
第4節	資金計画	風水害-3- 7
第5節	被災者等の生活再建等の支援	風水害-3- 8
第6節	被災中小企業等の復興	風水害-3-15
第7節	被災した観光地の復興	風水害-3-17

震災対策編

第1章 災害予防計画

第1節	地震に強いまちづくり	震災-1- 1
第2節	情報の収集・連絡体制計画	震災-1- 4
第3節	活動体制計画	震災-1- 4
第4節	広域相互応援計画	震災-1- 4
第5節	救助・救急・医療計画	震災-1- 4
第6節	消防・水防活動計画	震災-1- 4
第7節	災害時における要配慮者支援計画	震災-1- 4
第8節	緊急輸送計画	震災-1- 4
第9節	障害物の処理計画	震災-1- 5
第10節	避難の受入れ活動計画	震災-1- 5
第11節	孤立防止対策	震災-1- 5
第12節	食料品・生活必需品等の備蓄・調達計画	震災-1- 5
第13節	給水計画	震災-1- 5
第14節	危険物施設等災害予防計画	震災-1- 5
第15節	電気施設災害予防計画	震災-1- 5
第16節	都市ガス施設災害予防計画	震災-1- 6
第17節	上水道施設災害予防計画	震災-1- 8
第18節	下水道施設災害予防計画	震災-1- 9
第19節	通信施設災害予防計画	震災-1-10
第20節	鉄道施設災害予防計画	震災-1-10
第21節	災害広報計画	震災-1-10
第22節	土砂災害等の災害予防計画	震災-1-10
第23節	防災都市づくり計画	震災-1-10
第24節	建築物災害予防計画	震災-1-11
第25節	道路及び橋梁災害予防計画	震災-1-13
第26節	河川施設・ため池等災害予防計画	震災-1-14
第27節	農林水産物災害予防計画	震災-1-14
第28節	二次災害の予防計画	震災-1-15
第29節	防災知識普及計画	震災-1-17
第30節	防災訓練計画	震災-1-21
第31節	災害復旧・復興への備え	震災-1-21

第32節	自主防災組織等の育成に関する計画	震災-1-21
第33節	ボランティア活動の推進	震災-1-21
第34節	防災対策に関する財政措置計画	震災-1-21
第35節	震災対策に関する調査研究及び観測	震災-1-22
第36節	企業防災に関する計画	震災-1-23
第37節	観光地及び観光客の災害予防計画	震災-1-24
第38節	市民及び事業者による地区内の防災活動の推進	震災-1-24

第2章 災害応急対策計画

第1節	災害情報の収集・連絡活動	震災-2- 1
第2節	非常参集職員の活動	震災-2- 7
第3節	広域相互応援活動	震災-2-15
第4節	ヘリコプターの運用計画	震災-2-15
第5節	自衛隊災害派遣活動	震災-2-15
第6節	救助・救急・医療活動	震災-2-15
第7節	消防・水防活動	震災-2-15
第8節	要配慮者に対する応急活動	震災-2-15
第9節	緊急輸送活動	震災-2-15
第10節	障害物の処理活動	震災-2-15
第11節	避難受入れ及び情報提供活動	震災-2-16
第12節	孤立地域対策活動	震災-2-16
第13節	食料品・生活必需品等の調達供給活動	震災-2-16
第14節	飲料水の調達供給活動	震災-2-16
第15節	保健衛生、感染症予防活動	震災-2-16
第16節	行方不明者の捜索及び遺体の対策等の活動	震災-2-16
第17節	廃棄物の処理活動	震災-2-16
第18節	物価安定等に関する活動	震災-2-16
第19節	危険物施設等応急活動	震災-2-17
第20節	電気施設応急活動	震災-2-17
第21節	都市ガス施設応急活動	震災-2-17
第22節	上水道施設応急活動	震災-2-17
第23節	下水道施設応急活動	震災-2-17
第24節	通信施設応急活動	震災-2-17
第25節	鉄道施設応急活動	震災-2-18
第26節	災害広報活動	震災-2-21
第27節	土砂災害等応急活動	震災-2-21

第28節	建築物災害応急活動	震災-2-22
第29節	道路及び橋梁応急活動	震災-2-24
第30節	河川施設・ため池等応急活動	震災-2-25
第31節	二次災害の防止活動	震災-2-27
第32節	農林水産物災害応急活動	震災-2-29
第33節	文教活動	震災-2-29
第34節	ボランティアの受入れ体制	震災-2-29
第35節	義援物資、義援金の受入れ体制	震災-2-29
第36節	災害救助法の適用	震災-2-29
第37節	飼養動物（ペット）の保護対策	震災-2-29
第38節	観光地及び観光客の災害応急対策	震災-2-29

第3章 災害復旧計画

第1節	復旧・復興の基本方針の決定	震災-3- 1
第2節	迅速な原状復旧の進め方	震災-3- 1
第3節	計画的な復興	震災-3- 1
第4節	資金計画	震災-3- 1
第5節	被災者等の生活再建等の支援	震災-3- 1
第6節	被災中小企業等の復興	震災-3- 1
第7節	被災した観光地の復興	震災-3- 1

第4章 南海トラフ地震に関する事前対策活動

第1節	計画の目的	震災-4- 1
第2節	南海トラフ地震に関連する情報発表時の活動体制	震災-4- 2
第3節	情報収集伝達計画	震災-4- 3
第4節	広報計画	震災-4- 4
第5節	災害応急対策をとるべき期間	震災-4- 5
第6節	避難活動等	震災-4- 6
第7節	食料、生活必需品、飲料水の確保計画	震災-4- 8
第8節	医療救護及び保健衛生活動計画	震災-4- 9
第9節	児童生徒等の保護活動計画	震災-4-10
第10節	消防・救急救助対策等	震災-4-11
第11節	売り惜しみ・買い占め等の防止	震災-4-12
第12節	交通対策	震災-4-13
第13節	緊急輸送	震災-4-14
第14節	事業所等対策計画	震災-4-15

原子力災害対策編

第1章 災害予防計画

- 第1節 災害に対する備え 原子力災害-1-1
- 第2節 原子力発電所における事故等に係る通報連絡 原子力災害-1-3
- 第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務 ... 原子力災害-1-4

第2章 災害応急対策計画

- 第1節 情報の収集・連絡活動 原子力災害-2-1
- 第2節 活動体制 原子力災害-2-2
- 第3節 屋内退避、避難等の防護活動 原子力災害-2-4
- 第4節 飲料水・飲食物の摂取制限等 原子力災害-2-6
- 第5節 市外からの避難者の受入れ活動 原子力災害-2-7

第3章 災害からの復旧・復興

- 第1節 復旧・復興の基本方針 原子力災害-3-1

第4章 核燃料物質等輸送事故災害への対応

- 第1節 核燃料物質等輸送事故災害への対応 原子力災害-4-1

その他災害対策編

第1章 航空災害対策

- 第1節 災害予防計画 その他災害- 1
- 第2節 災害応急対策計画 その他災害- 2

第2章 道路災害対策

- 第1節 災害予防計画 その他災害- 5
- 第2節 災害応急対策計画 その他災害- 6

第3章 鉄道災害対策

- 第1節 災害予防計画 その他災害- 9
- 第2節 災害応急対策計画 その他災害-11

第4章 危険物等災害対策

- 第1節 災害予防計画 その他災害-15
- 第2節 災害応急対策計画 その他災害-17

第5章 大規模火災対策

- 第1節 災害予防計画 その他災害-21
- 第2節 災害応急対策計画 その他災害-23

第6章 林野火災対策

- 第1節 災害予防計画 その他災害-26
- 第2節 災害応急対策計画 その他災害-28

第7章 雪害対策

- 第1節 災害予防計画 その他災害-31
- 第2節 災害直前活動計画 その他災害-35
- 第3節 除雪等の実施 その他災害-36

資 料 編

総則編

第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

〔資料1〕 関係機関連絡先	資料- 1

第4節 防災面からみた千曲市の概要

〔資料2〕 過去の災害	資料- 4
〔資料3〕 長野県地震被害想定調査概要	資料- 17

風水害対策編

第1章 災害予防計画

第1節 風水害に強いまちづくり

〔資料4〕 水防警報河川	資料- 19
〔資料5〕 洪水予報河川	資料- 20
〔資料6〕 水位周知河川	資料- 20
〔資料7〕 重要水防区域	資料- 21
〔資料8〕 ため池	資料- 29
〔資料9〕 土砂災害警戒区域等	資料- 32
〔資料10〕 山地災害危険地区	資料- 56

第3節 情報の収集・連絡体制計画

〔資料11〕 千曲市災害屋外告知放送システム設置状況一覧	資料- 62

第4節 活動体制計画

〔資料12〕 千曲市防災会議条例	資料- 65
〔資料13〕 千曲市防災会議委員名簿	資料- 67
〔資料14〕 千曲市災害対策本部条例	資料- 69
〔資料15〕 千曲市災害対策本部規程	資料- 70

第5節 広域相互応援計画

〔資料16〕 災害対策関連協定一覧	資料- 83
〔資料17〕 目的別災害対策関連協定一覧	資料- 87
〔資料18-1〕 長野県消防相互応援協定	資料- 93
〔資料18-2〕 長野県消防相互応援協定実施細則	資料- 96
〔資料18-3〕 長野県市町村災害時相互応援協定	資料-100
〔資料18-4〕 長野県市町村災害時相互応援協定実施細則	資料-104
〔資料18-5〕 緊急消防援助隊の運用に関する要綱	資料-107
〔資料18-6〕 災害時の情報交換に関する協定	資料-121

[資料 18-7]	長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定	資料-123
[資料 18-8]	一般廃棄物処理の相互協力に関する協定	資料-127
[資料 18-9]	災害時の相互応援協定（富山県射水市）	資料-130
[資料 18-10]	災害時における千曲市と郵便局の相互協力協定 （千曲郵便局）	資料-132
[資料 18-11]	災害時の医療救護についての協定（千曲医師会）	資料-134
[資料 18-12]	災害時の歯科医療救護についての協定（埴科歯科医師会）	資料-136
[資料 18-13]	災害時の歯科医療救護についての協定（更級歯科医師会）	資料-138
[資料 18-14]	災害時における応急生活物資供給等に関する協定 （ながの農業協同組合）	資料-140
[資料 18-15]	災害時における応急生活物資供給等に関する協定 （生活協同組合コープながの）	資料-143
[資料 18-16]	震災時における緊急設備支援に関する協定 （株式会社セレスポ）	資料-146
[資料 18-17]	災害時におけるケーブルテレビ放送要請に関する協定 （株式会社信州ケーブルテレビジョン）	資料-148
[資料 18-18]	災害時における飲料水提供に関する協定 （北陸コカ・コーラボトリング株式会社）	資料-149
[資料 18-19]	災害時の相互応援協定（千葉県横芝光町）	資料-151
[資料 18-20]	災害時における緊急支援に関する協定（千曲市建設業協会）	資料-153
[資料 18-21]	災害時における応急対策業務に関する協定 （長野県建設業協会更埴支部）	資料-155
[資料 18-22]	災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定 （千曲市清掃組合）	資料-157
[資料 18-23]	災害時における応急生活物資供給等に関する協定 （株式会社ベイシア）	資料-159
[資料 18-24]	災害時における応急対策業務に関する協定 （千曲市電気工業会）	資料-161
[資料 18-25]	災害時の医療救護に関する協定（更埴薬剤師会）	資料-162
[資料 18-26]	災害時における応急対策業務に関する協定 （株式会社アクティオ）	資料-165
[資料 18-27]	災害時における応急対策業務に関する協定（千曲清流会）	資料-166
[資料 18-28]	災害時における生活物資の供給協力に関する協定 （株式会社カインズ）	資料-167
[資料 18-29]	災害時における電気の保安に関する協定 （一般財団法人中部電気保安協会長野支店）	資料-169
[資料 18-30]	災害時における応急危険度判定の協力に関する協定 （社団法人長野県建築士会埴科支部）	資料-171

[資料 18-31]	長野県千曲市及び岩手県山田町の災害時における相互応援 に関する協定（岩手県山田町）	資料-173
[資料 18-32]	災害時における飲料水等の提供に関する協定 （サントリービバレッジサービス株式会社）	資料-175
[資料 18-33]	災害時における要援護者等の避難輸送協力に関する協定 （長野県タクシー協会更埴支部）	資料-177
[資料 18-34]	災害時タクシー無線の災害情報通信の協力に関する協定 （長野県タクシー協会更埴支部）	資料-179
[資料 18-35]	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定 （長野県石油商業組合）	資料-181
[資料 18-36]	災害時における応急対策業務に関する協定 （長埴建設労働組合）	資料-184
[資料 18-37]	災害時における L P ガスに係る協力に関する協定 （長野 L P 協会長野支部・長野県 L P ガス協会）	資料-186
[資料 18-38]	災害時等における妊産婦及び乳児とその母親の 緊急受入れに関する協定（株式会社信毎販売センター）	資料-189
[資料 18-39]	災害時における臨時災害放送局開設運用の支援に関する協定 （日本ケーブルテレビ連盟信越支部）	資料-191
[資料 18-40]	災害時における物資供給に関する協定 （NPO 法人 コメリ災害対策センター）	資料-193
[資料 18-41]	災害時における福祉用具等物資の供給に関する協定 （一般社団法人 日本福祉用具供給協会）	資料-196
[資料 18-42]	災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）	資料-199
[資料 18-43]	災害時における居宅要配慮者避難受け入れに関する協定 （千曲・坂城地域自立支援協議会）	資料-201
[資料 18-44]	災害時における物資供給に関する協定（株式会社ナフコ）	資料-204
[資料 18-45]	千曲市と中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー 篠ノ井営業所の災害時における相互協力に関する協定 （中部電力パワーグリッド株式会社長野支社）	資料-207
[資料 18-46]	洪水時等における避難者の受け入れに関する協定 （長野電子工業株式会社）	資料-209
[資料 18-47]	災害時等における避難者の受け入れに関する協定 （医療法人 長野寿光会）	資料-212
[資料 18-48]	災害等緊急時における出動協力に関する協定 （千曲市水道工事業協会）	資料-214
[資料 18-49]	災害時の応急活動の連携に関する協定（長野県企業局）	資料-215
[資料 18-50]	洪水時等における保育園児等の避難受け入れに関する協定 （アズサイエンス株式会社）	資料-217

[資料 18-51]	洪水時等における保育園児等の避難受け入れに関する協定 (株式会社モリカワ)	資料-220
[資料 18-52]	覚書 (災害用緊急救護物資備蓄倉庫の使用) (日本赤十字社長野県支部)	資料-223
[資料 18-53]	洪水時等における保育園児等の避難受け入れに関する協定 (医療法人財団大西会)	資料-224
[資料 18-54]	災害時における相互協力に関する協定 (東日本電信電話株式会社)	資料-226
[資料 18-55]	災害時における物資の供給に関する協定 (レンゴー株式会社長野工場)	資料-228
[資料 18-56]	災害時におけるバス利用に関する協定 (共和観光バス株式会社)	資料-230
[資料 18-57]	電気自動車を活用した脱炭素社会の実現と災害対応力強化に 係る連携協定 (長野日産自動車株式会社・日産プリンス長野販売株式会社 ・日産自動車株式会社)	資料-232
[資料 18-58]	千曲市災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定 (千曲市社会福祉協議会)	資料-237
[資料 18-59]	災害時における被災者支援に関する協定 (長野県行政書士会長野支部)	資料-239
[資料 18-60]	災害時における物資供給に関する協定 (株式会社旭フーズ)	資料-241
[資料 18-61]	災害時等での施設利用の協力に関する協定 (株式会社ダイナム)	資料-243
[資料 18-62]	災害時における電動車両等の支援に関する協定 (長野三菱自動車販売株式会社・三菱自動車工業株式会社)	資料-246
[資料 18-63]	霞堤内(埴生地区)における浸水被害軽減のための大型土のう 設置応急対策業務に関する協定 (飯島建設株式会社千曲支社)	資料-249
[資料 18-64]	霞堤内(八幡地区)における浸水被害軽減のための大型土 のう設置応急対策業務に関する協定 (市川総業有限会社)	資料-251
[資料 18-65]	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定 (市内 17 社会福祉法人)	資料-253
[資料 18-66]	災害時等における避難者の受け入れに関する協定 (大和ハウス工業株式会社)	資料-256
[資料 18-67]	災害時等における避難者の受け入れに関する協定 (長野広域連合・ちくま環境サービス株式会社)	資料-258
[資料 18-68]	災害時における相談業務に関する協定 (長野県弁護士会)	資料-260

[資料 18-69] 災害時における避難者の受け入れに関する協定 (株式会社ユニオンプレート)	資料-262
[資料 18-70] 災害時における避難者の受け入れに関する協定 (戸倉上山田温泉旅館組合連合会)	資料-264
[資料 18-71] 災害時における相互応援に関する協定 (神奈川県松田町)	資料-266
[資料 18-72] 千曲市と株式会社ジーシーシー自治体サービスとの包括連携 に関する協定 (株式会社 ゴーシーシー自治体サービス)	資料-268
[資料 18-73] 災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定 (千曲資源リサイクル事業協同組合・千曲市清掃事業協同組合 株式会社平林軽金属工業所・有限会社鳥昭商店)	資料-270
[資料 18-74] 千曲市と株式会社富士薬品との包括連携協定 (株式会社富士薬品)	資料-272
[資料 18-75] 災害時における避難者の受け入れに関する協定 (アピックヤマダ株式会社・戸倉地区区長会)	資料-274
[資料 18-76] 災害時における避難者の受け入れに関する協定 (株式会社ホンダパーツ日商 長野営業所)	資料-279

第 7 節 消防・水防活動計画

[資料 19] 消防資機 (器) 材の現況.....	資料-283
[資料 20] 消防団の現況.....	資料-288
[資料 21] 消防水利の現況.....	資料-291
[資料 22] 水防資機材の現況.....	資料-292
[資料 23] 洪水時・土砂災害時に避難の必要が認められる 要配慮者利用施設一覧	資料-294

第 8 節 災害時における要配慮者支援計画

[資料 24] 要配慮者利用施設等.....	資料-300
[資料 25] 医療機関.....	資料-313

第 9 節 緊急輸送計画

[資料 26] 緊急交通路交通規制対象予定道路等.....	資料-316
[資料 27] 災害対策用物資輸送拠点.....	資料-318

第 1 1 節 避難の受入れ活動計画

[資料 28] 指定緊急避難場所.....	資料-319
[資料 29] 指定避難所.....	資料-331
[資料 30] 指定福祉避難所.....	資料-340
[資料 31] 災害用マンホールトイレ.....	資料-341

第 1 3 節 食料品・生活必需品の備蓄・調達計画

[資料 32] 備蓄倉庫・備蓄品.....	資料-343

第14節	給水計画	
[資料33]	給水用資機材	資料-358
第15節	危険物施設等災害予防計画	
[資料34]	危険物施設の現況	資料-360
第22節	災害広報計画	
[資料35]	千曲市メール配信サービス・千曲市LINE公式アカウント 登録状況	資料-361
第25節	建築物災害予防計画	
[資料36]	文化財	資料-362
第33節	自主防災組織等の育成に関する計画	
[資料37]	自衛消防団・自主防災組織	資料-367
第2章	災害応急対策計画	
第1節	災害直前活動	
[資料38]	気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報等	資料-369
[資料39]	水防法に基づく警報・注意報等	資料-372
[資料40]	避難指示等に係る発令の判断基準	資料-373
[資料41]	消防法に基づく通報・警報等	資料-377
[資料42]	キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等	資料-378
第2節	災害情報の収集・連絡活動	
[資料43]	被害等の認定基準	資料-379
[資料44]	直接即報基準	資料-381
第3節	非常参集職員の活動	
[資料45]	千曲市地域監視対象雨量観測所一覧	資料-383
[資料46]	災害対策本部等の標識等	資料-384
第16節	保健衛生、感染症予防活動	
[資料47]	防疫資機材	資料-386
第18節	廃棄物の処理活動	
[資料48]	廃棄物処理施設	資料-387
[資料49]	廃棄物処理業許可業者	資料-389
[資料50]	し尿処理施設	資料-391
[資料51]	し尿収集運搬業者・浄化槽汚泥収集運搬許可業者	資料-392
第37節	災害救助法の適用	
[資料52]	災害救助法による救助の程度、方法及び期間	資料-393

第3章 災害復旧計画

第5節 被災者等の生活再建等の支援

[資料 53] 千曲市罹災証明書等交付要綱…………… 資料-398

震災対策編

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害情報の収集・連絡活動

[資料 54] 地震の震度階級…………… 資料-404

様 式

[様式1] 被害状況報告等様式	様式- 1
[様式2] 災害救助様式	様式-28
[様式3] 罹災証明申請書兼罹災届出書兼罹災届出証明申請書様式	様式-47
[様式4] 罹災証明書兼罹災届出証明書様式	様式-49

編 則 総

第 1 節 計画作成の趣旨

第 1 計画の目的

この計画は、市民生活に甚大な被害を及ぼす恐れのある大規模な災害に対処するため、近年の台風災害や平成 7 年（1995 年）阪神・淡路大震災、平成 16 年（2004 年）新潟県中越地震、平成 23 年（2011 年）東日本大震災、令和元年（2019 年）東日本台風災害等過去の大規模な災害の経験を教訓に、社会構造の変化を踏まえながら、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び市民がそれぞれの役割を認識し、相互に連携し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、かけがえのない市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第 2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第 42 条及び千曲市防災会議条例に基づき、千曲市防災会議が作成するもので、本市の災害対策全般に関し、次の事項を定める。

- 1 市及び関係機関その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- 2 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他災害予防に関する計画
- 3 情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、食糧、交通輸送、衛生、その他災害応急対策に関する計画
- 4 災害復旧に関する計画

なお、この計画は、長野県地域防災計画と一体をなすものであり、この計画にない項目は長野県地域防災計画に準ずるものとする。

第 3 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的事項等を定めるものであり、市及び関係機関は、本計画に基づき実践的な細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。

また、本計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を行うものとする。

第 4 千曲市災害時受援計画を踏まえた防災計画の作成

この計画は、大規模災害発生時、国や県等から広域的な人的・物的応援を円滑に受け入れ、迅速な災害対応を行うための業務・受援体制及び必要な手続きを定めた「千曲市災害時受援計画」とともに防災対応を実施するものとする。

第 5 計画の構成

この計画は、災害対策基本法第 42 条に基づいて定める本市の地域に係る防災に関する総合的対策の指針であり、「総則編」、「風水害対策編」、「震災対策編」、「原子力災害対策編」、「その他災害対策編」及び「資料編」から構成する。

第2節 防災の基本方針

地域防災は、市、関係機関及び市民が一体となって防災体制の確立を図るとともに、災害に強いまちづくりを進めることにより、災害から市民のかけがえのない生命と貴重な財産を守ることが目的である。

平成7年の阪神・淡路大震災においては、救急・救護活動において多くの問題点が浮き彫りになったことから、この教訓を踏まえ、災害対策基本法の改正をはじめとする地域防災計画の改定・見直し全国規模で行われた。その後、平成12年に「土砂災害防止法」が制定され、急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりの警戒区域について調査し、公表することが定められた。あわせて、平成12年、13年の水防法の改正により、浸水想定区域が公表されることになり、市域においても、千曲川河川工事事務所(当時)により千曲川浸水想定区域が公表されている。

さらに、平成16年の台風・豪雨災害を教訓として、平成17年5月には、消防庁から「風水害対策の強化について(通知)」が出されており、避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成、高齢者等災害時要援護者の避難支援プランの整備が求められているほか、平成17年の水防法の改正により、国管理の河川に加えて、沢山川等の県管理の主要中小河川についても、浸水想定区域を指定することとなり、平成20年度から22年度にかけて河川ごとの洪水ハザードマップを作成し、地域ごとに全戸へ配布を行った。また、平成17年の土砂災害防止法の改正にともない、土砂災害警戒区域の調査が行われ、千曲市の一部地域において、土砂災害防止法に基づく土砂災害(特別)警戒区域の指定がされた。

(平成19年5月10日長野県告示(上山田地区の一部)、平成20年3月27日長野県告示(更埴地区の一部・戸倉地区の一部))。

本市は、平成15年9月に、更埴市、戸倉町及び上山田町の1市2町が合併して、誕生した市であり、合併に伴う防災体制の統一、市域の広域化に伴う防災対策の充実などを図ってきたが、引き続き庁内の連携、情報共有方法等、防災体制の強化・充実に努める必要がある。

これらを踏まえて、「自らの命は自らが守る」、「自らのまちは自らが守る」を基本に、市民、事業所、地域及び行政機関がそれぞれの役割を“自助”、“共助”、“公助”として明らかにし、情報の共有とボランティアとの連携を図りながら、相互の信頼関係に基づく協働により、災害への備えの充実や災害発生時の被害の軽減、早期復旧のための災害活動体制の整備など、“災害に強い安心・安全なまちづくり”を推進する。

～みんなでつくる『災害に強い安心・安全のまち一千曲市』～

をめざし、市民・事業所・行政が連携して、災害に強いまちづくりを進めるとともに、災害に備えた防災体制の整備や市民の防災行動力の向上など、防災対策の総合的な推進を図る。

第1 防災対策の実施

防災対策を行うにあたっては、次の事項を基本とし、市は、県・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関・その他関係機関及び市民と連携し、それぞれが役割を認識し一体となって最善の対策をとるものとする。

特に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視するとともに、経済的被害をできるだけ少なくなるよう様々な対策を組み合わせ、災害に備え、災害による社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策の一層の充実を図る。

1 周到かつ十分な災害予防

(1) 災害予防段階における基本理念は以下のとおりである。

ア 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせ、より効果的な対策を行う。

イ 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった災害を教訓として、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

(2) 災害予防段階における施策の概要は以下のとおりである。

ア 災害に強いまちづくりを実現するための、主要交通・通信機能の強化、土地保全事業及び都市開発事業等による災害に強いまちの形成、学校・病院等の公共施設・住宅等の建築物・避難経路等の安全化、ライフライン施設等の機能の確保策を講じる。

イ 事故災害を予防するため事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実を図る。

ウ 住民の防災活動を促進するため、防災思想・防災知識の普及、災害教訓の伝承、防災訓練の実施ならびに自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等による企業防災の促進等により、防災活動の環境を整備する。なお、防災ボランティアについては、自主性にに基づきその効力を向上し、市、県、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

エ 防災に関する研究および観測等を推進するため、防災に関する基本的なデータの集積、工学的、社会的分野の研究を含めた防災に関する研究の推進及び予測・観測の充実・強化並びにこれらの成果の情報提供及び防災施策への活用を図る。

オ 災害時の災害応急対策、その他の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。

カ 効果的・効率的な防災対策を行うため、AI・IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

キ 過去の災害の教訓を踏まえ、全市民が災害から自らの命を守るためには、市民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）を防ぐために必要な知識や地域の災害リスク等を学べる実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策

(1) 災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。

ア 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握をそれぞれ早期に行うとともに正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

イ 被災者のニーズの変化や多様性に柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者・障がい者・児童・傷病者・乳幼児・妊産婦・外国籍市民等特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢・性別・傷病や障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

(2) 災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

ア 災害が発生するおそれがある場合には警報等の伝達、住民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。

イ 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握をそれぞれ早期に行うとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域的な応援体制を確立する。

ウ 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。

エ 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資供給するため、交

通規制、施設の応急復旧、障害物除去等による交通の確保、並びに優先度を考慮した緊急輸送を行う。

オ 被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。

カ 被災者等への的確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により住民等からの問い合わせに対応する。

キ 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。

ク 指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動・防疫活動を行う。また迅速な遺体対策を行う。

ケ 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

コ 防犯活動等による社会秩序の維持のための施策を実施するとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。

サ 応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある個所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。二次災害の防止策については、危険性を見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。

シ ボランティア、義援物資・義援金を適切に受け入れる。

3 適切かつ速やかな災害復旧・復興

(1) 災害復旧・復興段階における基本理念は以下のとおりである。

ア 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより被災地の復興を図る。

(2) 災害復旧・復興段階における施策の概要は以下のとおりである。

ア 被災の状況や被災地域の特性等を勘案し被災地域の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、事業を計画的に推進する。

イ 物資、資材の調達計画等を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。

ウ 災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、適正かつ迅速に廃棄物を処理する。

エ 再度の災害の防止とより快適な都市環境を目指して、防災まちづくりを実施する。

オ 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建を支援する。

カ 被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けての経済復興を支援する。

(3) 市・県・防災関係機関は、互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災機関間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置をとるものとする。

第2 市及び関係機関等が行うべき事項

市及び関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に、防災施設・設備の整備を促進するとともに、次の事項を基本として防災体制の充実と、市民の防災意識の高揚・防災組織の育成強化を図るものとする。

1 要配慮者を含めた多くの住民の地域防災活動への参画

2 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むなど、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、要配慮者等の参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立

3 地区での自主的な防災活動に関する計画（地区防災計画）作成の取り組みを促進する。

第3 市民が行うべき事項

市民は、「自助・共助」の理念にのっとり、地域・職場・家庭等における協力を進め、食品・飲料水その他の生活必需品の備蓄などに災害に対する備えを講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な

防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承などの取り組みにより防災に寄与するよう努めるものとする。

第4 事業所が行うべき事項

事業所は、事業所内の防災体制を充実し、従業員、利用者等の安全確保を図るとともに、事業活動にあたっては、地域構成員であることを自覚し、市、県及び地域が実施する防災活動に協力するものとする。

第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 千曲市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市域並びに市民の生命、身体及び財産を保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 長野県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、自らの防災業務を実施するとともに、相互に協力し、市の防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

〔資料1〕 関係機関連絡先 （資料編P.1）

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 千曲市

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
千曲市	(1) 千曲市防災会議に関すること。 (2) 公共土木施設、公共施設等の防災施設の新設、改良及び被災施設の応急対策、復旧に関すること。 (3) 防災のための調査研究、教育及び訓練に関すること。 (4) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。 (5) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保に関すること。 (6) 消防、水防その他応急措置に関すること。 (7) 被災者の救助及び救護措置に関すること。 (8) 災害時における清掃、防疫その他保健衛生に関すること。 (9) 災害時における文教及び交通対策に関すること。 (10) 救助物資及び災害対策用資機（器）材の備蓄・調達に関すること。 (11) 資材、人員、生活必需品の緊急輸送に関すること。 (12) 通信施設の確保及び整備に関すること。 (13) 公共的団体、自主防災組織等の育成指導に関すること。 (14) その他市の所掌事務についての防災対策に関すること。

2 長野県

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
長野県	(1) 長野県防災会議に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。 (3) 水防その他の応急措置に関すること。 (4) 県地域の災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通等の対策に関すること。 (7) 市町村及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関すること。 (8) 自衛隊の災害派遣要請・撤収に関すること。 (9) その他県の所掌事務についての防災対策に関すること。

3 自衛隊（陸上自衛隊第13普通科連隊）

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
自衛隊 （陸上自衛隊第13 普通科連隊）	(1) 災害時における人命または財産の保護のための応急救援活動に関すること。 (2) 災害時における応急復旧活動に関すること。

4 千曲警察署

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
千曲警察署	(1) 災害情報の収集、伝達及び広報に関すること。 (2) 治安の確保及び交通の規制に関すること。 (3) 被災者の救出及び避難誘導に関すること。 (4) 死体（行方不明者）の捜索及び検視に関すること。

5 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
関東財務局 (長野財務事務所)	(1) 地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関する事 (2) 災害時における金融機関の緊急措置の指示に関する事
関東農政局 (長野支局)	(1) 災害予防対策 ア 堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関する事 イ 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関する事 (2) 応急対策 ア 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関する事 イ 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関する事 ウ 災害時における生鮮食料品等の供給に関する事 エ 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事 オ 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関する事 (3) 復旧対策 ア 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関する事 イ 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する事
東京管区気象台 (長野地方気象台)	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表 (2) 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
信越総合通信局	(1) 災害時における通信・放送の確保に関する事 (2) 非常通信に関する事 (3) 非常災害時における臨時災害放送局の開設等の臨機の措置に関する事 (4) 災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用機器の貸し出しに関する事
中部森林管理局	(1) 治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関する事 (2) 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関する事 (3) 災害応急対策用資材の供給に関する事
北陸信越運輸局 長野運輸支局	災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあっせん並びに船舶及び自動車に係る輸送の確保に関する事
長野労働局	(1) 事業場における産業災害の防止に関する事 (2) 事業場における自主的防災体制の確立に関する事

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
北陸地方整備局 (千曲川河川事務所 長野・戸倉出張所) 関東地方整備局 (長野国道事務所長野出張所)	(1) 災害予防対策 ア 応急復旧用資機材の備蓄の推進 イ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 ウ 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 (2) 応急・復旧 ア 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施 イ 防災関係機関との連携による応急対策の実施 ウ 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 エ 所管施設の緊急点検の実施 オ 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施
第九管区 海上保安本部	災害時における救助及び援助に関すること。

6 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
東日本旅客鉄道株式会社 (長野支社)	(1) 鉄道施設の防災に関すること。 (2) 災害時における避難者の輸送に関すること。
日本貨物鉄道株式会社 (関東支社長野支店)	災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関すること。
電気通信事業者 (東日本電信電話株式会社(長野支店)、 株式会社NTTドコモ(長野支店)、 KDDI株式会社(中日本テクニカルセンター)、ソフトバンク株式会社、 楽天モバイル株式会社)	(1) 電気通信設備の保全に関すること。 (2) 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること。
日本郵便株式会社 (千曲郵便局、戸倉郵便局)	災害時における郵便事業運営の確保、郵便事業に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策等に関すること。
日本赤十字社 (長野県支部千曲市地区)	(1) 医療、助産等救助・救護に関すること。 (2) 災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること。 (3) 義援金品の募集・配分に関すること。
日本放送協会 (長野放送局)	天気予報及び警報、災害情報等の災害広報に関すること。
日本通運株式会社 (長野支店)	災害時における、貨物自動車による救援物資等の輸送の協力に関すること。
中部電力パワーグリッド株式会社 (篠ノ井営業所)	(1) 電力施設の保全・保安に関すること。 (2) 電力の供給に関すること。
東日本高速道路株式会社 (長野管理事務所)	長野自動車道・上信越自動車道の防災に関すること。

7 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
土地改良区、ため池管理組合等	(1) ため池及び水門の防災に関すること。 (2) 排水機場の改良及び復旧に関すること
長野都市ガス株式会社	(1) ガス施設の保全、保安に関すること。 (2) ガスの供給に関すること。
しなの鉄道株式会社	災害時における鉄道車両による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。
貨物自動車運送事業者 (（社）長野県トラック協会)	災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること。
放送事業者 (信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)信州ケーブルテレビジョン)	天気予報及び警報、災害情報等災害広報に関すること。
(一社)長野県LPGガス協会	液化石油ガスの安全に関すること。
建設業協会 (（一社）長野県建設業協会更埴支部)	災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関すること。

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
ながの農業協同組合	(1) 市、県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2) 農作物の災害応急対策の指導に関すること。 (3) 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。 (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。 (5) 農産物の需給調整に関すること。
長野森林組合更埴支所	(1) 市、県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2) 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。 (3) 木材の供給と物資のあっせんに関すること。
更埴漁業協同組合	(1) 市、県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2) 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。 (3) 漁船、共同施設の災害応急対策及びその復旧に関すること。
商工会、商工会議所等商工業関係団体 (千曲商工会議所、戸倉上山田商工会)	(1) 市、県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2) 被災組合員の融資、あっせんの協力に関すること。 (3) 災害時における物価安定の協力に関すること。 (4) 救助物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関すること。
医師会、歯科医師会 (千曲医師会、埴科歯科医師会、更級歯科医師会)	災害時の医療、助産等に関すること。
薬剤師会 (更埴薬剤師会)	災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関すること。
病院等医療施設の管理者	(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 (2) 災害時における入院者の保護及び誘導に関すること。 (3) 災害時における病人等の収容及び保護に関すること。 (4) 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関すること。
(福)千曲市社会福祉協議会	災害ボランティアに関すること。

社会福祉施設の管理者	(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 (2) 災害時における入所者の保護及び誘導に関すること。 (3) 在宅要配慮者の緊急受入れに関すること。
金融機関	被災事業者等に対する資金融資に関すること。
危険物施設及び高圧ガス施設の管理者	(1) 安全管理の徹底に関すること。 (2) 防護施設の整備に関すること。
放送事業者 (屋代有線放送電話農業協同組合)	天気予報及び警報、災害情報等災害広報に関すること。
建設業協会 (千曲市建設業協会)	災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関すること。
区(自治会)、自主防災組織、 企業、男女共同参画推進連 絡協議会等	(1) 市、県が行う災害応急対策の協力に関すること。 (2) 被災者の救助活動及び義援金品の募集等の協力に関すること。 (3) 地区での自発的な防災活動に関する計画(地区防災計画)の作成に関すること。

第4節 防災面からみた千曲市の概要

第1 自然的条件

1 市域・地勢

千曲市は、平成15年9月1日に、更埴市、埴科郡戸倉町、更級郡上山田町の1市2町が合併し、誕生した。北は長野市、南は坂城町、東は上田市、西は麻績村、筑北村に接している。

江戸時代より屋代、稲荷山等には北国街道、善光寺街道の宿場町が形成されてきたが、特に近年では、長野自動車道（平成5年）、上信越自動車道（平成5年 更埴以北、平成8年 小諸～更埴）、長野新幹線（平成9年）等の開通により、高速交通網の要衝として注目され、工業・商業活動も活発化してきている。

市の南部には、千曲川の沿岸部に湧出する戸倉上山田温泉（明治26年開湯）があり、宿泊施設を中心とする温泉街が形成されている。

(1) 市役所の位置

庁舎	所在地	標高	緯度・経度
千曲市庁舎	千曲市杭瀬下二丁目1番地	360.4m	東経138度06分54秒 北緯36度31分51秒

(2) 地勢

総面積	119.79km ²
標高	最高1,333m（大林山山頂）、最低353.36m（土口字下ノ割の水田）
主な山	鏡台山、高雄山、三峰山、冠着山、五里ヶ峰、八頭山、大林山、岩井堂山
主な川	千曲川、沢山川、三滝川、佐野川、更級川、雄沢川、湯沢川、荒砥沢川、女沢川、日影沢川

2 地形

千曲市は、千曲川が市の中央部を南北に流れ、その両岸に平野が広がっている。市の東西は、山地に囲まれており、山地から平野へ至る地域には、扇状地が発達している。市内の地形の状況は次のとおりである。

(1) 低地

ア 氾濫平野・谷底低地

千曲川等の河川の沖積作用によって形成された平坦地が氾濫平野であり、千曲川沿いに力石から土口まで、幅2km前後の広い氾濫平野が形成されている。森、倉科、生萱の沢山川及び三滝川下流に分布するものは、千曲川沿いのものに比較し、泥質の堆積物が多いと考えられる。

イ 自然堤防

千曲川の氾濫平野には旧河道に挟まれて自然堤防と呼ばれる比較的高い地形が分布することが多く、特に右岸側には戸倉から土口までまとまって分布する。自然堤防は、周辺の低地の一般面に比べて排水しやすいため、上徳間、千本柳等、市街化が進む以前より集落が形成されている。

ウ 旧河道

千曲川は、堤防が整備される以前は繰り返し流路を変更しており、旧河道とは、過去の千曲川の流路の跡である。千曲川沿いの低地には旧河道が多く見られるが、特に右岸側の上徳間から杭瀬下まで、栗佐から土口までには、幾筋もの旧河道が確認できる。旧河道は、水田として利用されてきた土地であり、浸水しやすく、排水性が悪い。

エ 後背低地

千曲川の氾濫平野のうち、山地寄りや扇状地末端等の表流水の停滞しやすい部分に形成されている。特に沢山川下流の森、生萱には広い後背低地が分布している。後背低地も、水田として利用されてきた土地であり、排水性が悪い。また、泥や泥炭質の堆積物が厚く分布し、地盤は軟弱である。

オ 天井川沿いの微高地

天井川に沿って形成された半人工的な高まりであり、森の沢山川、上山田の女沢川等中小河川の下流部に多く見られる。このような地域は、河川や溪流に沿って土砂流下が多いことを示す。天井川は、河床又は水面が周囲の土地よりも高くなっている河川であり、出水すると、周囲の土地は著しい水害を受ける可能性がある。

(2) 段丘

市内では、段丘の分布は少ないが、千曲川左岸の上山田には、段丘崖及び扇状地末端の侵食崖が連続して形成されている。段丘は、低地に比べて、河床からの比高が大きいため水害を受けにくく、また、地盤も良いため震災を受けにくい。

(3) 山麓堆積地

山麓堆積地は、溪流の出口や斜面の下方等に堆積した岩屑又は砂礫の堆積地形面である。これらの分布地域は、土石流や崩壊による土砂災害を受けやすい地域である。千曲川右岸の磯部から屋代にかけての山麓には急斜面直下にわずかに分布するのに対し、左岸では広い堆積面が分布する。

ア 扇状地

扇状地は市の山麓堆積地の中で最も分布が多く、主に千曲川左岸の羽尾、上山田や北東部の倉科、生萱に広く分布する。主として砂礫からなり、地盤は良い。異常な出水時には、水害を受ける可能性がある。

イ 緩扇状地

上記扇状地に比べて傾斜が緩いもので、一般に規模の大きい扇状地はこれに相当する。千曲川左岸の稻荷山、八幡に佐野川の緩扇状地が発達している。また、森、倉科に沢山川上流部の緩扇状地が見られる。

ウ 沖積錐・土石流堆

山麓の溪流出口等に散在して分布しており、稻荷山、八幡等に見られる。斜面上方の山崩れによって生じた土石あるいは溪床に堆積していた土石等が大量の水と一緒に溪流にそって流下し（土石流）、山麓に堆積して形成された地形であり、土石流堆のみられるところは、土石流による災害の危険性がある。

エ 崖 錐

崖錐は斜面下に散在して分布しており、大田原等に見られる。斜面の上方から崩落してきた岩屑が堆積して形成された急斜面であり、地盤は不安定である。

オ 浅い谷・凹地

台地・段丘や扇状地等の表面に形成された凹地や浅い流路跡、又は、隣り合う扇状地の境界付近の相対的に低い部分などであって、豪雨時に地表水が集中しやすい。上山田、羽尾、八幡等に見られる。

(4) 山地の変形地

千曲市の山地には変形地が散在して分布するが、特に姨捨では大規模な地すべり地形が分布する。

ア 地すべり

主に、西部や北西部に分布する。姨捨では山地全体が大規模に滑動し、千曲川方向に押出している。長野自動車道地すべり検討委員会の調査によると、昭和25年以降、姨捨駅周辺で

断続的に地すべりの災害履歴滑動が把握されている。

イ 崩壊地

斜面又は崖の一部が崩壊した跡地であり、稲荷山等北西部の山地で密に分布する。

3 活断層

千曲市の周辺の主要な活断層としては、①長野盆地の西縁に沿って分布する長野盆地西縁断層帯（信濃川断層帯）と、②糸魚川－静岡構造線断層帯があげられるが、特に糸魚川－静岡構造線を震源とする地震は、今後、千曲市に最も影響をもたらす地震として、考えられている。

(1) 長野盆地西縁断層帯

長野盆地西縁断層帯は、県の下高井郡野沢温泉村から木島平村、飯山市、中野市、小布施町、長野市、千曲市、東筑摩郡麻績村、筑北村にかけて、長野盆地の西縁に沿って延びている。その形態などから、野沢温泉村から千曲市に至る長さ約59kmの飯山－千曲区間と、千曲市から筑北村に至る長さ約15kmの麻績区間に区分される。国の地震調査研究推進本部の評価によると、長野盆地西縁断層帯（飯山－千曲区間）の最新の活動は、1847年に発生した善光寺地震であり、断層帯の活動の間隔は、800～2500年の可能性がある。なお、麻績区間については、過去の活動は不明である。また、長野盆地西縁断層帯では、断層帯全体が一つの活動区間として活動し、マグニチュード7.4～7.8程度の地震が発生すると推定されている。将来このような地震が発生する長期評価はZランク、長期確率は、30年以内、50年以内、100年以内ともに、ほぼ0%としている。（算定基準日：平成29年1月1日）。なお、麻績区間では、マグニチュード6.8程度の地震が発生する可能性があるが、発生する長期確率は不明である。

(2) 糸魚川－静岡構造線断層帯

糸魚川－静岡構造線断層帯は、北は長野県北安曇郡小谷村付近から姫川に沿って南下し、白馬村、大町市、池田町、松川村、安曇野市、松本市、塩尻市、岡谷市を經由して、下諏訪町、諏訪市、茅野市、富士見町、山梨県北杜市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡富士川町を通り、概ね富士川沿いに南下して早川町に至る、緩いS字を描いて北北西－南南東方向に延びる長さ約158kmの断層帯である。構成する活断層の特徴等に基づき、4つの区間に分割されるが、千曲市に最も影響をもたらす地震としては、長野県小谷村から安曇野市に至る長さ約50kmの北部区間（小谷－明科区間）である。国の地震調査研究推進本部の調査によると、北部（小谷－明科）区間の最新活動時期は、約1300年前以降、約1000年前以前と推定され、西暦762年の地震（マグニチュード7.0以上）の可能性もある。

北部（小谷－明科）区間全体が1つの活動区間として活動する場合、マグニチュード7.7程度の地震が発生する可能性がある。発生する長期評価はSランク、長期確率は、30年以内で0.008%～16%、50年以内で0.02%～20%、100年以内で0.05%～40%である（算定基準日：平成29年1月1日）。

4 気 候

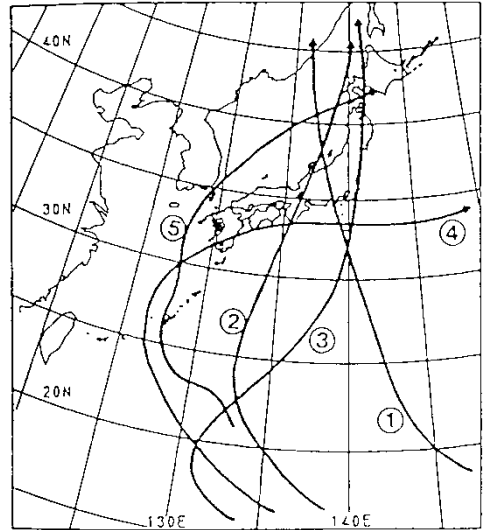
本市に近接する長野地方気象台（長野）の平年値（1991～2020年）によると、降水量965.1mm、気温12.3℃である。大雨は、6～7月の梅雨期、8月の雷雨に短時間の強い雨、9～10月の台風来襲期に発生することが多く、特に台風による被害が大きい。これまでの台風の記録から、県下に被害を及ぼす台風のモデルコースとして、表の5コースが考えられている。

気温は、内陸性の特色である昼夜の気温差が大きく、各気候区の境界域にあって、複雑で変化の多い気候を表している。

また、千曲川の河岸に沿って年間を通じて季節風を中心とした風の通路となり、その吹き方も平均して強い。

長野県に被害を及ぼす台風のモデルコース

台風のコース	予想される被害の状況
①長野県を通過するコース	県内を通過する最悪のコースで、全県的に大雨と強風の被害が発生する。特に千曲川水系では、厳重な警戒が必要となる。(昭和 34 年台風第 7 号)
②西側北上コース	長野県に接近して西側を北上するコースで、全県が暴風・大雨域に入り、風水害が発生する。特に木曽川、天竜川水系では厳重な警戒が必要となる。(昭和 34 年の伊勢湾台風、平成 10 年台風第 7 号)
③東側北上コース	県の東側を北上するコースで、台風の吹き返しによる強風の被害が大きくなる。特に台風に近い佐久地方の山沿いでは雨、風が強まり、以下の台風では千曲川本川及び中小河川が氾濫している。また、東部や北部では大雨に対する厳重な警戒が必要となる。(昭和 24 年キティ台風、昭和 33 年台風第 21 号、昭和 57 年台風第 18 号、令和元年台風第 19 号)
④南側東進コース	太平洋側を東に進むコースで、典型的な雨台風で、伊那谷や木曽谷、佐久地方等を中心に一樣な大雨となる。(昭和 58 年台風第 10 号、平成 16 年台風第 23 号)
⑤対馬海峡から日本海中部を北東進コース	全般に雨量は少ないが、北部の山沿いで強風となり、北アルプス一帯では強い風、雨となるので注意が必要となる。(平成 3 年台風第 19 号)



5 過去の災害

(1) 地震災害

ア 善光寺地震

善光寺地震は、長野盆地西縁断層帯を震源として、1847 年に信濃北部及び越後西部で発生した地震である。被害範囲は高田（新潟県）から松本に至る地域で、特に水内・更級両郡の被害が最大であった。松代領で潰家 9,550 棟、死者 2,695 人、飯山領で潰家 1,977 棟、死者 586 人、善光寺領で潰家 2,285 棟、死者 2,486 人などとされる。

本市にあたる地域においては、稲荷山宿の被害が特に顕著であった。稲荷山宿では、地震によって大部分の家屋、建造物が倒壊したうえ、4カ所からの出火により 220 軒余が焼失した。また、善光寺の御開帳の最中であったため、1,000 人程度が宿泊していたと推定されており、過去帳等の記載によると焼死 500 人との記録も残っている。稲荷山湯之崎の墓地には、「弘化丁未地震稲荷山驛横死人被冢碑」（自然災害伝承碑：令和 6 年 7 月国土地理院登録）が残されており、震災について記されている。

この地震によって山地で山崩れが多く、松代領では 4 万ヶ所以上発生した。中条村では、虚空蔵山が崩れて犀川をせき止め、その上流が湖となり、周辺の村を水没させた。このときにできた湖の水深は最大で約 60m に達したと考えられている。この湖は、その後に決壊して、南は埴科郡屋代村（現千曲市）から北は水内郡飯山町（現飯山市）まで北信濃一帯は大洪水となり、流出家屋 810、流死 100 余の大災害となった。

イ 関東地震

1923 年に関東南部（相模湾、神奈川県、房総半島の南部を含む相模トラフ沿いの広い範囲）を震源域として発生した地震である。相模湾沿岸地域や房総半島南端では、現在の震度 7 相当の揺れであったと推定されている。各地で家屋の倒壊、山崩れ、崖崩れ等が生じたほか、沿岸部に津波が襲った。また、地震直後に発生した火災が被害を大きくし、東京府、神奈川県を中心として、全体として、死者、行方不明者合わせて、約 142,000 人の被害が発生した。

長野県内では、松代から南佐久地方にいたる千曲川流域と、諏訪付近で家屋の全半壊があり、これらの地域は、ほぼ震度 5 とみられている。市域においては、埴科郡森村で住家の半壊 2 棟が記録されている。

ウ 松代群発地震

1965～1967 年に長野市松代付近で発生した地震で、本市の東部山地も震源域に含まれている。有感地震は 6 万回以上あり、1 回の地震の規模で最大のものは M5.4 で、地震の全エネルギーは M6.4 の地震に相当する。旧更埴市域で、負傷者 2 人、住家の全壊 1 棟、一部損壊 572 棟、非住家の全壊 5 棟、半壊 2 棟などの被害が発生した。

(2) 風水害

千曲川は過去に氾濫を繰り返しており、中でも寛保 2 年の「戌の満水」は最大の被害であった。寛保 2 年（1742）年旧暦の 7 月 27 日から 8 月 1 日まで降り続いた豪雨により、千曲川流域で死者約 2,800 人、建物被害約 6,300 戸が発生したとされる。上徳間村、内川村付近で堤防を押し切った洪水により、寂蒔村で死者 158 人、上徳間村、内川村で死者 104 人にのぼった。

建設省（現国土交通省）により昭和 23 年から始まった千曲川の第Ⅱ期改修を経て、千曲川本川が氾濫するような大災害はなくなった。その一方で、沢山川、更級川等千曲川の支川の流域においては、千曲川が高水位になると、排水不良などにより内水被害が発生している。市内では、昭和 56～60 年にかけて、台風による豪雨により、浸水被害が多発していた。昭和 58 年台風第 10 号では、雨宮、土口等で浸水被害が連続して発生し、床上浸水 211 戸、床下浸水 173 戸、田畑の冠水 189ha、道路の欠壊、山崩れ等、総額 4 億 8,000 万円の被害となり、災害救助法が適用された。

平成 11 年には、熱帯低気圧による豪雨により、更級川、沢山川等で床上浸水 35 棟、床下浸水 60 棟の被害が発生した。また、平成 16 年台風第 23 号では、千曲市内において、床上浸水 2 棟、床下浸水 55 棟の被害が発生し、27 世帯 79 人が自主避難を行っている。

令和元年台風第 19 号では、本市で初めてとなる大雨特別警報が発表され災害救助法が適用された。埴生、東部地区を中心に市内各地で大規模な浸水被害が発生し、床上浸水 427 棟、床下浸水 1,250 棟、市内全域で 29 ヲ所の避難所を開設し、5,173 人が避難した。また、公共施設・インフラ、商工業、観光業、農林業等の被害総額は 97 億 6000 万円の被害となった

〔資料 2〕 過去の災害 （資料編 P. 4）

〔資料 3〕 長野県地震被害想定調査概要 （資料編 P. 17）

6 自然的条件にみる災害の要因

(1) 地震災害

ア 地盤災害

大地震が発生し、種々の地震波が地表に到達する時、地形の特性に応じて災害の形態は異なってくる。低地の沖積地・扇状地・氾濫原では軟弱地盤となっていてところが多く、地割れが発生したり、震動が大きくなって、人家・建物・構造物・道路の被害が増大する。

段丘などの洪積層は低地に比べ相対的に良好な地盤であるが、崖錐の切り取り部や段丘崖などの斜面の崩壊によって崖下の人家・道路等を損壊することがある。

山地においては、基盤岩での震動が小さくても、層理の発達状況・亀裂の様相・風化の進行程度によって斜面崩壊や地すべりが発生し、人家・田畑・道路（路盤や擁壁）等の破壊が生じたり、川をせき止めることにより地震水害を発生させることもある。

イ 地盤の液状化

地震時に建築物や橋梁等の構造物、ライフラインの地下埋設管等に影響をもたらす地盤の液状化は、強い地震動により、地下水で飽和した砂質地盤が流動化し、噴砂・噴泥・噴水等を引き起こすとともに、地盤の支持力を失うことによって引き起こされるものである。

地形的には、低地の沖積地、扇状地、氾濫平野、埋立地等で、砂質地盤かつ地下水位が比較的高いところで液状化が発生する可能性が高い。

ウ 斜面崩壊

強い地震動により、山腹斜面、山地末端部、崖等の斜面では、層理や亀裂がよく発達しているところ、風化が進行しているところ、固結度が小さいところ等で、岩石や地層に崩壊が生じることがある。斜面勾配が大きいようなところでは、この斜面崩壊の可能性が高くなる。

また、崖錐や段丘崖の斜面でも、急傾斜となっているところでは崩壊の危険性がある。

(2) 風水害・土砂災害

平成 16 年台風第 23 号における浸水被害が発生している箇所は、上山田の寺沢川、女沢川等で、河川の氾濫で被害のあった地区は、千曲川沿いの低地、扇状地・緩扇状地及び扇端付近の低地に多い。面的に浸水被害が報告された沢山川沿いの沢山川親水公園と、更級川沿いの八幡地区の低地は、旧河道や氾濫平野であり、河川氾濫の危険性が高い地形である。また、千曲橋緑地、雨宮緑地、水辺の楽校親水公園等は、千曲川の堤防内の高水敷であり、高水時には浸水することが許容された箇所である。

扇状地・緩扇状地及び扇端周辺では、土砂堆積等の被害も多く発生した。戸倉・更級地区では、山地の崩落で民家に土砂の押出しの被害もあった。また、佐野地区では、土石流が発生した。このような被害は、山地から流出した土砂が河川等に堆積し、緩勾配となるこの地域で氾濫したものと考えられる。

被災状況と地形の関係が明確であるため、平成 16 年台風 23 号で被災しなかった地域においても、被災箇所と同様の地形においては、今後の災害で被災する危険性がある。

また、市の西部や北西部には、地すべり地形が多く分布している。姨捨地区では山地全体が大規模に滑動し、千曲川方向に押出しており、長野自動車道の地すべり検討委員会の調査によると、昭和 25 年以降、姨捨駅周辺で断続的に地すべりの災害履歴滑動が把握されている。このような地すべり地形では、大雨や地震をきっかけに動き出し、周囲の建物、構造物等に影響を与えるおそれがある。

第 2 社会的条件

1 人 口

令和 2 年国勢調査による人口等は次のとおりである。市内の人口の多くは、千曲川沿いの低地に集中しており、人口集中地区は、屋代・埴生地区及び稲荷山・八幡地区並びに戸倉地区の 3 地区が形成されている。

(1) 人口及び世帯数

国勢調査によると、本市の人口は、昭和 40 年以降増加を続けていたが、平成 12 年の 64,549 人を境に減少に転じている。世帯数も増加を示しているが、1 世帯当たり人口は、昭和 35 年の 4.7 人から令和 2 年の 2.7 人と減少しており、核家族化の進行を示している。

	人 口	世帯数	1 世帯当たり人口
昭和 35 年	53,972 人	11,582 世帯	4.7 人
40	53,855	12,400	4.3
45	54,870	13,475	4.1
50	56,891	14,579	3.9
55	60,106	16,138	3.7
60	61,883	16,963	3.6

平成 2 年	61,954	17,756	3.5
7	63,539	19,372	3.3
12	64,549	20,547	3.1
17	64,022	21,251	3.0
22	62,068	21,449	2.9
27	60,298	21,573	2.8
令和 2 年	58,852	22,023	2.7

(国勢調査 平成 12 年以前は旧更埴市戸倉町上山田町の合計)

(2) 年齢別人口構成

国勢調査による年齢別人口は、若年層の減少、高齢層の増加の傾向が見てとれる。令和 2 年には、65 歳以上の人口が 19,628 人で全人口の 33.5%であり、全国平均 28.7%と比較して高い値となっている。

	年齢別人口 (人)	割合 (%)
少年人口 (0～14 歳)	6,880	11.8
生産年齢人口 (15～64 歳)	32,027	54.7
老年人口 (65 歳以上)	19,628	33.5
不詳	317	—
合 計	58,852	—

(令和 2 年国勢調査)

(3) 通勤・通学による人口の流出入

国勢調査をもとに、本市の通勤・通学による人口の流出入を集計すると、令和 2 年の流出人口が 13,310 人、流入人口が 9,270 人、流出超過が 4,040 人となっている。流出先は長野市が最も多い。

2 都市化の動向

(1) 人口集中地区

国勢調査の人口集中地区は、屋代・埴生地区、稲荷山・八幡地区及び戸倉地区にある。平成 12 年には、屋代・埴生地区は、屋代駅を中心に、屋代、小島、栗佐、桜堂、新田及び鋳物師屋の地区に広がっている。また、稲荷山・八幡地区は、主要地方道長野上田線を中心に稲荷山、八幡及び野高場の地区に広がっている。戸倉地区では、戸倉、上徳間、磯部を中心として設定されており、千曲川を渡って戸倉温泉と若宮の一部までが含まれている。

屋代・埴生地区では人口集中地区の面積及び人口が増加している一方で人口密度は減少しており、郊外化が進んでいる。稲荷山・八幡地区及び戸倉・上山田地区では人口は減少傾向にある。

屋代・埴生地区の人口集中地区の面積等

	面積	世帯数	人口	人口密度
昭和50年	1.0km ²	1,446世帯	5,720人	5,720人/km ²
55	1.2	1,536	5,796	4,830
60	1.2	1,479	5,426	4,522
平成2年	1.4	1,617	5,588	3,991
7	1.6	1,964	6,316	3,923
12	1.7	2,115	6,413	3,750
17	1.9	2,387	7,029	3,759
22	1.9	2,519	7,144	3,720
27	1.9	2,440	6,642	3,590
令和2年	2.2	2,961	7,723	3,448

(国勢調査)

稲荷山・八幡地区の人口集中地区の面積等

	面積	世帯数	人口	人口密度
昭和50年	1.0km ²	1,446世帯	5,737人	5,737人/km ²
55	1.1	1,458	5,573	5,066
60	1.2	1,492	5,513	4,594
平成2年	1.5	1,713	6,194	4,129
7	1.7	2,023	6,869	4,041
12	1.7	2,095	6,733	3,961
17	1.7	2,150	6,649	3,911
22	1.6	2,114	6,382	3,891
27	1.6	2,102	5,991	3,653
令和2年	1.6	2,098	5,804	3,539

(国勢調査)

戸倉・上山田温泉地区の人口集中地区の面積等

	面積	世帯数	人口	人口密度
昭和50年	1.5km ²	1,762世帯	5,988人	3,992人/km ²
55	2.0	2,128	6,584	3,292
60	1.9	2,104	6,362	3,348
平成2年	1.9	2,091	6,112	3,217
7	2.2	2,217	6,254	2,843
12	2.2	2,288	5,953	2,706
17	2.5	2,994	7,359	2,944
22	2.5	2,869	7,003	2,823
27	2.5	2,689	6,760	2,715
令和2年	2.3	2,684	6,564	2,842

(国勢調査)

(2) 建築物

本市の建物総数は、40,573 棟で、そのうち木造家屋は、28,364 棟で全体の 69.9%を占めている（令和4年税務課資料）。また、昭和53年の宮城県沖地震等の被害状況を受け、昭和56年に建築基準法の耐震関係の規定が見直され（昭和56年6月1日施行、新耐震基準）、その後発生した阪神・淡路大震災において、昭和56年以前の古い耐震基準により建築されたものについて被害が大きいことが確認された。平成30年の「住宅・土地統計調査」によると、市内の住宅総数は、21,810 戸であり、そのうち昭和55年以前に建築された住宅は、5,560 戸で全体の 25.5%を占めている。

(3) 危険物施設

消防法による危険物を大量に取扱・貯蔵している施設として、国道18号沿いに多いが、これらはガソリンスタンドである。また、更埴インターチェンジ周辺には、大量に貯蔵している工場等が存在する。危険物施設の安全性は、単に貯蔵・取り扱う危険物の量だけでは決まらずに、施設の立地条件、施工方法、保守・管理状況等により大きく異なる。特にガソリンスタンドの施設については、関係法令により厳しく規制がされているため、災害時には地域の防災拠点として活用していく傾向にある。一方、上山田温泉では比較的少量の危険物を貯蔵している宿泊施設等が密集している。

3 防災をめぐる社会構造の変化と対応

近年の都市化、高齢化、国際化、情報化等社会構造の変化により、災害脆弱性の高まりが見られ、これらの変化に十分配慮しつつ防災対策を推進する必要がある。特に、次に掲げるような変化を考慮して、十分な対応を図るよう努める。

(1) 土地利用の変化

千曲川の右岸側の地域では、かつて水田に利用していた土地を住宅地に転換している場所が多く見られる。これらの箇所は、千曲川の旧河道跡や後背湿地等であり、地盤が軟弱な部分もあり、地震時には、地震動の増幅や、地盤の液状化が発生する恐れがある。また、この地域は、元来、水田として利用されていたことから明らかなように、湛水しやすい地形であるため、洪水時には、浸水被害を受けやすく、周囲の地域よりも長期にわたり、浸水が続く恐れがある。

(2) 土砂災害の危険箇所の宅地開発等

市域には、土砂災害警戒区域等が多く存在するものの、低地部に農地等が多く残るため、山際に近い危険箇所周辺への新たな市街地の開発は少ない。しかし、土口の一部では、土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所が迫っており、また、八幡の市街地の一部は土石流危険渓流にあり、ともに注意を要する箇所がある。また、平成 19 年 5 月 10 日、平成 20 年 3 月 27 日及び平成 28 年 3 月 10 日に、土砂災害（特別）警戒区域が更埴地区・上山田地区・戸倉地区それぞれ一部で指定・告示された。

既存の集落では、扇状地に位置するものも多く、土砂災害の危険性が高い。また、このような集落では未整備の道路が多い上、急勾配であるため、災害時の住民の避難活動や救出、消防活動に支障が生じる恐れがある。

(3) 危険物施設の増加

市街化が進んでいる国道 18 号沿道では、工場と住宅地が隣接している。このような工場では、大量の危険物を取扱い、保管しているところもあり、地震等の際には、危険物の漏洩や出火の危険性がある。

(4) 要配慮者の増加

高齢者（とりわけ独居老人）、障がい者、外国人等いわゆる要配慮者の増加が見られる。これについては、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災の様々な場面において配慮する必要があることから、各施策の展開にあたっては十分に留意するよう努める。

(5) インフラ等への依存度の増大

ライフライン、情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度の増大がみられ、災害発生時におけるこれらへの被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすことから、これら施設の耐震化の促進とともに、補完的機能の充実に努める。

(6) 近隣扶助の意識の低下

住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下がみられるため、コミュニティ・自主防災組織等の強化が必要である。さらに、要配慮者の増加が見られるため、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災の各施策の展開に当たっては、特別な配慮が必要となる。

これらの特別な支援の必要性を反映するため、要配慮者、高齢者、女性の参画を拡大し、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における多様な視点を取り入れた防災体制を確立し、多くの住民参加による定期的な防災訓練及び防災思想の徹底等に努める。

風 水 害 対 策 編

第1章 災害予防計画

第1節 風水害に強いまちづくり

危機管理防災課、総務課、農林課、道路河川課、建築課
都市計画課、上下水道課、生涯学習課、歴史文化財センター、施設管理者

第1 基本方針

市は、将来の気候変動の影響等外部環境の変化や、市内の自然環境、都市構造等の地域の特性に配慮しつつ、風水害に強いまち（都市）づくりを行う。

また、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

第2 主な取組み

- 1 交通・通信施設の風水害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等により風水害に強い地域基盤を形成する。
- 2 総合的風水害対策の推進等による風水害に強いまちの形成、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の確保等により風水害に強いまち（都市）づくりを推進する。
- 3 気候変動による水害リスクの増大に備えるため、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に治水に取り組む社会を構築する必要があることから、あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）が協働して流域全体で行う治水「流域治水」へ転換し、被害の軽減に努めるものとする。

第3 計画の内容

1 風水害に強い地域基盤づくり

(1) 総合的計画策定上の配慮

市は、総合的・広域的な計画の策定に際しては、暴風、豪雨、洪水、地すべり、土石流、崖崩れ、竜巻等による風水害から市及び市民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。

(2) 基幹的都市施設整備上の配慮

市は、関係機関と協力し、基幹的な交通・通信施設等の整備については、ネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段を含む風水害に対する安全性の確保及び維持管理に努める。

(3) 構造物、施設の安全性の確保

市は、住宅・学校や公民館等の施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努める。

(4) 土地保全機能の維持増進

市は、風水害に強いまち（都市）の形成を図るため、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道等の事業を総合的、計画的に推進する。

(5) 老朽施設等の維持管理

老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

(6) 広域避難体制の構築

大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努

めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

2 風水害に強いまちの形成

(1) 災害リスクの評価及び目標設定

治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

(2) 土砂災害に関する情報等の伝達

市は土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害の恐れがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難が必要な施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定める。

(3) 土砂災害警戒避難体制の整備

県により土砂災害警戒区域の指定を受けた場合には、市は、警戒区域ごとに情報伝達、予気象警報・注意報等の発表・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、指定緊急避難場所及び指定避難所に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について市民等に周知するよう努める。また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努めるものとする。

(4) 災害危険区域等の指定

市及び県は、洪水、崖崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定について、検討を行い、必要な措置をとる。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、市町村が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

(5) 防災拠点等の積極的整備

市は、災害時に防災拠点となる公共施設について積極的な整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保に努めるものとする。

(6) 立地の適正化

立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置づけるものとする。

(7) 流域治水の取組

市は、特定都市河川の河川管理者、特定都市河川流域に係る市町村及び特定都市下水道の下水道管理者と、特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るため、共同して流域水害対策計画を策定するものとする。その際、「流域水害対策協議会」等を組織し、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うものとする。

(8) 盛土の是正指導

不適切な盛土による土砂等の崩落等による災害の発生を防止するため、長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去

命令等の是正指導を行う。また、その内容について、県と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図るものとする。

(9) 道路網の整備

市は、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路・緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

(10) 所有者不明土地の活用

所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する市町村に対し、必要な助言や支援を行うよう努めるものとする。

(11) 風水害に強いまちの形成

以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。

ア 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用の制限や優良農地の保全等、風水害に強い土地利用の推進。

イ 市民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供。

ウ 河川、下水道について築堤、河道掘削、遊水池、放水路、雨水渠等の建設等の推進

エ 防災調節（整）池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制などを地域の特性を踏まえつつ必要に応じて、実施することによる流域の保水・遊水機能の確保。

オ 浸水想定区域の指定のあったときは、地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所に関する事項、洪水、又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、又は雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。

カ 洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は市が条例で定めた大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について地域防災計画に定める。

キ 名称及び所在地を定めたこれらの施設については、地域防災計画において当該施設の所有者又は管理者及び自主防災組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

ク 市は、地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布および、その他の必要な措置を講じる。

ケ 洪水、雨水出水、土砂災害による浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等を公表し、安全な土地利用の誘導、風水害時の避難体制の整備の促進。

コ 土石災害のおそれのある箇所における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策の推進。特に、土砂・流

木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備の実施をするとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施。

- サ 高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える床上浸水被害を解消するための浸水対策や、指定緊急避難場所及び指定避難所、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の要配慮者利用施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等の生活防災緊急対策の推進。
- シ 土砂災害警戒区域が指定された場合における情報伝達、予気象警報・注意報等の発表、伝達に関する事項、避難場所に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に係る事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制整備の推進。
- ス 洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域が指定された場合における洪水予報等の伝達、避難場所に関する事項、洪水、雨水出水に係る避難訓練に係る事項、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保に必要な体制整備の推進。
- セ 山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害危険地区の総合的な山地災害対策を推進。

特に尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進。

また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施。

- ソ 農業用排水施設の整備、決壊した場合に影響が大きいため池における補強対策や統廃合、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策の推進。
- タ 災害発生時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式等の推進。
- チ 市は洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として市民、滞在者その他の者への周知。

- [資料4] 水防警報河川 (資料編P. 19)
- [資料5] 洪水予報河川 (資料編P. 20)
- [資料6] 水位周知河川 (資料編P. 20)
- [資料7] 重要水防区域 (資料編P. 21)
- [資料8] ため池 (資料編P. 29)
- [資料9] 土砂災害警戒区域等 (資料編P. 32)
- [資料10] 山地災害危険地区 (資料編P. 56)

3 風水害に対する建築物等の安全性

- (1) 浸水等風水害に対する安全性の確保に当たっては、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえたものとする。
- (2) 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等については、その所有者及び管理者は、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。
- (3) 市は、住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守について指導等に努める。

- (4) 建築物の所有者及び管理者は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。
- (5) 建築物の所有者及び管理者は、浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努める。
- (6) 市は文化財保護のための防災対策に努める。

4 ライフライン施設等の機能の確保

- (1) ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。
- (2) ライフラインの被災は、安否確認、市民の避難、救命・救助等の災害対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化などをもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設や廃棄物処理施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。
- (3) コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。

5 災害応急対策等への備え

- (1) 次章以降に掲げる、災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行う。また、職員及び市民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図るものとする。
- (2) 災害時には状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を継続的なものにするよう努めるものとする。
- (3) 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地等の活用を図るものとする。
- (4) 災害時に救援活動や復旧、復興活動の拠点となる防災拠点を、浸水想定区域外であり緊急輸送道路沿線上に平坦で整形した敷地が確保できる八幡地区に整備を検討していくものとする。

また、戸倉地区においては、戸倉体育館エリアを核とした、指定避難所、物資輸送拠点などの防災機能を確保するため、千曲市総合運動公園の整備を進める。
- (5) 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確

保に留意するものとする。

- (6) 民間事業者へ委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。
- (7) 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。
- (8) 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。
- (9) 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。
- (10) 平常時より、災害による被害が予想される空家等の状況の確認に努めるものとする。

第2節 災害発生直前対策

危機管理防災課、総務課、農林課、道路河川課
都市計画課、上下水道課、施設管理者

第1 基本方針

風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ、気象警報・注意報等の伝達体制、避難誘導体制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

第2 主な取組み

- 1 気象警報・注意報等の市民に対する伝達体制を整備する。
- 2 市民の避難誘導体制を整備する。
- 3 災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

第3 計画の内容

1 市民に対する情報の伝達体制の整備

気象警報・注意報等の伝達は、第2章第1節「災害直前活動」によるが、防災関係機関は、円滑で速やかな、情報の伝達ができるように、体制の整備を図る。また、市は、気象台からの情報収集の他、オンラインによる、気象状況の正確な把握ができる体制の整備に努める。

〔参照〕第2章第1節 災害直前活動「伝達系統図」

2 避難誘導体制の整備

- (1) 市は、風水害により、市民の生命、身体等に、危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておくものとする。
- (2) 市は、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から市民等への周知に努めるものとする。
- (3) 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。
また、市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、広域避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。
- (4) 市は指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとする。
- (5) 市は、県による土砂災害警戒情報等を利用し、土砂災害等に対する市民の警戒避難基準をあらかじめ設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。
- (6) 市は避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所等の市民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。
なお、具体的な避難基準等の検討においては、千曲川に関する浸水想定区域図及び洪水予報並びに、沢山川他5河川の浸水想定区域図及び避難判断水位等の情報を利用する。
- (7) 市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川及び水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞等が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避

難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

(8) 市は、土砂災害等に対する住民の警戒避難体制として、大雨注意報、警報、土砂災害警戒情報等の防災気象情報を基に避難指示等の避難情報を適切に発令するとともに、住民に速やかに周知するものとする。

(9) 市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるよう努めるものとする。

〔資料40〕 避難指示等に係る発令の判断基準 （資料編P. 373）

3 災害未然防止活動

(1) 市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

(2) 河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者等は、災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるよう以下のような体制の整備を行う。

ア 所管施設の緊急点検体制の整備

イ 応急復旧のための体制の整備

ウ 防災用資機（器）材の備蓄

エ 水防活動体制の整備（水防管理者、道路河川課、農林課）

オ セキ、水門、樋門、排水機場、排水ポンプ等の操作マニュアルの作成、人材の養成（河川、農業用排水施設管理者）

カ 災害に関する情報についての地方自治体との連携体制の整備

4 応急対策実施のための事前確認

(1) 職員への待機命令等動員体制の事前準備

(2) 防災無線、緊急車両等防災用設備・資機（器）材の点検

(3) 指定避難所等防災上重要な施設を中心とした公共施設の緊急点検の実施

(4) 円滑な応急対策実施のための各班事務分掌の再確認

(5) 第2章第1節「災害直前活動」に基づく、防災中枢機能等の確保

第3節 情報の収集・連絡体制計画

危機管理防災課

第1 基本方針

災害時には各機関が出来る限り早期に的確な対策を行うことが求められ、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。

市、県、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備を進める。また、平常時より防災関連情報の収集蓄積に努め、災害危険性の周知に役立てる。

第2 主な取組み

- 1 防災関係機関は、情報収集ルートの設定など情報収集・連絡体制の整備を図る。
- 2 防災関連情報のデータベース化を図り、防災情報を網羅したマップを作成し市民に周知する。また、データベースを活用した地理情報システムの活用を図る。
- 3 情報伝達手段の多ルート化等を推進する。

第3 計画の内容

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

被害状況等の把握及び被害調査は、市が、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するが、あらかじめ情報収集ルート、担当者、災害情報連絡員等を定めておく。

ア 災害情報連絡員の指名

災害発生時には、災害情報連絡員を区等に派遣し、地域の被害情報の収集及び災害対策本部からの情報伝達を行う。

イ 参集職員からの情報収集

勤務時間外等に市内各所から参集する職員は、参集途上における被災箇所等の情報を収集し報告を行うものとし、訓練等において職員に周知する。

(2) 訓練の実施

市は、円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施する。

(3) 情報通信拠点のネットワーク化

市は、公共施設（学校、公民館等）を情報通信の拠点とした市内におけるネットワークの整備について研究する。

(4) 新たな情報収集システム・体制の整備

市は、情報収集手段としてインターネット等の活用について研究する。また、総合的な情報収集を行うため「モニター情報制度」の設置を研究する。

また、情報を一元的に収集伝達する「防災情報管理システム」の構築を研究する。

(5) 雨量情報、土砂災害警戒情報の情報収集・伝達体制の整備

雨量情報、土砂災害警戒情報及び長野県河川砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度などの情報収集に努め、また、県、市民と連携し、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

(6) 災害対策本部での連絡調整機能の整備

災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

2 情報の分析整理

市は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努める、総合的な防災情報を網羅した各種防災におけるハザードマップ、防災マップの作成等による災害危険性の周知等に生かすほか、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの活用にも努める。

また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

3 通信手段の確保

(1) 屋外告知放送システムによる市民への情報伝達

市は、屋外告知放送システムによる地域住民への情報伝達を行い、情報伝達体制の強化を図る。また、職員の装置操作の訓練、講習等を行うとともに点検整備の実施により円滑な通信の確保を図る。

〔資料11〕 千曲市災害屋外告知放送システム設置状況一覧 （資料編P. 62）

(2) 携帯電話によるメール配信システム・SNS（LINE）の利用

市は、より多くの市民に災害情報等を伝達するため、普及率の高い携帯電話によるメール配信システム、千曲市LINE公式アカウントの活用を図る。

(3) 市防災行政無線の整備

同報系デジタル防災行政無線未整備地域の整備を図り、災害時における安定した情報伝達手段を確保する。また、移動系防災行政無線等により、災害時においても市内各地区との通信手段を確保できるよう努める。

(4) 地域のマスメディアを利用した情報伝達・提供

ア ケーブルテレビ

市は、災害時におけるケーブルテレビ放送要請に関する協定に基づき、災害発生時には、信州ケーブルテレビジョンに対して、放送要請を行う。

イ 有線放送

市は、災害発生時には、市内の有線放送電話農業協同組合に対して、放送要請を行う。

ウ コミュニティFM放送

市は、今後、コミュニティFM放送が市内で事業化された場合には、放送要請に関する協定の締結等により、情報伝達体制の強化を図る。

(5) 災害時優先電話

市は、災害時における緊急を要する場合の通信連絡を確保するため、あらかじめ東日本電信電話株式会社長野支店長に対し、災害時優先電話の承諾を受けておく。災害時に円滑に使用できるよう、あらかじめその運用方法等について習熟に努める。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図るものとする。

(6) アマチュア無線局の協力体制構築

市は、アマチュア無線クラブとの協力体制を構築し、非常時の情報通信網のバックアップを図る。

(7) 新たな災害時通信網の整備

市は、衛星携帯電話、公共安全LTE（PS-LTE）等の移動系の応急対策機器の整備を図る。また、地域衛星通信ネットワーク等の導入による、災害時通信網の多ルート化に努める。

第4節 活動体制計画

危機管理防災課、総務課

第1 基本方針

災害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。

このため、職員の非常参集体制の整備、応急活動マニュアル等の整備、防災会議、防災訓練等を通じた防災関係機関との相互協力体制の構築・連携強化等、災害発生時における活動体制の整備を図る。

第2 主な取組み

- 1 職員による配備活動体制の整備、災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル等の整備充実を図る。
- 2 防災会議を設置し、その円滑な運営を図る。
- 3 防災中枢機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設の確保等、災害時の防災中枢機能の確保を図る。
- 4 複合災害発生の可能性を認識し、備えを充実する。
- 5 業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図る。

第3 計画の内容

1 職員の非常参集体制の整備

(1) 非常参集体制の整備

市は、災害発生のあるゆる事態に際し、迅速な対応が図れるよう、非常参集体制を次のとおり整備し、また必要に応じて見直しを行い充実に努める。

ア 職員の配備体制

気象庁の防災気象情報による基準に基づき、災害の危険性や規模に応じた適切な参集基準及び配備体制を定める。

イ 職員の安全確保

発災後、職員の安全の確保に十分配慮しつつ、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立を行うものとする。

ウ 配備指令の伝達及び方法

配備職員への招集の伝達系統については、勤務時間中及び勤務時間外について整備し、休日や夜間における災害の発生に迅速な対応が可能な体制とする。

招集の伝達方法については、複数ルート化、代替手段の確保等を図り、通信施設の損傷等の事態に備えるとともに、参集途上での伝達手段確保等についても検討する。

エ 配備体制等の確認

各課長等は、4月あるいは人事異動が行われた場合は、非常参集の伝達方法を見直し、職員に周知する。また、配備基準に定めた人員をあらかじめ指定しておく。

(2) 応急活動マニュアルの整備

市は、応急活動マニュアル等を整備し、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう体制を整える。また、同マニュアルに基づく訓練を実施し、常時より職員の対応能力の向上に努めるとともに、訓練結果等を踏まえ、同マニュアルの見直し及び充実を図る。

2 千曲市防災会議の設置

市は、災害対策基本法第16条に基づき、千曲市防災会議を設置し、その円滑な運営により、防災関係機関の連携強化及び協力体制の構築を図る。

また、千曲市防災会議は、市の災害特性及び地域特性に対応した千曲市地域防災計画の作成及

び修正を行い、その計画の実施を推進する。

〔資料12〕 千曲市防災会議条例 (資料編P. 65)

〔資料13〕 千曲市防災会議委員名簿 (資料編P. 67)

3 防災中枢機能（災害対策本部）等の確保

(1) 組織としての機能の確保

本部長（市長）が不在などでその職務が遂行できないときは、副本部長（副市長及び教育長）がその職務を代理する。

(2) 拠点としての機能の確保

ア 拠点機能の確保

災害時には、市庁舎を防災拠点の中核とし、その機能が十分果たせるよう、非常用発電機等の設備の維持管理に努める。

(イ) 通信手段の確保

災害発生直前対策に基づき、通信設備の点検、機器の準備及び発電機の燃料等について準備をする。

(イ) 飲料水、食料の確保

受水槽、高架水槽を満水にするよう努めるとともに、発災後は水洗便所への給水を制限し、飲料水の確保に努める。また、配備職員のための食料の確保を行う。

イ 代替施設の確保

災害対策本部は、庁舎4階応接会議室・庁議室に設置する。庁舎が被災して災害対策本部としての機能を維持できない場合は、総合教育センター2階大研修室に災害対策本部を移転する。

ウ 現地災害対策本部等の確保

現地災害対策本部は、災害対策本部を設置した場合に、必要に応じて、被災現場に近い公共施設等に設置する。

現地災害対策本部等が設置されることが想定される施設については、市庁舎に準じて、非常用発電機、通信設備等の整備を行うとともに、防災上の点検を行い、必要により補強工事等を実施する。

(3) 災害対策本部の運営上必要な資機（器）材の確保

災害対策本部の運営上必要な資機（器）材については、あらかじめ確保する。

ア 災害対策図板

イ 被害状況図板

ウ 携帯ラジオ及びテレビ

エ 懐中電灯等照明用具

オ その他必要な資機（器）材

〔資料14〕 千曲市災害対策本部条例 (資料編P. 69)

〔資料15〕 千曲市災害対策本部規程 (資料編P. 70)

4 小規模な災害等に対する計画

(1) 庁舎に市民から通報などがあった場合は、危機管理防災課長が、総務部長の指示を受け対処する。

(2) この場合において危機管理防災課長から連絡、要請を受けた関係課長等は、担当部長に報告するとともに、その指示を受け、当該事象に対処するものとする。なお、部内において他課の応援が必要な場合は、部長の指示によるものとする。

5 複合災害への備え

同時または連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる状況の発生可能性を認識し、備えを充実する。

災害対応にあたる要員・資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要因・資機材の投入判断を行う対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めるものとする。

6 業務継続性の確保

(1) 業務継続計画の策定

災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等を実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

(2) 業務継続計画の内容

業務継続計画の策定に当たっては、少なくとも市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

7 外部専門家及び人材の育成・確保

応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるよう、仕組みの構築に努める。

また、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用、民間の人材の任期付き雇用等、人材確保方策の整備に努める。

第5節 広域相互応援計画

危機管理防災課、消防本部

第1 基本方針

災害発生時において、その規模及び被害の状況から、市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難となった場合に備え、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関相互等において、応援協定を締結し、平常時から連携の強化を図るとともに、災害時は、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。

第2 主な取組み

- 1 防災関係機関相互の連絡体制の整備を図る。
- 2 他市町村との相互応援体制の確立を図る。
- 3 他市町村消防本部による、消防相互応援体制の確立を図る。
- 4 県外市区町村との相互応援体制の整備に努める。
- 5 公共機関及びその他事業者等による相互応援協定の締結を促進する。
- 6 県と市町村が一体となって他の都道府県の被災地を応援する体制の整備に協力する。
- 7 防災関係機関による応援が円滑に行えるよう、活動拠点の確保を図る。

第3 計画の内容

1 防災関係機関相互の連絡体制整備

各防災関係機関は、応援要請等が迅速に行えるよう連絡体制の整備に努める。

- (1) 応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整える。
- (2) 災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に応援を受けることができる体制等の構築について検討する。
- (3) 市は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。
- (4) 国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。
- (5) 訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

2 県内全市町村間の相互応援体制の整備、充実

(1) 長野県市町村災害時相互応援協定

長野県では、長野県市町村災害時相互応援協定（平成8年4月1日締結）に基づき、県内の市町村を10ブロックに編成し、各ブロックを代表市町村が統括する全県的な相互応援体制の整備を図っており、本市は、長野市を代表市町村とする長野ブロックに所属している。市は、協定に基づく、円滑な相互応援活動に対応できるよう体制整備を行う。

[資料18-3] 長野県市町村災害時相互応援協定 (資料編P.100)

[資料18-4] 長野県市町村災害時相互応援協定実施細則 (資料編P.104)

(2) 相互応援活動計画の策定

相互応援協定により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資

機（器）材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。

(3) ブロック構成市町村間の連携強化

ブロックを構成する各市町村と協力し、応援活動に伴う資機（器）材、物資等備蓄状況の把握及び合同訓練等を行うなど、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるように連携強化に努める。

3 県内外消防本部間の消防相互応援体制

長野県では、長野県消防相互応援協定（平成27年4月8日改訂）に基づき、現在、県内の消防本部を4ブロックに再編し、ブロック内市町村間及び各ブロック間の相互応援体制を整備しており、本市は北信ブロックに所属している。

また、地震等の大規模災害時に、全国的な消防機関が相互に人命救助活動が図れるよう、緊急消防援助隊が発足し（平成7年6月30日）、その活動指針となる緊急消防援助隊要綱が策定されているほか、平成15年6月に消防組織法が改正され、平成16年4月から緊急消防援助隊が法制化されるとともに、大規模・特殊災害発生時の消防庁長官の指示権の創設などがなされた。

この法律及び協定、要綱に基づき、平常時から国、県、消防本部間の連携強化を図り、消防相互応援体制を確立する必要がある。

消防本部・消防署は、協定及び要綱に基づく応援等が迅速かつ的確に実施できるよう、事前に活動計画等を定め、各消防本部における消防力の把握及び合同訓練等を定期的に行い、平常時より応援要請及び応援活動体制の強化に努める。

- [資料18-1] 長野県消防相互応援協定 (資料編P. 93)
- [資料18-2] 長野県消防相互応援協定実施細則 (資料編P. 96)
- [資料18-5] 緊急消防援助隊の運用に関する要綱 (資料編P. 107)

4 県外市区町村との相互応援体制の整備

本市は、富山県射水市（平成18年7月）、千葉県横芝光町（平成18年11月）、岩手県山田町（平成25年3月）、神奈川県松田町（令和6年7月）とも相互応援協定を締結し災害時の応援体制を整備している。今後は、この協定に基づき、応援活動あるいは応援要請の手続等についてあらかじめ計画を定めるなど、平常時より相互応援体制の充実に努めるとともに、合同訓練等を定期的に行うなど相互応援体制の強化に努める。

- [資料18-9] 災害時の相互応援協定（富山県射水市） (資料編P. 130)
- [資料18-19] 災害時の相互応援協定（千葉県横芝光町） (資料編P. 151)
- [資料18-31] 長野千曲市及び岩手県山田町の災害時における相互応援に関する協定（岩手県山田町） (資料編P. 173)
- [資料18-71] 災害時における相互応援に関する協定（神奈川県松田町） (資料編P. 266)

5 公共機関及びその他事業者間の相互応援協定

公共機関及びその他事業者は同種の事業者間等において相互応援協定を締結するとともに、相互応援協定等により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機（器）材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

また、共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し、円滑な応急・復旧活動を行う体制を整備するものとする。

6 県と市町村が一体となった他都道府県被災地への応援体制整備への協力

長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る協定により被災検討への応援体制は整備されているが、支援の内容に応じて職員・資機材及び物資の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。

また、県等が行う広域での訓練に積極的に参加し、平常時より連携を強化するとともに円滑な

応援活動が行えるよう体制整備に協力する。

7 防災拠点の確保

大規模な災害発生時には、自衛隊、警察、消防等による全国的な広域応援活動が実施されるため、これらの人的・物的な応援活動を受け入れるためには相当規模の拠点が必要となる。

こうした活動を受け入れられる場所は数が限られるが、地域の中心的な拠点となることや、物資輸送拠点などの活動に利用される防災拠点を、予め関係機関と調整して選定する必要がある。

(1) 広域防災拠点の選定

県及び関係機関と連携し、地域の自然条件（地形、気候等）や社会条件（周辺市町村との連携、市街地・集落の形態、道路状況等）等を考慮して、広域ごとに拠点を選定する。

(2) 防災拠点の情報の整理・共有

選定された拠点ごとに、面積、管理者、周囲の状況、地形・地面の状態、設備の状況、ヘリ離着陸の可否、幹線道路へのアクセス等を記載したリストを作成・整理し、情報の共有を図る。

第6節 救助・救急・医療計画

危機管理防災課、福祉課、健康推進課、感染症対策室、消防本部

第1 基本方針

救助・救急用資機（器）材の整備、医療用資機（器）材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図る。また、医療機関の被害状況、患者受入れ状況及び活動体制、災害発生、交通規制の状況等について、関係機関が相互に把握できるよう情報共有、連絡体制の整備を行う。

第2 主な取組み

- 1 災害等緊急時に備え救助・救出用資機（器）材の整備を図る。
- 2 医療用資機（器）材、医薬品等の備蓄調達体制について整備を図る。
- 3 災害時における被害状況把握、患者の受入れ体制、被災状況等、消防機関・医療・その他の関係機関の情報共有が円滑に行える連絡体制の整備を図る。

第3 計画の内容

1 救助・救急用資機（器）材の整備

(1) 地域救助・救急拠点の整備

市は、防災備蓄倉庫及び消防団詰所、公民館等に救助・救急資機（器）材の備蓄を行い、消防団、赤十字奉仕団及び自主防災組織を中心に市民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制を整備する。

また、平常時から地域住民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導や定期的な訓練を実施し、地域での救助救急体制を強化する。

(2) 救助工作車・救急自動車の整備

消防本部は、「消防力の整備指針」に基づく救助工作車、救急自動車の台数の整備を図る。救助工作車は、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備に努める。また、救急自動車は、計画的な更新整備と救急救命士の計画的配置に努める。

2 災害時医療体制の整備

(1) 初期医療体制

ア 医療救護体制の整備

市は、災害時の負傷者の医療救護に対応するため、千曲医師会、埴科歯科医師会・更級歯科医師会及び更埴薬剤師会との協定に基づき、医療救護班の編成等、医療救護体制を整備する。

大規模災害等に際し、日本赤十字社長野県支部への医療救護班の派遣要請等の事態に備え、あらかじめ関係機関との調整を図る。

[資料18-11]	災害時の医療救護についての協定（千曲医師会）	（資料編P. 134）
[資料18-12]	災害時の歯科医療救護についての協定（埴科歯科医師会）	（資料編P. 136）
[資料18-13]	災害時の歯科医療救護についての協定（更級歯科医師会）	（資料編P. 138）
[資料18-25]	災害時の医療救護に関する協定（更埴薬剤師会）	（資料編P. 162）

イ 救護所設置体制の整備

災害時、速やかに救護所の設置が図れるよう、現地や避難場所等への救護所の設置に備え、必要な資機（器）材の備蓄、調達方法の確保等、救護所設置体制を整備する。

また、災害時の傷病者の受入れ医療機関について、あらかじめ候補となる医療機関の把握に努める。

(2) 後方医療体制

災害拠点病院に指定されている長野赤十字病院を中心とした地域的な災害時医療体制により、初期医療では困難な重傷者等の高度医療に対応する。

日本赤十字社長野県支部、千曲医師会、埴科歯科医師会、更級歯科医師会等は、災害拠点病院を中心とした災害医療への協力体制について整備を行う。

(3) 医療用資機（器）材等の備蓄

市は、医薬品等の備蓄について、医薬品取り扱い業者等の協力を得て行う流通備蓄と、医療機関で行う在庫備蓄により対応する。

千曲医師会、埴科歯科医師会、更級歯科医師会及び更埴薬剤師会は協定に基づき、医療救護計画を策定し、医薬品、医療資機（器）材等の備蓄に努める。

3 消防、医療及びその他の関係機関相互の連絡体制の整備

(1) 消防計画における救助・救急活動の充実

消防本部は、集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成する。

- ア 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む）等
- イ 最先到着隊による措置
- ウ 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等
- エ 応急救護所の設置基準、編成、任務等
- オ 各活動隊の編成と任務
- カ 消防団の活動要領
- キ 通信体制
- ク 関係機関との連絡
- ケ 報告及び広報
- コ 訓練計画
- サ その他必要と認められる事項

(2) 消防機関・医療機関相互の連携強化

消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を検討するとともに、傷病者の搬送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。

また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておく。

(3) 訓練の実施

消防本部は、関係機関の協力を得て、消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画に基づく訓練を毎年1回以上実施する。

第7節 消防・水防活動計画

危機管理防災課、農林課、道路河川課、都市計画課、消防本部

第1 基本方針

災害時等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう消防力の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

また、堤防その他の施設が損壊し、浸水等の被害が発生し又は発生するおそれがある場合における水防活動が迅速かつ的確に実施できるように、資機（器）材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

第2 主な取組み

- 1 消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化等の事項について、あらかじめ計画を定めておく。
- 2 資機（器）材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定めておく。

第3 計画の内容

1 消防計画

「市町村消防計画の基準」に基づいて消防計画を作成し、災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備充実を図り、防災活動を実施する。その際、次に掲げる事項について重点的に取り組む。

(1) 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進するものとする。

また、消防・水防団活性化の推進を図るとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を消防・水防協力団体として指定するなど、消防・水防活動の担い手確保に努め、その育成強化を図るものとする。

〔資料19〕 消防資機（器）材の現況 （資料編P. 283）

(2) 消防団の活動強化

市は、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、消防団活性化総合整備事業等を活用した消防団の施設・装備・処遇の改善・教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図り、消防団活性化の推進と育成強化を図る。

〔資料20〕 消防団の現況 （資料編P. 288）

(3) 消防資機（器）材の整備

市及び消防本部は、火災に即応するためには、消防資機（器）材並びに通信体制の整備強化が不可欠であり、消防資機（器）材の計画的な更新補充、現有の無線・有線通信網の整備拡充を図る。

(4) 消防水利の多様化及び適正化

市は、「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適

正な配置に努める。その際、災害による水道施設の損壊などにより、消火栓の使用に支障が生じる事態及び防火水槽が損壊する事態が予想されることから、耐震性貯水槽の整備、河川・農業用排水路等自然水利の活用、水泳プール・ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図る。

〔資料21〕 消防水利の現況 （資料編P. 291）

(5) 被害想定の実施

消防本部は、消防地理、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査するとともに、過去の災害による被害状況を考慮した被害想定を行う。

(6) 消防機関及び自主防災組織等の連携強化

市は、発災初期における、消火、救助活動等は、市民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進する。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機（器）材の整備及びリーダー研修の実施などによる育成強化を図るとともに、防災訓練の実施などにより、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、災害発生時において、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図る。

(7) 消防活動の困難路の解消

市は、消防車両のための幹線道路の整備や細街路地区における拡幅、電柱等の埋設化、角切り及び駐車車両の排除などを促進する。

(8) 火災予防

ア 防火意識の向上、知識の普及

市及び消防本部は、火災の発生を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報媒体等を通じて、市民等に対する災害発生時の火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法、感震ブレーカー、住宅用火災警報器の設置等、防火意識の向上、知識の普及啓発を図る。

(イ) 市民に火災予防意識を普及させるため関係機関と協力し、毎年春秋実施される火災予防運動に合わせ、広報活動を積極的に実施し、さらに防災意識の高揚を図る。

(ロ) 事業所等の防火管理者に対して、施設内の整備、点検、訓練をするよう指導し、防火体制の促進強化を図る。

(ハ) 高齢社会・核家族化の進行による老人世帯の増加などを考慮し、あらかじめ、社会的弱者に対する隣保相互扶助の精神に添った火災予防指導の徹底に努める。

(ニ) 区・自治会ごとに、毎年1回は防火座談会を開催し、消防署、消防団と各地区住民が協力して、地域の防火・防災体制の点検などを行い、「自主防災」の意識高揚を図る。

(ホ) 防災推進員制度を有効に活用し、あらゆる機会を捉えて防災に必要な教育、知識の普及を図る。

イ 防火管理者制度の効果的な運用

消防本部は、消防法第8条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の設置者等に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導する。

また、消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合及び火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図る。

ウ 危険物保有施設への指導

消防本部は、化学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、災害発生時における危険物収納容器等の転倒、落下、破損等により、次に掲げるような混触発火が生じないように管理の徹底に努めるよう指導する。

(ア) 可燃物と酸化剤の混合による発火

(イ) 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火

(ウ) 金属粉、カーバイド等禁水性物質の浸水による発火

(9) 活動体制の整備

消防本部は、大規模災害発生時等における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定める。

特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図る。

また、大規模火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等、火災防御計画等を定める。

(10) 応援協力体制の確立

災害発生時等において、消防本部の消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合に備え、長野県消防相互応援協定、長野県市町村災害時相互応援協定等の効率的運用を図れるよう、応援要請体制、応援受入れ体制を確立する。

2 市民等が実施する計画

市民は、災害時には、使用中のコンロ、ストーブ等、火災発生原因となる火気器具は、直ちにその使用を中止して、火災の発生を防止することを心がけるとともに、当該器具の周囲に可燃物を置かない、消火器、消火バケツの常備及び消火用水の汲み置きの実施、感震ブレーカー、住宅用火災警報器の設置等、平常時から火災予防に努め、さらに、消火器具等の取扱いを習熟するなど、火災発生時において初期消火活動が実施できるよう努める。

また、自主防災組織においても消火訓練等を実施し、初期消火体制の整備に努める。

3 水防計画

(1) 実施担当

ア 危険箇所等の巡視、点検、対策工事等は、河川管理者、施設管理者等が実施する。

イ 水防資機（器）材、人員等の整備は、危機管理防災課が担当する。

ウ 災害時の水防活動は施設管理者が実施し、さらに必要がある場合は消防団の協力を得て、危機管理防災課が実施する。

エ 地方整備局等の河川管理者や、要配慮者利用施設、大規模工場等の施設管理者などが実施する計画と連携し、水防活動の強化を図る。

(2) 水防計画の内容

市は、水防計画に基づき、次の事項を実施する。詳細は、水防計画による。

ア 水防組織の確立・整備

イ 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資機（器）材の備蓄ほか次に掲げる事項

(ア) 重要水防区域周辺の立竹木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認

(イ) 緊急時に使用できる資材業者等の資機（器）材在庫量の把握及び協力体制の整備

ウ 通信連絡系統の整備、警報等の市民への伝達体制の整備

エ 平常時における河川、遊水池等の水防対象箇所の巡視

オ 河川ごとの水防工法の検討

カ 危険箇所等の居住者への立退の指示体制の整備

キ 洪水時等における水防活動体制の整備

- ク 他の水防管理団体との相互応援協定の締結
- ケ 水防機関の整備
- コ 水防計画の策定
- サ 水防訓練の実施（年1回以上）
 - (ア) 水防技能の習熟
 - (イ) 水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防意識の向上、普及啓発
 - (ウ) 災害時の避難誘導計画に基づく避難誘導訓練
- シ 浸水想定区域に指定された場合は区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所・指定避難所等の避難計画の作成
- ス 千曲市地域防災計画において浸水想定区域内にある要配慮者利用施設で洪水時に避難の必要が認められる施設の名称及び所在地を定めるとともに、要配慮者施設に係る避難計画や避難訓練に対する助言・勧告を行う。
- セ スに該当する施設の洪水予報等の伝達体制の整備
- ソ 水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保
- タ 河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等、水防と河川管理の連携を強化するよう努める。

[資料22] 水防資機材の現況 （資料編P. 292）

[資料23] 洪水時・土砂災害時に避難の必要が認められる要配慮者利用施設一覧 （資料編P. 294）

第8節 災害時における要配慮者支援計画

危機管理防災課、生涯学習課、市民課、福祉課、高齢福祉課、健康推進課、こども未来課、保育課

第1 基本方針

近年の都市化、高齢化、国際化、核家族化等社会構造の変化などに伴い、災害時には要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。このため、市及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら災害から要配慮者を守るための防災対策の充実を図る必要がある。

また、近年、要配慮者利用施設が、土砂災害や浸水被害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について重点的に対策をとる必要がある。

第2 主な取組み

- 1 在宅の要配慮者の状況把握に努めるとともに、緊急通報装置等の整備、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。
- 2 要配慮者利用施設は、防災設備、組織体制、緊急連絡体制等の整備を図り、市は、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。
- 3 医療機関は、防災設備、組織体制、緊急連絡体制等の整備を図り、市は、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。
- 4 外国籍市民等のために指定緊急避難場所及び指定避難所や避難経路についての標識等の簡明化、多言語化など、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう防災環境づくりに努める。
- 5 土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内に含まれる要配慮者利用施設においては、避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図る。

第3 計画の内容

1 在宅で配慮が必要な者への対策

(1) 対象者の範囲

要 配 慮 者	
	避難行動要支援者
障がい者：身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者 高齢者：認知症を有する者 常時一人暮らしの者 高齢者のみの世帯 病弱者：特定の医療、看護を要する者 (人工透析、在宅酸素利用者等) 児童・乳幼児・妊産婦・外国籍市民等	障がい者：身体障害者手帳1・2級所持者 療育手帳A所持者 精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者 高齢者：介護保険要介護3、4、5認定者 病弱者：重症難病患者 その他：市が必要と認めた者

(2) 在宅の要配慮者の状況把握

在宅の要配慮者の避難対策は、消防団、民生児童委員、区・自治会、NPO・ボランティア等の協力を得て、実施することを基本とする。このため、区・自治会等が、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、要配慮者の所在・災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の要配慮者の状況をあらかじめ把握しておけるよう、市も協力する。また、市は、地域支え合いマ

ップ等の更新を行う。

(3) 避難行動要支援者名簿の整備・活用

ア 避難行動要支援者名簿の整備

市は、避難行動要支援者名簿を整備する。名簿作成に当たっては、関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するように努めるとともに、必要があると認められるときは、県知事その他の者に対して情報提供を求める等、積極的に必要な情報の取得に努めなければならない。また、避難行動要支援者に関する情報の継続的な把握に努め、1年に1回名簿を更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用には支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

なお、避難行動要支援者名簿には、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする理由、その他避難支援等の実施に必要な事項を掲載しなければならない。また、名簿作成の際には、避難支援等関係者に名簿情報を提供することを説明し、同時に避難行動要支援者が事前の支援計画のために平常時からの情報提供に同意できることも説明する。

イ 個別支援計画作成の努力義務

市は地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別支援計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別支援計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用には支障が生じないよう、個別支援計画情報の適切な管理に努めるものとする。

なお、作成にあたっては、地域の実情に応じ、地域の危険度の想定や要配慮者本人の心身の状況等を考慮し、優先度が高い要配慮者から作成できるものとする。

加えて、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

ウ 避難支援等関係者となる者

市は、消防機関、警察、区、自治会、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他避難支援等の実施に携わる者を避難支援等関係者とし、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報を提供するものとする。

エ 避難行動要支援者名簿の提供・適切な管理

(7) 市は、平常時から避難支援等関係者に名簿を提供することにより、災害時には円滑かつ迅速な避難支援に結びつくよう努めなければならない。また、名簿の提供に際しては次の事項に留意する。

- a 避難行動要支援者名簿の提供は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- b 一地区の自主防災組織等に対して市内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、個人情報が無用に共有、利用されないようにする。
- c 平常時からの情報提供にあたっては、避難行動要支援者本人から、事前に同意を得たうえで実施する。

(4) 避難支援等関係者は避難行動要支援者名簿の取り扱いについて、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に理解し、次の事項に留意しなければならない。

- a 避難行動要支援者名簿は施錠可能な場所に保管する。
- b 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しない。
- c 避難支援等関係者が個人でなく団体の場合は、その団体内部で名簿を取り扱う者を限定する。

- d 名簿情報の取り扱い状況について市へ報告する。
- e 名簿情報の取り扱いに関する研修等により適切な取り扱いの理解に努める。

(4) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、災害発生時名簿情報に基づいて避難支援を行うこととするが、避難支援等関係者本人またはその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であり、市は、避難支援等関係者等が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮するものとする。

また、地域において避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方の説明、避難支援等関係者の安全確保の措置として、地域住民全体で話し合ってルールを決め、計画を作り、周知することが適切である。その上で、一人ひとりの避難行動要支援者に名簿の活用や意義等について理解してもらうことと合わせ、避難支援等関係者は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることの理解も得なければならない。

(5) 多様な手段の活用による情報伝達

災害発生時、緊急かつ着実な避難指示（緊急）が伝達されるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、屋外告知放送や広報車による情報伝達に加え、携帯端末による緊急速報メール・SNS（市公式LINEアカウント）を活用するなど、複数の手段を組み合わせることにより情報伝達を行えるよう適切な準備を行う。

(6) 緊急通報装置等の整備

市は、要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、火災報知器等の整備を推進する。

(7) 要配慮者に配慮した避難対策

ア 避難計画の策定

市は、要配慮者を安全かつ適切に避難誘導するため、要配慮者の個々の態様に配慮した避難計画を策定するとともに、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路等の周知徹底を図る。

イ 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備

市は、災害時において指定緊急避難場所及び指定避難所となる公共施設について安全性の向上、段差の解消、スロープや多目的トイレの設置、避難経路標識等の簡明化・多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努める。

ウ 避難行動要支援者の態様に配慮した避難支援計画の策定

市は、避難行動要支援者を安全かつ適切に避難誘導するため、避難行動要支援者の個々の態様に配慮した避難支援計画を策定するとともに、市民に対し、避難場所等の周知を図る。避難支援計画の策定に当たっては、地域の支え合いによる支援が発揮できるよう、市は、避難行動要支援者名簿で整備した情報に基づき、民生児童委員、社会福祉協議会、区・自治会、消防団、自主防災組織と共同で策定するよう努める。

避難支援計画には、地域の特性や実情を踏まえつつ、具体的な避難方法や情報伝達の方法、避難支援等関係者の安全確保への措置等について記載することとし、これらの事項について、市は今後検討する。

居宅で人工呼吸器等を日常的に使い、長時間（概ね4時間以上）の停電が生命維持にかかわる児・者については、平時から非常用電源の確保、災害時の安否確認の体制整備、医療機関等との連携体制の整備に努めるものとする。

エ 避難支援計画等の活用

避難支援計画については、市防災・福祉担当、区・自治会、消防団及び自主防災組織や避難行動要支援者が常にご利用できる状態となるよう、市は、地域支え合いマップ等に反映する。

オ 避難行動要支援者の移送計画

市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

カ ホテル・旅館等の確保

市は、要配慮者の避難先として、ホテル・旅館等の民間施設を速やかに活用できるよう担当部署の調整や協定の締結等に努めるものとする。

(8) 支援協力体制の整備

市は、福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生児童委員、地域支援者、地域住民、NPO・ボランティア等との連携の下に、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。また、地域の防災力の向上を図るため、避難行動要支援者や避難支援等関係者に対する教育や研修等の実施を検討する。

(9) 防災についての指導・啓発

市は、広報等により要配慮者、その家族及び地域住民に対する啓発活動を行う。

ア 要配慮者及びその家族に対する指導・啓発

- (ア) 日常的に防災に対する理解を深め、日ごろから対策を講じておく。
- (イ) 災害発生時に近隣の協力が得られるよう、日ごろから呼びかけに努める。
- (ウ) 地域において防災訓練等が実施される場合には、積極的に参加するよう呼びかける。

イ 地域住民に対する指導・啓発

- (ア) 区・自治会、自主防災組織等は、各地区内の要配慮者への支援体制を平素から整備する。
- (イ) 災害発生時には、要配慮者の安全確保に協力する。
- (ウ) 地域で行われる防災訓練等に要配慮者及びその家族が参加するように働きかける。
- (エ) 防災訓練等では、情報伝達や避難支援が実際に機能するか点検する。

(10) 応援体制及び受援体制の整備

市は、他の市町村において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、看護師、栄養士、介護職員、手話通訳者等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機（器）材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機（器）材等の確保に努める。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

(11) 避難所における要配慮者支援体制の整備

市は、災害発生時において高齢者、障がい者等の要配慮者を支援するため、避難所において、福祉的支援を行う災害派遣福祉チームの派遣に備え、保健医療関係者との連携、活動内容についての周知、チーム員の研修を実施するなど体制を整備する。

2 要配慮者利用施設の対策

市は、要配慮者利用施設に対し、以下の(1)～(7)に関する必要な指導を行い、各施設は施設利用者の様態に応じた災害予防対策をとるものとする。

(1) 非常災害時の体制整備

社会福祉施設等においては、市及び県の指導の下に、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。また、市は要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況について、定期的に確認するよう努める。

(2) 防災設備等の整備

要配慮者利用施設においては、市及び県の指導の下に、施設そのものの災害に対する安全性

を高めるため、建築物の耐震改修に関する法律等に基づき施設の耐震診断、耐震改修、防災設備の整備等に努める。災害発生時に防災設備が正常に作動しなかったり、火災が発生したりすることのないよう施設や付属危険物を随時点検する。また、火気については、日ごろから安全点検を行う。更に、災害に備えて、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品及びその他の生活必需品の備蓄を行う。備蓄は、最低でも3日分、可能な限り1週間分程度を目標とする。

(3) 組織体制の整備

要配慮者利用施設においては、市及び県の指導の下に、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、防災計画等を策定し、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努める。また、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努める。

(4) 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者利用施設においては、市及び県の指導の下に、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動などについて理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練を定期的の実施する。

(5) 応援体制及び受援体制の整備

要配慮者利用施設においては、市及び県の指導の下に、他の要配慮者利用施設において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機（器）材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機（器）材等の確保に努めるものとする。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、自治組織との間で避難支援計画等に関する協定を締結するよう働きかける。

また、一般の避難所では生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、市町村から要請があった場合、積極的に協力するものとする。

(6) 関係機関が実施する対策

日本赤十字社長野県支部、長野県医師会、千曲医師会、埴科歯科医師会、更級歯科医師会等は、県の指導に沿って、それぞれの関係医療機関等に対し、災害時の入院患者の安全確保について特別の配慮を行うよう指導するものとする。

また、医療施設の損壊などにより、入院患者の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機（器）材等の補給等応援要請がある場合に備え、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめそれぞれの関係機関等と協議し調整しておくものとする。

(7) 医療機関が実施する対策

ア 防災マニュアルの作成

医療機関は、災害時の入院患者等の安全確保を図るため、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成するものとする。

また、施設・設備の整備、点検、患者家族連絡表の作成等緊急時の連絡体制や避難誘導体制の整備、職員教育や避難訓練の実施、医薬品、医療用資機（器）材等の備蓄等防災体制の強化を図るものとする。

イ 相互応援体制の整備

医療機関は、市、県及び関係機関の指導の下に、他の医療機関において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員、車両、資機（器）材等、速やかに応援出動等の

対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機（器）材等の確保に努めるものとする。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。

[資料24] 要配慮者利用施設等 （資料編P.300）

[資料25] 医療機関 （資料編P.313）

3 土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策

市内には土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内に立地している要配慮者利用施設がある。これらの施設が被災した場合、避難には通常以上の時間を要することから、被害の拡大が予想される。このため、迅速な避難誘導等のための体制を確立する必要がある。

(1) 要配慮者利用施設への対応

ア 防災体制の整備

市は、土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設に対して、避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施など防災体制の整備について連携して支援する。

イ 避難確保計画の作成

市は、地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項及び情報伝達の方法を定めるとともに、要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。

また、浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、少なくとも浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。

なお、市は要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行う。

(2) 要配慮者利用施設の対応

土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図るものとする。

なお、市の地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の管理者等は、ハザードマップを活用するなどして地域の災害リスクの実情に応じた避難確保に関する計画を作成するとともに避難訓練を実施する。また、水防管理者その他関係者との連絡調整や利用者が避難する際の誘導その他の水災による被害を軽減するために自衛水防組織を置くよう努めるものとする。避難確保に関する計画を作成・変更したときは遅滞なく市長へ報告する。

4 外国籍市民等対策

(1) 外国籍市民等の状況把握

市は、市内における外国籍市民等の居住状況等の把握に努める。

(2) 外国籍市民等の被災者への情報提供体制の整備

市は、関係機関、関係団体と連携し、災害多言語支援センターの設置・外国語による情報提供など外国籍市民等に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備に努める。

(3) 外国語による防災情報の提供

市は、外国籍市民等に対する指定緊急避難場所及び指定避難所や避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的にするとともに、多言語化による整備に努める。

(4) 防災教育・防災訓練の実施

市は、外国語版の啓発資料の作成の推進・配布、防災教育・防災訓練等への外国籍市民の参加推進等を通じて、外国籍市民に対する防災知識の普及に努める。

(5) 医療機関の対応

医療機関は、外国籍市民等に対する応急救護体制の整備を図る。

第9節 緊急輸送計画

危機管理防災課、総務課、道路河川課
都市計画課、教育総務課、スポーツ振興課

第1 基本方針

大規模災害発生時には、救急救助活動、消火活動、各種救援活動等、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、迅速に対応できる体制を平素から確立するとともに、災害による障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立する。

第2 主な取り組み

- 1 緊急輸送道路の確保に関する計画を策定する。
- 2 ヘリポート、輸送拠点等を選定する。
- 3 各種ヘリコプター、トラック協会等、輸送力確保について事前に計画を策定する。
- 4 緊急通行車両の事前確認を行い、災害時の迅速な運用に備える。

第3 計画の内容

1 緊急輸送道路確保計画

(1) 緊急輸送道路の指定

緊急輸送のための道路を確保するため、あらかじめ確保すべき幹線道路を指定し、その確保に努める。選定の条件は次のとおりとする。

- ア 市と隣接市町村を接続する幹線道路
- イ 指定避難所等に接続し、応急対策を実施する上で重要な道路
- ウ 上記の道路と病院等の主要公共施設又は防災関係各機関等の施設を接続する道路

なお、緊急輸送道路の指定にあたっては、交通規制等が円滑に実施できるよう警察署、建設事務所、消防本部と事前に協議を行う。

(2) 緊急輸送道路の確保

市は、次により、緊急輸送道路の確保に努める。

- ア 国・県等と緊密な連絡を取り、幹線道路に架かる橋梁への防災対策を実施し、流失、落下等を防止する。
- イ 建設団体の協力を得て、道路上の障害物の除去等、円滑な輸送道路確保のための体制を整備する。
- ウ 積極的な都市計画の推進により、災害に強い道路幅の確保に努める。
- エ 国・県等の道路管理者と連携し、緊急車両の通行の妨げとなる放置車両や立ち往生車両の移動等を速やかに行える体制整備に努める。

[資料26] 緊急交通路交通規制対象予定道路等 (資料編P. 316)

2 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画

(1) 物資輸送拠点及び拠点ヘリポート等の指定

市は、自らが被災した場合は勿論、隣接市町村が被災した場合の輸送拠点ともなりうる「物資輸送拠点」を指定する。物資輸送拠点の選定に際しては、ヘリコプターによる空輸と陸上輸送の両面の利便を考慮する。

[資料27] 災害対策用物資輸送拠点 (資料編P. 318)

物資輸送拠点	更埴体育館、戸倉体育館、上山田農業者トレーニングセンター
拠点ヘリポート	更埴中央公園、※大西緑地公園、※萬葉の里スポーツエリア
上記以外の災害対策用ヘリポート	東小学校、屋代中学校、埴生中学校、更埴西中学校、 ※千曲橋緑地、戸倉小学校、戸倉上山田中学校、 更級小学校、五加小学校、上山田小学校、 戸倉野外趣味活動センター、※戸倉千曲川緑地公園、 ※千本柳運動公園

※千曲橋緑地、萬葉の里スポーツエリア、大西緑地公園、戸倉千曲川緑地公園及び千本柳運動公園については、千曲川河川敷にあるため、風水害時には冠水等により使用できない場合がある。

注) 工事中の施設は使用できない。

(2) 地域住民への周知

市は、物資輸送拠点及び拠点ヘリポートについて、その所在等を地域住民に周知する。

3 輸送体制の整備計画

- (1) 市は、災害に備え庁用車両の整備・管理を行うとともに、市内の輸送事業者と連絡を密にし、発災時の車両等の確保・借上げなどの協力体制を整備する。
- (2) 必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。
- (3) 物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図るものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。
- (4) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のため、従前の事前届出制度が適用される規制除外車両を除き、災害発生より前に災害対策基本法施行令等に基づく緊急通行車両であることの確認を行うことができることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも災害発生前の確認を受ける。

第 10 節 障害物の処理計画

農林課、道路河川課、環境課、危機管理防災課

第 1 基本方針

災害直後の道路等は、法面の崩壊、建築物の崩壊、街路樹、電柱等の倒壊、流倒木に加えて、放置車両等の障害物により、一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、これらの所有者又は管理者は常日頃、点検を実施するなど、障害物となりうる工作物の倒壊などを未然に防止するとともに、応急対策について関係機関と事前に対応を協議するなどの対策に努める。

第 2 主な取組み

- 1 各種施設等の所有者又は管理者は、これら施設等の倒壊を未然に防止するための定期点検を行い、その結果に基づき、耐震のための適時適切な措置をとる。
- 2 応急対策に必要な専門的技術者を確保する体制の整備を図る。
- 3 障害物除去体制について、関係機関と事前に対応を協議する。

第 3 計画の内容

1 施設倒壊等の未然防止

(1) 関係機関の実施策

各機関の施設、設備等を定期的に巡回点検し、工作物の倒壊等を未然に防止する。

特に、街路樹、電柱等の路上占有物等を管理・所有する各関係機関は、上記措置の徹底を図る。

(2) 市民の実施策

市民は、自らが所有又は管理する施設・設備等について、定期的に点検を行い、工作物の倒壊等の未然防止に努める。

2 障害物除却方法

(1) 協力体制の確保

ア 道路等の障害物除去

市は、災害時に障害物を円滑に除去するため、迅速に資機（器）材、人材の調達が行えるように建設団体等との協力体制を確保する。

イ 倒木処理

市は、あらかじめ長野森林組合等と協力し、相互に調整を図り、倒木の処理体制の整備に努める。

(2) 障害物の集積場所

障害物の集積場所は原則として現有施設、市有地を活用する。一時的に市有地を利用する場合は、避難場所、ヘリポート、仮設住宅用地等との事前調整を行う。

第 1 1 節 避難の受入れ活動計画

危機管理防災課、福祉課、高齢福祉課、健康推進課、こども未来課、保育課、教育総務課、産業振興課、観光課、上下水道課、秘書広報課、建築課、施設管理者

第 1 基本方針

災害の発生時には、まず行政、市民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。

このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者、帰宅困難者等に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図る。また、避難の長期化などの必要に応じて、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮するものとする。

なお、避難所における感染症対策については「ウィズコロナ・アフターコロナ時代」に向けて大きな課題となっており、かつ、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の生活環境改善が求められている。そのため、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備えるものとする。

第 2 主な取組み

- 1 避難計画を策定し、要配慮者、帰宅困難者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。
- 2 指定緊急避難場所及び指定避難所を指定するとともに避難時のための環境整備を図る。
- 3 応急仮設住宅の迅速な供給体制の整備を図る。
- 4 学校においては、迅速かつ適切な避難活動を実施するための計画を策定する。

第 3 計画の内容

1 避難計画の策定等

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

ア 市は、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。

イ 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

(2) 避難計画の作成

市は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努める。

ア 高齢者等避難の伝達及び避難指示又は緊急安全確保の具体的な発令基準及び伝達方法

イ 指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類

ウ 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者

エ 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法

オ 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

(7) 給食措置

(4) 給排水措置

- (ウ) 毛布、寝具等の支給
- (エ) 衣料、日用品の支給
- (オ) 負傷者に対する救急救護
- (カ) トイレ対策

カ 指定避難所の管理に関する事項

- (ア) 避難受入れ中の秩序保持
- (イ) 避難住民に対する災害情報の伝達
- (ウ) 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
- (エ) 避難住民に対する各種相談業務

キ 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

- (ア) 平常時における広報
 - ア 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
 - イ 市民に対する巡回指導
 - ウ 防災訓練等
- (イ) 災害時における広報
 - ア 広報車による周知
 - イ 避難誘導員による現地広報
 - ウ インターネット・電子メール・SNS配信による広報
 - エ 住民組織を通じた広報

なお市は、避難指示又は緊急安全確保を行う際に、国または県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口・連絡方法などを取り決めておくなど、必要な準備を整える。

また避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ない時は、緊急安全確保を講ずべきことにも留意するものとする。

(3) 要配慮者対策

ア 要配慮者に配慮した避難計画の策定

市は、要配慮者の所在、援護の要否等の把握に努め、避難行動時に助けを要する者についての避難行動要支援者名簿を作成する。また、要配慮者を安全かつ適切に避難誘導するため、要配慮者の個々の態様に配慮したきめ細かな避難計画を策定するとともに、在宅の要配慮者の安全を確保するため、緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を進める。

イ 支援協力体制の確立

市は、避難支援等関係者、社会福祉施設、医療機関等との連携の下に、災害発生時の安否の確認、避難誘導、情報提供、救護・救援対策等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努めるとともに、避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者と共有し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

また、市は、安全が確保された後に避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるものとする。

ウ 土砂災害・洪水等に対する警戒避難体制の確立

土砂災害警戒区域等の区域内及び浸水想定区域に立地する要配慮者利用施設の管理者は、市、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施するなど警戒避難体制の確立を図るものとする。このため、市はこれらの施設に対して、必要な指導を行う。

エ 家庭での対策

(ア) 家族の役割分担

各家庭では、家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておく。

- ア 災害の状況に応じて避難行動をどのようにとるか

- ①指定緊急避難場所への立退き避難
- ②「近隣の安全な場所」（近隣より安全な場所・建物等）への立退き避難
- ③「屋内安全確保」（その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動）
- b 災害時の警戒避難に係る各種情報の多様な入手手段をどのように確保するか（テレビ、ラジオ、インターネット等）
- c 家の中でどこが一番安全か。
- d 救急医薬品や火気等の点検。
- e 乳幼児や高齢者の避難はだれが責任をもつか。
- f 避難場所、避難路の確認。
- g 避難する時、誰が何を持ち出すか、非常持ち出し袋はどこに置くか。
- h 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか。
- i 昼の場合、夜の場合の家族の分担。
- (イ) 防災訓練への参加
市民は、防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につけるように努める。
- (ロ) 非常持ち出し品の準備
各家庭では、避難場所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ等をいつでも持ち出せるように備えておく。

(4) 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。また企業は、従業員等が自力で帰宅することが困難になった場合、一定期間事業所内に留めておくことができるよう必要な物資の備蓄などに努めるものとする。

なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

2 避難場所の確保

ア 市は、都市公園・公民館・学校等の公共的施設を対象に、地域の人口・誘致圏域・地形・災害に対する安全性及び想定される災害の程度に応じ、その管理者の同意を得たうえで災害の危険が切迫した緊急時において安全を確保するための指定緊急避難場所について、必要な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から指定避難所の場所、収容人数等について住民への周知徹底を図る。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、地域防災計画に掲載するものとする。

イ 指定緊急避難場所については、洪水・がけ崩れ・土石流・地すべり・地震等の異常現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼす恐れのあるものが無い場所であって、災害発生時に迅速に開設可能な管理体制を有するものを指定するものとする。

なお指定緊急避難場所となる都市公園等の開かれた空間については、必要に応じて火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

ウ 市が全域的に被災する場合または被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じて隣接市町村と指定緊急避難場所の相互提供等について協議をしておくとともに、指定緊急避難場所について他市町村からの避難住民の受け入れができるよう配慮する。

3 避難所の確保

ア 市は、被災者が避難生活を送るための指定避難所について、被災者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造または設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。

イ 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

ウ 福祉避難所として要配慮者を滞留させることが想定される施設にあっては、要配慮者による円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

エ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知するよう努めるものとする。

オ 市は福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

カ 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別支援計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

キ 市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、施設の利用方法についてあらかじめ教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

ク 指定避難所に指定した公共施設については、必要に応じ良好な生活環境を確保するために、換気・照明・冷暖房等の設備や備蓄倉庫・貯水槽・マンホールトイレ・非常用電源・通信機器等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮するものとする。

また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

また、避難所の感染症対策については、第2章第16節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、感染症患者が発生した場合の対応やホテル・旅館等の活用等、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、検討するよう努めるものとする。

ケ 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料・飲料水・携帯トイレ・簡易トイレ・非常用電源・マスク・ガス設備・消毒液・炊き出し用具・簡易ベッド・パーテーション・毛布等の避難生活に必要な物資の備蓄に努める。また、灯油、LPガスなどの常設に努めるものとし、テレビ・携帯ラジオ等の避難者による災害情報の入手に資する機器の整備を図り、適切な情報保障を行うものとする。

また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

コ 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。

また、指定避難所に指定した公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うとともに、要配慮者の避難に必要な物資の備蓄に努める。

サ 医療機関・社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努める。

シ 各指定避難所の運営マニュアル等、避難所の特性に応じた運営体制の整備に努める。その際には「長野県避難所運営マニュアル策定指針」（令和4年3月改定）や避難所の良好な生活環境確保のための取組みについて定めた長野県避難所T K Bスタンダード（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））等を参考とし、妊産婦・乳幼児・高齢者・障がい者等の要配慮者に配慮する。

ス マニュアルの作成、訓練を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

セ 他市町村から被災住民を受け入れる必要があった際には指定避難所に受入れができるよう、あらかじめ配慮する。

ソ 市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

タ 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

チ 市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

〔資料29〕 指定避難所 （資料編P.331）

〔資料31〕 災害用マンホールトイレ （資料編P.341）

4 応急仮設住宅の供給体制の整備

(1) 応急仮設住宅の供与

災害救助法が適用された場合には、長野県が応急仮設住宅を供与するが、次の場合には、市が実施する。

ア 長野県からの通知により市が実施する場合

イ 災害救助法が適用されないが、応急仮設住宅の供与が必要な場合

(2) 供給体制の整備

ア 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備する。

イ 必要に応じ、賃貸住宅の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。

ウ 応急仮設住宅の建設用地については、指定緊急避難場所及び指定避難所との整合を図りながら候補地を選定し、学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

エ 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図る。

オ 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備する。

カ 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備する。

5 学校等における避難計画

各学校等においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を

確保するために、立地条件等を考慮し、学校の実態に即し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策を定める。また、市は、学校教育危機管理マニュアル等を作成し、各学校等防災計画作成に当たって指導する。

(1) 防災計画

ア 学校長は、災害が発生した場合に児童生徒等の安全を確保するため学校等防災計画を作成しておく。なお、この計画作成にあたっては市、警察署、消防本部及びその他の関係機関と十分協議する。

イ 学校長は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに、市教育委員会に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。

ウ 防災計画には、以下の事項を定めておく。

- (ア) 災害対策に係る防災組織の編成
- (イ) 災害に関する情報の収集と児童生徒等への伝達方法
- (ロ) 市、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法
- (ハ) 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
- (ニ) 児童生徒等の避難誘導方法
- (ホ) 児童生徒等の帰宅と保護の方法
- (ヘ) 児童生徒等の保護者への引き渡し方法
- (ヘ) 児童生徒等が登下校の途中で災害にあった場合の避難方法
- (ケ) 児童生徒等の救護方法
- (コ) 初期消火と重要物品の搬出方法
- (サ) 施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む）の点検方法
- (シ) 指定避難所の開設への協力（施設・設備の開放等）
- (ス) 防災訓練の回数、時期、方法
- (セ) 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
- (ソ) 災害後における応急教育に関する事項
- (タ) その他、学校長が必要とする事項

(2) 施設・設備の点検管理

各学校等においては、施設・設備の点検管理について、以下の事項に留意し、適切に行う。

ア 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が、災害の作用によりどのような破損につながりやすいかに留意して点検する。

イ 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。

ウ 設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。

(3) 防火管理

各学校等においては、二次災害を防止するため、防火管理に万全を期する。このため、各学校等においては、消防法に基づく防火管理者を選任し、日常の火気管理、消防設備の適切な維持、消火・避難訓練等を実施する。

ア 日常点検は、防火管理者が実施し、職員室、調理実習室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。

イ 定期点検は、消防設備士又は消防設備点検資格者により、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検するとともに、点検報告書を消防署長へ報告する。また、電気設備に関しても、電気主任技術者等による定期点検を実施する。

(4) 避難誘導

防災計画の「児童生徒等の避難誘導方法」の作成にあたっては、以下の事項に留意する。

- ア 児童生徒等の行動基準並びに学校や教職員の対処、行動を明確にする。
- イ 全職員が共通理解すると共に、個々の分担を明確にする。
- ウ 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応する。
- エ 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応する。

(5) 保育園、幼稚園等の指導

保育園、幼稚園、子育て支援センター及び児童館（センター）等については、市立学校の対策に準じて整備するよう指導する。

6 福祉避難所計画

市は、要配慮者のために必要な配慮をした福祉避難所計画を策定しておく。

(1) 対象者

避難生活において特別な配慮を必要とする要配慮者で、一般の避難所では生活が困難若しくは健康管理上福祉避難所での対応が必要と判断された者を対象者とする。

(2) 設置場所の指定

市は、施設管理者等とあらかじめ協議して、福祉避難所を指定し、地域住民等への周知徹底に努める。なお、福祉避難所の指定に際しては、次に掲げる事項に留意する。

- ア 福祉避難所の指定は、スロープ等バリアフリー設備のある建物単独での指定を基本とするが、地域の実情に応じて一般の避難所との併設もできるものとする。
- イ 一般の避難所と併設する場合は、障がい者等の様々な特性に配慮し、壁等で隔てた別スペースを確保する。
- ウ 指定した施設等に、紙おむつ・ストマ用装具等の介護用品や医療品を一定数確保するため、災害時協定に基づき介護用品等の提供を速やかに受ける体制を整えておくものとする。
- エ 市は指定した福祉避難所ごとに、災害時に配備する人員を専門職別に指定しておき、指定された専門職員等は本部からの指示に従い、当該避難所に出向くものとする。なお、必要な専門職員等が確保できない場合は、専門性を有した福祉、医療施設等職員を関係機関に要請するものとする。
 - (ア) 看護師若しくは保健師
 - (イ) 保育士
 - (ウ) 手話通訳者若しくは要約筆記者
 - (エ) ガイドヘルパー、介護職員、生活相談員等

〔資料30〕 指定福祉避難所（資料編P. 340）

7 在宅避難者等の支援

以下の者については、支援に関する情報が届きにくくなり、生活再建に遅れが生じる恐れがあるため、速やかに避難先を把握する必要がある。そのため、住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、関係機関で共有できるよう、体制整備に努めるものとする。

(1) 在宅避難者

被災者の中で避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者又はライフラインが途絶した中で不自由な生活を送っている者をいう。

(2) 親戚宅等避難者

親戚・知人宅等避難所以外の多様な避難先へ避難した者をいう。

8 被災市民等のデータ管理

被災した市民等の支援状況を被災者支援システムにより被災者の避難場所、避難所の支援管理、被災住家等証明、仮設住宅の抽選、入居、退去の管理、被災犠牲者の管理に努める。

第 1 2 節 孤立化対策

危機管理防災課、道路河川課、農林課

第 1 基本方針

大田原地区は、西部の山地に所在し、市街地と結ぶ道路網は山間や川沿いを通るため、災害により道路が被災した場合には、孤立地域が発生するおそれがある。また、山間集落の過疎化、高齢化と相まって、孤立化した場合の対策が必要である。

第 2 主な取組み

- 1 災害時の孤立地域を予測し、市民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段の確立に努める。
- 2 孤立予想地域に通ずる道路の防災対策を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する。
- 3 孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客等について、平常時から把握しておく。
- 4 救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平常時から地域住民等の間で準備する。
- 5 孤立地域内での生活が維持できるよう、各自が食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮する。

第 3 計画の内容

1 通信手段の確保

(1) 防災行政無線・衛星携帯電話等の導入

市は防災行政無線、衛星携帯電話等の導入、災害時優先電話等の活用により、災害時の通信手段確保に努める。その際、停電時でも通信が確保できるシステムとする。また、災害時に円滑に使用できるよう、あらかじめその運用方法等について習熟に努める。

(2) アマチュア無線の協力確保

孤立地域の通信途絶に際し、アマチュア無線の活用が図れるよう、アマチュア無線クラブ等の協力により、無線局の分布などの把握に努める。

2 災害に強い道路網の整備

山間地等の孤立化が懸念される地域への連絡路となる市道、林道、農道について、代替ルートの有無等の地域条件を考慮し、優先順位を定め、順次防災工事等による安全対策を推進する。

3 要配慮者等の把握

市は、各区等と連携して、個人のプライバシーに十分配慮しながら、平常時の行政活動を通じ、要配慮者等、優先して救護すべき住民の実態を把握する方策を検討する。

4 自主防災組織の育成

市は、第 33 節「自主防災組織等の育成に関する計画」に基づき、自主防災組織の育成を推進する。また、地域の住民は、自主防災組織の活動に積極的に参加するよう努める。

5 備 蓄

(1) 備蓄品の分散配置

市は、大田原地区の指定避難所である稲荷山公民館大田原分館若しくはその付近に備蓄施設を設け孤立化に備えて食料品等の備蓄を行う。

(2) 市民による備蓄

孤立が予想される地区の市民は、平常時から、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄に努める。

(3) 観光施設等による備蓄

孤立が予想される地区に立地する観光施設等は、孤立した滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄を行うものとする。

第13節 食料品・生活必需品の備蓄・調達計画

危機管理防災課

第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合、被災直後の市民の生活を確保するうえで食料の備蓄・供給は重要であり、市民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から最低でも3日分、可能な限り1週間分程度は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

市はこの間、物資応援協定に基づいて食料品、生活必需品等の確保に努める。また、食料を持ち出しできない者等を想定して、必要量を地域防災計画等で定め、食料の備蓄を実施する。

第2 主な取組み

- 1 市民が発災直後から最低でも3日分、可能な限り1週間分程度を自ら備蓄するよう、十分に周知啓発する。
- 2 食料、生活必需品の供給について、関係業者等と協定を締結し、調達体制の整備を行うとともに、備蓄体制の強化を図る。また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。
- 3 協定の内容を確認し、円滑な供給が行えるよう供給体制の整備を図る。
- 4 平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

第3 計画の内容

1 食料品等の備蓄・調達計画

(1) 食料品等の備蓄・調達体制の整備

ア 平成25、26年度に実施した県地震対策基礎調査の結果や地域の実状、外部からの支援が届く時期の想定などを勘案し、食料を持ち出しできない被災者等へ供給するため、調理を要しないか、又は調理が容易な食品を中心に非常用食料（現物備蓄）の必要量を備蓄するとともに、必要に応じて更新するものとする。なお、必要量や確保の方法等については、管理栄養士等行政栄養関係者との連携を図り、検討するものとする。

備蓄目標の設定

千曲市備蓄計画に基づき、備蓄目標を設定する。

備蓄目標（公的備蓄）	6,300人の3食分×1日分

イ 備蓄・調達品の内容

アルファ化米、乾パン、缶詰、レトルト食品、カップめん等、調理を要しないか又は調理が容易で食器具等が附属した食品を主体とする。

ウ 備蓄の実施

備蓄・調達目標に基づき、具体的な備蓄品目、備蓄量を定め、備蓄を実施する。

(ア) 市による現物備蓄、協定業者等の協力による在庫の活用等、分担を定め、備蓄・調達体制を確立する。

(イ) 定期的に保存状態、在庫の確認等を行い、必要に応じて備蓄品の更新を図る。

エ 備蓄倉庫の整備

避難場所の周辺に備蓄倉庫を整備する。

(ア) 備蓄倉庫は、地区の孤立化等も考慮し、分散配置を行う。

(イ) 避難場所となる学校等については、空き教室の利用等について検討する。

〔資料32〕 備蓄倉庫・備蓄品 （資料編P.343）

(2) 家庭・企業等における食料・飲料水の備蓄

市は、市民、企業等に対して、防災訓練、広報等を通じ、食料及び飲料水の備蓄の重要性について、啓発を行う。家庭における食料備蓄は次を目安とする。

ア 備蓄品の目安

一人当たり最低でも3日分、可能な限り1週間分程度。

イ 備蓄品の種類

飲料水（1人1日3Lを目安とし3日分）、乾パン、缶詰、チョコレート、ビスケット等の調理が不要なものか又は調理が容易で食器具等が附属した食品が望ましい。

ウ 備蓄品の留意点

(7) 高齢者用、乳児用等の食料品は供給が困難になる場合が予想されるので、各世帯構成に応じた食料を備蓄する。

(4) 賞味期限のあるものは、順次入れ替えを行うなど、適正な管理に努める。

(3) 応援協力体制の整備

長野県市町村災害時相互応援協定、および、富山県射水市、千葉県横芝光町、岩手県山田町、神奈川県松田町との災害時の相互応援協定等による災害時の食料調達体制を整備する。

(4) 食料品等の供給体制の整備

市は、備蓄食料及び協定等により調達した食料を市民に供給するための体制を整備する。

ア 市は、食料供給を円滑に行えるよう、炊飯器具（なべ、釜）、食器類（茶わん、はし）、調味料（みそ、塩）等についても整備する。

イ 応急対策が長期間にわたる場合は、民間の給食業者を通じての供給体制について検討する。

ウ 学校給食センターの活用を図る。

2 生活必需品の備蓄・調達計画

(1) 生活必需品の備蓄・調達体制の整備

市において、生活必需品の備蓄・調達体制の整備を図る。

ア 備蓄目標の設定

千曲市備蓄計画に基づき、備蓄目標を設定する。

備蓄目標（公的備蓄）	6,300人の3食分×1日分

イ 主な生活必需品

次に掲げるような品目については、備蓄・調達体制の整備を図る。

(7) 寝具（タオルケット・毛布等）

(4) 衣類（下着・靴下・作業着等）

(9) 炊事道具（なべ、包丁、卓上コンロ等）

(5) 身の回り品（タオル、生理用品・紙オムツ等）

(8) 食器等（はし・茶わん・ほ乳びん等）

(6) 日用品（石鹸・ティッシュペーパー・携帯トイレ・トイレットペーパー等）

(3) 光熱材料（マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等）

(2) 家庭等における生活必需品備蓄

市は、市民、企業等に対して、防災訓練、広報等を通じ、生活必需品備蓄の重要性について、啓発を行う。

家庭における備蓄品は、市が備蓄・調達する生活必需品に加え、3日間分、可能な限り1週間分程度の食料と飲料水・携帯トイレ・トイレットペーパー等災害時に必要な物資の備蓄を図り、避難に備え1日分の簡易にとれる食料と飲料水・常備薬・救急箱・懐中電灯・携帯ラジオ・乾電池等をまとめた非常持ち出し袋等の準備を行う。

(3) 応援協力体制の整備

市は、長野県市町村災害時相互応援協定、および、富山県射水市、千葉県横芝光町、岩手県

山田町、神奈川県松田町との災害時の相互応援協定等による災害時の生活必需品調達体制を整備する。

(4) 生活必需品の供給体制の整備

市は、輸送手段、集積場所、車両・燃料の確保等について、関係機関と調整し、あらかじめ計画するよう努める。

〔資料 17〕 目的別災害対策関連協定一覧 （資料編 P. 87）

第 1 4 節 給水計画

危機管理防災課、上下水道課

第 1 基本方針

飲料水の備蓄は、配水池等の既存水道施設の耐震化の推進により、水道貯留水確保に努め、非常時の飲料水確保に備える。また、給水車・給水タンク等の確保により、飲料水の供給に備える。

第 2 主な取組み

- 1 水道施設の災害に対する安全性の確保、緊急遮断弁の整備促進等、飲料水の備蓄・調達体制の整備を図る。
- 2 給水車、給水タンク等の整備促進を図り、飲料水の供給体制を確立する。

第 3 計画の内容

1 飲料水等の備蓄・調達体制の整備

(1) 水道施設の整備

市営水道については、災害時においても給水が実施できるように、老朽管の布設替えの促進、配水管のネットワーク化、貯水施設の増量等の防災対策を促進していく。また、県営水道についても、県企業局に防災対策の推進を要請する。

(2) 生活用水等の確保

- ア 市は、市内の井戸の利用状況及び水質の状況を把握する。
- イ 貯水槽、プール等の管理者は、特別の事情のある場合を除き、災害の発生に備えて常に貯水槽、プール等に貯水しておくように努める。

(3) 市民が実施する計画

- ア 風呂の残り湯の活用を習慣づける。
- イ ボトルウォーター等による飲料水の備蓄に努める（一人当たり 3 リットルを 3 日分）。
- ウ ポリタンク等給水用具の確保を行う。
- エ 自家用井戸等について、その維持、確保に努める。

2 飲料水等の供給計画

市は、飲料水兼用貯水槽（100t）を 3 基整備している。引き続き、非常用給水施設、資機（器）材の整備を行う。

- (1) 給水車の整備及び民間の給水車（タンク）の応援体制の整備
- (2) 給水タンク、ポリタンク、ポリ袋等の整備

[資料33] 給水用資機材 （資料編P. 358）

第 15 節 危険物施設等災害予防計画

消防本部

第 1 基本方針

災害により危険物、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、毒物劇物等の危険物品、放射性物質、石綿及び大気汚染防止法に定める特定物質（以下「危険物等」という。）を取り扱う施設または石綿使用建築物等（以下「危険物施設等」という。）に損傷が生じた場合、飛散、爆発、火災等により、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、災害に対する安全性の確保を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。

第 2 主な取組み

- 1 危険物施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 2 放射性物質使用施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 3 高圧ガス施設、液化石油ガス施設、毒物・劇物保管貯蔵施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。

第 3 計画の内容

1 危険物施設災害予防計画

(1) 危険物施設の現況把握

消防本部は、危険物施設等の所在地、施設規模、形態、危険物種類、取扱数量等の状況についての把握に努める。

〔資料34〕 危険物施設の現況 （資料編P. 360）

(2) 規制及び指導の強化

ア 消防本部は、危険物施設の設置又は変更の許可にあたっては、災害等によって生ずる影響を十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化する。

イ 消防本部は、既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、災害時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。

ウ 消防本部による立入検査については、次に掲げる事項を重点に随時実施する。

(ア) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況

(イ) 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規程の作成等安全管理状況

(3) 自衛消防力の充実

ア 自衛消防組織の整備

消防本部は、緊急時における消防機関との連携など、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導する。

イ 保安教育の実施

消防本部は、危険物施設の管理者、従業員等に対して、保安管理技術の向上を図るため、講習会等を開催する。

ウ 防災訓練の実施

消防本部は、危険物の安全管理を徹底させるため、組織の育成と活動強化を図り、訓練などを実施する。

(4) 化学的な消火、防災資機（器）材の整備

消防本部は、多様化する危険物に対応する化学消防力の整備を図る。また、危険物施設の管理者に対し、発災時における災害の拡大防止対策に必要な資機（器）材の整備、備蓄の促進について指導する。

(5) 相互応援体制の整備

消防本部は、近隣の危険物取扱事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力を確立するよう、危険物施設の管理者等へ指導を行う。

(6) 警察との連携

消防本部は、危険物施設の設置又は変更の許可をした際は、必要により警察に対してその旨連絡し、連携を図る。

2 放射性物質使用施設災害予防計画

放射性物質使用施設等における災害の発生及び拡大を防止するため、対象施設管理者、関係機関等との連携を強化し、次の予防対策を推進する。

- (1) 所管する放射性物質使用施設の把握
- (2) 対象施設管理者、関係機関との連絡体制の整備
- (3) 救助・避難体制の整備
- (4) 防災用資機（器）材の整備

3 高圧ガス、液化石油ガス施設等災害予防計画

高圧ガス、液化石油ガス施設等に対して、直接の管理権限はないが、施設が災害により被害を受けた場合は、火災、爆発等により、従業員及び施設等の周辺住民に重大な影響を与えるおそれがある。このため、消防本部は、次の対策に努める。

- (1) 施設の所在等、現況の把握に努める。
- (2) 県及び関係機関と協力し、災害予防対策を確立する。
- (3) その他の事項は、県地域防災計画に準ずる。

第 16 節 電気施設災害予防計画

道路河川課、電力事業者

第 1 基本方針

電気は、現代の社会生活にとって欠くことのできないエネルギー源であることから、

- 災害に強い電気供給システムの整備促進
- 災害時を想定した早期復旧体制の整備

を重点に予防対策を推進する。

第 2 主な取組み

- 1 電力事業者は、道路管理者の電線共同溝・共同溝の整備に合わせた地中化の推進など、施設・設備の安全性を促進する。
- 2 電力事業者は、災害時の職員の配備計画を樹立する。
- 3 電力事業者は、関係機関との連携について、平常時から体制を確立する。

第 3 計画の内容

1 施設・設備の安全性の確保

電力事業者は、水力発電設備、変電設備、送電設備（架空送電線、地中送電線）、配電設備について、それぞれの技術基準等に基づいた耐災設計を行う。

2 職員の配置計画

電力事業者は、非常災害対策本部組織及び事務分掌を定め、職員の配置と任務分担を確立しておく。

3 関係機関との連携

- (1) 電力事業者は、次の事項について、事前協議を行い、円滑な応急活動の実施に努める。
 - ア 各関係機関との緊急連絡先、方法の決定
 - イ 防災上重要な施設の優先復旧について
- (2) 電力事業者は、災害時の情報伝達システムを構築する。
- (3) 電力事業者において平常時から電力の相互融通体制を確立するとともに、応急復旧用資機(器)材の準備と復旧工事について、関連業者と契約して体制を整備しておく。
- (4) 市は、地域防災計画等の定めるところにより、電力会社との連携を図る。
- (5) 市、電気事業者及び電気通信事業者は倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることのないよう事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた連携の拡大に努める。

第 17 節 都市ガス施設災害予防計画

都市ガス事業者

第 1 基本方針

都市ガス事業は、製造所又は供給所から道路に埋設した導管を利用しガスを供給している。

災害により製造所・供給所の施設又は導管の破損によるガス漏れから、火災・爆発事故の二次災害発生が予想され、予防対策として施設の安全性を高めるとともに、供給支障を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る。

災害発生後の情報収集及び対応を迅速に行うため、情報手段及び情報網の整備を図るとともに、常時職員を配置する。

二次災害防止及び早期復旧を図るため、関係機関等との連携を図るとともに、協定に基づき都市ガス事業者間で応急復旧の応援を行う。

第 2 主な取組み

- 1 都市ガス事業者は、橋に添架されているなど露出している導管部分及び緊急ガス遮断装置の定期点検を充実し、維持管理に留意するとともに、供給支障を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る。
- 2 都市ガス事業者は、宿日直体制により常時職員を配置するとともに、災害時の出動体制をあらかじめ定めておき、災害予防及び発生時の対応を迅速に行う。
- 3 二次災害を防止するため、消防、警察、道路管理者、行政、電気事業者、都市ガス事業者その他関係機関との連絡ルートを確認しておく。

第 3 計画の内容

1 施設・設備の安全性の確保

都市ガス事業者は、橋に添架されているなど露出している導管及び緊急ガス遮断装置の日常点検を実施するものとする。

2 職員の配置計画

都市ガス事業者は、休日・夜間の風水害に対応できるよう宿日直者を配置し、警報及び風水害発生時には直ちにガス供給施設の点検操作・情報収集・各種連絡を行うものとする。

3 関係機関との連携

(1) 連絡方法等の確認

都市ガス事業者は、被害の情報収集手段をあらかじめ定めておくとともに、関係機関との連絡方法及び連携方法を確認しておくものとする。

(2) 市との連携

市は、地域防災計画等の定めるところにより、都市ガス事業者との連携を図るものとする。

(3) 事業者間の連携

都市ガス事業者間では、災害の規模により当該都市ガス事業者だけでは対応ができない場合、次のような相互応援体制が確立されており、この連携を図るものとする。

ア (一社)日本ガス協会「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」

イ (一社)日本ガス協会関東中央部会「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」

「帝石パイプライン事故対策要領」

ウ 長野県ガス協会「会員相互の保安の確保の為の相互援助協定書」

第 18 節 上水道施設災害予防計画

上下水道課、県企業局

第 1 基本方針

水道施設・設備の安全性の確保については、施設の風水害に対する強化、耐震性の強化の他、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ非常用施設・設備が被災しにくいものにする必要がある。これらについては、施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図る。

第 2 主な取組み

老朽施設の更新、改良等を行うとともに、施設の安全性の確保を図る。

第 3 計画の内容

1 水道施設・設備の整備及び安全性の確保

(1) 県営水道

県企業局は、水道施設の整備のために以下を実施する。

- ア 基幹管路及び重要給水施設へ至る管路の耐震化を推進する。
- イ 浄水場等の基幹施設の耐震化を推進する。
- ウ 隣接事業体と緊急連絡管の設置について検討を行う。
- エ 無線設備の維持管理を行い、非常時における通信の確保を図る。
- オ 非常時において重要な役割を果たす施設・設備については、定期的な点検を実施し、非常時における作動確保を図る。
- カ「大規模地震時の初動マニュアル」へ職員の任務、配備、参集について定め、災害時の迅速な対応を図る。
- キ 復旧資材の備蓄を行う。
- ク 指定避難所、病院等の災害時の拠点となる施設の情報を反映した配管図等の整備を行う。

(2) 市営水道

市は、水道施設の整備のために以下を実施する。

- ア 老朽管を耐震管へ布設替えを行い、管路の耐震化を図るとともに、浄水場・配水池等の重要施設の耐震診断を促進する。
- イ 断水区域の早期復旧のため、給水区域のブロック化を図るとともに、配水系統間の緊急時連絡管の整備を図る。
- ウ 水道事業者間相互の緊急時連絡管の整備促進を図る。
- エ 復旧資材の備蓄を行う。
- オ 水道管路網図等の整備を行う。

第 19 節 下水道施設災害予防計画

上下水道課、建築課、都市計画課

第 1 基本方針

公共下水道（汚水・雨水）・農業集落排水施設・浄化槽等（以下「下水道施設等」という。）は、水道、電気、ガス等と並び、市民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、風水害発生時においても機能の確保を図る必要がある。

そのため、風水害に強いまちづくりに資する下水道整備を推進することが肝要である。被害の予防を図るとともに、風水害により施設に重大な被害が発生した場合は、緊急連絡及び関係機関との復旧体制の確立、応急対策により早期復旧を図る。

第 2 主な取組み

- 1 下水道施設等の風水害に対する安全性の確保を図る。
- 2 緊急連絡体制、被災時の応急及び復旧体制の確立を図る。
- 3 緊急用・復旧用資機材の計画的な備蓄を図る。
- 4 下水道施設台帳の整備・拡充を図る。
- 5 管渠及び処理場施設等の系統の多重化を図る。
- 6 雨水貯留施設や雨水浸透型排水設備の整備等により雨水流出量の削減を図る。

第 3 計画の内容

1 緊急連絡体制の整備

- (1) 市は、災害時の対応を定めた業務継続計画により整備を図る。
- (2) 市は、対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施する。
- (3) 市は、復旧体制について、千曲川流域下水道事務所と連携を図るとともに、他の市町村との広域応援体制、建設業協会等の民間事業者と災害時維持修繕協定を締結するなど、協力体制を確立する。

2 緊急用、復旧用資機材の計画的な備蓄

市は、緊急用、復旧用資機材を平時から計画的に購入、備蓄していく必要がある。

3 下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳の整備・充実

市は、下水道台帳等の適切な調製・保管に努める。また必要に応じて台帳のデータベース化を図り、確実にかつ迅速に、データの調査、検索等ができるようにしておく必要がある。

4 管渠及び処理場施設の系統の多重化

市は、必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

5 雨水流出抑制施設の整備

雨水型貯留施設や雨水浸透型排水設備の導入について、住民への啓発活動を行う。

第20節 通信施設災害予防計画

危機管理防災課、道路河川課、通信事業者

第1 基本方針

災害時において通信の途絶は、災害応急対策の遅れ、情報の混乱を招くなど社会に与える影響は非常に大きい。これらを未然に防止するよう機関ごとに予防措置をとる。

第2 主な取組み

- 1 各機関は、緊急時における通信手段の確保、整備を図る。
- 2 通信施設の災害対策、災害に強い通信手段の整備を図る。
- 3 電気通信事業者は、通信施設の災害対策、迅速な情報収集体制の確立を図る。
- 4 通信ケーブルの地中化を推進する。

第3 計画の内容

1 緊急時のための通信確保

各機関において、有線・無線系及び地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。通信施設の整備にあたっては、自機関関係各所はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮する。

また、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局（消防無線、警察無線等）を選定しておくこととする。この場合、信越地方非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。

2 千曲市防災行政無線通信施設災害予防

市民への情報伝達手段として屋外告知放送施設を設置しているが、無線化、無停電化を備えた同報系デジタル防災行政無線の未整備地域の整備を図る。また、既存の市防災行政無線の再整備、関係機関等で相互間通信を行える移動系の防災行政無線の整備を図る。なお、I P通信網やケーブルテレビ網等の活用を図るとともに、既存の通信施設については、耐震性の確保など災害予防対策を図る。

3 電気通信施設災害予防

通信事業者は、施設の被災対策を行い安全性と信頼性の強化を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めることとする。

(1) 電気通信設備等の高信頼化

電気通信設備とその附帯設備には、必要な耐水、耐風、耐雪、耐震及び耐火構造化を行う。

(2) 電気通信システムの高信頼化

- ア 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とすること。
- イ 主要な中継交換機を分散設置すること。
- ウ 通信ケーブルの地中化を推進すること。
- エ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置すること。

(3) 災害対策機器の配備

通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するために必要な非常用通信装置、非常用電源装置等の機器及び車両を配備する。

4 道路埋設通信施設災害予防

道路管理者は、通信事業者等と調整のついた箇所より、電線共同溝又は、共同溝の整備を行い、通信ケーブルの地中化の推進を図る。

第2 1 節 鉄道施設災害予防計画

鉄道事業者

第1 基本方針

鉄道施設は、輸送機関として重要な施設であり、新設や更新、補強の際には、震災の発生に対処するため、耐震性に配慮し、鉄道施設等の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう、綿密な整備計画に基づき予防措置をとるものとする。

また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的に点検、検査を実施し、保守、補強等の整備を計画的に推進するものとする。

第2 主な取組み

- 1 施設・設備の検査を定期的に実施し、保守、補強を計画的に推進し整備強化を図るものとする。
- 2 各体制に基づき関係職員の配置計画をとるものとする。
- 3 関係機関との連絡を密にし、必要な資機（器）材及び要員について、緊急時の協力体制の整備を図るものとする。

第3 計画の内容

1 東日本旅客鉄道㈱

(1) 施設・設備の安全性の確保

鉄道施設の点検整備は、常時定期的に全ての構造物に対する検査を実施しており、安全性のチェック及び環境条件の変化等による危険箇所発見のために、必要に応じて、随時精密に検査を行い、必要な措置をとるものとする。

(2) 防災体制の確立

長野支社管内における防災上実施すべき対策を行うため、防災業務実施計画を定めるとともに、災害に備えて情報連絡の万全を期すため、情報収集体制の整備を図るものとする。

(3) 関係機関との連携

部内外との機関及び協力会社との連絡を密にし、連携をとるものとする。

2 しなの鉄道㈱

(1) 施設・設備の安全性の確保

鉄道施設の点検整備は、定期検査により全ての構造物の検査を実施している。また、気象条件等により設備の変状の有無を確認する必要がある場合には、不定期により検査を実施するものとし、検査結果に基づく保守・補強・取替えなど計画的に実施するものとする。

(2) 関係機関との連携

部内外機関及び協力会社との連絡を密にして、緊急時の協力体制の整備をするものとする。

3 北陸信越運輸局

(1) 鉄道事業者に対し、風水害による土砂災害等から鉄軌道を保全するため、トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときには、当該線路の監視に努めるよう指導する。

また、安全運行に資する竜巻等突風に係る検討内容等の情報提供に努める。

(2) 鉄道事業者に対し、災害発生に備え、異常時マニュアル等の作成及び実情を踏まえたマニュアルの見直しの指導を行うものとする。

- (3) 鉄道事業者に対し、定期的な異常時訓練の実施について指導を行うものとする。
- (4) 関係機関との連携を図るものとする。

第２２節 災害広報計画

危機管理防災課、秘書広報課、情報政策課

第１ 基本方針

災害時に有効な広報活動を迅速に行うためには、事前に体制作りを行う必要がある。このため、市民に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報の提供体制の整備、協定の締結等を推進する。

第２ 主な取組み

- １ 市民等への情報の提供体制を整備する。
- ２ 報道機関等への情報提供の方法及び協定による報道要請の方法について確認する。

第３ 計画の内容

１ 被災者への情報の提供体制の整備

(1) 広報手段の整備

ア 現状の広報手段

- (ア) 報道機関（新聞、テレビ、ラジオ等）に対しての公表あるいは依頼又は要請
- (イ) 広報紙、ポスター、チラシ等の印刷物の発行配布、掲示板の活用
- (ウ) 広報車等の機動力による現地広報
- (エ) 屋外告知放送による広報
- (オ) 有線放送等による広報
- (カ) Lアラート（災害情報共有システム）及び市のホームページ、SNS等による広報
- (キ) 同報メール・SNS（市公式LINEアカウント）及び緊急速報メールによる広報

イ 広報手段の整備

第３節「情報の収集・連絡体制計画」との整合を図りながら、同報系デジタル防災行政無線の整備を図る。

〔資料11〕 千曲市災害屋外告知放送システム設置状況一覧 （資料編P. 62）

(2) 広報文の事前検討

広報手段の特性を考慮し、災害の種別ごとに次の場合を想定して、わかり易い広報文を作成する。

- ア 災害の発生が余地又は予想される場合
- イ 災害が発生した場合
- ウ 応急対策活動が実施された場合

(3) 被災者への情報の提供体制

ア 問い合わせ窓口の設置

市は、市民等からの問い合わせに対する専用の窓口や、専用電話・ファックス・パソコン・インターネット回線を設置し、職員が専属で対応できるよう体制の整備を図る。

イ 有線放送等の活用

市は、事業者の協力を得て、ケーブルテレビ、有線放送等を活用し、地域に密着した情報提供の充実を図る。

ウ Lアラート（災害情報共有システム）、市のホームページ、SNS等の利用

Lアラート（災害情報共有システム）及び市のホームページ、SNS等を利用し、市民等に対して各種の情報を提供できる体制を整備する。

エ 同報メール・SNS（LINE）の利用

市民の千曲市メール配信サービス、千曲市LINE公式アカウントの利用登録を推進する。

オ 大規模災害ラジオ放送協議会の活用

大規模災害ラジオ放送協議会を活用し、市民に対して各種の情報を提供するための体制を整備する。

カ 災害用伝言サービスの周知

電気通信事業者が災害時に提供する災害用伝言サービスの仕組みや利用方法等について、市民への周知徹底を図る。

〔資料35〕 千曲市メール配信サービス・千曲市LINE公式アカウント登録状況 （資料編P.361）

2 報道機関への情報提供及び協定

(1) 広報窓口の一本化

市は、取材対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を経由して情報の提供を行う体制とする。

(2) 放送要請体制の整備

市は災害発生時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう放送要請の方法についての確認を行う。

第23節 土砂災害等の災害予防計画

危機管理防災課、農林課、道路河川課

第1 基本方針

市はその地形・地質から土砂災害等が発生する危険がある場所における土砂災害を防止するため、関係機関と連携して危険箇所を把握し、総合的かつ長期的な対策をとる。

第2 主な取組み

- 1 土砂災害等の危険箇所を的確に把握し、防災上の観点から危険箇所の土地に法律に基づく指定、開発行為の制限や有害行為の防止、防災工事の推進を要請するとともに、適切な警戒避難体制の整備を行い、市民への周知徹底を図る。
- 2 住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を土砂災害警戒区域、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。
- 3 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等について防災対策を推進する。
- 4 土砂災害特別警戒区域には原則として要配慮者利用施設の新築等を行わないものとする。地域の状況等特別な理由があり、やむを得ず新築等を行う場合は、土砂災害に備え、実効性を確保した警戒避難体制を構築する。

〔資料9〕 土砂災害警戒区域等（資料編P.32）

〔資料10〕 山地災害危険地区（資料編P.56）

第3 計画の内容

1 地すべり対策

- (1) 地すべり危険箇所、土砂災害警戒区域（地すべり）の周知、巡視等

ア 危険箇所等の周知

土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設等に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を市民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を活用し、その他必要な措置をとる。また、地すべり危険箇所を市民に周知する。市民等は、地すべり危険箇所及び警戒避難に関する知識を深めるとともに安全な避難場所の確認をしておく。

イ 危険箇所の巡視等

市は、降雨期や融雪期のように地すべりが発生しやすい時期には、地域住民及び関係機関と協力し、危険箇所の巡視や排水などを行い、災害を未然に防ぐ体制を整備する。

- (2) 警戒避難体制の整備

市は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害警戒区域が指定された際には、警戒避難体制に関する事項について定め、地域住民へ周知する。また、地すべり災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保を行えるような基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。

- (3) 地すべり防止区域の工事の要請

市は、地すべり等防止法に基づき、地すべり防止工事を必要とする箇所については、早急な実施を県に要請する。

2 山地災害危険地対策

- (1) 保安林の指定

市は、必要に応じて、山地災害危険地を森林法に基づく保安林の指定と保安施設事業の積極的な推進を県に要請する。

(2) 防災対策

市は、防災対策として当面以下を実施する。

- ア 山地災害危険地の周知
- イ 警戒避難体制の確立
- ウ 情報の収集、伝達体制の確立と防災意識の普及
- エ 山地災害に配慮した土地利用の誘導

3 土石流対策

(1) 危険箇所の巡視等

市は、防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定める。

(2) 危険箇所、土砂災害警戒区域（土石流）等の周知

市は、土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設等に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を市民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を活用しその他必要な措置をとる。また、土石流危険渓流を市民等に周知する。市民等は、ハザードマップ等についての知識を深めるとともに安全な避難場所の確認をしておく。

(3) 警戒避難体制の整備

市は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害警戒区域が指定された際には、警戒避難体制に関する事項について定め、地域住民へ周知する。また、土石流災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保を行えるような基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。

(4) 砂防事業の推進

市は、災害発生の危険度や人家の状況等を考慮し、必要により砂防指定区域への指定を県に要請し、砂防事業の推進を図る。

4 急傾斜地崩壊対策

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所、土砂災害警戒区域（急傾斜地崩壊）の周知、巡視等

ア 危険箇所、警戒区域等の周知

市は、土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設等に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を市民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を活用しその他必要な措置をとる。市民は、日頃より危険箇所についての知識を深めるとともに安全な避難場所の確認をしておく。

イ 危険箇所の巡視等

市は、防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定める。

(7) 市は、崖崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。

(イ) 市は、避難のための立ち退きの万全を図るため指定緊急避難場所・指定避難所、避難経路及び心得等をあらかじめ市民に周知する。

(2) 警戒避難体制の整備

市は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害警戒区域が指定された際には、警戒避難体制に関する事項について定め、地域住民へ周知する。また、崖崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難指示又は緊急安全

確保を行えるような基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。

(3) 急傾斜地崩壊防止工事の推進

市は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、急傾斜地崩壊防止工事を必要とする箇所については、急傾斜地崩壊防止区域の指定及び急傾斜地崩壊防止工事の早急な実施を県に要請する。

(4) 土砂崩壊危険箇所台帳の整備

市は、土砂崩壊について危険箇所を調査し、土砂崩壊危険箇所台帳を整備する。

5 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等対策

市は、防災マップ等の配布、避難訓練等の開催の機会を通じて、要配慮者利用施設の管理者、従業員等に対して、災害危険箇所等の周知を図る。また、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設について把握し、地域防災計画等に定めるものとする。

要配慮者利用施設の管理者は、市、地域住民等の協力を得て、避難誘導、搬送体制の整備を図る。

6 土砂災害警戒区域等の対策

市内には土砂災害警戒区域が 226 箇所（土石流：85 箇所、急傾斜地崩壊：133 箇所、地滑り：8 箇所）指定されている（令和 2 年 2 月 29 日時点）。市は、住民へ土砂災害警戒区域等を周知し、情報伝達体制を整備する。また、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制の整備に努める。

区域内には住宅もあることから、市は以下の措置をとる。

(1) 土砂災害特別警戒区域

ア 建築基準法に基づく建築物の構造規制

イ 勧告による移転者又は移転を希望する者への建物除却等、建物助成費による支援及び相談窓口の確保

(2) 土砂災害警戒区域

ア 土砂災害警戒区域ごとに以下の事項について定める。

a 土砂災害に関する情報及び気象警報・注意報等の伝達方法

b 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路

c 土砂災害に係る避難訓練に関する事項

d 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地

e 要配慮者利用施設及び学校への土砂災害に関する情報、天気予報及び・注意報警報の伝達に関する事項

f 救助に関する事項

g その他警戒避難に関する事項

イ 土砂災害警戒区域ごとに警戒避難に関するうえで必要な事項を記載した防災マップ等を作成し、住民に周知する。

ウ やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設の新築等を行う場合は、施設設置者に対して警戒避難体制の構築等について助言を行うものとする。

第24節 防災都市づくり計画

都市計画課

第1 基本方針

人口や産業の集中に伴う都市の高密度化等により、都市における災害の危険性は増大しており、災害時における市民の生命及び財産の保護を図るため、都市防災に関する総合的な対策を推進し、安心して住める都市づくりを進める。

第2 主な取組み

- 1 市街地における火災の延焼を防止するため、防火地域・準防火地域等の指定を検討し、建築物の不燃化の促進を努める。
- 2 避難路、延焼遮断帯、避難地の機能を有する道路、公園緑地等の防災空間（オープンスペース）の整備を一層推進する。

第3 計画の内容

1 建築物の不燃化の促進

- (1) 市は、都市計画法に基づき、建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地において、防火地域・準防火地域の指定を検討し、地域内の建築物を耐火構造・準耐火構造とし、不燃化を図る。
- (2) 建築基準法第22条区域を指定することにより、指定区域内の建築物の屋根の不燃化等を図る。

2 防災空間の整備拡大

- (1) 市は「緑の基本計画」に基づき防災対策に資する効果的な公園及び防災遮断帯となる街路樹や緑地等の配置計画を検討し、都市公園等の積極的な整備に努める。
- (2) 市道について、国、県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯として必要な街路整備に努める。

3 市街地の都市整備

市は、木造密集地や公共施設の整備の立ち遅れている地域を重点に、防災性の高い街づくりを実現するため、必要に応じて市街地整備を推進する。

第25節 建築物災害予防計画

道路河川課、建築課、生涯学習課、歴史文化財センター、施設管理者

第1 基本方針

強風又は出水等による建築物の被害を最小限に抑え、市民の生命、財産等を保護するため、建築物及び敷地の安全性の向上を図る。

第2 主な取組み

- 1 強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物、転倒物の防止対策をとる。
- 2 出水時の被害を最小限に抑えるため、敷地の安全性の確保及び建築物の浸水対策をとる。
- 3 文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。

第3 計画の内容

1 建築物の風害対策

(1) 公共建築物の対策

市は、公共建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のため点検を実施し、必要に応じて改修を行う。

(2) 一般建築物の対策

市は、一般建築物について、屋根材、看板等の飛散・落下防止のための指導及び啓発を行う。また、市民に対し、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

(3) 建築物の所有者の対策

建築物の所有者等は、屋根材、看板等の飛散・落下被害を防止するため点検し、必要に応じて改修を行う。また、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行うものとする。

2 建築物の水害対策

(1) がけ地の崩壊等の建築等制限

市は、出水によるがけ地の崩壊などにより被害が発生するおそれのある区域について、必要に応じて、建築などの制限を行うため長野県建築基準条例による区域指定を県に要請する。

(2) がけ地近接等危険住宅移転事業計画

市は、がけ地近接等危険住宅の解消を図るため、県と調整のうえ、必要に応じて、移転事業の推進を図る。

(3) 事前の備え

保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行うものとする。

(4) 建築物の所有者等が実施する対策

建築物の所有者等は、出水時における建築物の被害を防止するため、土地の状況等に応じ盛り土等の必要な措置をとる。

3 文化財の風水害予防

市は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災意識の向上、防災力の強化等の徹底を図る。

- (1) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。
- (2) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行う。

- (3) 被災した文化財に対する応急措置に関する連携体制を整えるとともに、必要な備品の配備を行なう。
- (4) 所有者は、防災管理体制及び防災施設の整備をし、自衛消防隊の確立を図る。

[資料36] 文化財 (資料編P. 362)

第26節 道路及び橋梁災害予防計画

農林課、道路河川課、都市計画課

第1 基本方針

災害で生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等に妨げにならないよう、災害に強い道路及び橋梁づくりを行う必要がある。また、道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備にあたってはネットワークを充実させ、災害に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替性の確保及び応急対策により機能の確保を行なう。被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化する。

第2 主な取り組み

- 1 道路及び橋梁の風水害に対する安全性を確保する。
- 2 被災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係団体との協力体制を整えておく。
- 3 危険防止のため、関係機関に連絡のうえ、事前規制を行う。

第3 計画の内容

1 道路及び橋梁の災害予防

(1) 都市計画道路の整備

市は、計画的な都市計画道路の整備に努め、道路幅員の確保、多ルート化を進める。

(2) 既存道路の対策

ア 既存道路については、道路改良、法面保護等、耐震性に配慮しながら計画的に実施する。

イ 橋梁については、橋梁取付部の強化等耐震性に配慮しながら計画的に行う。

ウ 第9節「緊急輸送計画」に基づく緊急輸送道路、地区の孤立防止のための山間部の幹線道路については、優先的に対策を実施する。

2 農道、林道及び橋梁の災害予防

(1) 危険箇所の把握

市は、定期的にパトロールに努め、危険箇所の把握を行う。

(2) 農道、林道の改良

市は、計画的な農道、林道の改良等を実施する。特に林道については、法面の崩壊防止対策、地すべり対策等を実施する。

3 関係団体との協力体制の整備

(1) 道路管理者等との協力体制

市は、国、県及び東日本高速道路(株)等の道路管理者並びに土地改良区等の関係団体との通報連絡体制等、協力体制を整備する。

(2) 建設業協会等との協力体制

災害時の道路等の応急復旧に備え、協定等により長野県建設業協会更埴支部及び千曲市建設業協会との協力体制を整備する。

4 危険防止のための事前規制

道路管理者並びに警察等は相互に連携し、防災気象情報、河川情報、道路情報等を迅速に収集し、道路の通行に危険が認められる場合は、通行規制を実施する。

第27節 河川施設・ため池等災害予防計画

危機管理防災課、農林課、道路河川課、都市計画課

第1 基本方針

河川施設等は、災害の発生に伴い破堤等につながるものが想定されるため、安全度の向上を図るとともに点検、整備等を行い安全の確保に努める。また、千曲川に流入する中小河川等の内水氾濫による浸水対策も重要となっている。

また、ため池は、下流域に人家や公共施設等がある農業用ため池が豪雨等により被災した場合には、受益農地の営農に支障をきたすばかりでなく、甚大な被害が生じるおそれがある。このため、適切な維持管理や監視体制についてため池管理者に指導するとともに、豪雨に対する安全性の低い施設については、防災工事を実施し、災害の発生を未然に防止する。

第2 主な取組み

- 1 堤防等の点検を行い、洪水等に対しての安全性の向上を図るため、施設の補強を行う。
- 2 速やかな応援態勢の整備に努める。
- 3 決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある「防災重点ため池」を優先して対策に取り組む。
 - (1) 緊急時の迅速な避難行動につながる対策
ハザードマップの作成と公表により、地域住民にわかりやすい防災情報を提供する。
 - (2) 施設機能の適切な維持・補強に向けた対策
防災重点農業用ため池の防災工事を推進するとともに、農業用水として利用されなくなったため池は所有者等の合意を得て、廃止を推進する。
 - (3) 豪雨への対策
豪雨時に空き容量を確保するため、営農に影響しない範囲で、ため池の低水位管理に取り組む。

第3 計画の内容

1 河川施設災害予防

- (1) 重要水防区域の指定
過去の災害実績や堤防の強度等を勘案し、特に注意を要する地域を重要水防区域に指定し、被害予測に基づく水防工等の検討を行い、災害に備える。
- (2) 河川改修の促進
 - ア 国の直轄河川（千曲川）の河川改修
信濃川水系の千曲川は、国の直轄河川であり、河川改修事業が計画的に進められている。
 - イ 県管理の一級河川の河川改修
県管理の一級河川は、千曲建設事務所において、緊急性の高い河川から計画的に改修が進められている。
 - ウ 準用河川・普通河川の河川改修
市管理の準用河川、普通河川については、流域の開発状況、水害の危険性、経済的重要性等を考慮し、計画的に河川改修を実施する。

2 流域治水対策

- (1) 水門等の管理体制の整備
市は、土地改良区等の管理団体と連携し、水門等の適正な管理により水害予防に努める。
- (2) 一時貯水施設の整備

雨水の一時的な流出を抑制するため、長期的な視野に立った治水対策の検討を行う。

ア 学校、公園、道路等の公共公益施設での一時的な雨水の貯留施設設置の検討

イ 宅地開発等での一時的な雨水の貯留施設又は遊水機能をもつ施設の建設促進

3 河川氾濫に対する避難対策

水防法に基づく、千曲川浸水想定区域図及び沢山川他5河川浸水想定区域図を基に、河川氾濫に対する避難対策を検討するとともに、ハザードマップを作成し市民に周知する。また、市は、洪水予報及び避難判断水位への水位の到達情報を市民に周知する体制について検討する。

4 ため池災害予防

(1) ため池カルテの整備

市は、ため池の諸元、改修履歴等について明記した「ため池カルテ」を整備し、施設の状況について適時確認するとともに、変更が生じた場合は県に報告するものとする。

(2) ハザードマップの整備

ため池ハザードマップを作成し、住民への周知を図るものとする。

〔資料8〕 ため池 （資料編P.29）

(3) ため池改修促進および避難対策

市管理のため池については、水害の危険性、地震発生時の決壊等を考慮し、ため池の改修や耐震診断・耐震補強等を行うとともに、必要に応じてハザードマップを作成し、避難対策の検討及び市民への周知を行う。

(4) 応急資材の整備

市は、必要に応じ土のう、杭等の応急資材を準備し、応急対策に備える。

(5) ため池管理団体の対策

ア 緊急連絡体制の整備

ため池管理団体において災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、直ちに市に緊急連絡ができるようにする。

イ 巡回点検の実施

ため池管理団体は、適時巡回点検を実施し、施設の状況について調査するとともに、市に点検結果を報告する。

5 内水排除対策

(1) 公共下水道（雨水）施設の整備

市は、「千曲市総合雨水排水計画」に基づき、雨水排水について検討を行い、河川、公共下水道（雨水）施設の整備を行う。

(2) 雨水浸透施設の整備

市は、雨水浸透施設の導入について、市民への啓発活動等を行う。

(3) 排水機場のある河川については、適切な運転により内水氾濫の防止に努める。

第28節 農林水産物災害予防計画

農林課

第1 基本方針

災害による被害を最小限にするための予防技術対策の充実、森林の整備、生産・流通・加工施設の安全性の確保等を推進する。

また、新たな施設の設置にあたっては、風雨等による被害を最小限にするための、機械・施設の固定や工法の検討を行うなどの安全対策を指導する。

第2 主な取組み

- 1 農業農村支援センター等に協力して農作物等災害対策指針における予防技術対策の充実を図るとともに、農業団体、農業者等に対し周知する。
- 2 農林水産物の生産施設、集出荷貯蔵施設等の安全性確保について、指導徹底を図る。
- 3 県ふるさとの森林づくり条例に基づく森林づくり指針及び市森林整備計画に基づき森林の整備を実施する。

第3 計画の内容

1 農水産物災害予防計画

(1) 予防技術対策の周知徹底

市は、農業農村支援センター、農協等と連携し、農業者等に対し予防技術対策の周知徹底を図る。

(2) 施設の安全対策

市は、必要に応じ農業者団体などに対し、集出荷貯蔵施設等における補強工事等を実施し、施設の安全性の確保を指導する。また、新たな施設の設置にあたっては、被害を最小限にするための安全対策に努めるよう指導する。

2 林産物災害予防計画

(1) 健全な森林づくりの推進

適正な森林管理は、保水機能の確保や山地災害の防止等、重要な防災機能を果たすため、市は、森林整備計画に基づき、県、長野森林組合更埴支所等関係機関等と連携し、健全な森林づくりを推進する。

(2) 林産物生産・流通施設等の安全対策

市は、県と連携をとり、林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施し、機械、施設の固定化、補強等の安全対策を普及する。

3 関係団体との協力体制の整備

市は、国、県等の河川管理者及び土地改良区等の関係団体との通報連絡体制等、協力体制を整備する。

第29節 二次災害の予防計画

道路河川課、農林課、消防本部、危機管理防災課

第1 基本方針

災害発生時に被害を最小限に抑えるためには、発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、関係機関の平常時からの体制の整備が不可欠である。

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また二次災害が発生する場合もある。

また、土石流に加え、倒木の流出による二次災害の危険性もあり、これに対する予防対策をあらかじめ講じておく必要がある。

第2 主な取組み

- 1 構造物に係る二次災害防止のための措置をとる。
- 2 危険物等に係る二次災害防止のための措置をとる。
- 3 土砂災害警戒区域等の把握、緊急点検体制の整備に努める。

第3 計画の内容

1 構造物に係る二次災害予防対策

市は、道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておく。また、被災時に迅速な点検作業が行えるよう、体制を整備する。

2 危険物施設等に係る二次災害予防対策

(1) 消防本部が実施する危険物関係の計画

- ア 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
- イ 立入検査の実施等指導の強化
- ウ 防災応急対策用資機（器）材等の整備についての指導
- エ 自衛消防組織の強化についての指導
- オ 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

(2) 関係機関（危険物取扱事業所）が実施する危険物関係の計画

- ア 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等の研修会等への積極的参加
- イ 防災応急対策用資機（器）材等の整備
- ウ 自衛消防組織の強化促進
- エ 近隣の危険物取扱事業所との相互応援体制の促進

(3) 高圧ガス製造事業者等が実施する計画

- ア 高圧ガス貯蔵地盤の不同沈下による災害の防止のため、年1回以上の不同沈下量の測定の実施
- イ 高圧ガス製造施設等における緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の日常点検による機能の維持
- ウ 高圧ガス設備の倒壊防止のため、架台及び支持脚の補強、防錆塗装の実施
- エ ガス漏洩の防止のため、ホームのブロック化及びロープ掛け段積をしない等の転倒防止措置の実施
- オ 近隣住民に対し、災害時に高圧ガス施設に近寄らないことの周知徹底
- カ 警察署及び消防署等の関係機関との緊急時の応援体制の確立

- (4) (一社)長野県L Pガス協会が実施する計画
災害発生時に緊急点検活動が速やかに実施できるようマニュアル及び体制を整備する。
- (5) 液化石油ガス販売事業者等が実施する計画
 - ア 容器の転倒によるガスの漏洩事故が発生することの無いよう、一般消費先の容器について転倒防止措置を徹底する。
 - イ 水害時に容器置場から液化石油ガス容器が流出しないよう必要な措置を講じておく。
- (6) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者が実施する計画
 - ア 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の毒物劇物取扱責任者等に対する危害防止教育の実施
 - イ 毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対する「毒物劇物危害防止規定」の作成、中和剤・吸収剤等の配置、防液堤等の設置等の指導
 - ウ 二次災害発生時の安全対策についての情報の提供
 - エ 防災応急対策用資機(器)材等の整備

3 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策

- (1) 情報収集体制の整備
市は、災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり等に備え、それら災害が発生するおそれのある箇所について、事前調査により把握を行い、被災時に適切な点検が行えるよう体制を整備する。
- (2) 警戒避難体制の整備
市は、地域住民からの通報等に速やかに対応できる情報収集・伝達体制の整備を図るとともに、緊急時の警戒避難体制も整備する。

第30節 防災知識普及計画

危機管理防災課、教育総務課

第1 基本方針

「自らの命は自らが守る」が防災の基本であり、市、県及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄等市民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、市民、企業、自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。

このため、市、県及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や、体系的な教育により市民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い市民を育成し、地域の総合的な防災力の向上に努める。その際には、女性の参画の促進に努めるものとする。

第2 主な取組み

- 1 市民、区・自治会、企業等に対する実践的な防災知識の普及・啓発活動を行う。
- 2 防災上重要な施設の管理者等に対して防災知識の普及を図る。
- 3 学校における実践的な防災教育を推進する。
- 4 市職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。
- 5 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を後世に伝えていく。

第3 計画の内容

1 市民等に対する防災知識の普及活動

市は、災害時における行動の仕方、どのような危険があるか、応急対策をどうするか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を図る。また、マイタイムライン（台風の接近等によって、風水害が起こる可能性がある時に、住民一人ひとりの生活環境等に合わせて、「いつ」「何をするか」を時系列で整理した自分自身の防災行動計画をいう。）の作成について普及啓発を行う。

(1) 知識普及の方法

ア 講習会等の開催

防災に関する講習会、展示会等の機会を通じて、防災知識の普及を図る。また、企業に対しても、地域の一員として講習会、研修会等への参加を呼びかける。

イ 防災マップの配布

防災関係の諸情報を掲載した防災マップ・パンフレットを作成・配布し、市民の防災への関心を高めるとともに、指定緊急避難場所及び指定避難所や災害危険箇所等を周知する。

浸水想定区域の河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

なお、防災マップの配布にあたっては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるものとする。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知するものとする。

また、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等多様な避難が選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

ウ 防災研修等の開催

教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。

また、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

エ 各種キャンペーンの活用

防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止・大規模広域避難等に関する総合的な知識の普及に努める。また、市民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え、マイタイムラインの作成方法等について、普及啓発を図るものとする。

オ 地域コミュニティを生かした避難活動の推進

市民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域コミュニティを生かした避難活動を促進するものとする。

カ 報道機関による普及

信州ケーブルテレビジョン及び有線放送を主体として、必要によりテレビ、ラジオ、新聞等を活用する。

キ 広報誌等の活用

広報誌、市ホームページ等のインターネット媒体等を活用し、住民等の防災意識の向上及び防災対策に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

ク その他

広報車、屋外告知放送等を活用する。

(2) 知識普及の主な内容

ア 地域防災計画の概要

イ 災害予防

- (ア) 火気使用器具の点検整備及び火気管理
- (イ) 消火器・消火用水の準備
- (ウ) 救急医薬品の準備
- (エ) 防災用品の準備
- (オ) 防災講習会、訓練への参加
- (カ) 家庭内での防災についての話し合い
- (キ) 自主防災組織の役割と積極的参加
- (ク) 指定緊急避難場所及び指定避難所の確認及び避難方法
- (ケ) 要配慮者が利用する施設で特に必要な施設の名称及び所在地

ウ 災害時の心得

- (ア) 防災気象情報や避難に関する情報(5段階の警戒レベル)等の防災情報の理解及び防災情報の入手方法
- (イ) 正常性バイアスを克服し、適切なタイミングでの避難行動
- (ウ) 出火防止、初期消火
- (エ) 非常時における出入り口の確保
- (オ) 崖崩れ、地すべり、土石流等土砂災害に関する注意事項
- (カ) 出水等に関する注意事項
- (キ) 市民相互の協力体制
- (ク) 秩序の遵守と衛生
- (ケ) 電話、自動車の利用自粛
- (コ) 乳幼児、児童、高齢者、妊婦、障がい者、病弱者等の要配慮者の支援と安全確保

- (㉞) 避難する際の注意事項
- (㉟) 非常持ち出し品
- (㊱) 避難所等における性暴力・DVの防止

(3) 家庭・地域における防災知識普及の推進

市民は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、各家庭・地域において防災に関する話し合いを定期的に行き、以下のような活動を通じて、防災意識を高める。

ア 避難経路、安全な親戚・知人宅、指定緊急避難場所及び指定避難所の確認

イ 災害に応じた避難行動の確認

(7) 指定緊急避難場所への立退き避難

(4) 「近隣の安全な場所」(近隣のより安全な場所・建物等)への立退き避難

(9) 「屋内安全確保」(その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動)

ウ 災害時の警戒避難に係る各種情報の多様な入手手段の確保(テレビ、ラジオ、インターネット等)

エ 災害時の連絡方法等(連絡方法や避難ルールの取決め等)の確認

オ 幼児や高齢者の避難についての役割の確認

カ 災害用の非常持ち出し袋の内容、保管場所の確認

キ 備蓄食料の試食及び更新

ク 負傷の防止や避難経路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策

ケ 地域内の危険箇所や過去の災害発生箇所、前兆現象等の災害教訓の伝承

コ 地域の防災マップの作成

サ 地域の防災訓練などの防災活動への参加

シ 家屋が被災した際に、被害状況について家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

(4) 要配慮者の避難行動に対する理解の促進

防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉関係機関・福祉専門職の連携により、要配慮者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

(5) 企業における防災知識普及の推進

企業等においても、災害発生時に企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マニュアル及び業務継続計画の作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努める。

2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

危険物を使用する施設、病院、社会福祉施設等の要配慮者利用施設、旅館・ホテル、駅、ショッピングセンター等不特定多数の者が利用する施設の管理者の発災時の行動の適否は、非常に重要である。このため、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく必要がある。

(1) 市所管の施設

市所管の防災上重要な施設については、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災知識の普及徹底を行う。

(2) その他の施設

防災上重要な施設の管理者等は、発災時に適切な行動をとれるよう各種の防災訓練、防災に

関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても防災訓練を実施する。

3 学校等における防災教育の推進

小学校、中学校において、児童生徒が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成するうえで重要である。そのため、体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行ったうえで、学校等における防災訓練等をより実践的なものにするとともに、学級活動等をとおして、防災教育を推進する。また、保育園、幼稚園等に対しては、市立学校の対策に準じて、適正な対策を行うよう指導する。

(1) 防災訓練の実施

学校においては、大規模災害にも対処できるように市、その他関係機関と連携し、より実践的な防災訓練の実施に努める。

(2) 消防団員参画の防災教育の推進

消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

(3) 児童生徒等への防災教育の実施

児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して、以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。

ア 防災知識一般

イ 避難の際の留意事項

ウ 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法

エ 具体的な危険箇所

オ 要配慮者に対する配慮

(4) 教職員の防災意識の高揚

教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。

4 市職員に対する防災知識の普及

市は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係以外の職員に対しても防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。

(1) 普及方法

ア 集合教育

職員の多数集合する機会を利用して、防災に関する教育を行う。

イ 職場教育

職場教育では、一般的及び共通的な防災知識の教育を行うとともに、それぞれの職場にあった教育を実施する。

(2) 普及する事項

ア 気象に関する一般的な知識

イ 風水害に関する知識

ウ 災害が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

エ 職員が果たすべき役割

オ 防災対策として現在講じられている対策に関する知識

カ 今後風水害対策として取り組む必要のある課題

5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承

過去に起こった大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。

また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

さらに、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取り組みを支援する。

第3 1 節 防災訓練計画

危機管理防災課、消防本部、消防団

第1 基本方針

災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害時に適切な行動を行うことが必要であるが、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。

そこで、災害時の具体的な状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。

また、発災時の状況を想定した訓練は、市民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び市民との協力体制の確立等の効果も期待できる。

市、県、防災関係機関は、災害時における行動の確認、関係機関及び市民、企業等との連携体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。その際には、女性の参画の促進に努めるものとする。

第2 主な取組み

- 1 年1回以上防災訓練を実施し、防災関係機関と連携した各種訓練を実施する。
- 2 実践的な訓練にするため訓練内容について配慮し、訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題を明らかにし、次回の訓練に反映させる。

第3 計画の内容

1 防災訓練の種別

(1) 総合防災訓練

市は、連携体制の強化を目的として、風水害、地震等、大規模な災害を想定した総合防災訓練を行う。

ア 実施時期

水防月間（5月1日～5月31日）や防災週間（防災の日（9月1日）を含む1週間）等に合わせ実施する。

イ 実施場所

市内全域で実施する。

ウ 実施方法

小学校通学区等を単位として、その内の1地区を重点ブロックに指定し、訓練会場を設置して、総合防災訓練を実施するほか、その他の地区についても、地区の状況に応じた訓練を実施する。

(2) その他の訓練

下記の訓練については、総合防災訓練で実施する他にも必要に応じて、関係機関と連携して、別途実施する。市民、企業等は、市及び関係機関が実施する訓練に積極的に参加するよう努める。

ア 水防訓練

水防管理者は、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、独自に、又は共同して水防訓練を実施するほか水系別に水防演習を行う。

イ 消防訓練

消防署及び消防団は、消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防御訓練、救助・避難誘導訓練等を実施するほか、必要に応じて他の関連した訓練と合わせて行う。

ウ 災害救助訓練

市及び災害救助実施機関は、救助、救護を円滑に遂行するため必要に応じて独自に、又は関係機関と共同してあらかじめ災害の想定を行い、医療救護・人命救助、炊き出し等の訓練

を行う。

エ 通信訓練

市は、県及び関係機関の協力を得て、災害時に円滑な関係機関間の通信が行えるよう、遠隔地からの情報伝達訓練及び防災相互波による感度交換訓練等を行う。

オ 避難訓練

市は、災害時における避難指示等の迅速化及び円滑化のため、地域住民の協力を得て、災害のおそれのある地域間の市民及び病院、集会場等の建造物内の人命保護を目的として避難訓練を実施する。

カ 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練

市は、災害時における職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化及び円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。非常参集訓練については、抜き打ち的に実施する。

キ 情報収集及び伝達訓練

市は、災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により情報の収集及び伝達に関する訓練を実施する。

また非常参集時には通信が途絶する可能性もあることから、これを想定した訓練を実施する。

ク 広域防災訓練

市は、広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ協定締結市町村間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施する。

ケ 複合災害を想定した訓練の実施

市は、地域特性に応じた複合災害（同時または連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定した机上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

訓練の実施にあたっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をするとともに、次回以降の訓練の参考にするため、訓練実施後には事後評価を行う。

(1) 実践的な訓練の実施

ア 実践的な訓練

訓練の実施機関は、被害の想定を明らかにする、訓練の実施時間を工夫する、要配慮者に対する配慮を訓練に取り入れる等、多様なケースを想定し、参加者自身の判断が求められ、発災時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫する。この際各機関は、救援活動等の連携強化に努めるものとする。

また、災害対策業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。

イ 多様な主体と連携した訓練

学校、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体とも連携した訓練となるよう努めるものとする。

ウ 避難行動要支援者避難個別計画による防災訓練

避難行動要支援者避難個別計画による防災訓練を実施し、地域の支え合う力を常に発揮できるように努める。

エ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するよう努めるものとする。

(2) 訓練の事後評価

訓練の実施機関は、訓練の実施後には評価を行い、防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

3 県との連携

県の実施する防災訓練に積極的に参加し、県と市の分担を互いに調整し、連携して訓練を実施する。なお、県は、市が行う自主防災組織等の参加を得て行う訓練に対し、必要な助言と支援を行う。

4 避難促進施設への支援

市は、警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。

第3 2 節 災害復旧・復興への備え

各課

第1 基本方針

災害発生後円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平常時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制を整備する。また、災害復旧用資材の供給体制及び罹災証明書の発行体制の整備を図ることも、円滑で迅速な復興活動のためには重要である。

第2 主な取組み

- 1 復興のためのデータを保存し、バックアップ体制を整備する。
- 2 災害復旧用資材の供給体制の整備を行う。
- 3 災害廃棄物の発生への対応体制を整備する。
- 4 罹災証明書の発行体制の整備を行う。

第3 計画の内容

1 データの保存及びバックアップ

市は、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。また、市において保管している地籍図、家屋図等の写しの被災の回避のための手段をとる。

2 復興資材の供給体制整備

災害発生後の復興のためには資材を安定的に供給する必要があるため、県及び関係機関等の協力を得て、資材供給体制の整備を図る。

3 災害廃棄物処理体制整備

ア 大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置き場の候補地の確認など、広域処理体制の充実に努める。また、広域処理を行う地域単位で一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性確保を図るものとする。

イ 災害廃棄物対策指針等に基づき、県の災害廃棄物処理計画と整合した災害廃棄物処理計画を策定するものとする。

ウ 発災時に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の市町村や民間事業者等との連携・協力等について、災害廃棄物処理計画において示すものとする。

エ 県と連携し、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

4 罹災証明書の発行体制の整備

(1) 住家被害調査の実施体制の整備

市は、住家被害調査の担当者の育成や関係団体等との協定締結を進めるなど、住家被害調査の対応体制の確保・整備に努め、災害時に調査を円滑に実施できる体制の整備を検討する。

(2) 罹災証明書の発行体制の整備

災害時において、住民への罹災証明書を遅滞なく交付できるよう、市は、住家の被害認定調査の担当者の育成や窓口での対応等について明確化を図り、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

第3章 第3節 自主防災組織等の育成に関する計画

危機管理防災課

第1 基本方針

災害時には、被害の防止又は軽減のために、市民の自主的な防災活動が自治体や防災関係機関の活動と並んで必要であり、特に避難誘導、救出・救護、炊き出し、要配慮者に対する対応における役割は非常に重要である。地域における自主防災組織の組織的な活動により、要配慮者に対する対応などが期待される。

また、自主防災組織の日常の活動を通じて地域の連帯感の強化が期待されるなど、自主防災組織が、今日的な社会環境の中で果たす役割は大きなものとなっている。今後、積極的に自主防災組織の強化育成を図っていく。

第2 主な取組み

- 1 自主防災組織の組織化を促進する。
- 2 平常時、災害時の自主防災組織の活動内容の明確化を図る。
- 3 自主防災組織の活動環境を整備し、活動の場を確保する。
- 4 リーダーに対する研修等の組織を活性化するための対策をとる。
- 5 防災組織相互の応援体制の確立のための指導を行う。

第3 計画の内容

1 地域住民等の自主防災組織の育成

市は、防災知識の普及・啓発活動と合わせて自主防災組織の結成への働きかけを行うとともに、平日の昼間に地域の防災活動の中心となることが期待される地元事業者、農林漁業者、事業所等に対しても防火管理者を主体にした防災組織の結成を図る。

2 自主防災組織の編成

- (1) 自主防災組織の単位
区・自治会、事業所等を単位とする。
- (2) 自主防災組織の編成
地域の実情に応じた組織の編成が望ましいが、概ね次の事項について定める。
 - ア 組織の名称
 - イ 規約又は要綱
 - ウ 活動内容
 - エ 任務分担及び責任者

〔資料37〕 自衛消防団・自主防災組織 （資料編P. 367）

3 自主防災組織の活動内容

- (1) 平常時の活動
 - ア 災害に対する日頃の備えや、災害時の的確な行動等防災知識の普及
 - イ 情報の収集及び伝達、防災資機（器）材を利用した初期消火、避難、救出・救護等の防災訓練の実施
 - ウ 地域の安全点検に基づく防災カルテの作成、配布
 - エ 要配慮者に関する情報の収集（プライバシーに対する配慮が必要）
 - オ 防災資機（器）材の備蓄の確認及び整備・点検

(2) 災害時の活動

- ア 情報の収集及び伝達
- イ 出火防止、初期消火
- ウ 避難誘導活動
- エ 救助等の実施及び協力
- オ 炊き出し等の給食給水活動

4 活動環境の整備

市は、各種助成事業等を活用し、自主防災組織の資機（器）材の整備を進めていくとともに、自主防災組織が活動する場を確保するため、既存の施設（公園、広場等）を活用し、防災活動拠点としての整備を進める。

5 組織の活性化

災害時に活発に行動ができる自主防災組織にするためには、組織をいかに活性化していくかが課題となる。

市は、自主防災組織のリーダーに対する教育、研修、地域住民に対する出前講座等を実施し、青年層、女性など多様な主体の組織への参加を促進し、組織の活性化を図るとともに、地域住民に対して自主的な防災活動の普及拡大を図るものとする。また、県が開催する研修等に参加し、自主防災組織等に対して育成強化を図ることができる体制づくりを進めるものとする。

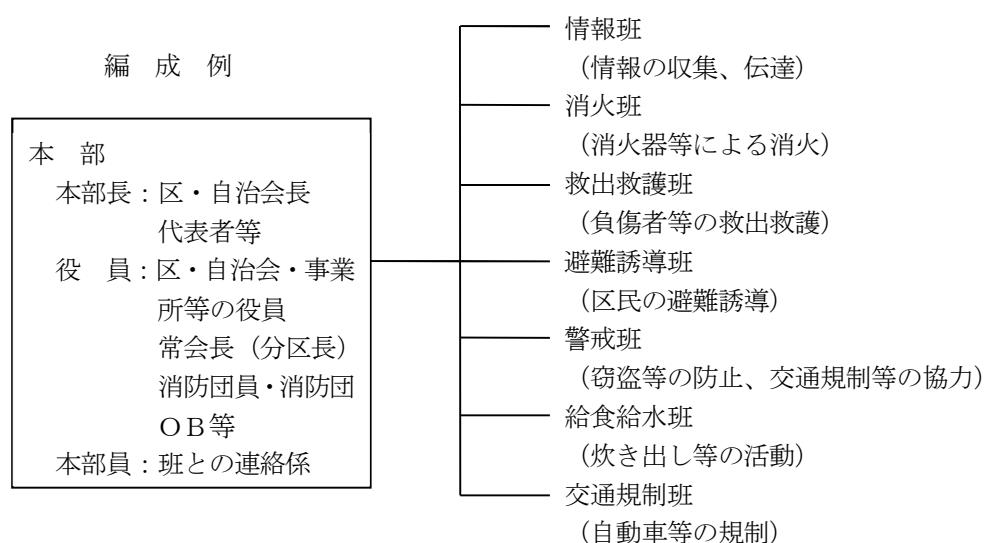
加えて、若者・障がい者・高齢者等の多様な主体が参画した組織づくりも併せて進めていく必要がある。

6 各防災組織相互の協調

地域に複数の自主防災組織が存在する場合に、災害時に連携のとれた活動を行えるように日頃から、連絡応援体制を確立しておく必要がある。

市は、自主防災組織間及び事業所の防災組織、防犯組織等との連携を図るため協議会等を設置し、相互の応援体制を確立するよう指導するものとする。

また、地域の自主防災組織の活動実態を把握し、地域の課題や防災活動の活性化を図り、災害時に機能する組織づくりを推進するものとする。



(本部役員は副本部長等で数名程度、消防団ＯＢ等は本部長の相談役として１名程度、本部員も数名程度とする。)

第34節 ボランティア活動の推進

危機管理防災課、福祉課、社会福祉協議会

第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市、県及び防災関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。このため、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持った民間の災害救援ボランティア、NPO・NGO及び企業等（以下「ボランティア関係団体」という。）の自発的支援を適切に受入れ、協働による効果的な支援活動を行う必要がある。

また、ボランティアが、必要な時に、必要な所で、必要な活動を行えるよう、県・市町村、社会福祉協議会、NPO等が連携して環境整備を図っていくことが必要である。

第2 主な取組み

- 1 ボランティアの事前登録の推進を図る。
- 2 防災ボランティア活動の環境整備を推進する。
- 3 平常時から災害時におけるボランティアからの支援の在り方やボランティアとの連携の方法などについて検討し、災害時に速やかに始動できる体制を構築する。
- 4 国内の主要なボランティア関係団体、長野県災害時支援ネットワーク等の災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）（以下「災害中間支援組織」という。）との平時からの官民連携・調整を図る。
- 5 ボランティアコーディネーターの養成を推進する。

第3 計画の内容

1 ボランティアの事前登録

災害時において必要となるボランティア活動の内容は、炊き出し等の救援活動、情報の収集伝達、医療救護活動、要配慮者の介護、物資・資材の輸送配分、障がい者・外国籍市民への情報伝達のための通訳等多種多様である。こうした多様なボランティア活動が適時適切に行われるためには、あらかじめ災害時に救援活動を行い得るボランティアの所在、活動内容等を把握・整理しておくことが求められるところであり、事前登録制度の推進を図ることが必要である。

市は、市社会福祉協議会（千曲市災害ボランティアセンター）及び日本赤十字社（県支部）等が行うボランティアの事前登録の推進について、市民に対する啓発普及を図るなどその支援に努める。

2 活動拠点

千曲市災害ボランティアセンターは、千曲市ふれあい福祉センター内に置き、災害時もこの施設を拠点として受け入れ体制の整備を図る。

施設名：千曲市ふれあい福祉センター 所在地：千曲市大字戸倉 2388 番地 電 話：026-276-2687

3 防災ボランティア活動の環境整備

- (1) 災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等との連携の方法について検討し、速やかに始動できる体制を構築する。
- (2) 防災ボランティアの活動環境として、長野県災害時支援ネットワークと協力し、行政・社会

福祉協議会・NPO等の三者連携により、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営、在宅避難者の支援等、被災者支援のための人材育成の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者のボランティアニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

- (3) 社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。
- (4) 社会福祉協議会と平常時から相互に協力し、防災訓練等を通じて、千曲市災害ボランティアセンターの設置・運営における連携体制を整えるものとする。

4 ボランティア・NPO等関係団体間の連携

災害時に求められる広範なボランティア活動に際し、総合的かつ組織的な活動を行っていく上では、各団体がボランティア活動について各々の活動分野、能力等について自主点検を行うと共に、独自のネットワークを構築し、団体間の連携・協力体制の強化を図っていくことが必要である。

長野県災害時支援ネットワーク、県内外の専門性の高いNPO等と連携し、ボランティア団体相互間の連携を深めるため連絡会議等の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努める。

5 ボランティアコーディネーターの養成

災害時の被災者の広範かつ多様なボランティアニーズを的確に満たすためには、ボランティアを適時適切に配置する等、ボランティア活動の総括的かつ効果的な運用を図る調整業務を行う人材（コーディネーター）が必要となる。

市、県、県社会福祉協議会、日本赤十字社（県支部）、長野県災害時支援ネットワーク等は、協力して市におけるボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努める。

第35節 防災対策に関する財政措置計画

財政課

第1 基本方針

市は、基礎的地方公共団体として、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災対策を実施する責務がある。このため、地域防災計画に基づいた諸施策を実施するため、有効かつ適切な財政措置に努める。

第2 主な取組み

- 1 地域防災計画に基づく防災対策を推進するため、下記事項について有効かつ適切な財政措置に努める。
- 2 災害により生じた経費を補填する等のための基金の積立を行う。

第3 計画の内容

1 財政措置

本計画に基づく災害予防、災害応急対策及び災害復旧の実施を推進するため、有効かつ適切な財政措置に努める。

(1) 災害予防

ア 公共土木施設及び農地・農林業施設の補修又は改良並びに防災施設の整備

災害による被害の軽減を図るための公共土木施設及び農地・農林業施設の補修又は改良並びに防災施設の整備については、平常業務として予算化されているが、さらに予防措置の徹底を期するため、可能な限り必要な財政措置に努める。

イ 防災資機（器）材の備蓄、訓練及び防災知識の普及

災害に備える防災資機（器）材の備蓄、あるいは訓練や防災知識の普及に関する経費は、予算化をしてきたが、さらにこれを推進するための財政措置に努める。

ウ 情報・通信施設及び機器の整備

災害に備える情報・通信施設及び機器の整備等については、一層の整備を図るための財政措置に努める。

エ 災害に強いまちづくり

災害に強いまちづくりを図るために、公共土木事業等関連事業及び各災害予防計画等との調整を図り、積極的推進のための必要な財政措置に努める。

(2) 災害応急対策

災害の発生により、応急対策に要する経費の生じたときは、小規模被害については専決予算及び予備費の充当等により暫定措置を行うものとし、大規模な被害については、臨時議会を招集し必要な財政措置を行う。

(3) 災害復旧

被災に伴う諸施設の復旧方法は、原形復旧にとどまらず、その後の災害に対処するため必要に応じ改良復旧を行うものとする。災害復旧に要する財政措置は次により行う。

ア 災害復旧計画の樹立

諸施設の被害状況及び重要度等を考慮し、確固とした災害復旧計画を樹立し、その実施方法を決定する。

イ 国庫補助等の申請

(ア) 国庫補助、県費補助、起債の対象事業については、速やかに申請する。

(イ) 補助金及び起債の対象事業は、その特定財源決定後に財政措置を行い、工事に着手するものであるが、緊急に災害復旧を必要とする場合は、特定財源の決定前に着手する場合も

あるので、関係機関と十分に協議し、可能な範囲内で必要な財政措置を行い、歳入欠陥のないよう留意する。

ウ 市単独事業の実施

市単独事業については、災害復旧方法等を十分審議し、効率的な災害復旧計画を樹立し、財政負担の軽減に努める。

エ 災害復旧に要する予算措置

災害復旧に要する予算措置は、災害応急対策と同様、原則として次期又は臨時議会を招集し、財政措置を行う。

2 財政基金の積立

災害時に備え、財政調整基金の維持、運営を図る。

第36節 風水害対策に関する調査研究及び観測

危機管理防災課

第1 基本方針

台風、集中豪雨等の風水害は、市内に被害をもたらしており、ときには、大きな被害が発生している。また、市内には土砂災害警戒区域等が多く存在し、豪雨時には土石流、地すべりが発生する危険性がある。

既に、国においても、気象等風水害に関する様々な研究が行われているが、近年の都市部への人口集中、ライフライン施設への依存度の増大、居住地域の拡大等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関と連携し、科学的な調査研究を行い、総合的な風水害対策の実施を図る。

第2 主な取り組み

市・各機関が協力し、風水害に関する情報収集整理等を行う。

第3 計画の内容

1 防災アセスメント調査の定期的な実施

市は、社会動向の変化や都市化の進展等、地域条件の変遷に応じ、常に地域の実態に即した災害特性が把握され、また、新たな災害予測技術に基づく、より正確な被害予測等が得られるよう、定期的な防災アセスメント調査の実施を図る。

2 主な研究・調査課題

- (1) テレメータ雨量計、地すべり監視システム等の新たな災害監視技術と連動した予警報システムの構築及び避難体制の整備
- (2) 防災行政無線等、情報伝達体制の整備計画
- (3) 避難場所等、地域の防災拠点の適切な配置、機能分担、施設・設備計画
- (4) 自主防災組織の育成・支援活動計画
- (5) 要配慮者の把握・避難支援計画
- (6) 食料・生活必需品等の備蓄・調達計画

第37節 企業防災に関する計画

産業振興課

第1 基本方針

企業は、災害時、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生等多岐にわたる企業の果たす役割が求められている。

各企業において、これらの重要性を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の各種災害に対する強化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害から復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努める。

また、施設、設備の安全性等を確保するため、定期的な点検、検査を実施し、保守、補強等の整備を計画的に推進するものとする。

第2 主な取組み

- 1 施設・設備の点検を定期的実施し、保守、補強を計画的に推進し安全の向上を図る。
- 2 災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災訓練を実施し企業及び地域の防災力の向上に努める。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

災害の発生時には、社屋や設備等の被災により企業活動が停止する可能性がある。活動停止から復旧に至るまでは、ある程度日数を要することが予想され、企業の経済的損失や地域経済に与える影響も大きくなる。また、火災の発生、建築物の倒壊、危険物の漏洩等は周辺地域に与える影響も大きく企業の社会的損失も大きい。企業は、企業活動が停止したり、二次災害が発生することのないよう、あらかじめ各種災害に対処する企業の防災体制を充実する必要がある。

また、火災や建物倒壊、泥流等による被害の拡大防止を図るためには、地域住民等による自主防災活動が重要であることから、企業においても地域の一員として地域住民と共に積極的に防災活動に参加し、地域に貢献する姿が望まれる。

2 実施計画

(1) 市が実施する計画

- ア 市民向け講座等の啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を推進し、企業の防災力向上の促進を図る。
- イ 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。
- ウ 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。
- エ 要配慮者利用施設の所有者または管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

(2) 企業が実施する計画

- ア 社屋内外の安全性の向上を推進し、防災計画や非常用マニュアルを整備するとともに、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努める。
- イ 組織力を生かした地域活動への参加、自主防災組織との協力など地域社会の安全性向上への貢献に努める。

- ウ 防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄など、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認対策、帰宅困難対策に努める。
- エ 要配慮者利用施設の所有者または管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。
- オ 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第38節 観光地及び観光客の災害予防計画

観光課

第1 基本方針

観光地の災害対策については、地理状況に不案内な観光客が多数存在する状況にあるため、市、観光施設の管理者及び地域住民による自主防災組織での応援体制の整備を図る。

また、近年増加している外国人旅行者について防災対策の一層の充実を図る。

第2 主な取組み

- 1 市及び関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、災害時の観光客の安全確保策を推進する。
- 2 外国人旅行者のために、避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化等災害発生時に迅速かつ的確な行動が取れるよう情報提供体制の整備等災害発生時の防災環境づくりに努める。

第3 計画の内容

1 観光地での観光客の安全確保

(1) 観光客の安全対策の推進

市は、それぞれの観光地に起こりうる災害を想定し、組織体制、連絡体制、防災設備、通信設備の整備や避難訓練を行う。

観光施設の管理者は観光客の安全対策として、観光客が安全かつ迅速に避難できる場所の確保、災害時の安全確保を推進するものとする。また、孤立に備えた通信手段、資機材、食料等の備蓄に努めるものとする。

(2) 防災マニュアルの作成

市は、観光関連事業者（旅館・ホテル等）と連携して「災害時における対応（心得）」を作成し、災害時に迅速・的確な対応を行う。

(3) 観光客への防災情報の提供

市は、避難場所等の標識の適切な配置、駅、ホテル等多くの人が集まる場所での情報提供の充実等、地域に不案内な観光客に対する情報提供体制、避難誘導體制の充実を図る。

(4) 携帯電話によるメール配信を利用した災害情報、避難情報等の情報提供に努める。

2 外国人旅行者の安全確保策

(1) 外国語による防災情報の提供

ア 避難所、避難場所等の周知

市は、外国人旅行者に対する避難所や避難場所等の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的に設置するとともに、多言語化による整備に努める。

イ 駅、ホテル等での情報提供

駅、ホテル等での多くの人が集まる場所においては、外国語によるインフォメーション、避難場所等の標識の簡明化、多言語化等外国人旅行者に配慮した情報提供体制の整備に努める。

ウ 災害多言語支援センターの設置体制整備

市は、災害時に外国語による情報提供を効果的に行うため災害多言語支援センターの設置及び運営を迅速かつ円滑に行えるよう体制の整備を進める。

第39節 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進

危機管理防災課

第1 基本方針

一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以後「地区居住者等」とする。）が「自助」「共助」の精神に基づき、市と連携して地区における防災・減災を目的としたボトムアップ型の防災活動を促進し、地域全体の防災力を高めるため、各地区のコミュニティレベルでの特性に合わせた防災活動を内容とする「地区防災計画」の策定を促し、必要な支援を行う。

また、策定された地区防災計画を市地域防災計画にも定め、市と地区居住者等による防災活動が効果的に連携するよう図る。

第2 主な取組み

- 1 市は、地区防災計画について住民等への周知と支援を行う。
- 2 市は、地区居住者等の提案による地区防災計画を市地域防災計画に定め、相互の連携を図り地域の防災力向上に努める。

第3 計画の内容

地区防災計画は、地区居住者等がコミュニティレベルで共同して行う防災活動に関する計画であり、市が活動の中心となる市地域防災計画との連携により地域における防災力の向上を図るものである。

地区居住者等は、地区防災計画を市地域防災計画に定めるよう市に提案できる。提案に当たり地区居住者等は主体的に地区防災計画の策定に参加し、各地区の特性に応じた策定を行うものとする。

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、地区防災計画の策定に協力し、策定後は市地域防災計画に地区防災計画を定める。

また、地区居住者等の参加の下、地域防災力の充実強化のための具体的な事業に関する計画を定める。

なお、個別支援計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別支援計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害直前活動

本部室、消防本部

第1 基本方針

風水害については、災害発生危険性のある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、気象に関する情報等の市民に対する伝達、迅速な避難誘導等、災害の未然防止活動等の災害発生直前の活動が極めて重要である。

第2 主な活動

- 1 気象に関する情報等を迅速かつ適切に市民に対して伝達する。
- 2 市民に対して適切な避難誘導を実施する。
- 3 災害を未然に防止するための活動を実施する。

第3 活動の内容

1 特別警報発表時の対応

市は、特別警報の発表または解除の通知を受けた場合または自ら知ったときは、直ちにその内容を住民・滞在者・所在の官公庁及び関係機関に周知する。

なお、周知に当たっては関係事業者の協力を得つつ、Ｌアラート（災害情報共有システム）・屋外告知放送・有線放送・ケーブルテレビ・千曲市メール配信サービス・緊急速報メール・ホームページ・SNS・広報車等、あらゆる手段を通じて迅速かつ的確に行うよう努める。

2 気象に関する情報等の伝達活動

気象に関する情報等を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動をし、人的、物的被害を回避するためにも重要である。

市及び関係機関は、伝達系統図により気象警報・注意報・水位情報・土砂災害警戒情報等の伝達活動を行う。

(1) 気象に関する情報等の周知

市は、関係機関から通知を受けた気象警報・注意報等及び指示事項を速やかに周知徹底する。また放送・インターネット等により気象状況を常に把握し、気象警報・注意報等の補填に努める。

県から、土砂災害警戒情報発表・解除の通知を受けたときは、速やかに避難指示を発令するなど住民の避難行動へつなげる。また避難情報の周知を図る。

(2) 通報等の伝達

市民等から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けたときは、その旨を速やかに関係機関に伝達する。

(3) 気象に関する情報等の種類及び発表基準

ア 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報等

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、千曲市に現象の危険度と雨量、風速等の予測値が時間帯ごとに示されて発表される。長野地方気象台では、気

象特性に基づき79の区域に分けて発表している。

〔資料38〕 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報等 （資料編P.369）

イ 水防法に基づくもの

(7) 洪水予報

水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は長野県知事が定めた河川について、国土交通大臣又は長野県知事と気象庁長官が共同してその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

(4) 避難判断水位到達情報及び氾濫危険水位到達情報

水防法に基づき、国土交通大臣又は知事がその指定した河川について、水位又は流量を示して発表する水位情報をいう。

(9) 水防警報

水防法に基づき、国土交通大臣又は知事がその指定した河川について、水防活動のために発表する警報をいう。

〔資料39〕 水防法に基づく警報・注意報等 （資料編P.372）

ウ 消防法に基づくもの

(7) 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに長野地方気象台が長野県知事に対して通報し、長野県を通じて千曲市や千曲坂城消防本部に伝達される。

(4) 火災警報

消防法第22条の規定により、一般に警戒を促すために発令する警報をいう。

〔資料41〕 消防法に基づく通報・警報等 （資料編P.377）

エ その他の情報

(7) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

〔資料42〕 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等 （資料編P.378）

(4) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（千曲市は長野県北部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（長野県）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(9) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が速やかに発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長野県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表され

る。

大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・地方・府県気象情報が発表される場合がある。

(エ) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示（警戒レベル4）の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、千曲市を特定して警戒が呼びかけられる情報で、長野県と長野地方気象台から共同で発表される。

千曲市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(オ) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。長野県の雨量による発表基準は1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

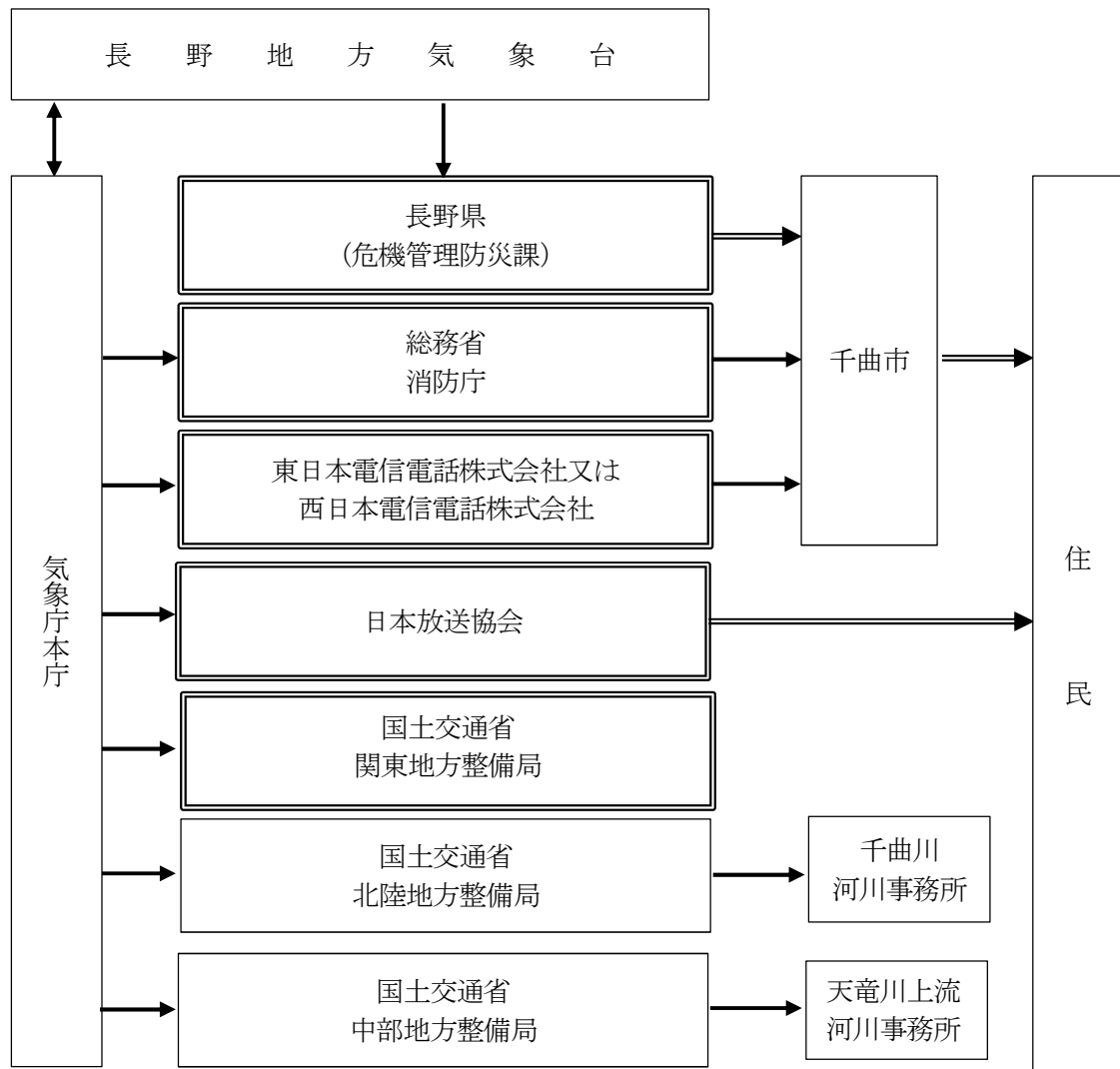
(カ) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（千曲市は長野県北部）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。この情報の有効期限は発表から概ね1時間である。

(4) 気象に関する情報等の伝達系統

長野地方気象台から発表される気象警報等及び水防関係機関より発表される水防警報等の伝達系統は、次のとおりとする。

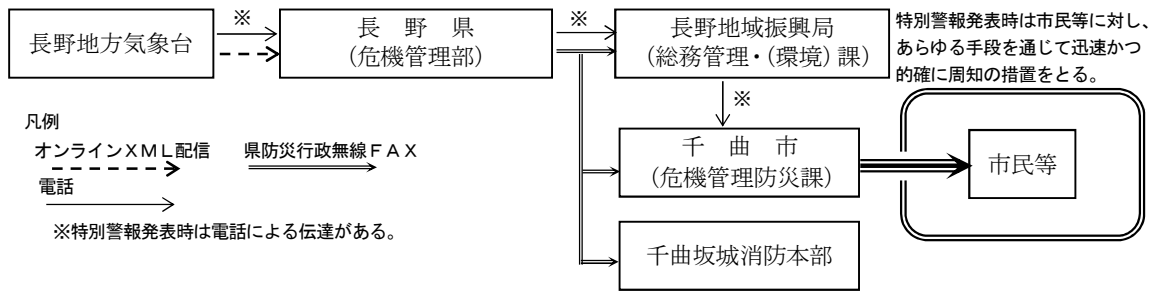
気象に関する情報等伝達系統図



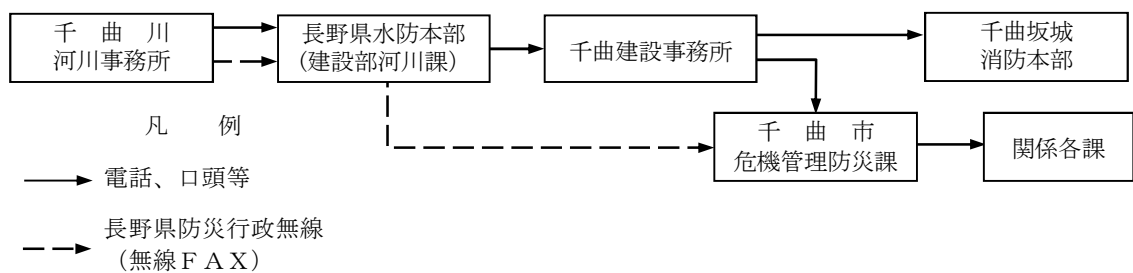
注 1 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第 8 条第 1 号及び第 3 号並びに第 9 条の規定に基づく法定伝達先。

注 2 二重線の経路は、気象業務法第 15 条及び第 15 条の 2 によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

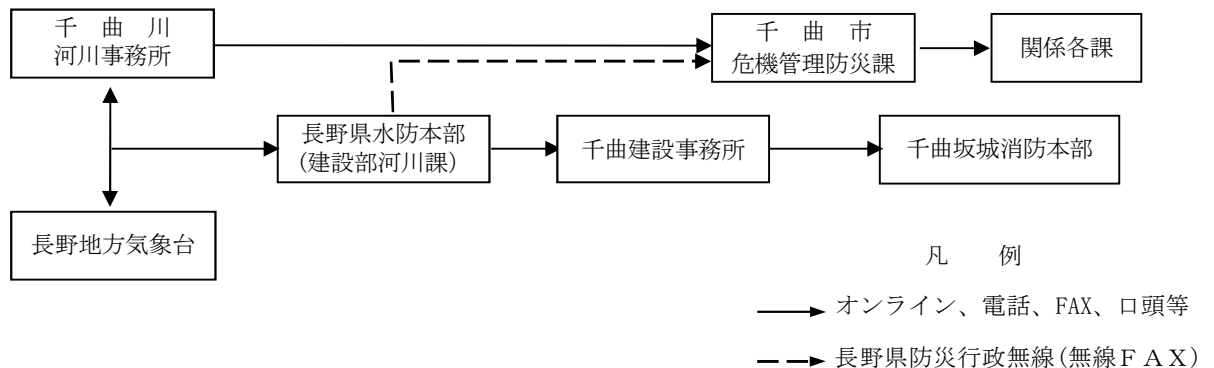
ア 特別警報・気象警報・注意報・情報及び火災気象通報



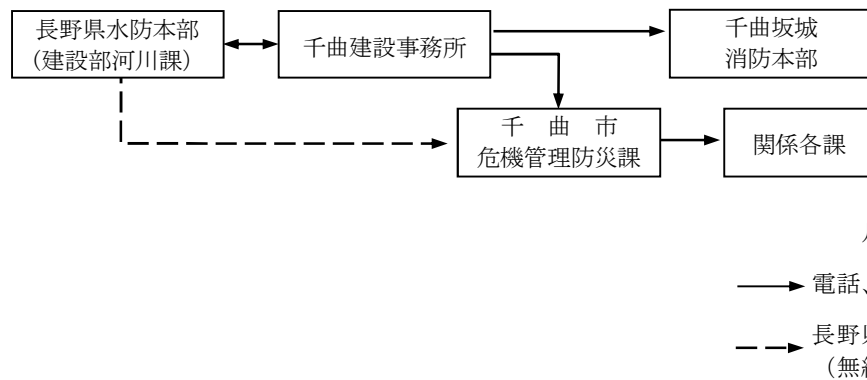
イ 水防警報（国土交通大臣が行うもの）



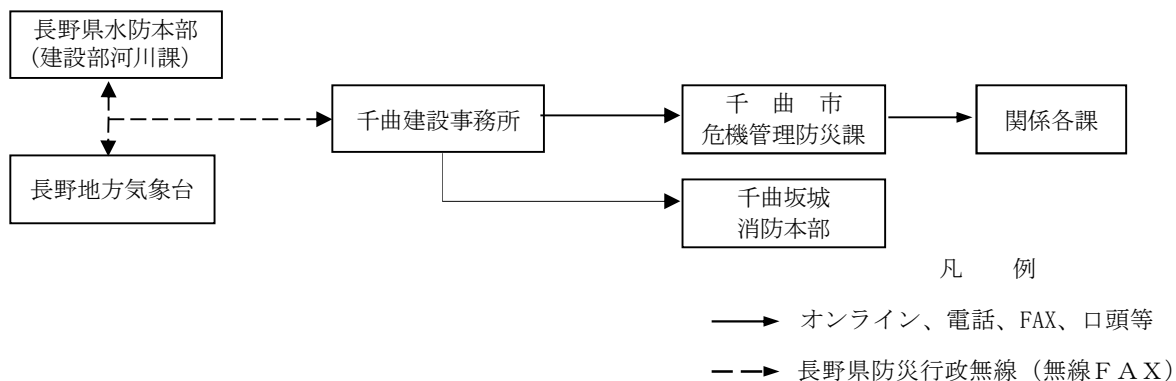
ウ 洪水予報（国土交通省、気象庁共同で行うもの）



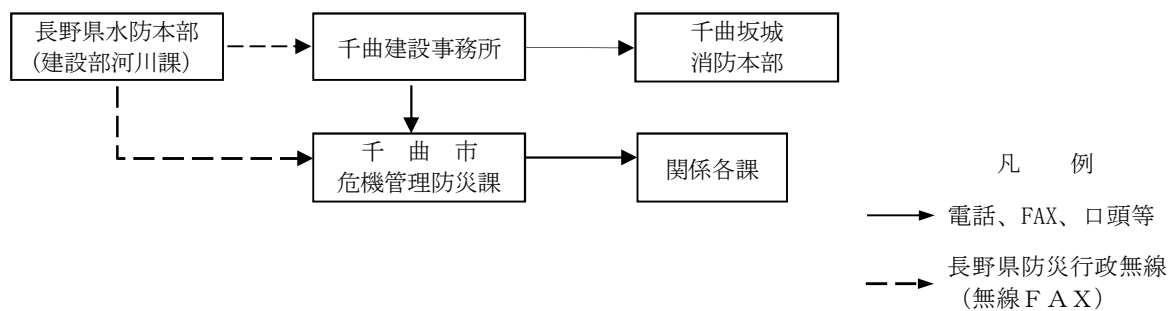
エ 水防警報（県知事が行うもの）



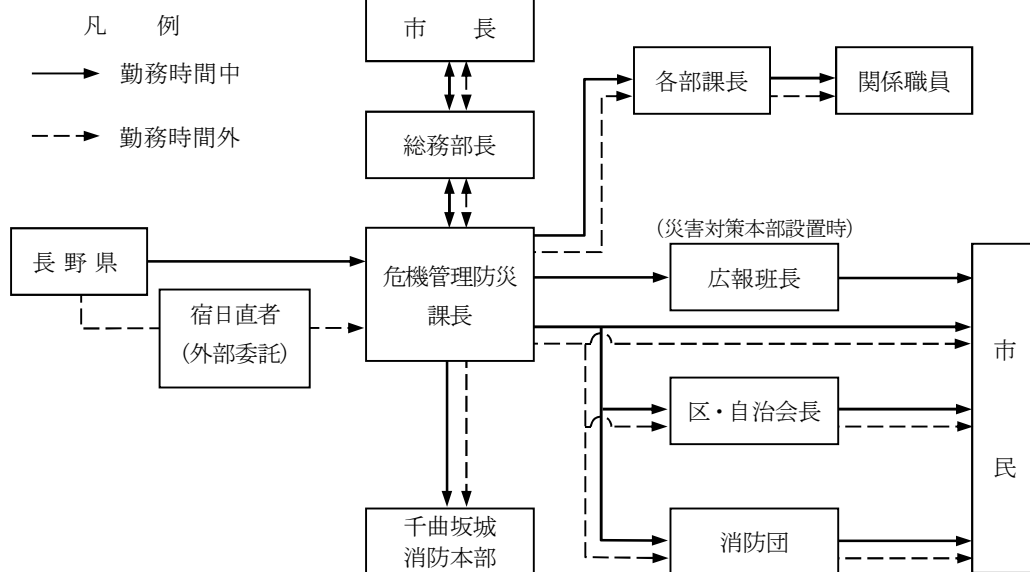
オ 洪水予報（長野県、気象庁共同で行うもの）



カ 水位到達情報（県知事が行うもの）



キ 市における情報受理伝達



(5) 伝達責任者及び措置

ア 勤務時間中の取扱い

(7) 伝達責任者

注意報、警報及び情報等の伝達責任者は、危機管理防災課長とする。

(4) 措置

- a 危機管理防災課長は、受領した警報等を直ちに総務部長を通じて、市長に連絡する。
- b 危機管理防災課長は、取るべき措置について、総務部長を通じて、市長の指示を受け、電話等により各部課等の長、関係職員に通知する。
- c 各部課等の長は、予想される事態に対して取るべき措置を、関係機関等に通知するとともに、広報計画により速やかに市民に周知させる。

イ 勤務時間外の取扱い

(7) 伝達責任者

勤務時間外及び休日における警報等の伝達責任者は、宿日直者(外部委託)とする。

(4) 措置

- a 宿日直者(外部委託)は、受領した警報等を直ちに危機管理防災課長に通知する。
- b 危機管理防災課長は、取るべき措置について総務部長を通じて、市長の指示を受け、電話等により各部課等の長に通知する。
- c 各部課等の長は、関係職員に通知する。
- d 以下、アの勤務時間中の取扱いに準じて措置する。

(6) 気象警報・注意報等の発表及び解除

気象警報・注意報等を発表及び解除する機関は次のとおりとする。なお、注意報及び警報はその種類にかかわらず、新たな注意報又は警報の発表が行われたときには、自動的にきりかえられる。ただし、竜巻注意情報の有効期限は発表から約1時間である。

警報等の種類	発表機関名	対象区域
気象注意報 気象警報	長野地方气象台	県全域あるいは一部
千曲川洪水予報 洪水注意報 洪水警報	千曲川河川事務所 長野地方气象台	国土交通大臣が指定した河川（「洪水予報指定河川」という）
沢山川に対する 避難判断水位到達情報 氾濫危険水位到達情報	千曲建設事務所	知事が指定した河川（水位周知河川）
水防警報	千曲川河川事務所	国土交通大臣が指定した河川
	千曲建設事務所	知事が指定した河川
火災気象通報	長野地方气象台	県全域あるいは一部
火災警報	消防長	市全域
土砂災害警戒情報	長野地方气象台、長野県	県全域あるいは一部
記録的短時間大雨情報	気象庁	県全域あるいは一部
竜巻注意情報	気象庁	県全域あるいは一部
全般気象情報	気象庁	全国
関東甲信地方気象情報	気象庁	関東甲信地方
長野県気象情報	長野地方气象台	長野県

〔資料4〕 水防警報河川 (資料編P. 19)

〔資料5〕 洪水予報河川 (資料編P. 20)

〔資料6〕 水位周知河川 (資料編P. 20)

- [資料 7] 重要水防区域 (資料編P. 21)
- [資料 8] ため池 (資料編P. 29)
- [資料 9] 土砂災害警戒区域等 (資料編P. 32)
- [資料10] 山地災害危険地区 (資料編P. 56)
- [資料38] 気象業務法に基づく注意・警報等 (資料編P. 369)
- [資料39] 水防法に基づく注意・警報等 (資料編P. 372)
- [資料40] 避難指示等に係る発令の判断基準 (資料編P. 373)
- [資料42] キキクル(大雨警報・洪水警報の危険度分布)等 (資料編P. 378)

3 市民の避難誘導対策

風水害により、市民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、避難指示等を行い、適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。

特に浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

(1) 市が実施する対策

市民の避難誘導にあたり、以下に留意する。

ア 危険箇所等の警戒活動

市は、風水害の発生のおそれがある場合には防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、消防団等と連携を図りながら、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合または危険が予想される場合には、市民に対して避難指示等を発令するとともに、適切な避難誘導活動を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、市民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

イ 指定緊急避難場所以外への待避

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行なうことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行なうべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

ウ 避難所の開設

市は、災害時には、必要に応じ指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、市民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とする。

なお、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設する。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

エ 開設避難所情報の周知

避難所の開設状況について、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるとともに、特定の避難所に避難者が集中したり、収容人数を超えることを防いで避難の円滑化に努める。

オ 避難指示等の伝達

市民に対する避難指示等の伝達にあたっては、関係機関の協力を得つつ、Ｌアラート（災害情報共有システム）、屋外告知放送、千曲市メール配信サービス、緊急速報メール、ホームページ、ケーブルテレビ、有線放送、SNS、広報車等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の市民に対する迅速かつ確かな伝達を実施する。

なお、対象地域の適切な設定に留意するとともに、避難指示を夜間に発令する可能性がある

る場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

カ 要配慮者への配慮

情報の伝達、避難誘導の実施にあたっては、要配慮者に対して配慮する。特に避難行動要支援者については、避難支援計画に沿った適切な避難支援を行う。

キ 要配慮者利用施設への連絡、通報

当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害が発生するおそれがあると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等内の要配慮者利用施設に対して連絡、通報を行う。必要に応じて、自主防災組織、市民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。

ク 避難に資する情報の提供

指定緊急避難場所及び指定避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在等、避難に資する情報提供を実施する。

ケ 避難指示等の解除

避難指示等の解除をする場合には、十分に安全性の確認に努める。

(2) 市民が実施する対策

避難の際には、出火防止措置をとったうえ、非常持ち出し袋を携行する。

(3) 要配慮者利用施設の管理者が実施する対策

要配慮者利用施設の管理者は、自らも防災気象情報の収集を行うなど、自主的な防災活動に努める。また、災害が発生するおそれのある場合は、市、自主防災組織等と連携し、避難誘導等を実施する。

4 災害の未然防止対策

各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の発生の防止に努める。

(1) 水防管理者

水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について応急対策として水防活動を実施する。

(2) 河川管理者、農業用排水施設管理者等

洪水の発生が予想される場合には、せき、水門等の適切な操作を行う。その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ、必要な事項を市及び千曲警察署に通報するとともに住民に対して周知させる。

(3) 道路管理者

降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施する。

(4) 異常現象発見時の市民の措置

ア 災害が発生あるいは拡大するおそれがある異常現象を発見した者は、自己又は他人によりその発見場所、状況及び経過等について具体的に市（危機管理防災課あるいは関係部課）若しくは警察官に速やかに通報するものとする。

イ 通報を受けた市職員又は警察官は、その旨を直ちに市長に通報する。

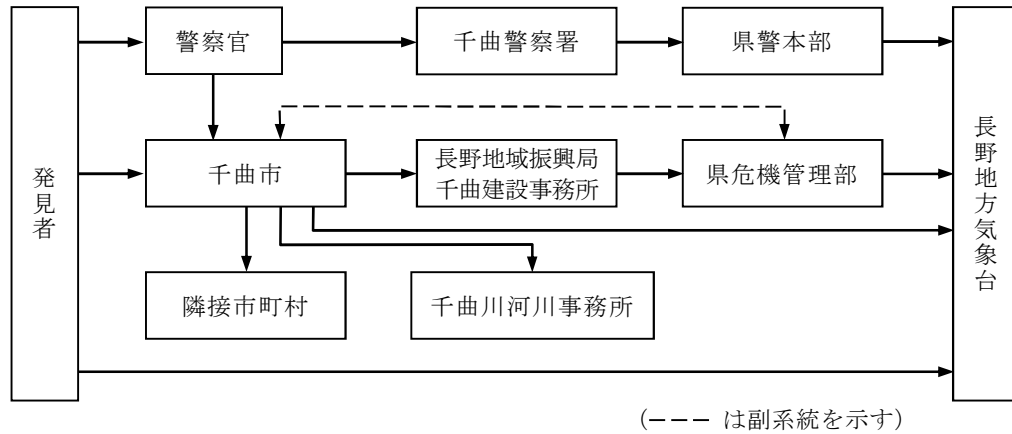
ウ 通報を受けた市長は、直ちに市の異常現象発見時の通報系統により関係機関に連絡するとともに、その現象を確認し事態の把握に努める。

エ 通報を要する異常現象

(ア) 突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷雨等の気象現象

- (イ) 河川、池沼の水位の異常な上昇
- (ロ) 異音、川や井戸水の濁り・水位の急変、崖からの湧水、崖や地面のひび割れ等の土砂災害の前兆現象
- (エ) 地震現象

オ 異常現象発見時の通報系統



(5) 消防団及び消防機関

出水時に土のう積みなど迅速な水防活動を実施する。また、河川管理者、市と連携し、必要に応じ、水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入の禁止又はその区域からの退去等の指示を実施するものとする。

第2節 災害情報の収集・連絡活動

各課

第1 基本方針

災害が発生した場合、市及び関係機関は直ちに被害状況調査体制をとり、あらかじめ定められた分担、様式、連絡ルート等に基づき迅速・的確な被害状況の調査を行い、関係機関へ報告を行うものとする。

この場合における調査責任機関・調査報告様式・報告先は次によるものとする。

第2 実施計画

1 被害状況の調査及び報告体制

(1) 報告の種別

ア 概況速報

災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき、又はその他異常と思われる事態が発生したときは直ちにその概況を報告する。

イ 被害中間報告

被害状況を収集し逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合はその都度変更の報告をする。

ウ 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告する。

(2) 災害発生直後の情報（第1次情報）の収集

災害発生直後の情報収集は、危機管理防災課（災害対策本部設置後は、本部室）が、災害情報連絡員及び各部からの報告により行う。

また、参集途上等で職員が被害を知ったときは、直ちに危機管理防災課長に報告する。

ア 情報の内容と報告順位

災害発生直後に収集する情報内容と報告の優先順位は次のとおりとする。

(ア) 人命にかかわる情報

(イ) 災害の拡大又は二次災害の発生に関する情報

(ウ) 被害状況に関する情報

(3) 被害状況等の調査

ア 調査の分担及び報告先

被害状況の調査は、次表により担当課が関係の機関及び団体の協力を得て実施し報告する。

調査にあたっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努める。

調査事項	担当課	協力機関	報告先
概況速報 人的被害 避難指示等避難状況	危機管理防災課		長野地域振興局 総務管理（・環境）課
住家の被害	税務課		長野地域振興局 総務管理（・環境）課
社会福祉施設被害	福祉課 高齢福祉課 こども未来課 保育課		長野保健福祉事務所 福祉課

調査事項	担当課	協力機関	報告先
農・畜・水産業被害 農業用施設被害	農林課	長野農業農村支援センター 水産試験場 ながの農業協同組合 長野家畜保健衛生所	長野地域振興局 農地整備課
農地被害	農林課	土地改良区	長野地域振興局 農地整備課
林業関係被害	農林課	長野森林組合更埴支所 北信森林管理署	長野地域振興局 林務課
公共土木施設被害	道路河川課	千曲川河川事務所	千曲建設事務所
土砂災害等による被害	道路河川課		千曲建設事務所
都市施設被害	都市計画課		千曲建設事務所
水道施設被害	上下水道課	長野県企業局 川中島水道管理事務所 上田水道管理事務所	長野地域振興局環境・廃棄物対策課
下水道施設等被害	上下水道課	長野県下水道公社 千曲川流域下水道事務所 上流処理区終末処理場 千曲衛生施設組合 千曲市清掃組合	千曲建設事務所 長野地域振興局 農地整備課 千曲川流域下水道事務所
廃棄物処理施設被害	環境課	長野広域連合 葛尾組合 千曲衛生施設組合	長野地域振興局環境・廃棄物対策課
感染症関係被害	健康推進課		長野保健福祉事務所 健康づくり支援課
医療施設被害	健康推進課		長野保健福祉事務所 総務課
商工関係被害	産業振興課	千曲商工会議所 戸倉上山田商工会	長野地域振興局 商工観光課
観光施設被害	観光課	信州千曲観光局	長野地域振興局 商工観光課
教育関係被害	教育総務課		北信教育事務所
文化財被害	歴史文化財センター		北信教育事務所
市有財産被害	管財契約課		長野地域振興局 総務管理（・環境）課
火災即報	消防本部		長野地域振興局 総務管理（・環境）課 県危機管理部
火災即報 (危険物に係る事故)	消防本部		県危機管理部

イ 被害状況等報告内容の基準

被害の程度区分の判定は、災害救助法の被害認定基準に基づく。

〔資料43〕 被害等の認定基準 （資料編P. 379）

(4) 被害報告

ア 報告様式

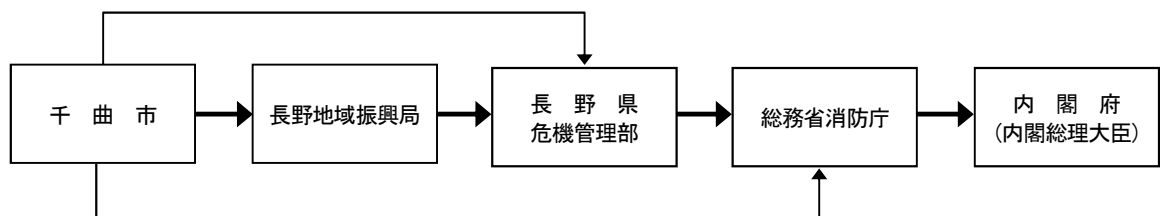
被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式は、県地域防災計画による。

イ 報告系統

(ア) 災害対策本部設置前においては危機管理防災課長（災害対策本部設置後においては、本部室）が県（長野地域振興局あるいは、危機管理部）に報告する。

(イ) 緊急を要する等の場合は、直接県関係課に報告し、その後において長野地域振興局等の機関に報告する。

(ウ) 県庁舎の被災、通信途絶等により、県への報告ができない場合は、直接消防庁へ報告する。



凡例 ———→ 通常の系統
 ————→ 副系統

〔様式 1〕 被害状況報告等様式 （資料編 様式P. 1）

(5) 甚大災害等における情報収集・報告体制

ア 市による被害調査が困難な場合

被害が甚大であるなど、市において被害調査が実施できないときは、(3)のアに示す報告先に定める県現地機関等に応援を求める。

イ 市の対応能力を超える災害が発生した場合

市の対応能力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

ウ 県への報告が困難となった場合

県庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行う。なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻す。

エ 直接即報基準に該当する災害等が発生した場合

被害状況等は、市は県へその現地機関を通じて報告することを原則としているが、「火災・災害等即報要領（昭和 59 年消防第 267 号消防庁長官）」の直接即報基準に該当する場合（該当するおそれがある場合を含む。）には、県だけではなく、直接消防庁にも報告する。

〔資料44〕 直接即報基準 （資料編P. 381）

2 通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧をすみやかに行う。支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、携帯電話、トランシーバー等の移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。必要に応じて、信越総合通信局に対し、災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

また、県の「防災情報システム」を利用し、被害情報等による関係機関との情報共有に努めるものとする。

(1) 有線通信による方法

- ア 電話回線
- イ 災害時優先電話
- ウ 非常・緊急電話
- エ ファックス
- オ 公衆電話
- カ 災害用伝言ダイヤル「171」
- キ 信州ケーブルテレビジョン、有線放送
- ク インターネット、電子メール

(2) 無線通信による方法

- ア 長野県防災行政無線
- イ 市防災行政無線
- ウ 携帯用無線機
- エ 携帯電話
- オ 衛星携帯電話
- カ 専用通信施設の利用
- キ テレビ、ラジオの利用

(3) その他の方法

- ア 二輪、自転車、徒歩等による伝令

第3節 非常参集職員の活動

各課

第1 基本方針

市は、市域に災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、本計画の定めるところによってその活動体制に万全を期する。

この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて災害応急対策活動に協力する。

第2 主な活動

災害発生のおそれがあるとき又は災害が発生したときは、職員の安全確保に十分に配慮した迅速な配備活動を行うとともに、災害の状況により災害対策本部を設置する。

第3 活動の内容

1 職員の配備体制

(1) 配備体制の基準

災害応急対策活動が、速やかに実施されるよう次の区分に基づき、所定の職員の動員を行い、活動体制を整える。なお、関係各課長はあらかじめ各体制において活動する人員を決めておくものとする。

職員の配備区分と発令基準

配備区分	配備基準(◎は事象発生と同時に活動を開始する基準)	活動内容等	備考
準1号配備 (準備体制)	◎千曲市に大雨・洪水・暴風警報が発表された場合 ・中部(上田・佐久)地域に大雨・洪水警報が発表された場合 ◎千曲川杭瀬下水位観測所の水位が水防団待機水位(0.70m)を超えた場合 ・千曲川上流や降雨等の状況から必要があると認められた場合 ・災害が発生するおそれがあり、危機管理防災課長が必要と認める場合	1号配備を速やかにとるための連絡体制を確立し、主に状況の把握と連絡活動を行える体制とする。	
1号配備 (警戒体制)	・千曲川杭瀬下水位観測所での水位が氾濫注意水位(1.60m)を超えた場合 ・千曲市地域監視対象雨量観測所のいずれかで警戒値以上の雨量が観測された場合 ・千曲川上流や降雨等の状況から必要があると認められた場合	市内におけるパトロールを強化し、避難その他災害の拡大を防止するため必要な諸般の準備を完了する体制とする。	警戒本部設置 (水防本部設置)
2号配備 (即応体制)	・千曲川杭瀬下水位観測所での水位が2.00mを超えた場合 ・災害が発生した場合及び激甚な災害発生のおそれがある場合 ◎特別警報が発表された場合 ・市長が必要と認める場合	1号配備を強化するとともに、局地的な災害に対しては、そのまま対策活動が遂行できる体制とする。	災害対策本部設置
3号配備 (非常体制)	・千曲川杭瀬下水位観測所での水位が氾濫危険水位(5.00m)を超えた場合 ・大規模な災害が発生し、もしくは市全域にわたり大規模な災害が発生するおそれがある場合 ・市長が必要と認める場合	中規模以上の災害が発生した場合に対処できる配備体制とし、本部要員の全員をもってあたるものとする。	

[資料45] 千曲市地域監視対象雨量観測所一覧(資料編P.383)

配備人員の基準

部	課	準1号配備 (準備)	1号配備 (警戒) 警戒本部	2号配備 (即応) 対策本部	3号配備 (非常) 対策本部
総務部	危機管理防災課	◎	◎	◎	◎
	総務課	△	◎	◎	◎
	秘書広報課	○	○	◎	◎
	財政課		○	◎	◎
	税務課		○	◎	◎
	債権管理課		○	◎	◎
	行政マネジメント室	○	○	◎	◎
	会計課				◎
	選挙・公平・監査事務局				◎
企画政策部	総合政策課			○	◎
	管財契約課			○	◎
	情報政策課		○	◎	◎
	公民共創推進室		△	◎	◎
市民環境部	市民生活課		△	○	◎
	市民課		△	○	◎
	上山田戸倉出張所		△		◎
	環境課		(○)	○	◎
健康福祉部	福祉課		○	◎	◎
	高齢福祉課		○	◎	◎
	健康推進課		(○)	◎	◎
	人権・男女共同参画課		△	○	◎
次世代支援部	こども未来課		△	◎	◎
	保育課		△	○	◎
	保育園			○	◎
経済部	農林課	○	◎	◎	◎
	農業委員会事務局		○	◎	◎
	観光課	△	△	○	◎
	ふるさと振興課			○	◎
	産業振興課		◎	◎	◎
	日本遺産推進室			○	◎
建設部	道路河川課	○	◎	◎	◎
	建築課	○	◎	◎	◎
	都市計画課		◎	◎	◎
	上下水道課		◎	◎	◎
教育部	教育総務課		○	◎	◎
	第一学校給食センター			○	◎
	第二学校給食センター			○	◎
	生涯学習課		○	◎	◎
	公民館・図書館・創造館			○	◎
	歴史文化財センター		△	◎	◎
	スポーツ振興課		◎	◎	◎
	文化課			○	◎
議会事務局	議会事務局		(○)	◎	◎
消防本部	総務課・警防課・予防課			◎	◎
	更埴消防署			◎	◎
	戸倉上山田消防署			◎	◎

◎ : 全職員、 ○ : 係長以上、 () : 該当する係長以上、 △ : 課長以上

* 本部員は、1号配備で招集する。

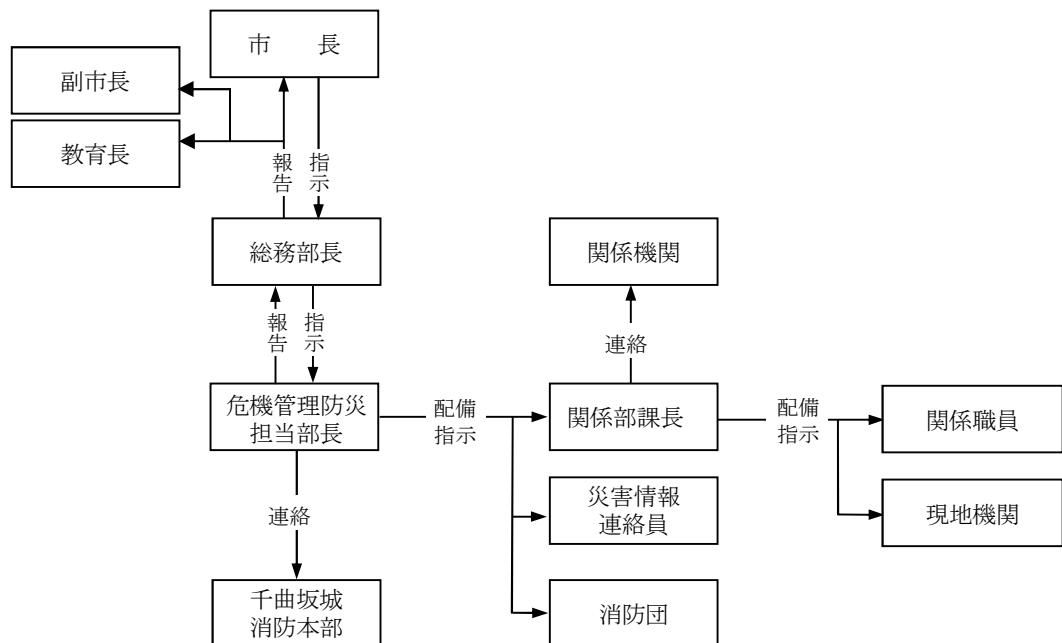
* 災害情報連絡員は、2号配備で招集する。

* 1号配備について、総務部長が必要と認めた場合は増員を行う。関係部課長は、関係職員を招集する。

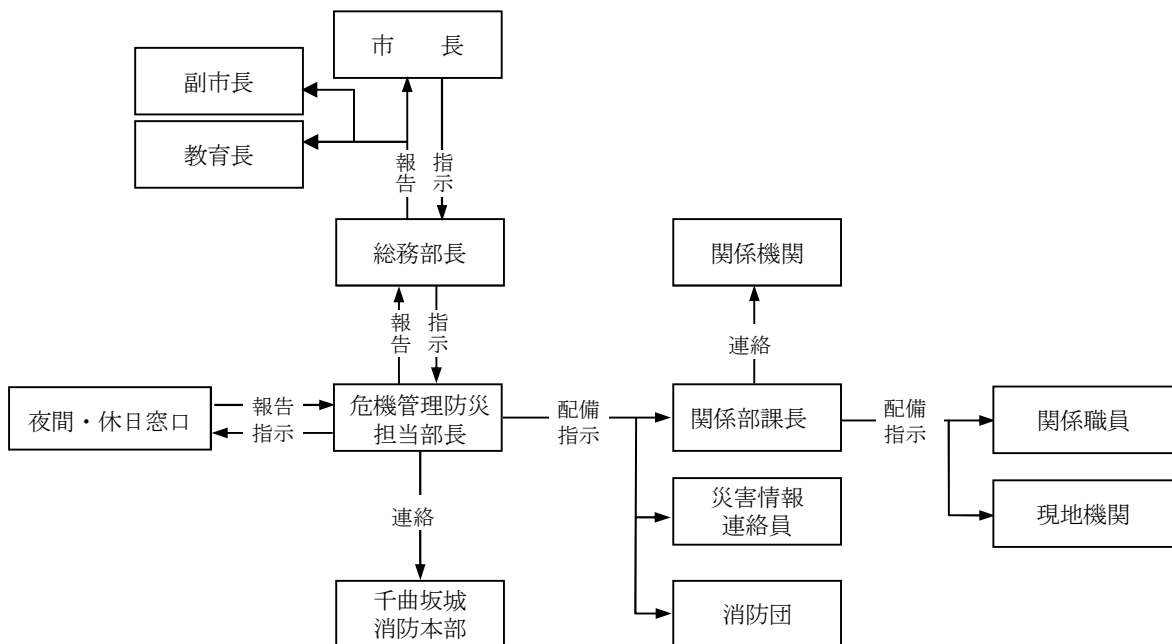
* 2号配備について、市長が必要と認めた場合は増員を行う。関係部課長は、関係職員を招集する。

(2) 配備指示の伝達系統

ア 勤務時間中



イ 勤務時間外



(3) 連絡の方法

ア 連絡方法の事前周知

勤務時間外においても、迅速に職員を招集できるように、関係部課長は、関係職員の招集について、あらかじめ電話及びメールによる連絡方法を定め、関係職員に周知しておく。

なお、職員はあらかじめ自らの参集場所について想定しておき、参集場所までの道順及びそれが不通となっていた場合の参集場所及び道順についても定めておくものとする。

イ 自主登庁

職員は、日頃から災害関連情報に十分注意する。

災害時は電話等通信連絡が不能となっていることも予想されるため、テレビ・ラジオ・インターネット・職員自身による調査等により災害に関する情報を収集し、表「職員の配備区

分と発令基準」に記載の「◎事象発生と同時に活動を開始する基準」に該当する災害事象の場合は、自ら参集し、事務分掌について指示命令を受ける。

ウ 職員招集時の電話の略号

職員を招集する電話の略号は、次のとおりとする。

電話文	内 容
準1号配備	準1号配備につくため、直ちに登庁して下さい。
1号配備	1号配備の指令が出されました。直ちに登庁して下さい。
2号配備	2号配備の指令が出されました。直ちに登庁して下さい。
3号配備	3号配備の指令が出されました。直ちに登庁して下さい。

2 初動体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害対策本部を設置するまでに至らない場合は、この計画に定める体制により応急対策を実施する。

(1) 配備の指令

準1号配備、1号配備指令の実施責任者は、総務部長とする。総務部長は、総合的に状況を判断し、配備基準に基づいた配備体制を指令する。

(2) 警戒活動の実施

関係課長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、必要な職員を配置して、警戒活動を実施する。

ア 準1号配備（準備体制）

速やかに1号配備をとるための連絡体制を確立し、主に状況の把握と連絡活動を行う。

(ア) 危機管理防災課は、防災気象情報、河川情報等を収集し、関係課に伝達する。

(イ) 道路河川課、農林課は、巡視等により、現地の情報を収集する。

(ロ) 関係部課長の判断により、関係職員を集合・待機させる。

イ 1号配備（警戒体制）

市内における巡視を強化し、他災害の拡大を防止するため必要な準備を完了する。

(ア) 道路河川課、建築課、農林課、都市計画課、上下水道課は、災害のおそれのある現場に職員を配置し、警戒及び初期活動を実施する。また、情報伝達系統を徹底する。

(イ) 関係部課長は、2号配備、3号配備に備え、動員連絡系統を確認する。また、情報伝達、水防、輸送、医療救護等の応急活動の調整を行う。

(3) 準1号配備、1号配備の解除

気象警報・注意報等が解除され、災害の発生がないと認められた場合、又は警戒等の必要がないと認められたときに解除する。

3 災害警戒本部の設置

(1) 災害警戒本部の設置基準

副市長は、総合的に状況を判断し、1号配備の配備基準に基づき、災害警戒本部を設置する。

(2) 災害警戒本部の組織

災害警戒本部の組織は次のとおりとする。

本部長	副市長
本部員	総務部長、企画政策部長、市民環境部長、健康福祉部長、次世代支援部長、経済部長、建設部長、教育部長、その他担当部長、議会事務局長、消防長

(3) 災害警戒本部の設置場所

本部室は、庁舎４階応接会議室・庁議室に設置する。

(4) 災害警戒本部の活動

危機管理防災課は、防災気象情報、河川情報、各部課が収集する現地の状況、活動状況等の情報を取りまとめ、本部長に報告するとともに、本部長の指示を関係課に伝達する。

災害警戒本部が設置された場合、各部課の事務分掌は、千曲市災害対策本部規程別表によるものとする。

(5) 災害警戒本部の解散基準

副市長は、次の基準により、災害警戒本部を解散する。

- ア 災害対策本部が設置されたとき。
- イ 予想した災害の危険が解消したと認められたとき。
- ウ その他災害警戒本部の設置を不要と認めたとき。

4 災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部の設置基準

市長は、次の基準に掲げる状況のときで、必要があると認めたときは、災害対策基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を設置する。

- ア 気象業務法に基づく暴風、大雨、洪水等の警報の１つ以上が発表され、応急対策の必要が認められたとき。
- イ 国土交通大臣又は県知事が水防警報を発表し、応急対策の必要が認められたとき。
- ウ 災害が広範囲な地域にわたり、又は拡大するおそれがあるとき。
- エ 災害救助法が適用されたとき。
- オ その他激甚な災害が発生し、又は発生するおそれのあるとき。
- カ 気象業務法に定める特別警報が発表されたとき。

(2) 災害対策本部の解散基準

市長は、次の基準により、災害対策本部を解散する。

- ア 予想した災害の危険が解消したと認められたとき。
- イ 災害発生後における応急対策活動が完了したと認められたとき。
- ウ その他災害対策本部の設置を不要と認めたとき。

(3) 災害対策本部の設置及び解散の通知

災害対策本部を設置又は解散したときは、直ちにその旨を次表により通知及び公表する。

通知及び公表先	通知及び公表の方法	担 当 部
災害対策本部各部班	庁内放送・電話・無線	本部室
長野地域振興局	Lアラート（災害情報共有システム）・電話・ 県防災行政無線	〃
千曲警察署	電話	〃
指定公共機関	電話	〃
市民	Lアラート（災害情報共有システム）・屋外告知放送・ 千曲市メール配信サービス・ホームページ・ SNS・有線放送・ケーブルテレビ・広報車等	秘書広報課
報道関係	電話・文書・ファックス	〃

5 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織及び事務分掌は、千曲市災害対策本部規程による。また、防災活動の基本方針を協議決定するため、災害対策本部の下に本部会議を設置し、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

(1) 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は次のとおりとする。また、各部班の事務分掌は、千曲市災害対策本部規程別表に示すとおりとする。

〔資料15〕 千曲市災害対策本部規程 (資料編P. 70)

(2) 本部長及び副本部長

ア	市長を本部長とし、副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
イ	副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
ウ	副本部長が本部長の職務を代理する順序は、副市長、教育長の順とする。

(3) 本部員

本部員は、次のとおりとする。

統括者等となる本部員	総務部長、企画政策部長、市民環境部長、健康福祉部長、次世代支援部長、経済部長、建設部長、教育部長、その他担当部長、議会事務局長、消防長
室長・部長等となる本部員	千曲市組織規則第2条及び千曲市教育委員会組織規則第2条に規定する課等の長、選挙・公平・監査事務局長、会計管理者、農業委員会事務局長、第一学校給食センター所長、第二学校給食センター所長、議会事務局次長、消防本部総務課長、消防本部警防課長、消防本部予防課長、戸倉上山田消防署長、更埴消防署長

(4) 本部会議

本部長は、災害応急対策に関する基本的な重要事項を協議するため、副本部長及び統括者並びに必要に応じて副統括者、室長又は部長を招集し、本部会議を開催する。

(5) 県の派遣職員

市は、市で災害対策本部が設置され必要があると県が認めた場合に派遣される県職員を災害対策本部に受け入れ、その情報収集・伝達活動に協力する。

(6) 現地災害対策本部

ア 現地災害対策本部の設置

本部長は、必要があると認めたときは、災害現場に現地災害対策本部を置く。

イ 現地災害対策本部の活動

現地災害対策本部は、本部任務のうち、急施を要する対策について、本部からの連絡、状況報告、要請等に基づいて活動する。

ウ 現地災害対策本部の職員

(7) 現地災害対策本部長

現地災害対策本部長は、災害対策本部の副本部長又は本部員のうちから本部長が指名し、本部長の命を受けて現地災害対策本部の事務を掌理する。

(8) 現地災害対策本部員、職員

現地災害対策本部員は、災害対策本部の班長のうちから、現地災害対策本部職員は災害対策本部職員のうちから現地災害対策本部長が指名する。

エ 災害拠点施設の機能確保

災害拠点施設である庁舎及び現地災害対策本部とした市の拠点施設が被災した場合、応急的に機能を確保するため、災害対策関連の協定を活用し、機能確保を図る。

[資料16] 災害対策関連協定一覧 (資料編P. 83)

(7) 災害情報連絡員

地域の被害情報の収集及び災害対策本部からの情報伝達を行うため、災害情報連絡員を区等に派遣する。

(8) 本部連絡員

災害対策本部・災害現場・関係機関等での情報伝達を行うため、本部連絡員を指名し必要に応じて派遣する。

(9) 災害対策本部等の標識等

ア 標示板

災害対策本部を設置したときは、「千曲市災害対策本部」、災害対策現地本部を設置したときは、「千曲市災害対策現地本部」の標示をする。

イ 腕章及び標識

災害応急対策活動に従事する職員は、所定の腕章を着用し、本部の自動車で災害応急対策活動に使用する車両には所定の標識をつける。

[資料46] 災害対策本部等の標識等 (資料編P. 384)

6 災害対策本部の運営

(1) 本部会議の開催

本部長は、災害に関する情報を分析し、災害対策本部の基本方針を決定するため、本部会議を開催する。

ア 報告事項

各部班の配備体制、応急活動状況

イ 協議事項

- (ア) 災害対策本部の配備体制の切替え及び解散に関すること。
- (イ) 自衛隊、県及び他の市町村への応援派遣要請に関すること。
- (ウ) 災害対策経費の処理に関すること。
- (エ) 災害救助法の適用の意見に関すること。
- (オ) 災害応急対策の調整に関すること。
- (カ) 災害対策現地本部の設置に関すること。
- (キ) 避難指示又は警戒区域の設定に関すること。
- (ク) その他災害対策の重要事項に関すること。

(2) 本部室の設置

ア 本部室の設置場所

本部室は、庁舎4階応接会議室・庁議室に設置する。庁舎が被災して災害対策本部としての機能を維持できない場合は、総合教育センター2階大研修室に災害対策本部を移転する。

イ 備品等の準備

本部室には、次の備品を準備する。

- (ア) 地図（日本図、県図、市図）、GIS
- (イ) 防災関係図面及び図表（天気図、被災地域、交通止箇所、被害状況、雨量等を書き入れるもの）

- (ウ) 停電用照明器具、発電機
- (エ) ラジオ、テレビ（停電の際にも使用可能なもの）
- (オ) 複写機その他事務器具
- (カ) 寝具
- (キ) 庁内電話
- (ク) 有線電話
- (ケ) 無線機

(3) 災害対策本部の活動要領

- ア 本部室長は、本部長の命を受けて各部の出動及び活動について、指示及び連絡する。
- イ 各部長は、情報の収集及び伝達体制を強化するとともに、関係機関からの情報を随時、本部連絡員を通じて、本部室長に連絡する。
- ウ 本部室長は、各部からの情報を取りまとめ、本部長に報告し、報道機関に周知する。

7 職員の福利厚生

活動の長期化に対処するため、必要に応じて、次の事項に配慮し、福利厚生の充実に努める。また、24時間体制による応急対策が必要な場合には、適切な班編制と人員の配置に努める。

(1) 宿泊施設等の確保

災害対策に従事する職員の宿泊及び一時的な仮眠施設を、公共施設、民間施設の一時借り上げによって確保、調整する。

(2) 食料等の調達

災害対策に従事する職員への食料等は、備蓄物資、炊き出し等で確保するほか、必要に応じて協定業者から調達する。

(3) 職員の家族等への配慮

各部長は、職員の家族、住居等が被災し、職員が対応する必要があると判断した場合には、本部職員としての任務を解除し、家族等の救護にあたることを認める。この場合、本部長の承認を得るものとする。

第4節 広域相互応援活動

本部室、消防本部

第1 基本方針

災害発生後、概括的な被害状況等を迅速に把握し、市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難と判断した場合、法令及び応援協定等に基づき、速やかに応援要請を実施する。なお、応援要請にあたっては、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、市職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行う。

また、他の市町村が被災した場合には、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、速やかに応援体制を整える。なお、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断する。

第2 主な活動

- 1 被害の規模及び状況に応じ、千曲市災害時受援計画に基づき速やかに応援を要請する。
- 2 応援要請に際し、円滑な受入れ体制を確立する。
- 3 他市町村が被災した場合には、速やかな応援体制を整える。
- 4 応援活動に伴う経費を負担する。

第3 活動の内容

1 協定に基づく要請

(1) 長野県市町村災害時相互応援協定

災害の規模及び被害状況から、市の人員、物資、資機（器）材、消防力等のみでこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的であり、必要があると認められる場合は、速やかに長野県市町村災害時相互応援協定に基づき応援を要請する。

ア 応援の内容

(ア) 物資等の提供及びあっせん

- a 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機（器）材
- b 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機（器）材及び物資
- c 救援及び救助活動に必要な車両等
- d ごみ、し尿処理のための車両及び施設
- e 被災者の一時収容のための施設
- f 火葬場

(イ) 人員の派遣

- a 救護及び応急措置に必要な職員
- b 消防団員

(ウ) その他

- a 避難場所等の提供、緊急輸送道路の確保等被災市町村との境界付近における必要な措置
- b ボランティアのあっせん
- c 児童・生徒の受け入れ

(エ) (ア)～(ウ)に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

イ ブロックの構成及び要請先

(ア) 長野ブロック構成市町村

長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、飯綱町、小川村

(イ) 代表市町村

代表市町村等に応援を要請するとともに、その旨を知事に連絡する。

長野県市町村災害時相互応援協定(長野ブロック) : 長野市

(ロ) 代表市町村が被災している場合の措置

- a 代表市町村が被災しているおそれがある場合、第2順位又は第3順位の市町村が代表市町村の業務を代行する。

代表市町村の業務を代行する市町村	第2順位 : 千曲市
	第3順位 : 須坂市

- b 構成市町村の大半が被災しているおそれがある場合、協定により定められたブロックから先遣隊等の派遣を行う。

被災ブロック	応援するブロック
長 野	松 本
松 本	長 野

ウ 要請の手続き

エの要請事項を明確にし、無線又は電話により行うが、後日速やかに文書を送付する。

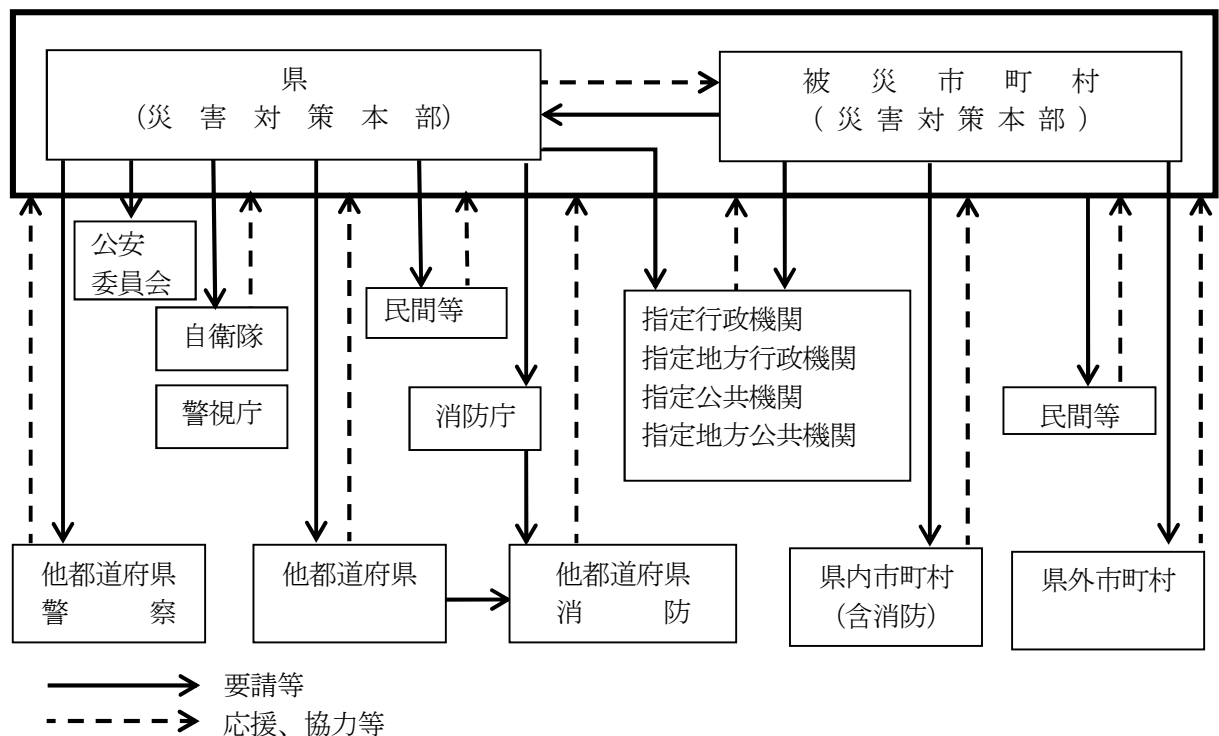
エ 要請事項

(7) 被害の状況

(イ) 応援を要請する内容

- a 物資資機(器)材の搬入
物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等
- b 人員の派遣
職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等
- c その他、必要な事項

広域相互応援体制図



[資料18-3] 長野県市町村災害時相互応援協定 (資料編 P. 103)
[資料18-4] 長野県市町村災害時相互応援協定実施細則 (資料編 P. 107)

(2) 長野県消防相互応援協定

災害の規模及び被害状況から、市内の消防力等のみでこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的であり、必要があると認められる場合は、速やかに長野県消防相互応援協定に基づき応援を要請する。

ア 応援の種別

- (ア) 消防応援 : 消防隊による応援
- (イ) 救助応援 : 救助隊による応援
- (ウ) 救急応援 : 救急隊による応援
- (エ) その他の応援 : 上記以外の応援

イ 要請先

長野県消防相互応援協定に基づき要請する。

ウ 要請の手続き

電話その他の方法により行うが、後日速やかに文書を送付する。

- [資料18-1] 長野県消防相互応援協定書 (資料編P. 93)
- [資料18-2] 長野県消防相互応援協定実施細則 (資料編P. 96)
- [資料18-5] 緊急消防援助隊の運用に関する要綱 (資料編P. 107)

(3) 県外市区町村との災害時の相互応援協定

(富山県射水市、千葉県横芝光町、岩手県山田町、神奈川県松田町)

ア 応援種類

- (ア) 被災者の救出、医療、防疫施設の応急復旧等に必要な資機(器)材及び物資の提供
- (イ) 生活必需物資及びその補給に必要な資機(器)材の提供
- (ウ) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (エ) 消火、救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の応援
- (オ) ボランティアのあっせん
- (カ) 前各号に掲げるもののほか、特に要求のあった事項

イ 要請の手続き

ウに掲げる事項を明らかにして、文書により要請する。ただし、緊急の場合は、電話又は電信等により要請し、その後、速やかに文書を提出する。

ウ 要請事項

- (ア) 災害の状況
- (イ) アの(ア)～(ウ)の応援を要請する場合にあつては、物資等の品名及び数量等
- (ウ) アの(エ)の応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人員
- (エ) 応援場所及びその経路
- (オ) 応援の期間
- (カ) (ア)～(オ)に掲げるもののほか必要な事項

- [資料18-9] 災害時の相互応援協定(富山県射水市) (資料編P. 130)
- [資料18-19] 災害時の相互応援協定(千葉県横芝光町) (資料編P. 151)
- [資料18-31] 長野千曲市及び岩手県山田町の災害時における相互応援に関する協定(岩手県山田町) (資料編P. 173)
- [資料 18-71] 災害時の相互応援協定(神奈川県松田町) (資料編P. 266)

(4) その他の協定

災害の規模及び被害状況から、市のみの対応では、十分な応急措置ができないと認められる場合には、速やかに協定に基づき協力等を要請する。市が災害対策に関して締結している協定は次のとおりである。

- [資料16] 災害対策関連協定一覧(資料編P. 83)

2 県及び指定地方行政機関等に対する要請

(1) 県に対する応援要請等

災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事等に対し、次に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第 68 条の規定により、応援を求め、又は、災害応急対策の実施を要請する。

ア 応援の要請事項

- (ア) 応援を求める理由及び災害の状況
- (イ) 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等
- (ロ) 応援を必要とする物資、資機（器）材等の品名、数量、搬入場所等
- (エ) その他必要な事項

(2) 指定地方行政機関に対する職員の派遣要請等

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第 29 条及び第 30 条の規定により、職員の派遣の要請、又はあつせんを求める。

(3) 消防に関する応援要請

1 の(2)における相互応援協定に基づく、県内の他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第 44 条の規定による他都道府県からの消防の応援を知事に要請する。

ア 緊急消防援助隊

イ 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」又は「消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定」に基づくヘリコプターの応援

ウ その他、他都道府県からの消防の応援

3 応援受入体制の整備

応援要請を実施する場合、受入体制全てを整えた後では初動措置に遅れが生じることから、配置、指揮命令系統応援活動に必要な基本的事項をまず整え、宿泊所、食料等の後方的事項については、要請後速やかに整えるなど迅速かつ弾力的な受入体制を整備する。

(1) 他の市町村等に応援要請をする場合は、必要とする応援内容、人員、配置場所及び連絡調整担当者等指揮命令系統について明確にしておくとともに、ヘリポート等応援活動上必要となる施設等についても必要に応じて確保する。

(2) 宿泊場所の確保、食料の供給等の後方的事項についても、必要に応じて応援市町村等の到着までに整えるものとし、円滑かつ効果的な応急措置が実施できる体制を整備する。

4 応援派遣体制の整備

応援活動は、被災市町村が必要とする災害応急対策等を、迅速かつ的確に行うことが重要となることから、市は、災害の発生を覚知したときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合は、早急に出動する。

また、通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる時は、要請を待たないで自主的に出動をする。

なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

(1) 情報収集及び応援体制の確立

市は、他の市町村において、災害等の発生を覚知したときは、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災市町村から要請を受けた場合は、直ちに出動する。

(2) 指揮

応援側は、要請側の指揮の下で、緊密な連携を図りながら応援活動を実施する。

(3) 自己完結

応援側は、要請側の負担とならないよう、自己完結型の応援体制及び応援期間が長期に及ぶ場合も想定した職員等の交替について留意する。

(4) 自主的活動

通信の途絶などにより要請がなく、かつ連絡ができない場合において、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

(5) 長野県合同災害支援チームによる支援活動

長野県外で大規模な災害が発生した場合、「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定書」に基づき、被災した県外地方自治体に対し、県と市は一体となって以下の支援を行う。

- ア 被災県等への職員の派遣・物資の提供
- イ 避難所・応急仮設住宅等の提供による避難者の受入れ
- ウ 医療機関での傷病者の受入れ
- エ その他被災県等との協議の中で必要と認めた支援

[資料18-7] 長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定 (資料編P. 123)

5 経費の負担

- (1) 他市町村から、本市に派遣された職員に対する給与及び経費の負担方法は、災害対策基本法施行令第18条に基づく所定の方法による。
- (2) 前項以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定等に定められた方法による。

第5節 ヘリコプターの運用計画

本部室

第1 基本方針

災害時には陸上の道路交通の寸断が予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策については、ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用する。

第2 主な活動

ヘリコプターによる災害応急対策が必要な場合は、県に要請するものとし、要請にあたっては、ヘリポート等活動に必要な体制を迅速に整備するとともに、必要な情報を的確に伝達する。

第3 活動の内容

1 ヘリコプターの要請

(1) 要請の対象となる災害等

次の各号に掲げる場合で、ヘリコプターを使用することが応急対策の活動(情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急物資の輸送、人員の搬送等)にとって極めて有効であると判断した時は、県消防防災ヘリコプター等の出動を要請する。

- ア 大規模な災害、風水害等の自然災害
- イ 山林等陸上からの接近が著しく困難な地域での災害
- ウ 高層建築物での火災
- エ 集団救助・救急を要する災害、事故等
- オ その他上記各号に準ずる災害

(2) ヘリコプターの要請事項

ヘリコプターの要請にあたっては、可能な限り次の事項を明らかにして要請する。また、正式要請前であっても、積極的な情報交換に努める。

- ア 災害の状況と活動の具体的内容(物資の量、輸送人数、傷病の程度、距離等)
- イ 活動に必要な資機(器)材等
- ウ ヘリポート及び給油体制
- エ 要請者、現場責任者及び連絡方法
- オ 資機(器)材等の準備状況
- カ 気象状況
- キ ヘリコプターの誘導方法
- ク 他のヘリコプターの活動状況
- ケ その他必要な事項

(3) 要請者が措置する事項

- ア 県と連携して適切なヘリポートを選定し、必要な人員の配置、散水、危険防止のための適切な措置を行う。
- イ 傷病者の搬送の場合は、救急車及び収容先病院等について手配する。
- ウ 連絡責任者はヘリポートで待機し、必要に応じ機長等との連絡にあたる。
- エ 自衛隊の派遣要請手続きについては本章第6節「自衛隊の災害派遣」による。

(4) ヘリコプターの種別及び活動内容

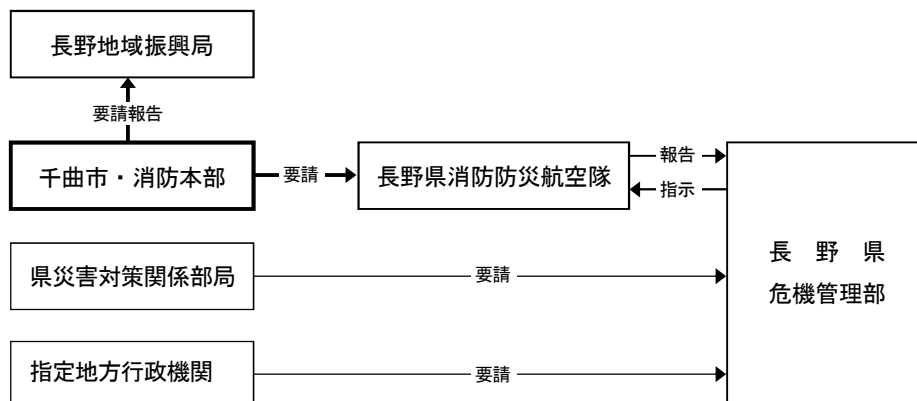
消防防災ヘリコプターの他、必要に応じて次のヘリコプターを要請する。

機 種	機 種	定員	救助ホイスト	消火装置	物資吊下	映像伝送
消防防災ヘリコプター	ベル 412EPI	15	○	○	○	○
県警ヘリコプター	レオナルド AW139	14	○			○
県警ヘリコプター	レオナルド AW139	14	○			○
広域航空消防応援等 ヘリコプター	各 種	各種	○	○	○	○
自衛隊ヘリコプター	各 種	各種	○	○	○	
海上保安庁ヘリコプター	各 種	各種	○		○	
信州ドクターヘリ(2機)	各 種	6				

(5) ヘリコプター要請手続き

ヘリコプター要請の流れは以下のとおりである。

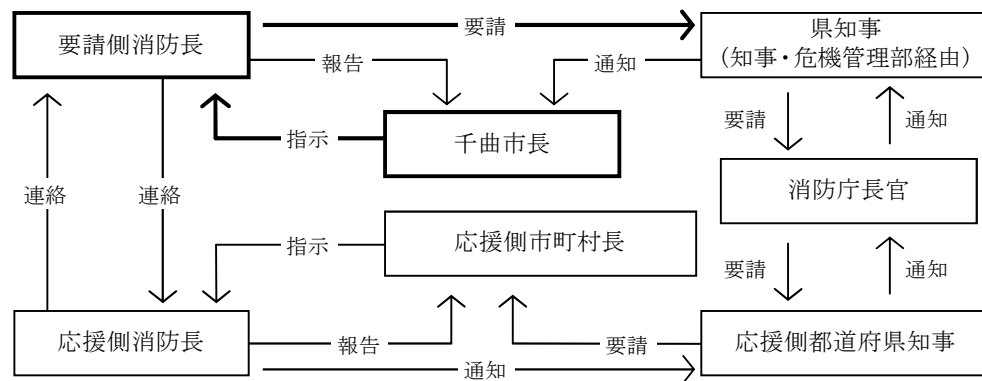
ア 消防防災ヘリコプター



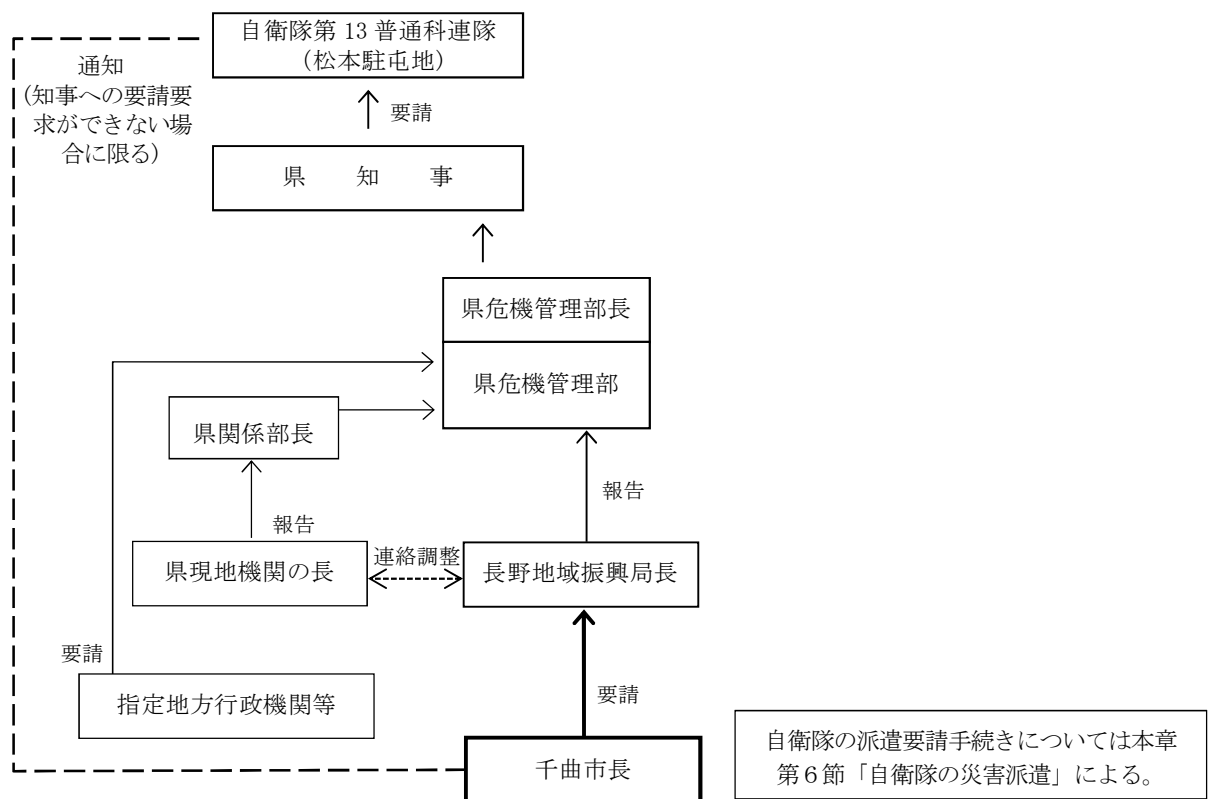
イ 県警ヘリコプター

長野県地域防災計画において、災害応急対策を実施するにあたり、消防防災ヘリコプターが使用できない場合又は対応できない場合に県の危機管理部より要請するものとなっている。

ウ 広域航空消防応援ヘリコプター



エ 自衛隊ヘリコプター

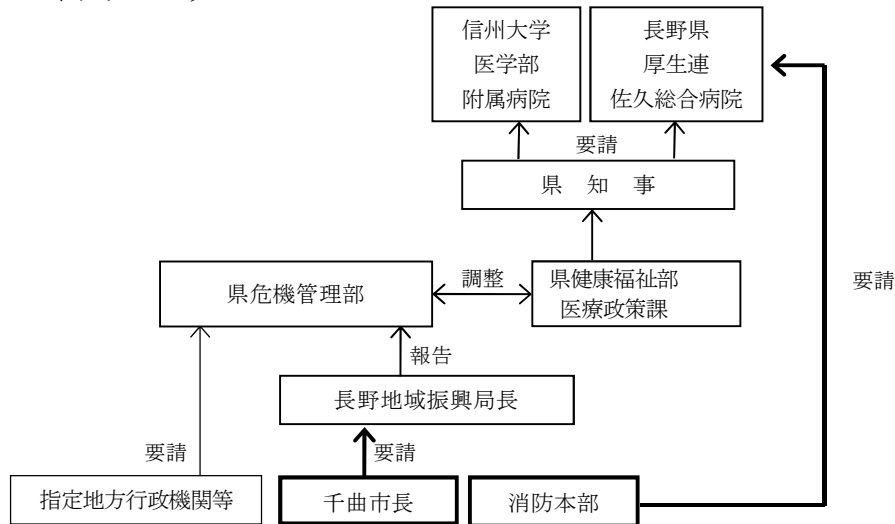


自衛隊の派遣要請手続きについては本章第6節「自衛隊の災害派遣」による。

オ 海上保安庁ヘリコプター

救助等の所要が生じた場合、県の危機管理部より海上保安庁ヘリコプターの応援を要請するものとなっている。

カ ドクターヘリ



2 ヘリポートの開設

市内ヘリポート指定地より、効果的な活動が可能な場所を選定する。選定にあたっては、できるだけ避難所等との共用を避け、ヘリコプター誘導員等の係員を配置するなど、運航上の安全に配慮する。ヘリポート開設に際しての連絡事項及び整備方法等は次のとおりとする。

(1) 連絡事項

消防防災航空隊に次の事項を連絡する。

- ア 所在地（番地まで）
- イ 正確な位置（地図 1／2,500）
- ウ 離着陸地帯、同周辺の見取り図（大きさ、障害物、付近の不時着適地等）

(2) ヘリポートの整備方法等

- ア 上空から確認しやすいよう、離着陸地帯（直径 10m 以上）を石灰等で表示する。
- イ 離着陸地帯の中心から半径 30m の範囲内の飛散物（紙、ビニール、板等）を撤去あるいは固定する。
- ウ ヘリコプターの風圧により砂塵が舞い上がらないよう散水する。
- エ 各出入口を閉鎖し、安全員を配置する等、立入禁止措置をとる。
- オ 風向きが確認できるよう、吹き流し、発煙筒等を着陸地点から 40～50m 離し設置する。
- カ 着陸に際しては、着陸帯から 20～30m 離れた風上側に誘導員を配置する。

(3) 避難所と共用する場合

災害の状況等により、避難所とヘリポートを共用する必要がある場合は、避難者を速やかに体育館等安全な場所へ誘導するほか、ヘリポートへの立入禁止を徹底し、避難者の安全を確保する。

(4) 市内のヘリポート

拠点ヘリポート	更埴中央公園、※大西緑地公園、※萬葉の里スポーツエリア
上記以外の災害対策用ヘリポート	東小学校、屋代中学校、埴生中学校、更埴西中学校、※千曲橋緑地、戸倉小学校、戸倉上山田中学校、更級小学校、五加小学校、上山田小学校、戸倉野外趣味活動センター、※戸倉千曲川緑地公園、※千本柳運動公園

※千曲橋緑地、萬葉の里スポーツエリア、大西緑地公園、戸倉千曲川緑地公園及び千本柳運動公園については、千曲川河川敷にあるため、風水害時には冠水等により使用できない場合がある。

注）工事中の施設は使用できない。

第6節 自衛隊の災害派遣

本部室

第1 基本方針

大規模な災害が発生したときには、市だけの力では、救助に必要な人員、設備等を確保することが困難な場合が予想される。

このような場合には、人命又は財産の保護のため、災害対策基本法第 68 条の 2 に基づく自衛隊の派遣要請を長野県知事に行い、派遣部隊の活動が円滑に行われるよう派遣部隊と密接に連絡調整を行う。

第2 主な活動

- 1 自衛隊に要請する救援活動及び要請手続きについて定める。
- 2 県等と派遣部隊の連絡調整について定め受入れ態勢を整備する。
- 3 派遣部隊の活動の必要なくなった場合の撤収方法について定める。
- 4 派遣に要した経費の負担について定める。

第3 活動の内容

1 派遣要請

災害時における被害の拡大を防ぎ、迅速な救助を行うために、県を通じて、自衛隊との事前の情報交換に努めるとともに、災害時の情報収集を速やかに行い、必要があれば直ちに派遣要請を行う。事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合には、直ちにその旨を自衛隊に連絡する。

(1) 派遣の要請

ア 要請の要件

公共性	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。
緊急性	差し迫った必要性があること。
非代替性	自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。

イ 救援活動の内容

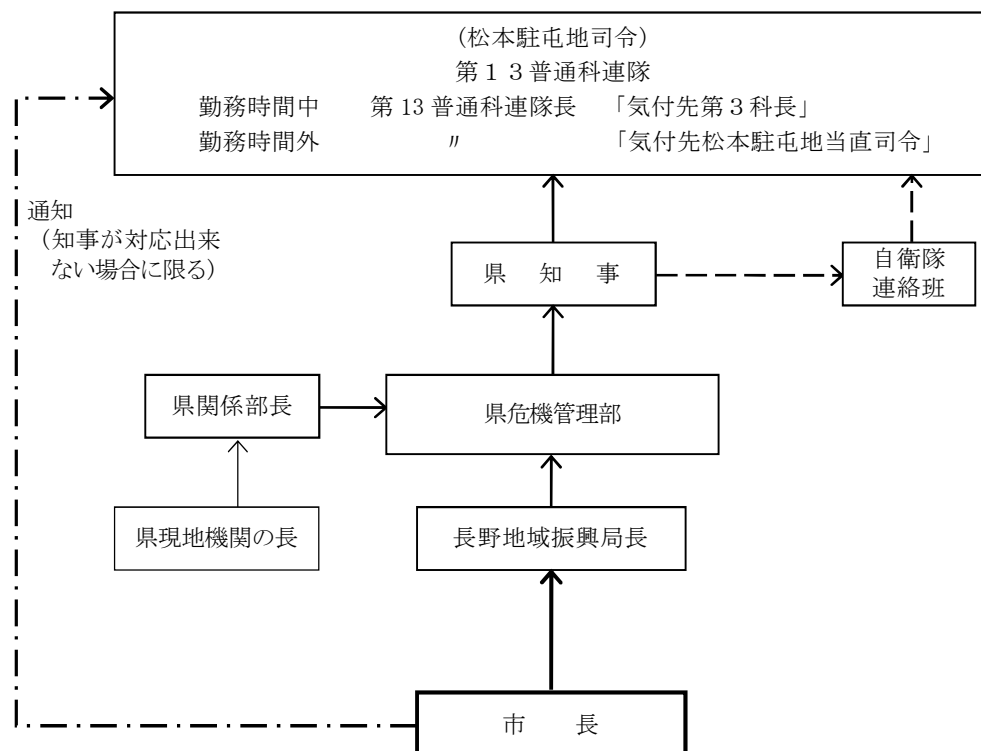
自衛隊の救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか、要請内容、現地における部隊等の人員・装備等により異なるが、おおむね次の表による。

項目	内容
被害状況の把握	車両・航空機等状況に適した手段による情報収集活動
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要がある場合、避難者の誘導及び輸送等による避難の援助
遭難者等の搜索救助	死者・行方不明者・傷病者等の搜索、救助
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動
消防活動	利用可能な消防車、その他の防災用具（空中消火が必要な場合は航空機）による消防機関への協力
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合はそれらの啓開又は除去

項目	内容
応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救助及び防疫
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
給食及び給水、入浴支援	被災者に対する給食及び給水、入浴支援
物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」(昭和33年1月10日総理府令第1号)に基づく、被災者に対する生活必需品等の無償貸与または救じゅつ品の譲与
危険物の保安及び除去等	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて所要の措置

(2) 派遣要請系統

自衛隊災害派遣要請の手続系統は次表のとおりである。



(3) 派遣要請手続

- ア 市長は、自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、文書又は口頭をもって長野地域振興局長に派遣要請を求める。
- イ 市長は、アにおいて口頭をもって要求をしたときは、事後において速やかに長野地域振興局長を通じ文書による要求をする。
- ウ 市長は、アの要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を陸上自衛隊第13普通科連隊長に通知する。また、この通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知する。

要請文書の宛先

■陸上自衛隊第13普通科連隊

宛先：陸上自衛隊松本駐屯地第13普通科連隊長
松本市高宮西1-1

連絡先

時 間 内	時 間 外
○第3科長 電話 N T T 0263-26-2766 (内 235) 防災行政無線 1-535-79	○駐屯地当直司令 電話 N T T 0263-26-2766 (内 302) 防災行政無線 1-535-61
F A X N T T 0263-26-2766 (内 239) 防災行政無線 1-535-76	F A X N T T 0263-26-2766 (内 239) 防災行政無線 1-535-62

(4) 派遣要請事項

要請にあたっては、次の事項を明らかにする。

- ア 災害の状況及び派遣要請する理由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域、作業箇所及び内容
- エ その他参考となるべき事項

2 災害派遣部隊の受入れ体制

派遣部隊の円滑な活動を確保するため、自衛隊部隊の長と密接に連絡調整を行い、受入れ体制を整備する。

(1) 受入れ体制の準備

災害派遣を要請した場合は、派遣部隊の効果的な活動を確保するため、県の現地連絡調整者に協力し以下の準備を行う。

- ア 作業箇所及び作業内容
- イ 作業箇所別必要人員及び機材
- ウ 作業箇所別優先順位
- エ ヘリポート
- オ 資材の調達方法
- カ 本部事務所
- キ 宿泊施設
- ク 資材置場、炊事場
- ケ 駐車場

(2) 現地連絡調整者との連絡調整

ア 市が部隊の活動等について部隊その他関係機関に行う要請は、すべて現地連絡調整者を通じて行う。

県が災害対策本部を設置していない場合	長野地域振興局長
県が災害対策本部を設置した場合	長野地方部長（長野地域振興局長）
県が現地本部を設置した場合	現地本部長（県災害対策本部が定めた者）

- イ 市長は、連絡交渉の窓口及び連絡責任者を明確にし、現地連絡調整者に報告する。
- ウ 市は、部隊の宿舎、部隊の活動に要する資材等について現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力する。

3 派遣部隊の撤収要請

市長は、派遣部隊の活動の必要がなくなつたと認めたときは、現地連絡調整者に文書又は口頭をもって報告する。

4 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、自衛隊の負担すべきものを除き、原則として千曲市が負担するものとし、その内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 派遣部隊が、救援活動を実施するために必要な資材器材（自衛隊の装備に係るものを除く。）
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴等の費用
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた（自衛隊の装備に係るものを除く。）損害の補償

第7節 救助・救急・医療活動

消防本部、消防団、健康推進課

第1 基本方針

大規模災害時における救助・救急・医療活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな救護班の派遣及び災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品・医療用資機（器）材の供給体制の確保、他の地方公共団体との相互支援体制の整備等について関係機関が連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。

また、道路交通確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への搬送方法について、広域的な対応を行う。

第2 主な活動

- 1 市は、消防機関及び医療機関等と相互に連携し、被災地における救助活動、救急処置を要する傷病者の搬送、医薬品・医療用資機（器）材の提供、千曲市災害時受援計画に基づく国、県、他の市町村等への応援要請等の大規模災害に対応した救助・救急活動を行う。
- 2 災害派遣医療チーム（DMAT）及び関係機関により編成された救護班により初期救護医療を行うとともに、傷病者の後方医療機関への搬送、ヘリコプター等による緊急輸送等広域救護体制を確保する。

第3 活動の内容

1 救助・救急活動

消防機関、警察、医療機関等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしながら、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。

また、大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。

なお、災害現場で活動する消防機関、警察等関係機関の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。

(1) 被害状況の早期把握及び応援要請

消防本部は消防計画における救助・救急計画等に基づき、千曲警察署、医療機関等と連携して、的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて他の市町村等への応援を要請する等、市民の安全確保を図る。なお、応援要請は、第4節「広域相互応援活動」及び第6節「自衛隊の災害派遣」により行う。

(2) 効率的出動・搬送体制の確保

消防本部は、県警察本部及び道路管理者等との連携及び出動隊の報告等により、道路状況の早急な把握に努め、現場への出動及び医療機関等への搬送にあたり、効率的な対応をする。

(3) 効率的救助活動体制の構築

消防本部は、救助活動に当たり、警察等と活動区域及び人員配置の調整等密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行う。

(4) 的確な傷病者の搬送

消防本部は、救急活動に当たり、警察、救護班等と密接な連携により医療機関、救護所に迅速かつ的確に傷病者を搬送する。その際、救急自動車を傷病者の状態に合わせて有効に運用する。

また、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、第5節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。

(5) 市民及び自主防災組織の活動

市民及び自主防災組織は自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関、救護班等に協力する。特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。

2 医療助産活動

災害時においては、従来の救急医療体制が十分に機能しないことが考えられるため、関係機関により編成された救護班による初期段階の医療救護活動を実施する。また、重傷患者に係る後方医療機関について、災害拠点病院との連携による受入体制の確保を図る。

(1) 医療救護所等の設置

ア 市は、保健センターに救護体制の拠点を設け、医療活動を実施する。

イ 災害の状況により、現地、避難所、又はその付近の安全な場所に医療救護所を設置し、管理運営にあたる。

ウ 避難所での医療救護所の開設にあたっては、施設管理者等と連携し、避難所が学校施設の場合は、保健室を利用する。

(2) 救護班の編成

ア 救護班の編成

市は、協定に基づき、千曲医師会、埴科歯科医師会、更級歯科医師会及び更埴薬剤師会に協力を求め、医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班を編成する。

イ 応援要請等

市自らの体制では対応が困難な場合は、必要に応じて県に応援要請し、日本赤十字社長野県支部の救護班や災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請するとともに、隣接市町村等への応援を要請する。

(3) 救護班の業務

ア 医療救護班

(ア) 負傷の程度の判定

(イ) 負傷者の搬送順位及び搬送先の決定

(ロ) 負傷者の救急、応急措置

(ハ) 救急活動の記録

(ニ) 遺体の確認及び検案

(ホ) その他救護活動に必要な事項

イ 歯科医療救護班

(ア) 負傷者の応急処置

(イ) 負傷者の搬送順位及び搬送先の決定

(ロ) 軽症患者等に対する歯科治療、衛生指導

(ハ) 検視・検案に対しての法歯学上の協力

ウ 薬剤班

(ア) 負傷者等に対する調剤、服薬指導

(イ) 医薬品の仕分け、管理等

(4) 後方医療体制・搬送体制

ア 後方医療機関への搬送

医療の処置を行った者のうち、施設等への収容を必要と認めるとき及び助産が必要な者は、

後方医療機関へ搬送する。搬送は、更埴消防部救急班、戸倉上山田消防部救急班が実施する。

- イ 医療機関における収容可能人員、診療機能の稼働状況等について把握し、後方医療機関の確保を行い、警察本部に誘導を要請する等、傷病者の搬送体制を整備する。また、災害の規模により必要がある場合は、隣接市町村、県に対し傷病者の受入れについて要請する。

〔資料25〕 医療機関 （資料編P.313）

- ウ 必要に応じて、重症傷病者の災害拠点病院への搬送体制を確保するとともに、災害拠点病院、救命救急センター等への緊急輸送について県に要請する。

エ ヘリコプターによる搬送

市は、車両による搬送が困難と認められるときは、ヘリコプターによる搬送を検討し、県に消防防災ヘリ又は信州ドクターヘリを要請する。

(5) 医薬品等の調達

- ア 市は、医療機関在庫備蓄及び医薬品取り扱い業者等の協力を得て流通備蓄により医薬品を調達する。

- イ 必要に応じて、県又は関係機関に対し、供給の要請を行う。

(6) 市民等の活動

市民は発災直後の応急処置により傷病者の救命率が飛躍的に高まることから、初期救助・救急活動について日頃から認識を深めるとともに、被災時は感染症対策を講じた上で、自発的に救急活動を行うよう心掛ける。

(7) 自動体外式除細動器(AED)の活用

公共施設等に配備されている自動体外式除細動器(AED)を災害時においても活用する。

3 経費の負担

(1) 費用の範囲

ア 被災者の救出

- (ア) 舟艇、その他救出のために必要な機械、器具の借上費又は購入費で、直接搜索及び救出作業に使用したものに限る
- (イ) 救出のために使用した機械、器具の修繕費
- (ロ) 燃料費

イ 医療

- (ア) 薬剤、治療材料の実費
- (イ) 医療器具の修繕費
- (ロ) 医療救護班の編成及び派遣に要する経費

ウ 助産

- (ア) 衛生材料等の実費

(2) 負担方法

救出・救助・医療活動を実施するための費用は、災害救助法が適用された場合、通常の実費あるいは限度額の範囲内で県及び国が負担し、その他の場合は市が負担する。

4 整備書類

(1) 被災者の救出

本部室及び健康推進課は、次の書類帳簿等を整備し、保存する。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 被災者救出用機械器具燃料受払簿
- ウ 被災者救出状況記録簿
- エ 被災者救出用関係支払証拠書類

(2) 医 療

- ア 救護班が整備する書類帳簿等
 - (7) 救助実施記録日計票
 - (4) 医薬品衛生材料受払簿
 - (9) 救護班活動状況
- イ 健康推進課が整備する書類帳簿等
 - (7) 救助実施記録日計票
 - (4) 医薬品衛生材料受払簿
 - (9) 救護班活動状況（写）
 - (エ) 病院、診療所医療実施状況及び診療報酬に関する証拠書類
 - (オ) 医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類

(3) 助 産

健康推進課は、次の書類帳簿等を整備し、保存する。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 衛生材料受払簿
- ウ 助産台帳
- エ 助産関係支払証拠書類

第8節 消防・水防活動

本部室、秘書広報課、農林課、道路河川課、建築課、都市計画課、消防本部、消防団

第1 基本方針

大規模災害等発生時においては、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、市内の消防力又は水防力のみでは、十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の市町村等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

第2 主な活動

- 1 火災による被害の拡大を防止するための初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を行う。
- 2 堤防その他、施設の損壊による浸水等の被害を防止するため、監視、警戒及び水防作業等の水防活動を行う。

第3 活動の内容

1 消防活動

大規模災害発生時においては、火災による被害の拡大防止を図る必要があり、まず市民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。

また、当該火災が発生した場合、消防機関は、関係機関、自主防災組織等と連携し、自らの消防力及び必要に応じて他の市町村に応援を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行う。

(1) 消火活動

ア 出火防止及び初期消火

消防本部は、秘書広報課と協力して、市民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。

イ 情報収集及び効率的部隊配置

(イ) 情報収集

管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び県警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行う。

(ロ) 同時多発火災発生時の運用

大規模な同時多発火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防ぎょ計画等により、重要防ぎょ地域等の優先等、消防力の効率的運用を図る。

(ハ) 関係機関及び自主防災組織等との連携

関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行う。

ウ 応援要請等

(イ) 応援要請

市長及び消防長は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関し自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の市町村等に対する応援要請等を第4節「広域相互応援活動」及び「第6節 自衛隊の災害派遣」により行う。

(ロ) ヘリコプターの要請

市長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、第5節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。

(2) 救助・救急活動

大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されることから、市民、自主防災組織等の協力及び県警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。

なお、本項については、第7節「救助・救急・医療活動」により行う。

(3) 市民、事業所及び自主防災組織等が実施する計画

ア 出火防止、初期消火活動等

市民等は、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力に努める。また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努める。

イ 救助・救急活動

住民同士等において、自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに（共助）、消防機関等に協力する。特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。

2 水防活動

洪水により水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒し、防御し、また、これによる被害を軽減するため、水防体制を確立して、諸情勢の的確なる判断のもとに円滑な水防活動を実施する。

(1) 監視・警戒活動

道路河川課、建築課は、都市計画課、農林課と連携をとり、また必要に応じて本部室を通じて消防団の協力を得ながら、災害発生後、その管轄する水防区域において、河川、ため池等の護岸、堤防等の巡視を行い、早期に損壊箇所及び危険箇所等を把握し、必要な応急措置を講じる。

(2) 通報・連絡

道路河川課、建築課は、監視・警戒活動によって損壊箇所及び危険箇所等を発見したときは、直ちに本部室及び施設の管理者へ通報する。本部室は、水防活動に必要な人員及び資機（器）材を確保する。

(3) 水防活動の実施

本部室は、損壊箇所及び危険箇所等に対して、できる限り氾濫等による被害が拡大しないように、その応急措置として現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、迅速かつ適切な水防活動を実施する。また、重機による水防活動が必要な場合等においては、必要に応じて、民間業者等の協力を得る。

(4) 応援による水防活動の実施

1の(1)のウに準じて対処する。

第9節 要配慮者に対する応急活動

福祉課、高齢福祉課、こども未来課、保育課、健康推進課

第1 基本方針

災害時には、要配慮者とりわけ避難行動要支援者が被害を受ける可能性が高いため、市、県及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者の安全を確保するとともに、要配慮者の態様に十分配慮した応急活動を行う。

第2 主な活動

- 1 要配慮者について、地域住民・自主防災組織等の協力のもと、災害時要援護者支え合いマップ・避難行動要支援者名簿・避難支援計画等を効果的に活用し、被災状況の把握・避難誘導を行う。また避難場所での生活環境の整備、応急仮設住宅への受入れ等に当たっては、要配慮者に十分配慮する。
- 2 介護用品、育児用品等要配慮者の生活の維持のため必要な物資を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。
- 3 要配慮者の心身両面の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じて保健福祉サービスの提供を行う。
- 4 要配慮者が利用する医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復を図る。
- 5 災害発生時において、応援をする場合及び応援を受ける場合に、円滑かつ効果的な対応がとれる体制を確立する。

第3 活動の内容

市及び関係機関は、災害応急計画の実施に際し、民生児童委員、区・自治会、消防団、地域支援者及び地域住民等の協力を得て要配慮者の状況把握に努め、発災直後より、時間的経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、迅速かつ確かな応急対策を講ずるよう努める。

活動内容は、下表のとおりである。

配慮すべき項目	実施機関	対象者
【避難受入れ等】 ○要配慮者の状況把握 ・災害時要援護者支え合いマップ・避難行動要支援者名簿及び個別支援計画等を活用した安否確認、保健福祉サービスの要否等の把握 ○災害情報及び避難指示、緊急安全確保の周知 ・要配慮者の態様に配慮した方法による確実な伝達 ○避難誘導 ・避難行動要支援者の個別支援計画に基づく避難誘導と避難支援 ・災害時避難行動要支援者名簿情報を平常時からの提供に同意していない避難行動要支援者について、名簿を提供することによる避難誘導と避難支援 ・要配慮者・傷病者の優先的避難誘導 ・必要に応じて要配慮者・傷病者を車両等により移送 ○避難場所での生活環境の整備 ・避難施設の整備、段差解消、スロープの設置、洋式仮設トイレの設置等、エコノミー症候群対策、集団になじまない人への対応、授乳室の確保、集団感染症の予防対策等 ・酸素療法者及び人工肛門造設者への支援 ・医薬品、介護機器等の手配・確保、車椅子、障がい者用	市 市、関係機関 市、関係機関 市、県、関係機関	要配慮者 要配慮者 要配慮者・傷病者 要配慮者

配慮すべき項目	実施機関	対象者
携帯便器等 ・要配慮者に対する相談体制の整備 ○在宅者対策 ・民生児童委員等による在宅訪問支援 ○情報提供体制の確保 ・テレビ、ファクシミリ、災害時優先電話等の設置 ・手話通訳者、外国語通訳者の派遣 ・インフォメーションセンターの設置等 ○医療機関、社会福祉施設等への緊急受入れ、ボランティア 家庭への受入れ委託、里親への委託等 ・受入れ先の確保 ・安全な移送体制の整備 ・援護の必要性の高い者から優先的に受入れ ○応急仮設住宅等の確保 ・高齢者、障がい者、児童、乳幼児、妊産婦等の応急仮設 住宅への優先的入居 【生活必需品等】 ○要配慮者のニーズに応じた物資（介護用品、衛生用品、育 児用品等）の調達・確保及び要配慮者に対する優先的供 給・分配 【保健衛生、感染症予防等】 ○心身両面の健康管理 ・メンタルケア、巡回健康相談等の実施 ○保健福祉サービスの提供 ・介護職員等の派遣 ・入浴サービス等の実施 【ライフライン等】 ○医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復 ・ライフラインの優先的復旧 ・医薬品、介護用品、日常生活用品等の補給 ・マンパワーの確保 等 【広域相互応援等】 ○応援体制の整備 ・応援内容の選定、参集方法、交替方法等の調整 職 員 医師、看護師、保健師、介護職員、社会 福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、 介護福祉士、社会福祉主事、生活指導員、 手話通訳者等 車 両 移動入浴車、小型リフト付車両、ストレ ッチャー車等 資機（器）材 医療機器、ストレッチャー、車椅子、医 薬品、介護用品等 ・支援助物資等の集積・分配・運搬方法等の調整 ○受援体制の整備 ・応援要請先、応援場所、応援内容、応援期間、指揮者等 の調整 ・応援職員等の待機（宿泊）場所の確保等	市、県、関係機関 市、県、関係機関 市、県、医療機関、 社会福祉施設等 市、県 市、県、関係機関 市、県、関係機関 市、県、関係機関、 医療機関、社会福 祉施設等 市、県、関係機関、 医療機関、社会福 祉施設等 市、県、関係機関、 医療機関、社会福 祉施設等	要配慮者・傷病者 要配慮者 要配慮者・傷病者 傷病者、高齢者、 障がい者、児童、 乳幼児、妊産婦 傷病者、高齢者、 障がい者、児童、 乳幼児、妊産婦 傷病者、高齢者、 障がい者、児童、 乳幼児、妊産婦 入院患者、入所者 等 要配慮者 要配慮者 要配慮者

第 10 節 緊急輸送活動

総務課、総合政策課、財政課、管財契約課

第 1 基本方針

大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速かつ的確に実施するために、陸上交通網の確保はもとより、航空機の活用を含む総合的な輸送体制の確保を図る。

第 2 主な活動

- 1 緊急輸送全般の調整は、必要により災害対策本部が行う。
- 2 主要道路を優先した応急復旧や除雪活動を行うとともに、緊急通行車両の通行を確保するために緊急の必要があるときは放置車両や立ち往生車両等の移動等を行う。また、農道、林道等の迂回路確保にも配慮する。
- 3 輸送関係機関の協力により輸送車両を確保するとともに、効率的なヘリコプターの運用に配慮する。
- 4 支援物資の集積と各避難所への配送を円滑に実施するため、輸送拠点を指定して運用する。

第 3 活動の内容

1 緊急輸送の対象活動及び優先順位

緊急輸送活動にあたっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命の安全、②被害の拡大防止、③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進するものとし、原則として次の優先順位をもって実施する。

なお、道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するために緊急の必要のあるときには、県の指示等を踏まえ、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。

第 1 段階の活動	第 2 段階の活動	第 3 段階の活動
・ 人命救助 ・ 被害の拡大防止 ・ ライフライン復旧 ・ 交通規制	・ (第 1 段階の続行) ・ 食料、水等の輸送 ・ 被災者の救出搬送 ・ 応急復旧	・ (第 1、2 段階の続行) ・ 災害復旧 ・ 生活必需物資輸送

2 輸送手段の確保

(1) 自動車による輸送

ア 輸送車両の調達

(イ) 市有車両

総務課は、効率的な輸送体制を確保するために、各課の協力を得ながら最大限に市有車両の活用を図るため、災害対策本部を設置した場合は、車両（消防機関の車両及び各課等の特殊車両を除く。）を集中管理する。

各課において、車両を必要とするときは、総務課に配車要請を行う。

(ロ) その他車両の調達

市有車両のみでは応急対策の実施に必要な車両が不足する場合には、他の官公署、民間輸送業者及び自家用車等の借り上げを行うとともに、県や自衛隊等にも車両の応援を要請し、輸送車両の確保に努める。

イ 緊急輸送車両等の確認手続き

総務課は、災害対策基本法第 76 条に基づく交通規制が行われた場合には、県知事又は県公安委員会（千曲警察署長）に申し出て緊急輸送に必要な車両の確認を受け、緊急通行車

両確認証明書及び標章を収受する。

なお、緊急輸送を円滑に進めるため、緊急通行車両等の事前届出制度を活用する。

ウ 燃料等の調達

総務課は、緊急輸送車両用の燃料や消耗機材を民間事業者等との災害時における応急対策業務に関する協定に基づき速やかに調達する。

(2) ヘリコプターによる輸送

ヘリコプターによる緊急輸送が必要な場合は、第5節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。

(3) 鉄道による輸送

総合政策課は、道路の被害等により自動車輸送が困難な場合、又は遠隔地において物資、資材等を確保した場合で、鉄道による輸送が適当であると認めたときは、東日本旅客鉄道株式会社社長野支社及びびなの鉄道株式会社に協力を要請する。

3 輸送拠点等の確保

(1) 物資輸送拠点の確保

第1章第9節「緊急輸送計画」に基づき、次の施設を物資輸送拠点とするが災害の状況、避難所としての利用状況等によっては別に確保する。

物資輸送拠点	更埴体育館、上山田農業者トレーニングセンター、戸倉体育館

注) 工事中の施設は使用できない。

(2) 災害対策用ヘリポートの確保

ヘリポートの確保は、第5節「ヘリコプターの運用計画」による。

[資料27] 災害対策用物資輸送拠点 (資料編P.318)

4 緊急交通路接続道路等の確保

関係機関との連絡協議の上、効率的な応急復旧を実施する。

(1) 緊急交通路接続道路の確保

市は、県が指定し確保する緊急交通路に接続する道路を確保するため、必要に応じて応急復旧工事を実施する。

(2) 代替道路の確保

緊急交通路が使用不能となった場合は、市道、林道、農道等、指定道路に代わるべき道路について確保するものとし、この場合、必要に応じて県等の関係機関に対し応援を要請する。

5 輸送活動の実施

(1) 輸送の範囲

ア 被災者の避難

(ア) 避難命令に基づき避難する市民の輸送

(イ) 被災者を誘導するための人員及び資材等の輸送

イ 医療及び助産における輸送

(ア) 患者等を救護班の仮設する救護所、病院、産院等に入院又は通院させる場合の輸送

(イ) 救護班に関する人員及び医薬品並びに衛生材料等の輸送

ウ 被災者の救出

(ア) 救出された被災者の輸送

(イ) 救出のために必要な人員及び資材等の輸送

エ 飲料水の供給

(7) 飲料水の輸送

(4) 飲料水を確保するために必要な人員及び飲料水供給に必要な機械、器具、資材等の輸送

オ 行方不明者の捜索

行方不明者捜索のために必要な人員及び資材等の輸送

カ 遺体の処理（埋葬を除く。）

(7) 遺体の消毒、縫合、洗浄等の処置並びに検索のための救護班員等の輸送

(4) 遺体の処理のための衛生材料等の輸送

(7) 遺体発見場所から一時安置所までの移送

(エ) 遺体の移動に伴う遺体の輸送

(カ) 遺体を移送するための人員の輸送

キ 救援用物資の輸送

(7) 被服、寝具その他の生活物資の輸送

(4) 炊き出し用食糧等の輸送

(7) 学用品の輸送

(エ) 救護班の使用する医薬品、衛生材料等の輸送

(カ) その他、被災者の応急救助の目的のために直接使用される一切の物資の輸送

(2) 輸送の期間

災害救助法の規定により、各救助種目の実施が認められている期間とする。ただし、各救助種目の実施期間が厚生労働大臣の承認を得て延長された場合は、その救助に伴う輸送の期間も延長される。

(3) 経費の負担

ア 負担する費用の範囲

(7) 運送料(運賃)

(4) 借上料

(7) 燃料費

(エ) 消耗機材費

(カ) 修繕費

イ 負担方法

輸送を実施するために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、その費用を県及び国が負担し、その他の場合は市が負担する。

(4) 整備書類

総合政策課等は、次の書類帳簿等を整備し、保存する。

ア 救助実施記録日計票

イ 燃料及び消耗品受払簿

ウ 輸送記録簿

エ 輸送費関係支払証拠書類

[資料52] 災害救助法による救助の程度、方法及び期間 (資料編P. 393)

第 1 1 節 障害物の処理活動

農林課、環境課、道路河川課、都市計画課

第 1 基本方針

発災後は、直ちに復旧作業、救援活動を開始することから、これら活動を阻害する道路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等による交通障害を直ちに除去し、作業車両、救援車両の交通路を優先して確保しなければならない。また、住家等における障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、生活に支障をきたし、やむを得ない事情又は災害救助法が適用された場合は、その範囲内において県及び市が実施する。

なお、障害物の集積、処分に当たっては、その集積場所の確保に加え、複雑な権利関係をも考慮に入れた、速やかな物件の集積、処分ができるよう措置する必要がある。

第 2 主な活動

- 1 障害物の除去処理については、関係機関との連携のもと、原則として、障害となる物件の所有者又は管理者が行う。
- 2 除去障害物の集積、処分方法については、原則として除去障害物の所有者又は管理者が行うが、災害の規模等に応じ必要と認められるときには、市により一時集積所を設置する。

第 3 活動の内容

1 道路・河川の障害物

道路河川課、都市計画課及び農林課は、建設団体等の協力を得て、障害物の円滑な除去を実施する。

(1) 道路上の障害物

ア 障害物の除去作業

道路法による道路上の障害物の除去は、道路管理者が実施する。なお、道路上の障害物は、緊急輸送計画に基づく緊急輸送道路等応急活動に支障となる道路の除去作業を優先的に行う。

イ 放置車両の移動等

市管理の道路上で、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するために必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。また、運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

(2) 河川等の障害物

道路河川課、都市計画課及び農林課は、河川、公共下水道（雨水）施設、農業用排水施設等における障害物について、被害の拡大防止に重点を置き、二次災害の発生に注意して除去作業を行う。

2 住家等にある障害物

(1) 実施責任者

ア 住家等にある障害物の除去は、原則として、その所有者又は管理者が実施する。

イ 災害救助法が適用されたときは、知事が実施する。

ウ 知事から委任されたとき又は知事による救助のいとまがないときは、市長が実施する。

(2) 障害物の除去の対象

障害物除去の対象者は、災害によって土石、竹木等の障害物が住家等に運び込まれ、日常生活を営むのに支障をきたしている者で、やむを得ない事情又は災害救助法が適用された場合は、その範囲内において県及び市が実施するものとし、次の条件に該当する者とする。

- ア 当面の日常生活が営み得ない状態にあること
- イ 住家は、半壊又は床上浸水したものであること
- ウ 当該災害によって住家が直接被害を受けたものであること

(3) 除去の方法

- ア 市は、対象箇所数を調査の上、除去計画を作成し、直接除去するか、又は一括して業者に請け負わせて除去する。
- イ 障害物の除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

3 除去障害物の集積、処分方法

原則として現有施設、市有地を活用する。一次的に市有地を利用する場合は、避難場所、臨時ヘリポート、仮設住宅用地等との事前調整を行う。

4 応援協力体制

- (1) 市内の関係機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講じる。
- (2) 市のみでは実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

5 整備書類

建設部は、次の書類帳簿等を整備し、保存する。

- (1) 救助実施記録日計票
- (2) 障害物除去の状況
- (3) 障害物除去支出関係証拠書類

第 1 2 節 避難受入れ及び情報提供活動

各課

第 1 基本方針

災害発生時においては、地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策について定める。その際、高齢者、障がい者等の要配慮者や帰宅困難者についても十分考慮するとともに、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に十分配慮する。

第 2 主な活動

- 1 市長等は、災害の状況に応じ、要配慮者等避難行動に時間を要する者に対し、高齢者等避難を発令する。
- 2 市長等は適切に避難指示等を発令し、速やかにその内容を市民に周知する。
- 3 市長等は必要に応じ警戒区域の設定を行う。
- 4 避難誘導にあたっては、高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮し、災害時要援護者支え合いマップ・避難行動要支援者名簿・個別支援計画等を効果的に活用するとともに、誘導員は的確な指示を行う。
- 5 市は避難者のために指定避難所を開設し、良好な避難生活を確保する。
- 6 市は県に協力して、応急仮設住宅の確保を行う。
- 7 市は被災者等への的確な情報提供を行う。

第 3 活動の内容

避難受入れ及び情報提供活動は、以下の担当によって行う。

活動	担当部署
高齢者等避難及び 避難指示並びに緊急安全確保	本部室 危機管理防災課 消防本部
警戒区域の設定	本部室 危機管理防災課 現場担当者等
避難誘導活動	危機管理防災課 総務課 市民生活課 福祉課・高齢福祉課 消防本部 消防団
指定緊急避難場所及び 指定避難所の開設・運営	財政課・税務課・債権管理課・会計課 監査委員事務局・選挙管理委員会事務局・公平委員会事務局 総合政策課・管財契約課・公民共創推進室 環境課・市民生活課・市民課 福祉課・高齢福祉課・健康推進課・人権・男女共同参画課 こども未来課・保育課・日本遺産推進室 教育総務課・第一学校給食センター・第二学校給食センター・ 生涯学習課・文化課・歴史文化財センター

活動	担当部署
応急仮設住宅の確保	財政課 建築課 上下水道課
被災者等への的確な情報提供	秘書広報課 観光課

1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

災害により、人命、身体のプロテクト又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、市民に対して避難指示等を発令し伝達を行う。

避難指示等を発令する者は、関係機関相互と緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難指示等を発令した場合は、速やかにその内容を市民に周知する。

その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。

また、避難指示等の発令に資する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難行動等を促す。

(1) 実施機関

実施事項	実施責任者	根拠法令	対象災害
高齢者等避難	市長	災害対策基本法第 56 条	災害全般
避難指示	市長	災害対策基本法第 60 条	災害全般
	知事	災害対策基本法第 60 条	災害全般
	水防管理者	水防法第 29 条	洪水
	知事又は その命を受けた職員	水防法第 29 条 地すべり等防止法第 25 条	洪水及び 地すべり 災害全般
	警察官	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条	災害全般
	自衛官	自衛隊法第 94 条	災害全般
緊急安全確保	市長	災害対策基本法第 60 条	災害全般
	知事	災害対策基本法第 60 条	災害全般
	警察官	災害対策基本法第 61 条	災害全般
避難所の開設、受入れ	市長		

知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における市長の事務を、市長に代わって行う。

市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等も活用し、適切に判断を行う。

(2) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味

ア 災害が発生するおそれがある場合において、避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が円滑かつ迅速に避難できるよう、必要な情報の提供その他必要な配慮をすることをいう。

イ 「避難指示」とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに、必要と認める地域の必要と認める居住者等(居住者、滞在者その他の者をいう。以下同じ。)に対し、避難のための立ち退きを指示することをいう。

ウ 「緊急安全確保」とは、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことによりかえって住民の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ事態に照らし緊急を要すると認められるときに、必要と認める地域の必要と認める居住者等（居住者、滞在者その他の者をいう。以下同じ。）に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示することをいう。

(3) 措置及び報告、通知等

ア 市長及び消防機関の長の行う措置

(ア) 高齢者等避難

災害リスクのある区域等の高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者をいう。）が危険な場所から避難すべき状況において、必要があると認めるときは、国の「避難情報に関するガイドライン」等を参考に、次の地域の居住者等に対し、高齢者等避難を発令するものとする。

- a 長野地方気象台から大雨警報（土砂災害）又は洪水警報が発表され、避難を要すると判断される地域
- b 国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫警戒情報）が発表され、避難を要すると判断される地域
- c 河川が避難判断水位に到達し、避難を要すると判断される地域

また、高齢者等以外の者に対しても、不要不急の外出を控え、避難の準備を整えるとともに、必要に応じて自主的に避難するよう呼びかけるものとする。

(イ) 避難指示

災害時において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、国の「避難情報に関するガイドライン」等を参考に、次の地域の居住者等に対し、避難方向又は指定緊急避難場所を示し、早期に避難指示を発令するものとする。

- a 県及び気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域（土砂災害警戒区域等）
- b 国又は県と気象台から共同で洪水予報（氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域
- c 関係機関から大雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断される地域
- d 河川が氾濫危険水位に到達し、避難を要すると判断される地域
- e 上流の地域が水害を受けた河川で、危険のある下流の地域
- f 地すべりによる著しい危険が切迫している地域
- g 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域
- h 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域
- i 避難路の断たれる危険のある地域
- j 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域
- k 酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

(ロ) 緊急安全確保

居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう市町村長が特に促したい場合に、国の「避難情報に関するガイドライン」等を参考に、次の地域の居住者等に対し、緊急安全確保を発令するものとする。

- a 気象台から大雨、暴風、暴風雪、大雪に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断される地域
- b 国又は県と気象台から共同で洪水予報（氾濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域

なお、災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。

また、消防職員は、市長の委任を受けて避難のための立退きの指示をすることができる。（地方自治法第 153 条第 1 項）

(エ) 報告

- a 避難指示等を発令したときは速やかにその旨を知事に報告する。
- b 避難の必要がなくなったときは、直ちに避難指示等を解除し、その旨を公示するとともに、知事に報告する。

イ 水防管理者の行う措置

(7) 指示（水防法第 29 条）

水防管理者は、河川の氾濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。

(i) 通知

水防管理者が避難の立ち退きを指示した場合、千曲警察署長にその旨を通知する。

ウ 知事又はその命を受けた職員の行う措置

(7) 洪水のための指示

水防管理者の指示に同じ

(i) 地すべりのための指示（地すべり等防止法第 25 条）

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。

エ 警察官の行う措置

(7) 指示

二次災害等の危険場所等を把握するため、千曲警察署は調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。把握した二次災害危険場所等については、市災害対策本部等に伝達し、避難指示等の発令を促す。

さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

- a 市民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。
- b 市災害対策本部等と緊密な連絡体制を保持すること。
- c 市長による避難指示ができないと認めるとき、又は市長から要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第 61 条により、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置を指示する。この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。
- d 被害発生 of 危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第 4 条に基づいて関係者に警告を発し、又は避難させる強制手段を講じる。
- e 避難のための指示を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。
- f 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行う。
- g 避難誘導にあたっては、高齢者及び障がい者等要配慮者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。
- h 千曲警察署に一次的に受け入れた避難住民については、市の指定避難所の整備が整っ

た段階で当該施設に適切に誘導する。

i 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。

(4) 報告、通知

警察官が(7)のcの措置を実施した場合には、その旨を市長に通知する。通知を受けた市長は、長野地域振興局を通じて知事に報告する。

オ 自衛官

(7) 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊法第94条に基づき、「警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置をとる。

(4) 報告

自衛官が(7)の措置を実施した場合には、その旨を市長に通知する。通知を受けた市長は、長野地域振興局を通じて知事に報告する。

(4) 避難指示等の時期

ア 事前避難

大雨、洪水、暴風警報及び地震「警戒宣言」等が発表され、災害が発生し、又は発生することが予想される場合。

イ 避難指示

火災、洪水、地すべり等により人命の危険が予測される場合。その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合。

ウ 収容避難

事前避難及び避難指示により避難した避難所に危険が生じたため、他の安全な指定避難所に避難させる場合又は救出者を安全な場所に避難させる場合。

エ 緊急安全確保

災害が発生し、又は発生しようとしており、立ち退き避難を行うことによりかえって住民の生命又は身体に危険が及ぶおそれがある場合

(5) 避難指示等の内容

避難指示等の発令に際して、次の事項を明確にする。

ア 発令者

イ 発令日時

ウ 避難情報の種類

エ 対象地域及び対象者

オ 緊急避難場所

カ 避難の時期・時間

キ 避難すべき理由

ク 住民のとるべき行動や注意事項

ケ 避難の経路又は通行できない経路

コ 危険の度合い

〔資料28〕 指定緊急避難場所 (資料編P. 319)

(6) 伝達方法

避難指示等は、あらゆる広報手段により直接市民へ伝達する。

なお、避難の必要が無くなった場合も同様とする。

ア 屋外告知放送による伝達

屋外告知放送により、避難指示等の伝達を行う。

イ 区・自治会等による伝達

市は、所管する地区の避難指示等を当該区長・自治会長あるいは自主防災組織の長に連絡し、区・自治会等の組織を通じて市民に伝達する。

(7) 夜間停電時、電話不通時等伝達が困難な場合は、消防団、警察等に協力を求め戸別に伝達する。

(4) 避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿・個別支援計画等を活用し、警察、民生児童委員、社会福祉協議会、区・自治会、消防団、自主防災組織等と連携の下、戸別伝達等、確実に伝達するように配慮する。

ウ 広報車による伝達

災害対策本部及び消防機関の広報車により、関係地域を巡回し伝達する。

エ インターネット等による伝達

Lアラート（災害情報共有システム）の活用や、千曲市メール配信サービス、緊急速報メール、ホームページ、SNS等により伝達する。

オ 放送施設による伝達

信州ケーブルテレビジョン等による避難指示等の内容を明示した放送を依頼する。また、市長は、県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。

(7) 要配慮者の状況把握及び避難支援

市は、災害発生後直ちに民生・児童委員、区・自治会、自主防災組織、県、消防、警察等関係機関の協力を得て、災害時要援護者支え合いマップ、避難行動要支援者名簿及び避難支援計画に基づき、要配慮者とりわけ避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努め、必要に応じて避難支援を行う。

(8) 避難指示又は緊急安全確保の解除

避難指示等を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。

2 警戒区域の設定

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

(1) 実施者

ア 市長、市職員（災害対策基本法第 63 条）

イ 消防（水防）団長、消防（水防）団員、消防職員（水防法第 21 条）

ウ 消防吏員、消防団員（消防法第 28 条）

エ 警察官（上記法で各実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合）

オ 自衛隊法第 83 条第 2 項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第 63 条第 3 項―市長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る）

(2) 実施方法

ア 警戒区域の表示

警戒区域を設定した場合、非常線を張り、その区域への立入を制限、禁止、又はその区域から退去を命じる。

イ 警戒区域の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難指示等と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。

ウ 通知

自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を市長に通知する。

3 避難誘導活動

避難指示の発令者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、要配慮者の避難に十分配慮する。

(1) 避難の誘導員

避難の誘導は、区・自治会、自主防災組織、消防団、消防本部、千曲警察署等の協力を得て実施する。

(2) 誘導の優先順位

避難行動要支援者、高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者等を優先する。

(3) 誘導の方法

ア 留意事項

(7) 誘導員は、指定緊急避難場所、経路及び方向を的確に指示する。

(イ) 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防、狭あい道路、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

(ウ) 危険地域には、非常線を張るほか、状況により誘導員を配置する。

(エ) 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。

(オ) 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。

(カ) 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器等の照明具を最大限活用する。

(キ) 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備を携行する。

イ 車両等による移送

高齢者、障がい者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、市が車両、舟艇及びヘリコプターの要請等により移送する。また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。

ウ 避難行動要支援者の避難

避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿及び個別支援計画を使用しあらかじめ定めた避難支援等関係者の協力を得て行う。

エ 応援の要請

災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、市において処置できないときは、長野地域振興局を経由して県へ応援を要請する。また、状況によっては、直接他の市町村、千曲警察署等と連絡して実施する。

オ 避難時の携帯品

避難誘導をする者は、避難立ち退きに当たっての携帯品を必要に応じ、最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。

(4) 避難住民の心得

市民等は、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置をとった後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難する。この場合、携帯品は非常持ち出し袋等必要最小限とする。

4 避難所の開設・運営

市は、収容を必要とする被災者の救出のために指定避難所を設置するとともに、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、指定避難所における良好な生活環境確保のため、必要な措置を講じる。その際には、要配慮者及び女性の参画促進に努めるとともに、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境確保について、県、関係団体等と連携し対策を講じるものとする。

(1) 避難収容の対象者

- ア 高齢者等避難又は避難指示による避難者
- イ 災害により住家に被害を受け、居住の場所を失った者
- ウ 帰宅困難者

(2) 実施責任者等

- ア 実施責任者
本部室は、本部長の指示に基づき、避難所を開設し、被災者の収容と保護を行う。
- イ 避難所の管理責任者

本部室は、施設管理の所管職員やパートナーシップ担当等の市職員を指定避難所の運営、施設の維持管理のため、管理責任者として派遣する。

(3) 避難所の開設

災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に受入れ保護するため避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。また、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。

ア 避難所の選定

避難所を開設する施設は、災害及び地域の状況を考慮し、安全な施設を選定するとともに可能な限り災害当初から避難所を開設するよう努める。なお、指定避難所だけでは避難者の受入れが困難な場合には、他の公共施設、旅館・ホテル、民間施設等の管理者に対し、避難所としての施設の提供を要請する。

イ 施設管理者への連絡

本部室は、避難所を開設しようとするときは、速やかにその旨を施設管理者に連絡する。ただし、事態が緊迫し緊急やむを得ない場合は、直ちに避難所を開設し、その後施設の管理者に連絡する。

ウ 避難所の公示

避難所を開設したときは、市長はその旨を公示し、避難所に受入れるべき者を誘導し保護するとともに開設状況を県に報告するよう努めるものとする。

〔資料29〕 指定避難所 （資料編P. 331）

(4) 避難所の管理運営

避難所の管理責任者は、施設管理者、区・自治会、自主防災組織、ボランティア、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の協力を得て、避難所の運営管理にあたる。

ア 避難者の把握

管理責任者は、避難者名簿を作成し、収容人員を調査し、避難者の傷病等の有無、給水、給食、生活必需品の必要数量を把握する。管理責任者は、給水等の必要数量を福祉課に報告する。

イ 避難所の運営

管理責任者は、避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について、避難者、住民、区・自治会、自主防災組織、他の地方自治体、ボランティア、避難所運営について専門性を有したNPO等の外部支援者の協力を得て実施する。また、女性の参画を推進すると

ともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮した避難所の運営管理を行う。

ウ プライバシー保護

管理責任者は、避難の長期化等必要に応じプライバシーの確保などに配慮する。

エ 被災者の主体的な関与

管理責任者は避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮する。また、避難者が相互に助け合う自治的な組織が避難所の運営に主体的に関与する体制に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

オ 要配慮者への配慮

避難所への収容及び避難所の運営管理にあたっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、市民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。

(f) スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器等の整備を行う。

(g) 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努める。

(h) 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。

a 介護職員等の派遣

b 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施

c 病院や社会福祉施設等への受入れ

(i) 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施する。

(j) テレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保する。

(k) 避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、市町村において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。

カ 女性及び子育て家庭への配慮

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに男女のニーズの違いに配慮する。授乳室、女性専用物干し場、男女別更衣室の設置や、生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、子育て家庭や女性に配慮した避難所の運営に努める。

キ 性暴力・DVの防止

避難所における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、避難所の女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体等との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

ク ペットとの同行避難

ペットとの同行避難について必要に応じて避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

ケ 在宅避難者

やむを得ず避難所に滞在することができない被災者については、早期の把握を行い、リスト作成のうえ、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。

コ 車中避難者

小中学校を避難所として開設した場合、校庭を車中避難所に指定し、避難者を受け入れる。

車中避難者は避難所運営に協力するものとする。また、エコノミークラス症候群対策に配慮する。

サ 帰宅困難者等

住民票の有無に関わらず、指定避難場所や避難所に避難した帰宅困難者やホームレス等について適切に受け入れることとする。

シ 感染症対策

避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(5) 避難住民の心得

市民は、避難所の管理運営について、管理責任者の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い良好な環境のもとで避難生活ができるよう努める。

(6) 経費の負担

ア 費用の範囲

- (ア) 賃金職員雇上費
- (イ) 消耗機材費
- (ウ) 建物等の使用謝金
- (エ) 器物の借上費又は購入費
- (オ) 光熱費
- (カ) 仮設便所等の設置費

イ 負担方法

避難所の設置を実施するために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、その費用の限度内において県及び国が負担し、その他の場合は市が負担する。

(7) 整備書類

福祉課は、次の書類帳簿等を整備し、保存する。

- ア 避難者名簿
- イ 救助実施記録日計表
- ウ 避難所用物資受払簿
- エ 避難所設置及び収容状況
- オ 避難所設置に要した支払証拠書類
- カ 避難所設置に要した物品受払証拠書類

(8) 福祉避難所の設置

ア 福祉避難所の収容対象者

避難生活において特別な配慮を必要とする高齢者・障がい者等で、健康管理上福祉避難所での対応が必要と判断された者。

イ 設置の方法

事前に指定している福祉避難所に設置するが、これらの施設等だけでは不足する場合、宿泊施設又は旅館等を利用して設置する。

ウ 設置のための費用

福祉避難所設置のための費用は、(6)にかかわらず、おおむね次に掲げることを行うために必要な市内における通常の実費である。

- (ア) おおむね 10 人の対象者に 1 人の生活に関する相談などにあたる職員等を配置するための費用
- (イ) 高齢者、障がい者等に配慮した簡易便所等の器物の費用

(ウ) 日常生活上の支援を行うために必要な消耗機材の費用

〔資料30〕 指定福祉避難所 (資料編P.340)

5 広域的な避難及び一時滞在

(1) 広域避難の対応

ア 協議

災害の予測規模、避難者数にかんがみ、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。なお、広域避難に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

イ 実施

あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

ウ 避難者への情報提供

避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関、他の地方公共団体及び事業者と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。

(2) 広域一時滞在の対応

ア 協議

市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。なお、広域一時滞在に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

イ 広域的避難収容活動の実施

政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき、適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。

6 応急仮設住宅の確保

(1) 災害救助法が適用された場合

市は、県に災害救助法第4条第1校第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。

また、県が実施する仮設住宅の建設に協力し、次の措置を実施する。

ア 県に対し、市公有地又は私有地の提供をする。ただし、私有地を提供する場合は、市長は、敷地所有者と賃貸契約を行う。なお、敷地所有者から契約期間の履行について法律的担保を求められた場合は、裁判所において即決和解を行う。

イ 被災者の状況調査をし、入居者の決定の協力を行う。

ウ 知事の委任を受けて、市長は、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。

(2) 災害救助法が適用されない場合

市は、必要に応じて仮設住宅を建設するものとし、次の要領、基準に基づき、必要な措置を実施する。なお、市営住宅等の空き室を把握し、応急住宅としての一時使用も検討する。

ア 活動体制

建築課は、建設団体、プレハブ供給メーカー等の協力を得て、仮設住宅を建設する。

イ 対象者

災害により全焼、全壊、流出及び埋没し、自らの資力で住宅の確保ができない者

ウ 建設の方法

- (ア) 応急仮設住宅の設置戸数を決定する。
- (イ) 建設用地を確保する。ただし、私有地については、(1)のアのただし書きに留意する。
- (ウ) 応急仮設住宅の設計を行う。
- (エ) 建設業者との請負契約を行う。
- (オ) 工事監理、竣工検査を行う。
- (カ) 入居者の決定を行う。
- (キ) 応急仮設住宅の維持管理を行う。

エ 設置場所

飲料水等が得やすく衛生上良好な場所を選定し、私有地を利用する場合は、事前に3年程度の土地使用契約を締結する。

オ 建物の構造及び規模

応急仮設住宅は、概ね一戸当たり29.7平方メートル（9坪）を基準とし、構造は一戸建又はアパート建築のいずれかで、一戸当たり平均価格は県の基準以内とする。

カ 入居者の選定

入居者の選定にあたっては、福祉課と協議し厳正な入居選定を行い、貸与期間は2年以内として入居契約書を徴して入居させ、後日立退き等について問題の生じないように配慮する。

キ 整備書類

建築課は、次の書類帳簿等を整備し、保存する。

- (ア) 救助実施記録日計表
- (イ) 応急仮設住宅台帳
- (ウ) 応急仮設住宅用敷地貸借契約書
- (エ) 応急仮設住宅使用用敷地貸借契約書
- (オ) 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等
- (カ) 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類

7 被災者等への的確な情報提供

被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供できるよう努める。

(1) 情報提供内容

市は被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、その際、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。

(2) 情報提供媒体

被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

(3) 被災者の状況に応じた伝達

- ア 市は地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。
- イ 要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達を行うことにより、生活環境の確保が図られるよう努める。
- ウ 市は半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するよう努めるものとする。
- エ 市自らの調査では避難先が把握できない場合は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、広報による申し出の呼びかけ等により、把握に努めるものとする。
- オ 市は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。
- カ 市は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。
- キ 市は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(4) 安否確認の対応と被災者情報の収集

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような緊急性の高き応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察・消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

また、災害用伝言ダイヤル等の利用など安否情報等の発信・確認方法について周知する。

第13節 孤立地域対策活動

本部室、総合政策課、健康推進課、福祉課、農林課、道路河川課

第1 基本方針

災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信からの孤立と、交通手段との孤立である。情報通信からの孤立は、救助機関における事案の認知を阻害して人命救助活動を不可能にし、交通手段との孤立は、救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立した地域住民の生活に大きな影響を与える。孤立が予想される地域が存在する当市の災害応急対策は、常にこのことを念頭に置き、次の優先順位をもってあたる。

- 1 被害実態の早期確認と、救急救助活動の迅速実施
- 2 緊急支援物資等の輸送・配給
- 3 道路の応急復旧による生活の確保

第2 主な活動

- 1 孤立予想地域に対しては市から連絡をとって孤立の有無を確認するとともに、被害状況の把握に努める。
- 2 交通の断絶地域に対しては、防災ヘリコプター等を活用し、空路により迅速な救急救助活動を実施する。
- 3 通信の途絶地域に対しては、移動系の無線機器等の配置を検討するほか、職員、警察官等を派遣するなど、通信手段の確保に努める。
- 4 緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、ヘリコプターによる輸送を行う。
- 5 迂回路の確保を含め、応急復旧工事を迅速に実施し、生活必需物資輸送のための最低限の交通を早期に確保する。

第3 活動の内容

1 孤立実態の把握対策

全ての応急対策は被害実態の把握から始まる。通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害状況の報告が不可能となるので、応急対策責任者の側から能動的に状況を確認する必要がある。発災時には、平素からの孤立予想に基づき、ただちに各地域と連絡をとり、孤立の有無と被害状況について確認する。

- (1) 本部室は、全部の孤立予想地域に対し、電話、災害情報連絡員の派遣等により、孤立状況の確認を行う。
- (2) 本部室は、交通手段の寸断状況や、電気、通信等のライフラインの途絶・復旧見込み、住民の物資の備蓄状況、道路啓開に要する時間といった住民生活への影響を勘案し、孤立状況を把握するとともに、被害の概要について情報収集を行うとともに、県に対して直ちに通報する。

2 救助・救出対策

災害発生時には人命の救助を第一とした活動を行い、引き続き、孤立地域からの救出活動を実施する。

- (1) 本部室は、ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要を直ちに県に通報する。
- (2) 本部室は、ヘリコプターの要請に際しては、救助場所のヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数等に関し、できるかぎり多くの情報を収集して報告する。
- (3) 健康推進課は、負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣にも配慮する。
- (4) 本部室は、孤立地域内の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難場所の状況等

について検討して、必要に応じて県又は他の市町村の応援を得て、救出を推進する。

3 通信手段の確保

N T T回線が不通となった場合、孤立地域での実態を把握し、必要な連絡をする事が不可能になる。情報上の孤立状態をまず解消するため、各機関と協力して早急に応急的な情報伝達回線の確保を行う。

- (1) 本部室は、災害情報連絡員の派遣、消防無線による中継及びアマチュア無線の活用等、あらゆる方法によって情報伝達手段の確保に努める。
- (2) 市民は、農道、林道等の使用可能な迂回路の活用、及びアマチュア無線等使用可能な通信手段の活用により、市との連絡確保に自ら努める。

4 食料品等の生活必需物資の搬送

道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立地域住民の生活維持のため、食料品をはじめとする生活必需物資の輸送を実施するが、この場合、ヘリコプターによる空輸を効率的に行う他、迂回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施する。

- (1) 総合政策課等は、迂回路による輸送の確保に努めるとともに、ヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、本部室を通じて、県に対してヘリコプターによる輸送を要請する。
- (2) 市民は、孤立地域内においては、食料品等を相互に融通しあい、地域全体としての当面の生活確保について協力しあう。また、市民自らも、隣接地域及び市との連絡確保に努める。

5 道路の応急復旧活動

孤立地域に対する最低限の物流ルートを確保するため、優先度に応じ、最低限度の輸送用道路をまず確保する。

- (1) 道路河川課、農林課は、孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪、自動車の順に、一刻も早い交通路確保に努める。
- (2) 道路管理の責を有する各機関は、迂回路の案内、仮設道路設置等の応急工事を早急を実施し、主要道路から優先して、最小限の交通確保を行うものとする。

第14節 食料品・生活必需品等の調達供給活動

福祉課、保育課、農林課、産業振興課、
第一学校給食センター、第二学校給食センター

第1 基本方針

災害発生後の、被災地区における食料品・生活必需品の調達・供給は、被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀等が供給されるまでの間、備蓄食料・生活必需品等を被災者に対し供給する。

また、相互応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて食料品・生活必需品等の調達供給活動を行うとともに、赤十字防災ボランティア、その他民間ボランティア等の協力も得られるようにする。

第2 主な活動

- 1 市は自らの計画等で定めた備蓄食料及び協定によって調達する食料で必要量の供給ができない場合は、近隣市町村、県等に要請する。
- 2 備蓄食料、協定等によって調達した食料を速やかに供給する。
- 3 被災状況等による生活必需品の不足状況・被災者の要望等を調査し、市での備蓄及び協定による調達では調達できないものについて、県への協力を要請する。
- 4 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

第3 活動の内容

1 食料品等の調達

被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀等が供給されるまでの間、市や県の備蓄食料により対応する。また、相互応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて食料等の調達活動を行う。

(1) 活動体制

農林課は、福祉課を通じて、給食の必要数量を把握し、食料の調達配給を実施する。

(2) 備蓄食料の供給

農林課は、災害発生時に被災者等に対する食料の供給が必要な場合は、まず市の備蓄食料の供給を行う。

〔資料32〕 備蓄倉庫・備蓄品 （資料編P.343）

(3) 県及び近隣市町村への要請

農林課は自らの備蓄により非常用食料の必要量を満たせない場合は、本部室を通じ、物資調達・輸送調整等支援システムを用いて県災害対策本部室に要請を行う。

(4) 関東農政局への要請

災害の程度が甚大で、応急用米穀の供給に関する知事の指示が受けられない等の事情により市長が必要と認めた場合には、市長から関東農政局長野地域センター長に対して、災害救助法発動期間中の応急用米穀について緊急引渡を要請する。

2 食料品等の供給

食料品等の調達活動により調達した食料を迅速かつ円滑に、被災者等に供給するための活動が必要である。

各機関は、被災地の状況をいち早く把握し、連携を取り合って活動する必要がある。また、ボ

ランティア等の協力も得られるようにする。

(1) 活動体制

- ア 福祉課は、各避難所の管理責任者を通じて、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、避難者に食料を供給する。
- イ 各避難所では、区・自治会、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、避難者に供給する。
- ウ 炊き出しは、ライフラインに支障がない場合、第一学校給食センター及び第二学校給食センターにて実施する。

(2) 食料の供給基準

- ア 食料供給の対象
 - 食料供給を行う場合は、次の場合に限る。
 - (ア) 被災者に対し炊き出しによる給食又は食料供給を行う必要がある場合
 - (イ) 被災地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して、食料供給を行う必要がある場合
- イ 供給品目
 - 供給品目は原則として米穀とするが、実情によって乾パン及び麦製品等とする。

(3) 応急用米穀の供給基準

供給の対象	精米必要量
①被災者に対して炊き出しによる給食を行う必要がある場合	1食当たり精米 200 g
②被災地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	1食当たり精米 300 g

(4) 炊出しによる食料供給

- ア 該当範囲
 - 食料供給の対象は次のとおりとする。ただし、(カ)、(キ)は、災害救助法の対象ではない。
 - (ア) 避難所に収容された者
 - (イ) 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等であって、炊事のできない者
 - (ウ) 旅館、ホテル等の宿泊者、一般家庭の来訪者等
 - (エ) 社会福祉施設の入所者等（ライフラインの支障により施設で調理できない場合に限る。）
 - (オ) 被災地において救助作業、応急対策、復旧作業に従事する者
 - (カ) その他特に本部長が食料供給を必要と認めた者
- イ 炊出しの活動体制
 - 福祉課の指示により、第一学校給食センター及び第二学校給食センターが赤十字奉仕団、区・自治会等地域住民の協力を得て、炊出しを実施する。
- ウ 炊き出し施設
 - (ア) 学校給食センター
 - (イ) 保育園給食調理室

(5) 市民が実施する対策

市民は、手持ちの食料を融通し合う等、状況に応じた行動を行うよう努める。

(6) 経費の負担

- ア 費用の範囲

(7) 主食費

- a 米穀販売業者及び関東農政局長野地域センター等から購入した米穀
- b 産業給食提供業者から購入した弁当等
- c 一般の食料品店等から購入したパン、乾パン、うどん、インスタント食品等

(4) 副食費

調味料を含み、その内容、品目、数量等については制限がない。

(7) 燃料費

品目、数量等については制限がない。

(エ) 雑費

器物の使用謝金又は借上費のほか、アルミホイル等の包装紙類、茶、はし、使い捨て食器等の購入費

イ 負担方法

炊出しその他による食品の供給を実施するために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、その費用の限度内において県及び国が負担し、その他の場合は市が負担する。

(7) 整備書類

農林課及び福祉課は、次の書類帳簿等を整備し、保存する。

ア 救助実施記録日計表

イ 炊出しその他による食品の供給物品受払簿

ウ 炊出し供給状況

エ 炊出しその他による食品の供給のための食料購入代金等支払証拠書類

オ 炊出しその他による食品の供給のための物品受払証拠書類

3 生活必需品の調達

(1) 活動体制

産業振興課は、福祉課を通じて、生活必需品等の必要数量を把握し、生活必需品等の供給を実施する。

(2) 生活必需品の調達

ア 必要数量の把握・調達

産業振興課は、福祉課を通じて、被災者の生活の維持に必要な生活必需品の量・種類等について把握し、備蓄物資、関係業者からの購入等により必要な物資を調達・確保する。この際、要配慮者及び男女の違いによるニーズの違いに配慮する。

イ 協定による調達

産業振興課は、協定に基づき、本部室を通じて、生活必需品の提供を協定団体へ要請する。また、相互応援協定に基づき、射水市、横芝光町、山田町及び近隣市町村へ要請する。

ウ 県への要請

産業振興課は、市による対応で不足する分について、本部室を通じて、県に要請し、調達する。

[資料32] 備蓄倉庫・備蓄品 (資料編P.343)

[資料17] 目的別災害対策関連協定一覧 (資料編P.87)

(3) 留意事項

寒冷期における毛布、長期の避難生活における下着、紙おむつ、生理用品等、不足することにより被災者の心身に大きな負担となる生活物資については、最優先に調達、確保を行う。

4 生活必需品の供給・分配

市は、生活必需品の避難所の充足状況等を把握し、調達・確保した生活必需品を、必要に応じ、

関係機関、NPO・ボランティア団体等の協力を得つつ、被災状況等に応じて迅速かつ的確に供給・分配する。

特に、高齢者、障がい者、妊産婦等要配慮者については、優先的に供給・分配するなど十分配慮する。

(1) 供給・分配の対象者

ア 災害により住家に被害を受けた者等であること。

住家の被害程度は、全焼、全壊、半焼、大規模半壊、半壊、流失、埋没及び床上浸水であつて、床下浸水又は非住家の被害を受けただけの者は対象としない。

イ 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財等を喪失した者であること。

ウ 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者であること。

(2) 供給・分配の方法

産業振興課が、区長・自治会長、民生児童委員、赤十字奉仕団等の協力を得て、物資の供給又は分配を実施する。

(3) 衣料、生活必需品の内容

以下の4種類を目安とするが、個々の品目については、各人の状況に応じ現に必要とするものを供給・分配する。

ア 被服、寝具及び身の回り品

イ 日用品

ウ 炊事道具及び食器

エ 光熱材料

(4) 整備書類

産業振興課は、次の書類帳簿等を整備し、保存する。

ア 救助実施記録日計表

イ 物資受払簿

ウ 物資購入関係支払証拠書類

エ 備蓄物資払出証拠書類

第 15 節 飲料水の調達供給活動

上下水道課

第 1 基本方針

飲料水の調達は、市が設置した飲料水兼用耐震性貯水槽、市営水道・県営水道管理の配水池等の貯留水や、ボトルウォーター等により行うこととし、市独自で水の確保が困難な場合は、県内市町村及び県企業局からの応援給水により調達する。

また、飲料水の供給は、断水世帯、避難所、病院等を中心に、市において給水車、給水タンク等により行い、被災の規模により市での給水活動が困難となる場合には、県市町村災害時相互応援協定及び県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により近隣市町村から応援給水を受ける。

第 2 主な活動

- 1 被害状況の確認、情報の収集、調達可能な飲料水の確認等を行い、円滑な飲料水の調達を行う。
- 2 飲料水の確保のため、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧作業により給水機能の回復に努める。

第 3 活動の内容

1 活動体制

上下水道課は、飲料水の調達、供給を実施する。

2 飲料水の調達

飲料水については、市が設置した飲料水兼用耐震性貯水槽、市営水道・県営水道管理の配水池等の貯留水や、ボトルウォーター等により確保する。また、飲用可能な井戸水も利用する。

(1) 市が実施する対策

- ア 上水道施設の被災状況の確認を行い、給水拠点及び飲用可能な飲料水の確保を行う。
- イ 停電等により地下水源から揚水できない場合は、自家発電装置の借り上げにより揚水し、飲料水の確保を行う。
- ウ 長野県企業局と締結した災害協定に基づき、次の取り組みを行う。
 - (ア) 被災状況等を長野県企業局へ連絡する等情報共有を図る。
 - (イ) 市の応急対策方針を共有し、長野県企業局と連携して応急給水を行う。
 - (ウ) 応急給水活動で水を補給する施設（配水池、予備水源、安心の蛇口等）を長野県企業局と相互利用する。
 - (エ) 長野県企業局と協力して、住民に対し飲料水の供給等に関する広報活動を行う。
- エ 市及び長野県企業局のみで対応が困難な場合は、相互応援協定による近隣市町村からの応急給水により調達する。また、必要に応じ県にも応急給水を依頼する。
- オ 飲料水の提供に関する協定に基づく支援及び民間企業に飲料水の提供を要請する。

(2) 市民が実施する対策

市民は、ポリタンク等給水用具の確保を行う。

3 飲料水の供給

市は、断水世帯、避難所、病院等に対し、応急給水を実施し、飲料水の確保を図る。また、水道事業者は、速やかな応急復旧作業により、給水機能の回復に努める。

(1) 市が実施する対策

- ア 断水地域の把握等、情報の収集を行う。

- イ 出動体制、給水拠点・給水ルート確保・確認を行う。
- ウ 給水用具・車両の確保を行う。
- エ 災害のために飲料水が得られない被災者に対し、飲料水を供給する。
- オ 応急飲料水以外の生活用水についても、必要最小限度の供給を図る。
- カ 復旧作業に当たり、指定給水装置工事事業者等との調整を行う。
- キ 市民に対し、飲料水の供給に関する広報活動を行う。

〔資料33〕 給水用資機材 （資料編P. 358）

(2) 飲料水の供給対象者

災害のために水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水を得ることができない者。

(3) 給水の基準

災害発生後は、1人1日3リットルを目標とした給水を行い、順次1人1日20リットルを目標に増量する。

給 水 目 標

災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠
災害発生から3日	3リットル／人・日	生命維持に最小必要な水量
災害発生から10日	20リットル／人・日	炊事、洗面、トイレ等最低生活水準を維持するために必要な水量
災害発生から15日	100リットル／人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量
災害発生から21日	250リットル／人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量

(4) 給水の順位

指定避難所、医療機関等を優先して給水する。

(5) 給水の方法

水道施設が被災し、断水している場合には、給水車・給水タンクにより、指定避難所、給水拠点等で給水する。

(6) 応援要請

被災の状況により、市のみでは対応できないときは、他市町村、県又は自衛隊の応援を要請する。

(7) 整備書類

上下水道課は、次の書類帳簿等を整備し、保存する。

- ア 給水実施記録日計表
- イ 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿
- ウ 飲料水の供給簿
- エ 飲料水供給のための支払証拠書類

第 16 節 保健衛生、感染症予防活動

健康推進課

第 1 基本方針

被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症の発生予防措置・まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況の把握及び栄養改善対策等の活動を行う。

第 2 主な活動

- 1 保健師による被災者の健康相談等を行うとともに、避難所における健康意識の向上に努める。
また、被災者の食料確保状況を把握し、管理栄養士による栄養指導を行うとともに食品衛生上の危害防止のための措置を講じる。
さらに、歯科衛生士による口腔衛生指導を行うとともに口腔衛生の維持に努める。
- 2 平常時から感染症予防対策用資機（器）材の整備、感染症予防対策のための組織の明確化を図り、災害時においては、衛生指導、健康調査等感染症予防活動を速やかに行う。
また、感染症発生時には、疫学調査や患者への医療提供、消毒などのまん延防止措置を行う。

第 3 活動の内容

1 活動体制

健康推進課は、保健衛生活動及び感染症予防対策を実施する。

2 保健衛生活動

(1) 市が実施する対策

- ア 被災者の避難状況を把握し、被災者の健康を確保するために、避難所等に保健師、管理栄養士及び歯科衛生士を派遣し、健康相談等を行うとともに、長野保健福祉事務所に設置される地方部保健福祉班に報告し、被災者台帳等に反映する。
- イ 被災世帯及び避難所等における健康管理を継続して行い、環境の整備に取り組むとともに、心のケアのため必要に応じ精神科医師等の派遣を県に要請する。
- ウ 県と連携し、要医療者及び慢性疾患患者等に、医療・保健情報を提供するとともに、受診状況の確認等を行い継続ケアに努める。

(2) 関係機関が実施する対策

- ア 千曲医師会等は行政との連携のもとに、医療情報等の速やかな提供に努める。
- イ 看護協会等は行政との連携のもとに、被災世帯や避難所の救護・健康相談を行うように努める。
- ウ 栄養士会等は、行政との連携のもとに、栄養指導等を行うよう努める。
- エ 関係団体の協力を得るために必要な連絡網、連絡体制、協力者名簿等をあらかじめ整備しておく。

(3) 市民が実施する対策

- ア 医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に努める。
- イ 市民相互の助け合いを大切にし、自らもボランティアとしての活動を行う。

3 感染症予防対策

感染症予防対策用器具の整備及び訓練、機材の確保に努めるとともに、感染症予防対策のための組織を明確化し、迅速な感染症予防を行う。

また、感染症の発生を未然に防止するため、衛生指導、健康調査等の感染症予防を行う。

なお、感染症が発生した場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく患者への医療提供、消毒の実施等の措置を迅速に行い、まん延防止を図る。

(1) 防疫班の編成

健康推進課は、被災地の消毒など、防疫活動の実施にあたり、長野保健福祉事務所の助言を得て、防疫班を編成する。

ア 防疫班

班長（衛生技術者）1名、班員数名をもって1班とし、被害区域及び状況に応じて増班する。

(2) 防疫活動資機（器）材及び薬剤の調達

防疫活動に使用する資機（器）材及び薬剤は、市の備蓄品を使用する。

資機（器）材が不足する場合は、市民、販売業者等から必要数を借り上げ、又は購入する。薬剤が不足する場合は、協定等により調達に努める。

〔資料47〕 防疫資機材 （資料編P. 386）

(3) 消毒の実施

被災地域において、感染症の発生するおそれがある場合や新型コロナウイルス感染症患者又は無症状病原体保有者が発生した場合には、長野保健福祉事務所と協議し、まん延防止のため、迅速に消毒活動を実施する。

また、長野県避難所運営マニュアル策定指針等を参考に感染症対策として必要な措置を講じよう努めるものとする。

(4) 臨時予防接種

災害の状況及び被災地の感染症発生状況により、県（知事）の指示、命令に応じて、まん延防止のため、臨時予防接種を実施する。

(5) 感染症予防教育及び感染症予防のための広報活動

感染症患者の症状を周知し、感染症患者又は保菌者の発見の一助とするとともに、事後の措置、感染症予防のための衛生教育を実施する。

(6) 県への報告

ア 関係団体の協力を得て、感染症発生状況、感染症対策活動状況、災害感染症対策所要見込額を取りまとめるとともに、長野保健福祉事務所を経由して県へ報告する。

イ 感染症予防活動完了後は、速やかに災害感染症対策完了報告書を取りまとめ、長野保健福祉事務所を経由して県に提出する。

ウ 災害感染症予防活動終了後、災害に要した経費を他の感染症予防活動に要した経費とは明確に区分して把握する。

なお、災害が激甚災害に対するための特別の財政援助等に関する法律により、激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、必要書類を災害防疫実施要綱に基づき作成し、管轄保健所を経由して県に提出する。

(7) 市民が実施する対策

市民は、市の行う広報、衛生組織を通しての指導を参考にして、居住地域の衛生の確保に努める。

また、避難所においては、市の指導のもと施設管理者が中心となり衛生に関する自治組織を編成して、感染症予防に努める。

第 17 節 行方不明者の搜索及び遺体の対策等の活動

本部室、福祉課、市民課

第 1 基本方針

災害時において、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の搜索は、市が、警察、消防機関等の協力のもとに実施する。また、検視及び遺体の身元確認は、医師会、歯科医師会、医療機関による救護班等の協力を得て千曲警察署が行う。

第 2 主な活動

市は、関係機関との連携を密にし、行方不明者の搜索及び遺体の収容等を行うとともに、多数の死者が生じた場合は、衛生上の問題及び人心の安定を図る見地から、的確な遺体対策を施す。

第 3 活動の内容

1 活動体制

本部室、福祉課、市民課は、行方不明者の搜索及び遺体の対策等を実施する。

2 行方不明者の搜索

(1) 対象者

搜索の対象者は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者とする。

(2) 搜索の方法

ア 本部室及び福祉課は、消防団及び千曲警察署の協力を得て、人員、資機（器）材を確保し、搜索班を編成し、搜索を実施する。

イ 災害の状況によっては、自衛隊、地元住民等の協力を得る。

ウ 遺体を発見した場合には直ちに千曲警察署に連絡する。

(3) 経費の負担

ア 費用の範囲

(7) 借上費又は購入費

搜索のために必要な機械、器具の借上費又は購入費で直接搜索活動に使用したもの

(4) 修繕費

搜索のために必要な機械、器具の修繕費

(5) 燃料費

機械、器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代、搜索作業を行う場合の照明代等

イ 負担方法

行方不明者の搜索を実施するために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、その費用の限度内において県及び国が負担し、その他の場合は市が負担する。

(4) 整備書類

本部室及び福祉課は、次の書類帳簿等を整備し、保存する。

ア 救助実施記録日計表

イ 救助用機械器具燃料受払簿

ウ 遺体の搜索状況記録簿

エ 遺体搜索関係支出証拠書類

3 遺体の収容処理方法

(1) 収容処理班の編成

福祉課は、医療関係者を含む収容処理班を編成し、遺体の収容処理にあたる。必要に応じ医師、警察及び地域住民の協力を求めて行う。

(2) 収容の方法

ア 一時収容

遺体の身元確認のための一時収容は、市内の寺院、神社、学校、体育館等の建物に収容するものとし、やむをえない場合は、テント等の建物を手配し、収容する。

なお、収容所とする場所についてはあらかじめ設定しておく。

イ 変死体の届出

変死体については、直ちに千曲警察署に連絡し、検死後遺体の収容を行う。

ウ 棺、ドライアイスの確保

福祉課は、葬祭業者の協力を得て、棺、ドライアイスの調達を行う。棺の調達については急を要するので、速やかに必要数を把握し調達に努める。また、必要数確保できない場合には、「長野県広域火葬計画」等に基づき要請するものとする。

(3) 遺体の処理

遺体の処理は、必要に応じて葬祭業者又は地元住民の協力を得て行う。

ア 処理の内容

(7) 遺体の洗浄、縫合、消毒等

(4) 遺体の一時保存

(9) 検案

イ 処理方法

(7) 千曲警察署から遺体の引渡しの通知を受けたときは、直ちに職員を派遣し遺体の引渡しを受ける。

(4) 引渡しを受けた遺体は、直ちに遺体安置所に運搬し、救護班による洗浄、縫合、消毒等の処置を行い、必要に応じて検案を行う。

(9) すべての遺体について写真撮影を行い、遺品等のある場合は、整理して納棺の上、その性別、推定年齢、遺品等を遺体処理台帳に記録し、遺体の写真とともに遺体安置所に掲示する。

(5) 身元が判明し、引き取り人がある場合はこれを引き渡す。

(4) 引取り人がない者については、一定期間経過した後、火葬許可証を発行の上、火葬処理する。

(4) 外国籍市民の遺体を引き受けた場合は、遅滞なく遺族や関係機関と連絡を取り、遺体の措置について協議する。

(4) 経費の負担

ア 費用の範囲

(7) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用

(4) 救護班によらない場合の検案料

イ 負担方法

遺体の処理を実施するために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、その費用の限度内において県及び国が負担し、その他の場合は市が負担する。

(5) 整備書類

福祉課は、次の書類帳簿等を整備し、保存する。

ア 救助実施記録日計表

- イ 遺体処理台帳
- ウ 遺体処理費支出関係証拠書類

4 遺体の埋葬

(1) 対象者

災害時の混乱の際に死亡した者に対して、その遺族が混乱しており、資力の有無に関わらず、埋葬又は火葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がいない場合に応急的な措置として埋葬又は火葬を行う。

(2) 埋葬方法

遺体の埋葬は埋葬台帳に記入し、原則として火葬に付す。

(3) 火葬許可証の発行

市民課は、火葬許可証の発行事務処理体制の整備を行う。死亡者多数のため通常の手続を行っていたのでは、遺体の腐敗等により公衆衛生上の危害が発生するおそれがある場合は、火葬許可証発行の手続を簡略化できる方法について、県を通じて厚生労働省に協議する。

(4) 火葬場所

火葬場所は、坂城町の葛尾組合の葬祭施設とするが、必要に応じて、「長野県広域火葬計画」に基づき、要請するものとする。

(5) 埋葬場所

身元不明の遺体は、火葬後無縁墓地等に仮埋葬し、判明した時点で引き渡す。

(6) 経費の負担

ア 費用の範囲

(イ) 埋葬の際に使用する棺、骨つぼ等

(ロ) 葬祭施設使用料、埋葬料及びこれに伴う輸送費及び作業員賃金

イ 負担方法

遺体の埋葬を実施するために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、その費用の限度内において県及び国が負担し、その他の場合は市が負担する。

(7) 整備書類

福祉課は、次の書類帳簿等を整備し、保存する。

ア 救助実施記録日計表

イ 埋葬台帳

ウ 埋葬費支出関係証拠書類

5 相談窓口の設置

市民課は、火葬相談窓口を設置し、遺族に情報提供を行い円滑な火葬など遺体の処理を行う。

第 18 節 廃棄物の処理活動

環境課、長野広域連合、葛尾組合、千曲衛生施設組合

第 1 基本方針

災害発生後のごみ、し尿の適正な処理は、衛生的な生活環境の確保、早期の復旧・復興活動を行う上で重要となる。

ごみ、し尿の処理活動の実施とともに、必要に応じて広域応援による処理を行う。

第 2 主な活動

- 1 ごみ、し尿の迅速かつ適正な処理のための活動を行う。
- 2 処理能力を超える場合は広域応援による処理を図る。

第 3 活動の内容

1 ごみ、し尿処理対策

市は、被災地における衛生的環境を確保するため廃棄物の処理活動を行う。迅速かつ適正な処理活動を実施するため、活動マニュアルを作成しておく。

(1) 活動体制

環境課は、ごみ、し尿の処理活動を実施する。

(2) ごみの排出量等の推定

災害時には次のものの処理が想定されるため、被害状況から排出量を推定する。

- ア 平常時に排出されるごみ、浸水により使用不能となった家具、寝具、電気製品、衣類、車両等
- イ 浸水被害を受けた便槽の汲み取り
- ウ 避難所での生活に伴って排出される生活ごみや仮設トイレ等からの汲み取りし尿
- エ 倒壊を免れた建築物から排出される破損した食器、家具、生活用品等

(3) 清掃ごみ処理班・し尿処理班の編成

収集運搬業者の協力を得て、ごみ処理班及びし尿処理班を編成し、計画的収集を行う。

- ア 必要に応じて臨時雇い、機材リース等の措置を講じて廃棄物の早期処理体制の確立を図る。
- イ 現有する車両数及び想定されるごみの排出量等から必要となる車両数を算出し、長野県市町村相互応援協定により、収集車両を確保する。

(4) 収集と処理

- ア 腐敗しやすい廃棄物については防疫に留意し、可能な限り早期の収集に努める。
- イ 収集にあたっては処理施設の負担軽減を図るため、規定の分別区分による収集に努める。
- ウ 廃棄物は、適正な方法で中間処理、リサイクル、最終処分を行う。
- エ 収集したし尿は、原則として、千曲衛生施設組合で処理する。
千曲衛生施設組合で処理できない場合は、長野県市町村相互応援協定に基づき、近隣のし尿処理施設、下水道施設あるいは、集落排水施設の利用について、当該市町村長に対し、協力を要請する。

(5) 仮置場の設置

粗大ごみ、不燃性ごみ等の大量発生により、処理施設での迅速な処理が困難な場合には、速やかに仮置場を設け、住民へ周知する。この場合、火災発生の防止、悪臭、病虫害等の発生防止、不法投棄の防止に十分注意を払う。

〔資料48〕 廃棄物処理施設（資料編P. 387）

[資料49]	廃棄物処理業許可業者	(資料編P. 389)
[資料50]	し尿処理施設	(資料編P. 391)
[資料51]	し尿収集運搬業者・浄化槽汚泥収集運搬許可業者	(資料編P. 392)

(6) 仮設トイレの設置

下水道使用地域等で災害によりトイレが使用不能になった場合は、必要に応じて、仮設トイレを調達し、設置する。

(7) 費用関連事務

被災地の災害廃棄物の清掃に要した経費及び廃棄物処理施設の原状復旧に要した経費について国庫補助を受けようとする場合は、災害発生後速やかに長野地域振興局環境・廃棄物対策課へ報告する。

(8) 市民の対応

市民は、災害により発生したごみを市が指定した場所に搬入する。搬入にあたっては、分別区分等市が指定した方法を順守し、集積場所の衛生確保に協力する。

2 廃棄物処理の広域応援

(1) 県又は関係機関への応援要請

発生した廃棄物の量、廃棄物処理施設の被害状況等により、市のみでは、廃棄物処理が困難と認められる時は、広域的な応援の要請を行う。

(2) 隣接市町村への応援要請

市は、収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は近隣市町村から応援を求める。

第 19 節 物価安定等に関する活動

市民生活課、産業振興課

第 1 基本方針

災害発生後は、被災地の経済的混乱等が予想され、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の安定供給のための措置が必要となる。

第 2 主な活動

災害発生後の物価の安定、物資の安定供給を図る。

第 3 活動の内容

1 物価の安定、物資の安定供給

災害の発生により、物流経路の分断、市場の機能低下、小売店の閉鎖等から、生活必需品等の供給不足やそれに伴う品切れ、価格の高騰、便乗値上げ等がおこるおそれがある。

このため、物価の安定、物資の安定供給を図り、被災者の経済的生活の安定に寄与する。

(1) 実施担当者

産業振興課は、物価の安定、物資の安定供給に関する対策を実施する。

(2) 市が実施する対策

ア 価格需給動向の調査

売り惜しみ・買い占め及び便乗値上げを防ぐため、生活必需品等の価格需給動向について調査、監視を行う。

イ 関係業界への要請

適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。

ウ 市民への情報提供

エ 相談窓口の設置

売り惜しみ、買い占め、便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。

管内又は広域圏で流通業者との連携に努める。

(3) 企業が実施する対策

正常な取引環境を回復するため、市場、小売店では、施設、設備の早期復旧を行い、速やかな営業再開を図る。

(4) 市民が実施する対策

市民は集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努める。

第 2 0 節 危険物施設等応急活動

消防本部、環境課

第 1 基本方針

災害発生時において、危険物施設等に損傷が生じた場合、危険物等の流出、爆発、火災等により、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあっては、災害発生後の施設の点検を速やかに実施するとともに、施設損傷時には応急措置を速やかに実施し、危害の防止を図る。

また、関係機関においても相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害防止及び被害の軽減を図る。

第 2 主な活動

- 1 危険物施設における、PRTR 対象物質などの危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。
- 2 火薬類施設、高圧ガス施設及び液化石油ガス施設における、火災、爆発及び漏洩の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。
- 3 毒物・劇物保管貯蔵施設における、毒劇物の漏洩、流出等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。
- 4 放射性物質使用施設における、放射線源の露出、流出等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。

第 3 活動の内容

1 活動体制

消防本部は、危険物施設等の応急対策を実施する。

環境課は、消防本部の協力を得て、危険物等の流出等に対する応急対策を実施する。

2 危険物施設応急対策

災害時において、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

(1) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

市長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、消防法第 12 条の 3 に基づき、危険物施設の管理者等に対し、製造所等の使用の一時停止等を命じる。

(2) 災害時等における連絡

危険物施設において災害時における連絡体制を確立する。

(3) 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次に掲げる事項について指導する。

ア 危険物施設の緊急使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送の中止及び車両の転倒防止等をする。

イ 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努める。

ウ 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講じる。

エ 危険物施設における災害発生時の応急措置等

(7) 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

(イ) 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報する。

(ウ) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

3 高圧ガス施設応急対策

災害による被害を最小限にとどめ、従業員並びに周辺住民に対する安全確保を図るため、関係機関は相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するため次の対策を行う。

- (1) 関係者からの情報収集により、災害規模及び被害状況を把握し、消防活動方針を決定する。
- (2) 火災警戒区域及び消防警戒区域を設定し、火気取扱い規制及び市民の立入り制限を行う。

4 液化石油ガス施設応急対策

災害時における、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動について施設管理者に要請する。

- (1) 延焼のおそれがある液化石油ガス一般消費設備について、容器の回収等に努めるよう指導する。
- (2) 火災警戒区域及び消防警戒区域を設定し、火気取扱い規制及び市民の立入り制限を行う。

5 毒物・劇物保管貯蔵施設応急対策

毒物及び劇物を取扱う者は、毒物劇物保管貯蔵施設等が災害等により被害を受け、毒物劇物が飛散し、もれ、流れ出、しみ出又は地下に浸透し、保健衛生上の危害が発生し、又は、そのおそれのある場合は、直ちに的確な情報を保健所・千曲警察署及び消防本部に通報するとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置をとる。

(1) 周辺住民への広報

周辺住民に対して緊急避難、広報活動を行う。

(2) 飲料水汚染の場合の措置

飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。

(3) 毒物劇物の危害除去

消防機関において、中和剤、吸収剤等の使用による毒物劇物の危害除去を行う。

6 放射性物質使用施設応急対策

災害発生時において、放射性物質を使用する施設の損傷等により、放射性物質が露出、流出し、放射線障害の発生又は発生のおそれのある場合は、迅速かつ的確な応急措置の実施により、人命の安全確保を図る。

(1) 消防本部が実施する対策

放射性物質使用施設において火災が発生し、又は延焼するおそれのある場合、消防機関は、関係機関、放射線同位元素使用者等と連携し、消火又は延焼防止活動を行う。その際、放射線測定器、放射線保護服等を装備し、放射線障害に備える。

(2) 放射性同位元素使用者が実施する対策

放射性同位元素使用者等は、当該使用施設が災害により被害を受け、放射線障害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、消防機関等関係機関の協力を得て、次に掲げる応急措置を実施する。

ア 放射性物質使用施設に火災が起こり、又は施設に延焼するおそれのある場合は、消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちに消防機関等に通報する。

イ 放射線障害の危険のある地域（放射線量1ミリシーベルト毎時をこえるおそれがある区域）内にいる者及び付近にいる者に避難するよう警告する。

ウ 放射線障害を受けた者又は受けるおそれのある者がいる場合は、速やかに救出し、避難をさせる等緊急の措置をとる。

エ 放射線同位元素による汚染が生じた場合には、速やかにその拡散の防止及び除去を行う。

オ 放射線同位元素を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その周囲には、ロープを張り、標識等を設け、かつ、見張人を付け、関係者以外の者の立入りを禁止する。

カ 事故発生時、危険区域内にいた者に対して、医師による診察等必要な措置を行う。

第2 1 節 電気施設応急活動

電力事業者

第1 基本方針

電気は欠くことのできないエネルギー源であると同時に、災害時には、感電事故や火災の発生等の原因にもなる危険性を併せ持っていることから、

- ・ 早期復旧による迅速な供給再開
 - ・ 感電事故や供給再開に伴う火災発生等の二次災害防止
- を重点に応急対策を推進するものとする。

第2 主な活動

- 1 電力事業者職員、電気工事事業者、関連電力各社による、総合的な復旧体制を確立する。
- 2 復旧用資機（器）材、輸送手段を確保し、復旧順位を定めた迅速な応急復旧を行う。
- 3 感電事故防止と復旧見込み等に関する広報を行い、二次災害防止に努める。

第3 活動の内容

1 応急復旧体制の確立

電力事業者は、被害状況を早急に把握し、計画に基づく職員の参集と関連各社との連携により、早期復旧体制を確立するものとする。

- (1) 計画に基づいて職員を招集するとともに、直ちに被害状況の確認を行うものとする。
- (2) 被害状況に応じ、関連会社に対して協力を要請し、総合的な応急復旧体制を確立するものとする。

2 迅速な応急復旧活動

電力事業者は、復旧用資機（器）材、輸送手段を早急に調達して応急復旧工事を迅速に推進するものとする。

- (1) 市及び関係機関と密接な関係を保ちながら、系統及び負荷の重要性和被害状況や復旧の難易度とを勘案して、病院、指定避難所等の必要性の高い施設や復旧効果の高いものから順次実施するものとする。
- (2) 復旧用資機（器）材の在庫量を確認するとともに、必要な資材については、請負会社等と連携して直ちに調達するものとする。
- (3) 資機（器）材の輸送については、自社及び請負会社を含め、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送手段を確保するものとする。
- (4) 応急工事にあたっては、恒久的復旧工事との関連、並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速、的確に行うものとする。

3 二次災害防止

電力事業者は、停電による社会不安の除去、感電事故防止、送電再開時の火災予防等に関し、関係各機関と連携を密にして広報活動を中心とした二次災害防止活動に努めるものとする。

また、電力会社からの要請があった場合、市は屋外告知放送等により、市民に対する広報活動を行う。

(1) 広報事項

- ア 停電による社会不安除去に関する事項
 - (イ) 停電の区域
 - (ロ) 復旧の見通し

イ 感電等の事故防止に関する事項

- (ア) 垂れ下がった電線に触れないこと
- (イ) 断線した高圧線鉄塔等に近寄らないこと

ウ 送電再開時の火災予防に関する事項

- (ア) 電熱器具等の開放確認
- (イ) ガスの漏洩確認

第2章 第2節 ガス施設応急活動

都市ガス事業者、プロパンガス事業者

第1 基本方針

ガス漏えいによる火災・爆発の二次災害防止により市民の安全を確保する。速やかな応急復旧によりガスの早期供給再開をめざし、公共施設としての機能を維持する。

また、被害が大規模な場合、当該ガス事業者だけでは応急復旧活動が実施困難であることから、他ガス事業者へ応援を依頼した場合の受入体制を整備する。

第2 主な活動

- 1 巡回点検及び各種情報収集から被害の規模を早期に把握する。その上で、復旧計画を策定し、応急復旧活動を行う。
- 2 復旧にあたっては、病院、指定避難所である学校その他の公共機関を優先して復旧するとともに、仮設住宅への臨時供給を迅速に実施する。

第3 活動の内容

1 ガス施設応急復旧対策

(1) 市が実施する対策

- ア 市道の被害状況の把握
- イ 掘削工事を伴う場合は、他の占用物件の情報を提供し、2者以上の応急工事がある場合は、工事現場が混雑しないための調整の実施
- ウ 市民への広報活動

(2) ガス事業者が実施する対策

- ア ガス施設の点検、損傷箇所の早期発見及び緊急措置
 - (イ) ガス施設の巡回点検を重要地点から行うとともに、各種情報の収集を迅速に行い、被害の規模を早期に把握する。
 - (ロ) 被害が大の地域にあつては、製造所、供給所、整圧所及び導管に設置してある遮断弁を利用して全域又は一部区域（ブロック）のガス供給を停止した後、応急復旧活動を行う。
- イ 二次災害の発生するおそれがある場合は、市民の避難等の措置
- ウ 復旧人員の確保
 - 当該ガス事業者だけでは復旧できないと判断した時は、直ちに他ガス事業者に応援を要請する。
- エ 復旧資機（器）材の調達
- オ 受入側にあつては、応援ガス事業者の受入体制の整備、又、応援側にあつては、適時、適切な応援体制
- カ 復旧状況、ガス使用上の注意等必要な事項を市民及び関係機関への広報

(3) 市民が実施する対策

ガス施設損壊の発見又はガス臭を感知した際の通報

2 ガス施設応急供給計画

ガス事業者は、復旧計画を立案し、応急供給工事を実施する。

復旧にあたっては、病院、指定避難所等重要施設の早期復旧を考慮するとともに、ブロックごとに応急復旧活動を実施し、工事完了ブロックから順次供給再開する。また、可能な範囲で供給系統の切替え等を行い、早期の供給再開に努める。

第 2 3 節 上水道施設応急活動

上下水道課、県企業局

第 1 基本方針

大規模災害等により長期間の断水となることは市民生活に重大な影響を与えるため、水道事業者は、水道施設の復旧を最優先で実施し、取水、導水、浄水、送水、配水及び給水の各施設の機能回復を早急に図る。

また、復旧工事に係る許可手続きの迅速化を図る等の早期応急復旧のための手段を講じる。

第 2 主な活動

応急給水に必要な飲料水を確保するとともに、計画的な復旧作業を行い、給水機能の回復を行う。

第 3 活動の内容

1 活動体制

上下水道課は、市営水道施設の応急復旧を実施する。

上下水道課は、県企業局が行う県営水道施設の復旧活動に協力する。

2 上水道施設応急復旧対策

(1) 県営水道

県企業局は、次により水道施設の復旧を図るものとする。

ア 「大規模地震時の初動マニュアル」により、水道施設の点検・操作、被害状況の把握を行う。

イ 長野県営水道指定給水装置工事事業者へ協力を依頼するとともに、工事の発注を行う。

(2) 市営水道

上下水道課は、直営工事又は専門業者への外部委託により復旧工事を行う。

ア 被害状況の把握と復旧計画の策定を行う。

イ 災害協定を締結している千曲市水道工事業協会へ緊急出動要請を行うとともに、復旧体制の確立を行う。

ウ 本復旧に時間を要する地区については、必要に応じ優先順位を定め、仮配管から配水を行う。

エ 市と協力して、市民に対し飲料水の供給等に関する広報活動を行う。

オ 指定給水装置工事事業者との調整を行う。

カ 大規模な災害においては、他市町村等への応援要請により、復旧要員、資材、機材及び重機等を確保し、早期の復旧を図る。

(3) 復旧工事の調整

上下水道課は、水道事業者が実施する市道の道路区域内の応急復旧活動について、許可手続を早急に行うとともに、掘削工事を伴う場合は、他の埋設物の損傷を防止し、同一箇所での 2 者以上の工事については、工事現場が輻輳しないよう調整する。

第24節 下水道施設等応急活動

上下水道課、環境課、千曲衛生施設組合

第1 基本方針

下水道施設等は、水道、電気、ガス等と並び、市民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、災害時においてもライフラインとしてのその機能の応急的な確保に努める必要がある。

このため、災害による被害が発生した場合、まず被害規模等の情報の収集・連絡を行い、次いでその情報に基づき所要の体制を整備する。引き続き、関係機関の協力を得て、応急復旧作業に着手する。

第2 主な活動

- 1 情報の収集・連絡を迅速に行い、被害規模の早期把握に努める。
- 2 収集された情報に基づき、応急対策の実施体制をとる。
- 3 ライフラインとしての機能を最低限確保するため、所要の応急対策をとる。

第3 活動の内容

1 活動体制

上下水道課は、下水道施設等の応急復旧を実施する。

2 情報の収集連絡、被害規模の把握

市が管理する下水道施設等について、その被害状況を早期かつ的確に把握する必要があるため、下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳を活用し、被害箇所及び被害状況の的確な把握に努め、情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の早期把握のため、ライフライン事業者の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努めるものとする。また、県が管理する終末処理場へ流入する下水道施設（公共下水道）があるため、下水道施設等の被害状況等の情報について、千曲川流域下水道事務所と情報収集・連絡を行う。

3 応急対策の実施体制

災害対策要領等に沿って、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等、必要な体制をとる。

また、被害が甚大である場合には、長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール及び下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール等に基づき、他の地方公共団体に応援を求める等の措置を講じる。

なお、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異常があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする

4 応急対策の実施

下水道施設等が被災した場合においても、ライフラインとしての機能を確保するため、市は、確保してある応急資機材等の活用を図る他、必要に応じて関係団体等の協力を得て、下水道施設等の機能回復のために必要な緊急措置を講じる。

(1) 市が実施する対策

ア 管渠

- (7) 管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンド等による止水、可搬式ポンプによる緊急送水、仮水路、仮管路等の設置を行い、排水機能の回復に努める。
- (イ) 工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置を

とらせる。

イ ポンプ場・処理場等

- (ア) 停電によりポンプ場・処理場等の機能が停止又は低下した場合、自家発電装置によってポンプ場・処理場等の機能回復に努める。
- (イ) 処理場等への流入水量の異常な増加により、二次災害の防止のため止むを得ず緊急的な措置としてバイパス放流を行う場合は、速やかに連絡網により連絡を行う。
- (ウ) 処理場等での下水処理機能が麻痺した場合においては、応急的に簡易処理を行う等の措置を講じる。

(2) 下水道施設等復旧に際しての応援要請

市は、下水道施設等の建設、維持管理に携わる業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備に努めるものとする。

(3) 市民が実施する対策

市民は、下水道施設等が使用不能あるいは使用制限が必要になった場合には、これに協力する。

第 2 5 節 通信施設応急活動

本部室、通信事業者

第 1 基本方針

災害時において通信・放送は、正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行ううえで必要不可欠なものである。これらの確保を図るため機関ごと必要な対策計画を定める。

第 2 主な取組み

- 1 屋外告知放送施設の復旧活動、疎通維持を行う。
- 2 通信事業者は、通信施設の復旧活動、重要回線及び指定避難所への通信確保を行う。

第 3 活動の内容

1 市屋外告知放送の応急活動

災害情報等が円滑に収集伝達できるよう通信を維持するとともに、通信施設に被害が発生した場合には、障害の早期復旧に努め、市民及び行政・防災関係機関との通信回線の確保にあたる。

- (1) 通信施設の被災時の措置
通信施設が被災した場合、市職員と保守業者により復旧活動を行い、通信の確保にあたる。
- (2) 停電時の措置
停電が発生し、通信施設への復電まで長期間が予想される場合、燃料の調達、供給を図る。
- (3) 災害時用通信手段の活用
孤立防止無線等災害時用通信手段により通信の確保を図る。
災害時用通信手段等も使用不能又は困難となった場合、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段をもつ機関に通信を依頼する。

2 電気通信施設の応急活動

通信事業者は、被災地の通信確保を図るために、防災業務計画に基づき、気象、救援、治安、地方公共団体等機関の重要な通信回線の早期復旧を図る。また、避難所等に災害時用公衆電話の設置を行う。

- (1) 緊急通話、重要通話の確保
ア 応急回線の作成、網措置等そ通確保に努めるものとする。
イ 重要通信の確保のため、通話の利用制限等の措置を行うものとする。
ウ 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う対策を講じるものとする。
- (2) 災害時用公衆電話の設置
東日本電信電話株式会社は、災害救助法が適用された場合等には避難所への災害時用公衆電話の設置に努めるものとする。
- (3) 携帯電話等の貸出し
電気通信事業者は避難所等における通信確保のため、市に対する携帯電話、携帯電話用充電器（マルチチャージャー）、衛星携帯電話等の貸出しに努めるものとする。
- (4) 災害用伝言ダイヤル等の提供
災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル「171」及び各携帯電話会社による災害用伝言板等を速やかに提供するものとする。

(5) 情報提供

通信のそ通及び利用制限の措置状況、通信の被災と復旧状況について情報提供に努めるものとする。

第26節 鉄道施設応急活動

道路河川課、鉄道事業者

第1 基本方針

災害が発生した場合、鉄道施設の被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、県及び関係機関は、密接な連携をとりつつ、被害状況を早急に把握するとともに、的確な応急復旧体制を樹立し迅速に対処することが必要である。

このため、関係機関は、部内規程等の定めるところにより対策本部を設置し、非常出動態勢を整え、直ちに応急復旧活動に入れる体制がとれるよう、あらかじめ整備しておくものとする。

また、復旧活動が円滑に行われるよう、あらかじめ鉄道施設の復旧に必要な資機（器）材及び車両を整備するものとする。

さらに、関係機関は、被災鉄道施設の早期復旧のため、関係機関が実施する災害復旧工事と関連する道路や河川等の災害復旧工事の事業者と連携するよう努める。

第2 主な活動

鉄道施設の被害を最小限にとどめるため、災害発生時の危険防止、動員体制、資機（器）材の確保等の措置について整備を図り、的確な応急体制を樹立する。

第3 活動の内容

1 市が実施する対策

(1) 許可手続きの迅速化

道路河川課は、市道との交差点において鉄道施設の早期応急復旧のため、復旧工事に係る許可手続きの迅速化を図る。

(2) 工事の調整等

ア 鉄道施設管理者が、道路区域内で応急活動する場合は、道路管理者に協議のうえ、応急活動に入るものとする。

イ 道路内には色々なライフラインが地下埋設されていることから、掘削工事を伴う場合は、道路管理者は、他の占有物件の情報を提供する。

ウ 2者以上の応急工事がある場合は、工事現場が輻輳しないよう調整する。

2 東日本旅客鉄道㈱

(1) 基本方針

鉄道施設を災害から未然に防止し、災害時には早期復旧につとめ、輸送の確保を図り、その社会的使命を発揮しうよう、線路、施設等が自然現象から受ける環境変化を的確に把握し、広域自然災害に対応する防災施策を樹立するとともに、関係行政機関、地方自治体その他関係機関との密接な連携のもとに万全の措置をとるものとする。

(2) 実施計画

災害に関するあらゆる状況を迅速かつ的確に把握し、現地の状況を報告する方法、報告事項の基準等を定めておくものとし、また、関係会社、関係行政機関、地方自治体等と綿密な情報連絡を行いうるよう、これに必要な措置等を定めておくものとする。

ア 旅客公衆等の避難

災害時における旅客公衆及び社員の避難について、その指示、警報伝達、誘導及び受入れの方法並びに緊急輸送のための計画を定めておくものとする。

イ 水防、消防及び救助に関する措置

(ア) 出水、火災等の災害から人命及び施設を守るため、必要な機器、用具等を整備すると

もに、救難、救護等に必要な措置をとっておくものとする。

- (イ) 東京地域本社管内及び長野支社管内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、本社災害対策本部の指示に基づき、非被災支社から被災支社の救助中継基地等に救助要員を派遣するものとする。

ウ 建設機材の現況の把握及び運用

社内のみならず、部外の関係機関等における応急用建設機材の配置状況及びその種別、数量等を把握し、災害時には緊急使用しうるよう、その方法及び運用について、定めておくものとする。

エ 駅構内等の秩序の維持

災害時における混乱を防止し、秩序を維持するため、鉄道警察隊との密接な連携のもとに、駅構内、列車等における犯罪の予防、旅客公衆の適切な誘導等、災害警備活動の実施要領を定めておくとともに、随時、関係社員の訓練を行い、旅客公衆の安全の確保を期するものとする。

オ 災害復旧

(ア) 災害復旧の実施の方針

災害に伴う社会経済活動を早急に回復し、再び同様の災害を被ることのないよう、関係行政機関が行う復旧事業を考慮して、迅速かつ適切な災害復旧を実施するものとする。

(イ) 災害復旧計画及び実施

災害の復旧については、応急工事の終了後可及的すみやかに、本復旧計画をたて、これを実施するものとする。本復旧計画の実施にあたっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期するものとする。

3 しなの鉄道㈱

(1) 基本方針

災害が発生した場合は、人命救助を最優先するとともに鉄道施設の被害を最小限にとどめるため、的確な応急体制を樹立し、被害の拡大防止とお客様の安全確保に努め早期復旧と輸送の早期再開を図るものとする。そのためには関係行政機関、地方自治体その他関係機関との密接な連携のもとに万全の措置をとるものとする。

(2) 実施計画

災害に関するあらゆる状況を迅速かつ的確に把握し、災害対策本部を設置して早期復旧に努めるものとする。

ア 被害状況の把握

被害の情報の収集と災害箇所調査を実施するものとする。

イ 旅客公衆等の避難及び誘導

災害時における旅客公衆及び社員の避難についての指示、警報伝達・誘導及び受入れの方法並びに緊急輸送は社内の定めによるものとする。

ウ 水防、消防及び救出に関すること

出水、火災等の災害から人命及び施設を守るため、必要な機器、用具を整備するとともに、救難、救護等に必要な措置をとっておくものとする。

エ 災害発生時の動員体制

災害警備計画に非常時呼出し体制を定めておき、災害の状況により、必要人数を招集する。また、協力会社の連絡、呼出し体制も整備しておくものとする。

オ 施設復旧に必要な機材の把握及び整備

鉄道施設の復旧に必要な、災害予備品の在庫の確認及び関係機関における、応急用建設機材の配備状況及び種別・数量を把握しておくものとする。

4 北陸信越運輸局

(1) 基本方針

鉄道の被害状況を把握するとともに、鉄道事業者に対して早期復旧の要請を行うものとする。

また、被災鉄道等の早期復旧のため、「鉄道等の災害復旧に係る事業間連携に関する地方連絡調整会議」等を通じて、鉄道事業者及び道路や河川等の関連する事業を施行する者が、相互に連携・協力するよう調整する。

(2) 実施計画

ア 鉄道の被害状況を把握するとともに、鉄道事業者に対して必要に応じて、関係列車の非常停止の手配等の指導を行うものとする。

イ 報道機関等と協力して、施設の被害状況、運行状況等に関する情報については、速やかに乗客等に提供する。

ウ 復旧の長期化が想定される場合には、速やかな復旧を図るため、鉄道事業者及び道路や河川等の関連する事業を施行する者が、相互に連携・協力できるよう調整する。

第27節 災害広報活動

秘書広報課、市民課

第1 基本方針

誤った情報等による社会的混乱を防止し、市民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地域の市民の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確な情報の速やかな提供及び市民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。また、災害の発生が予想される場合、住民等へ避難を呼びかけるため、必要に応じて、市長から直接呼びかけを行う。なお、活動に際しては、高齢者、障がい者、外国籍市民等要配慮者に対して、十分配慮するよう努める。

第2 主な活動

- 1 市民等への的確な情報の伝達を行うために広報活動を行う。
- 2 市民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応を行うため、窓口を設置する。

第3 活動の内容

1 広報活動

市は、県、放送事業者及び関係機関が相互に緊密な連絡を取り、災害の状況に関する情報や生活関連情報等被災者に役立つ正確かつきめ細やかな情報を、可能な限り多くの媒体を活用し適切に提供する。

また、災害時には情報の混乱等も予想され、的確な情報の伝達、効果的な応急活動の実施のためには、報道や取材についての報道機関の協力も必要である。

(1) 活動体制

秘書広報課は、関係機関の協力を得て、市民等への広報活動を実施する。

(2) 広報活動

ア 災害発生前

災害の規模、動向、今後の予想を検討し、これに対処するため被害防止に必要な事項をわかりやすくまとめ、広報車、屋外告知放送の利用及びチラシ等の配布により実施する。

また、災害の切迫度が非常に高まった場合等において、市長が直接住民に対して避難を呼びかけられるよう体制整備に努めるものとする。

イ 災害発生後

県、関係機関と緊密な連絡をとり、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、市民に対し、関係事業者の協力を得つつ、Ｌアラート（災害情報共有システム）、報道機関（新聞、テレビ、ラジオ等）、ホームページ、同報メール（千曲市メール配信サービス、緊急速報メール等）、掲示板、屋外告知放送、有線放送、ケーブルテレビ、広報紙、ポスター、チラシ等の印刷物、SNS、広報車等可能な限り多くの媒体を活用して、広報活動を実施する。

(3) 広報事項

災害の規模に応じ、次の情報を提供する。なお、広報事項については、事前に本部長の承認を得る。

- ア 災害の状況に関する情報・応急対策に関する情報
- イ 二次災害の防止に関する情報
- ウ 避難所・経路・方法等に関する情報
- エ 医療機関等の生活関連情報
- オ ライフラインや交通施設等及び公共施設等の復旧情報

- カ 交通規制、交通機関の運行等の状況に関する情報
- キ それぞれの機関が講じている施策に関する情報
- ク 安否情報
- ケ その他必要と認められる情報

(4) 庁内及び関係機関への連絡

秘書広報部は、災害情報、被害状況の推移等を庁内放送、千曲市メール配信サービス（職員災害連絡グループ）、文書等により、職員に周知させる。

また、必要に応じて、本部室を通じて、関係機関等に災害情報を提供する。

(5) 報道機関の放送

ア 報道機関に対する発表

報道機関に対しては、原則として、副本部長が被害状況及び対策等の情報を随時の記者会見により発表する。また、災害対策本部情報揭示版を設け、広報に努める。

イ 報道機関に対する放送要請

(ア) テレビ、ラジオを通じた広報は、県を通じて放送機関に要請する。

(イ) ラジオを通じた緊急放送は、長野県大規模災害ラジオ放送協議会を通じて行う。

(ウ) ケーブルテレビを通じた広報は、協定に基づき、信州ケーブルテレビジョンに対して行う。

(エ) 有線放送を通じた放送は、屋代有線放送電話農業協同組合へ要請を行う。

(6) 災害記録の作成

大規模な災害、特異な災害と認められる場合若しくは長期間にわたり日常生活に影響をもたらす災害が発生した際には、災害状況を写真、ビデオ等により取材し、資料の収集、保存に努め、総合的な記録ビデオ、記録集等を作成する。市民等が撮影した写真等についても、了承を得て活用する。

(7) 障がい者、外国籍市民に対する広報

ア 障がい者に対する広報

聴覚障がい者に対する広報は、福祉課の協力を得て、ファックス、チラシの直接配布等により実施する。

イ 外国籍市民に対する広報

外国籍市民に対する広報は、語学ボランティアの協力を関係機関に要請し、広報文を翻訳し、チラシの作成・配布、市ホームページへの掲載等により実施する。

2 広聴活動

(1) 活動体制

市民課は、相談窓口の開設等、広聴活動を実施する。

(2) 相談窓口の開設等

市は、県及び関係機関と緊密な連携を図り、市民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

また、必要に応じ、専用電話・ファックスの設置、相談職員の配置等、災害の状況に応じた相談窓口を設置する。

第28節 土砂災害等応急活動

本部室、農林課、道路河川課

第1 基本方針

災害により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。

第2 主な活動

被災状況、土砂災害等の規模を早急に調査し、崩壊、地すべり、土石流等現象ごとに今後考えられる状況、情報を提供し応急工事を進める。

第3 活動の内容

1 がけ崩れ、地すべり等応急対策

関係機関、地域住民等との連絡、職員からの報告等によりがけ崩れ等の発生状況、斜面防護施設の被災状況等について把握し、必要に応じ次の措置を実施する。

- (1) 状況の緊急度等に応じ、警戒避難に関する情報を市民に提供し、適時適切に避難指示等の処置を講じる。
- (2) がけ崩れ、地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行うとともに、必要と認められるときは、県、関係機関へ応急工事の実施を要請する。
- (3) 市民は警戒避難に関する情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従うものとする。
- (4) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。
- (5) 災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。

2 土石流対策

関係機関、地域住民等との連絡、職員からの報告等により被災状況、不安定土砂の状況等を把握し、必要に応じ次の措置を実施する。

- (1) 状況の緊急度等に応じ、県に対し土砂発生状況の調査、不安定土砂の除去等応急工事の実施を要請する。
- (2) 二次災害に備え、警戒避難に関する情報を市民に提供し、必要に応じて避難指示等の措置を講じ、地域住民等の安全を確保する。
- (3) 市民は警戒避難に関する情報に注意を払い、避難指示等が発令された場合これに迅速に従うものとする。
- (4) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。
- (5) 災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。

第29節 建築物災害応急活動

建築課、生涯学習課、歴史文化財センター、施設管理者

第1 基本方針

強風又は出水等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。

第2 主な活動

- 1 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し落下等の危険性があるものについては応急措置を講じる。
- 2 文化財は貴重な国民的財産であることを認識し、被害の拡大防止等の応急措置を講じるとともに見学者の生命・身体の安全を確保する。

第3 活動の内容

1 公共建築物

災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物であるため、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。

- (1) 庁舎、社会福祉施設、小・中学校等については、管理者等が利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。
- (2) 被害状況により応急危険度判定士の派遣要請を行う。

2 一般建築物

- (1) 市が実施する対策

ア 被害の状況を把握し、危険防止のため必要な措置を講じる。

イ 必要に応じ、住宅事業者の団体と連携して、応急対策により居住継続が可能な被災住宅の応急修繕を推進する。

- (2) 建築物の所有者等が実施する対策

ア 建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに建築物等の被害状況を把握し必要な措置を講じるものとする。

イ 安全性が確保されるまで、建築物及び危険箇所への立入りの規制等を行うとともに、屋根材及び看板等の飛散・落下のおそれのあるものについて必要な措置を講じるものとする。

3 文化財

文化財は貴重な国民的財産であるため、被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置を行うとともに、見学者の生命・身体の安全を確保する。

- (1) 市が実施する対策

ア 市文化財所管部局は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導するものとする。

イ 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告するものとする。

ウ 被災した建造物内の文化財について、所有者や県教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。

- (2) 所有者が実施する対策

ア 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行うものとする。

- イ 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行うものとする。
- ウ 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、市教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、市教育委員会の指導を受けて実施するものとする。
- エ 被災した建造物内の文化財について、県教育委員会や市文化財所管部局等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。

〔資料36〕 文化財 （資料編P. 362）

第30節 道路及び橋梁応急活動

農林課、道路河川課

第1 基本方針

風水害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな路上障害物の除去及び応急復旧工事を行う。また、道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。なお、被害が甚大な場合は、相互応援協定に基づき応援要請を行い処理する。

第2 主な活動

- 1 道路及び橋梁の被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧を行うとともに交通規制を行い、道路状況等の情報を提供する。
- 2 被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。

第3 活動の内容

1 活動体制

道路河川課は、市道の被害状況を把握し、必要な措置を実施する。
農林課は、農道、林道の被害状況を把握し、必要な措置を実施する。

2 道路及び橋梁の危険箇所の把握

(1) 危険箇所の把握

市の管理する道路の破損、決壊、橋梁流失その他交通に支障を及ぼす恐れのある箇所を把握し、災害時に迅速適切な措置がとれるように努める。

(2) 県への報告

市は行政区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行い、交通の確保に努める。

(3) 危険箇所の報告

道路の破損、決壊、橋梁流失等の被害を発見した場合は直ちに市に通報するように、市民に啓発活動を行う。

3 応急措置

(1) 迂回路の確保

市の管理する道路が被災した場合は、直ちに応急措置を行い、迂回路の有無を調査し、迂回路がある場合は、代替道路として利用し交通を確保する。

(2) 応急復旧工事の実施

交通機能確保のために路上障害物の除去及び被災道路・橋梁の応急復旧計画を策定し、建設業協会等の協力により速やかに応急復旧工事を行う。

(3) 応援要請等

市のみでは応急活動及び復旧活動が困難な場合、相互応援協定に基づく応援要請などにより、応急復旧及び交通の確保を行う。

第3 1 節 河川施設・ため池等応急活動

農林課、道路河川課、都市計画課

第1 基本方針

風水害による被害を軽減するため、水防活動を実施するとともに、二次災害を防止するため、県及び関係機関との連携・協力により、速やかに被害状況等の把握を行い応急復旧に対応する。

第2 主な活動

- 1 水防上必要な資機（器）材の調達、技術的な援助、危険箇所の応急復旧及び速やかな復旧計画の策定
- 2 大規模な風水害が発生した場合には、河川管理施設、公共下水道（雨水）施設、農業用排水施設等の臨時点検を行い施設の安全を確認し、異常が認められた場合は、適切な処置をとる。
- 3 ため池施設については、被害状況の的確な把握と被害の拡大防止のために関係機関と調整を図る。

第3 活動の内容

1 河川施設等応急対策

(1) 情報の収集

県及び関係機関と連携し、危険箇所等を重点パトロールするとともに、市民からの情報提供を促し、積極的な情報収集を行う。

(2) 避難誘導

市は、被害状況等を市民に伝達するとともに、必要に応じて危険地域の市民に避難指示等の応急活動を実施する。

(3) 被害拡大の防止措置

ア 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。

イ 河川管理施設、公共下水道（雨水）施設及び農業用排水施設については、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

(4) 復旧計画の策定

県及び関係機関との連携、協力のもと、風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て従前の河川等の機能を回復させる。

(5) 関係機関との連携

河川施設等の応急対策の実施にあたっては、河川管理者及び土地改良区等の関係団体との通報連絡体制等、協力体制をとり実施する。

(6) 市民の活動

市民は被害の拡大を防止するため、水防活動に協力するものとする。

2 ため池応急対策

風水害により、ため池が決壊した場合、もしくは決壊の恐れが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況等を把握するとともに、応急措置を実施する。

(1) 情報の収集、伝達

ア 区及び自治会や受益水利団体等と協力して監視を強化し、積極的な情報収集を行う。

イ 管理団体において、ため池に決壊の恐れが生じた場合、市民の避難が迅速に行えるよう速やかに市に通報する。

ウ 市が被害を把握した場合は、速やかに県及び関係機関へ報告する。

(2) 避難誘導

被害状況を市民に伝達するとともに、必要に応じて、危険地域の市民へ避難指示等を実施し、安全な場所へ避難させる。

(3) 被害拡大の防止措置

ア 水門管理者に対して、緊急放流等の適切な操作を指示する。

イ 被害を拡大させないよう早急に応急措置を実施する。

ウ ため池の決壊のおそれがある場合は緊急放流を行い、水位低下を図る。

(4) 管理団体の活動

管理団体においては市が実施する応急対策について協力するものとする。

〔資料8〕 ため池 （資料編P.29）

第3 2 節 二次災害の防止活動

本部室、農林課、道路河川課、建築課、都市計画課、消防本部

第1 基本方針

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また二次災害が発生する場合もある。関係機関等との密接な協力・連携のもと、災害発生後の適切な対応により被害を最小限に抑えるよう努める。

第2 主な活動

- 1 道路・橋梁等に係る二次災害防止のための活動を実施する。
- 2 危険物施設等に係る二次災害防止のための活動を実施する。それぞれの危険物に応じた活動を行う。
- 3 河川施設、公共下水道（雨水）施設及び農業用排水施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害防止のための活動を行う。
- 4 山腹、斜面等については、危険箇所の緊急点検等の活動を実施する。

第3 活動の内容

1 道路・橋梁等に係る二次災害防止対策

(1) 道路・橋梁等の対策

道路・橋梁等の構造物については、第30 節「道路及び橋梁応急活動」に基づき、県及び関係機関との連携・協力のもと、速やかに市内道路及び橋梁の被害状況について把握し、交通規制、応急復旧工事等必要な措置を実施する。

(2) 空家等の対策

災害時に適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

危険物施設等については、第20 節「危険物施設等応急活動」に基づき、県、関係機関及び施設管理者等との連携・協力のもと、緊急点検、危険物の保安措置、避難誘導等応急措置の徹底を図り、安全対策に万全を尽くす。

3 河川施設等の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害の防止

河川施設、公共下水道（雨水）施設及び農業用排水施設については、第31 節「河川施設・ため池等応急活動」に基づき、県、関係機関等との連携・協力のもと、速やかに被害状況等を把握し、避難誘導や応急復旧等必要な措置を実施する。

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

大雨等により、地盤に緩みが生じた場合、その後の余震等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり、溪流における土石流の発生等の危険性があり、これによる二次災害から市民を守るための措置をとる。

第3章 農林水産物災害応急活動

農林課

第1 基本方針

被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病害虫や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行う。

また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努める。

第2 主な活動

被害状況の早期・的確な調査を実施し、関係機関が連携を取りながら、被害の拡大防止と迅速な復旧に向けて、技術指導等必要な措置を行う。

また、被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を進める。

第3 活動の内容

1 農水産物災害応急対策

被害を受けた作物の技術指導は、県及び農業団体等の協力を得て実施するとともに、病害虫、家畜疾病の発生・まん延防止の徹底に努める。

(1) 被害情報の収集、報告

市は、長野農業農村支援センター、ながの農協等関係機関と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を長野地域振興局に報告する。

(2) 災害技術対策

市は農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を農協等関係機関と連携を取り、速やかに農業者に周知徹底する。

(3) 市民の実施する対策

ア 市民は市等が行う被害状況調査や応急復旧対策に協力するとともに、ながの農協等の指導に基づき農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止対策を実施するものとする。

イ 市民は被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を進めるものとする。

(4) 畜産対策

災害により家畜及び畜産施設が被害を受けた場合は、被害状況を長野地域振興局に報告するとともに、被害の拡大を防止するため、長野農業農村支援センター、長野家畜保健衛生所、ながの農協等関係機関と連携して、次の措置を実施する。

ア 家畜の避難

家畜の避難は、家畜飼育者等において実施する。市は、家畜を避難させる必要を認める場合には、家畜飼育者等に家畜を避難させるよう指示する。

イ 飼料の確保

災害により飼料の確保が困難となった場合には、市は、県、飼料販売業者等に対し、必要量の確保、供給について要請を行う。

ウ 家畜伝染病の発生予防、衛生管理

県の指示に従い、次の措置の実施に協力する。

(イ) 畜舎の消毒等の実施

(ロ) 緊急予防注射の実施

(ハ) 家畜伝染病発生時における隔離、通行遮断、殺処分及びへい獣の処理

エ 逸走、放浪家畜

災害により畜舎が損壊し、家畜が逃走した場合は、県、所有者その他関係機関と連携し必要な措置を講じる。

オ 死亡獣畜の処理

災害により死亡した獣畜は、所有者が処理することを原則とする。

所有者が不明、あるいは所有の意志を放棄した死亡獣畜で、自らの資力でこれを処理することができない場合、農林課は死亡獣畜の処理活動を実施する。

(7) 収集方法

市有車両及び民間委託業者の車両により収集する。

(4) 処分方法

死亡獣畜発見の連絡を受けたときは、直ちにその状況を調査し、必要に応じて家畜伝染病予防法に基づく、家畜防疫員の検案を受けるとともに、消毒その他の衛生処理を講じ、関係機関と協議の上、化製処理を実施する。

ただし、月齢が満 24 ヶ月以上の死亡牛については、牛海綿状脳症対策特別措置法に基づき、原則として、佐久家畜保健衛生所へ搬入する。

2 林産物災害応急対策

倒木や損傷した素材、製材品については、二次被害の拡大防止のため速やかに除去するとともに、森林病虫害の発生防除等の徹底に努める。また、被災した生産、流通、加工施設等の速やかな復旧を進める。

(1) 被害情報の収集、報告

市は、森林組合等の協力を得て、被災状況を調査し、その結果を県に速やかに報告するとともに応急復旧のため、技術指導など必要な措置をとる。

(2) 関係機関の実施する活動

ア 中部森林管理局及び県は、官行造林や県有林内の被災状況を調査し、必要な応急措置を講じるとともに二次災害のおそれがある場合は、下流域等の市と連携を図り、その防止に努めるものとする。

イ 市と連携をとって被災状況を調査し、その結果を速やかに市、県に報告するとともに応急復旧措置をとるものとする。

(3) 市民の実施する対策

市民は、自己所有に係わる山林の被災状況の把握に努めるとともに、市等が行う被災状況調査や応急復旧に協力するものとする。

3 関係団体との協力

県の関係機関及びながの農業協同組合、長野森林組合等の関係団体と協力、連携して、円滑な応急対策を実施する。

第34節 文教活動

教育総務課、こども未来課、保育課

第1 基本方針

小学校及び中学校は、多くの児童生徒を収容する施設であり、災害時には児童生徒等の安全及び教育を確保する必要があるため、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与等の措置を行う。

また、市は、保育園・幼稚園・児童館等に対して市立学校の対策に準じて適切な対策を行うよう指導する。また、学校が避難所になった場合は、開設・運営支援等について学校と連絡・調整を図る。

第2 主な活動

- 1 児童生徒に対する安全な避難誘導、保護者への引き渡しを行う。
- 2 被害状況の把握、授業継続のための措置、学校給食の確保等を図り、応急教育体制を速やかに整えるとともに、平常授業の早期再開に努める。
- 3 被災した児童生徒に対する教科書の給与、就学援助等の措置を実施する。
- 4 学校における避難所の開設・運営支援等について、学校との連絡・調整を行う。

第3 活動の内容

1 活動体制

教育総務課は、学校長等の協力を得て、児童生徒の避難誘導、応急教育の実施、学用品の給与等の文教活動を実施する。

こども未来課及び保育課は、学校における措置に準じて保育園、幼稚園、児童館等における応急対策を実施する。

2 児童生徒等に対する避難誘導

学校長は、災害発生に際して、あらかじめ定められた計画に基づき、児童生徒の人命の保護を第一とした避難誘導活動を実施する。

(1) 臨時休校等

ア 教育総務課の措置

教育総務課は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で必要と認める時は臨時休校、児童生徒の早退等の措置を学校長に指示する。

イ 学校長の措置

(ア) 臨時休校の指示を受けた場合

学校長は、臨時休校の指示を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により、児童生徒、保護者、学校関係者に周知する。

(イ) 早退等の指示を受けた場合

a 学校長は、早退又は授業時間外における下校の徹底等の指示を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により、児童、保護者、学校関係者に周知するとともに、児童生徒を保護者に直接引き渡すか、教職員が引率して各地まで集団下校する等の措置をとる。

b 災害の状況等により、児童生徒を安全に帰宅させることが困難な場合は、学校又は指定避難所において保護する。

(ウ) 学校長の判断による場合

学校長は、上記に定める措置の他、地域の災害の状況に応じて自己の判断で臨時休校、早退等の措置をとる。この場合、学校長は速やかに教育総務課に報告する。

(2) 避難誘導

ア 教育総務課の措置

教育総務課は、児童生徒が在籍しているときに災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、児童生徒に被災の危険が切迫していると認められるときは、学校長に対し児童生徒の避難を指示する。また、状況によっては学校長に対し、避難先の指示を行う。

イ 学校長の措置

(ア) 避難指示を受けた場合

学校長は、教職員の誘導によって、児童生徒を校庭等安全な場所に避難させる。

(イ) 避難先の指示を受けた場合

学校長は、地域住民等の協力を求め、教職員とともに避難誘導にあたり、児童生徒を安全に避難させる。

(ロ) 学校長の判断による場合

学校長は、上記に定める措置の他、地域の災害の状況に応じて自己の判断で児童生徒等を安全な場所に避難させる。この場合、速やかに教育総務課に報告する。

(ハ) 避難終了後の措置

学校長は避難終了後、災害の状況により、保護者に避難先を周知し、児童生徒等を保護者に引き渡す。

3 応急教育計画

(1) 被害状況の調査

教育総務課は、学校施設の被害状況を学校長に速やかに報告させ、必要に応じて安全点検を実施する。

(2) 施設の応急対策

ア 校 舎

(ア) 被害が軽微な場合

軽微な被害にとどまった校舎は、即時に応急修理を行い、教室に不足をきたす場合は、特別教室を転用する等の措置を講じて授業を行う。

(イ) 被害が甚大な場合

被害が甚大で応急修理が不可能の場合は、他の公共施設等を利用するなどして、教育施設の確保を図る。

イ 校 庭

校庭の被害については、使用に危険がない程度の応急修理を行い、校舎等の復旧工事の完了を待って整備する。

ウ 備品等

災害により流失、破損等で使用不能になった机、椅子等の補充については、授業に支障をきたさないように確保する。

(3) 応急教育の実施

教育総務課は、災害の規模、教育施設の被害の程度、通学路などの安全性を把握したうえで関係機関と協議し、応急教育の実施を学校長に指示する。

なお、応急教育の実施にあたり、児童生徒の安全を確保するために必要な施設の応急復旧工事を実施する。

また、学校施設内に指定避難所等が開設されている場合は、避難所等に配慮した応急教育を実施する。

ア 校舎の被害が軽微な場合

校舎の応急復旧措置を行い、授業を行う。

イ 校舎の被害が甚大な場合

児童生徒の安全を確保するために、必要な応急復旧措置を行うものとするが、状況によっては、残存の安全な教室を使用するか、又は屋内体育施設等の転用により、学級合併授業又

は二部授業を行う。

ウ 校舎の使用が全面的に不可能な場合

使用可能な公共施設、その他民間施設を借り上げて授業を行う。ただし、状況によっては、学級合併授業又は二部授業を行う。

(4) 応急仮設教室の建設

教育総務課は、学校施設の被害の状況により学区内にある建設可能地を選定し、速やかに応急仮設教室を建設する。

(5) 教職員の確保等

ア 教職員の確保

教育総務課は、災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じたときは、県教委と連絡をとりその確保に努める。

イ 教職員住宅の処置

教育総務課は、教職員住宅の被害状況を調査し、必要な応急処置を実施する。

(6) 児童生徒等の健康管理

ア 保健衛生

必要に応じ建物内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等保健衛生に関する措置をとる。

イ 健康診断等

授業再開時には、必要に応じ教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

4 学用品の給与

教育総務課は、被災した児童生徒等の学習を支援するために教科書の給与の措置を実施する。

(1) 対象者

災害によって住家に被害（全焼、全壊、流失、半焼、大規模半壊、半壊及び床上浸水）を受けた児童生徒で、学用品がなく、就学に支障が生じている者。

(2) 調達方法

教育総務課は、所管する学校における教科書の必要数量を把握し、調達及び配分を行う。市における調達が困難な時は、教育事務所を経由して県教委に調達の斡旋を依頼する。

(3) 費用の範囲

ア 教科書及び教材

イ 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等）

ウ 通学用品（運動靴、体育着、傘、カバン、長靴等）

(4) 整備書類

教育総務課は、次の書類帳簿等を整備し、保存する。

ア 救助実施記録日計表

イ 学用品の給与状況

ウ 学用品購入関係支払証拠書類

エ 備蓄物資払出証拠書類

5 学校給食の確保

教育総務課は、災害発生後の学校給食を確保するため、次の措置を実施する。

(1) 災害発生直後には、学校給食センターの被害状況を把握する。

- (2) 軽微な被害の時は、可能な限り業務を再開する。
- (3) 学校給食センターが学校給食用物資の補給に支障をきたしているときは、県教委と連絡を取り、必要な措置を講じる。
- (4) 給食業務ができないときは、あらかじめ備蓄してある非常食で対応するが、被害の状況によっては、各家庭において弁当及び水筒等を用意する。
- (5) 被害の状況に応じて保育園の調理室が炊き出し場所ともなるので、こども未来課及び保育課と連携を図りながら可能な限り確保する。

6 避難所の開設・運営支援

教育総務課は、災害の発生により学校が避難所となる場合について、次の措置を実施する。

- (1) 学校が避難所となる場合の組織、手順、役割等についてあらかじめ「学校防災計画」等に規定するよう指示する。
- (2) 学校に避難所の開設が必要となった場合は、その開設・運営支援について学校と連絡・調整を行い必要な指示及び報告を受ける。

7 保育園・幼稚園及び児童館等における措置

保育園・幼稚園及び児童館等における応急対策は、前項までの学校における措置に準ずるほか、次に定める。

(1) 臨時休園等

ア こども未来課、保育課及び教育総務課は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で必要と認める時は、臨時休園(館)、早退等の措置を講じ、あらかじめ定められた方法により保護者に周知し、児童生徒等を保護者に直接引き渡す。

(2) 避難誘導

ア こども未来課、保育課及び教育総務課は、園(館)長に対し、児童生徒等の避難の指示あるいは避難先の指示を行う。

イ 園(館)長は、避難指示等を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により、児童生徒等を安全に指定緊急避難場所へ避難させる。

ウ 園(館)長は、上記に定める措置の他、地域の災害状況に応じて自己の判断で児童生徒等を安全な場所に避難させる。この場合、速やかにこども未来課、保育課に報告する。

エ 園(館)長は避難終了後、被害の状況により保護者に避難先を周知し、児童生徒等を直接保護者に引き渡す。

(3) 被害状況調査及び復旧

ア こども未来課、保育課及び教育総務課は、施設の被害状況を把握した上で安全点検を行い、応急保育が実施できるよう被害を受けた施設の応急復旧工事を実施する。

イ 園(館)長は、施設の被害状況を速やかにこども未来課、保育課及び教育総務課に報告する。

(4) 応急保育

こども未来課、保育課及び教育総務課は、被害の規模、施設の被害の程度等の安全性を把握した上で、応急保育等を実施する。

第35節 ボランティアの受入れ体制

福祉課、社会福祉協議会

第1 基本方針

災害時においては、大量かつ広範な片付けや生活支援などのボランティアニーズが発生するため、被災地内外からボランティアを受入れ、公助による支援との調整を図り、円滑かつ効果的な支援に結び付けることが求められる。

そのため、ボランティアに期待する支援活動の量や期間について速やかに見通しを作成し、時間の経過とともに変化する被災者のボランティアニーズに合わせて、受入れ体制の確保やボランティアの活動拠点を整備し、ボランティア活動の支援を行うよう努める。

第2 主な活動

- 1 被災者のボランティアニーズの把握を行うとともに、ボランティアの受入れ体制の確保に努め、被災地での支援活動を行っているボランティア関係団体と、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置し、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有し、連携のとれた支援活動を展開する。
- 2 必要に応じ千曲市災害ボランティアセンター等のボランティアの活動拠点を設置し、ボランティアの受入や活動の調整、資器材の調達・提供等を行い、円滑かつ効果的なボランティア活動の実施を支援する。

第3 活動の内容

1 被災者のボランティアニーズの把握と受入れ体制の確保

災害時におけるボランティアの受入れにあたっては、被災地のニーズにあわせて行うことが必要である。被災地における被災者のボランティアニーズを積極的に把握し、ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターと連携して円滑な受入れ体制を整備する。

また、活動時の粉じん対策の周知など、ボランティアの安全確保に防災関係機関、ボランティア関係団体等が連携し、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(1) 市が実施する対策

ア 被災地における被災者のボランティアニーズの把握に努めるとともに、福祉救援現地本部の拠点を確保する。

イ 災害対策本部において、ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導して行うボランティアの受入れ、需給調整、相談指導等の活動に対し支援を行う。

ウ 千曲市社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているボランティア関係団体、災害中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者ニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付け、災害廃棄物の収集運搬などを行うよう努める。これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境の整備を図る。

エ ボランティアの需給状況等について、随時、県災害対策本部に報告するとともに、必要に応じて、県、社会福祉協議会に対して助言や情報共有の場への参加を求め、支援の質の向上に努めるものとする。

オ 都道府県等から事務の委任を受けた際は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

(2) ボランティア関係団体が実施する対策

社会福祉協議会、日本赤十字社（県支部）等ボランティア関係団体は救援本部等を設置し、市及び県の災害対策本部との連携のもとに、ボランティアの受入れを行うとともに、ボランティアの需給調整、相談指導等を行うものとする。

(3) 災害中間支援組織(特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク(JVOAD)、長野県災害時支援ネットワーク(N-NET)等)、広域的災害ボランティア支援団体等が実施する対策

ア 被災者のボランティアニーズ及び支援状況の情報を集約し、全体像の把握に努める。

イ 市の災害対策本部との連携のもとに、支援活動に必要な情報共有の場を整備し、支援者間の連絡調整を図る。

ウ 必要に応じて県や市等に対して被災者支援に関する支援策の提言などを行う。

(4) その他NPO・NGO等が実施する対策

被災者支援に際しては、情報を共有する場等を活用し、長野県社会福祉協議会、千曲市社会福祉協議会及び広域的災害ボランティア支援団体のネットワークとの連携に努める。

2 ボランティア活動拠点の提供支援

被災地におけるボランティア活動の円滑な実施を図るため、ボランティアの活動拠点を設置し、ボランティア関係団体等との緊密な連携のもとに、ボランティアの支援体制を確立する。

(1) 市が実施する対策

災害対策本部にボランティア担当を設置するとともに、千曲市災害ボランティアセンターにボランティアの活動拠点を設置し、確実に機能するために必要な措置を講じる。

また、必要に応じ、電話、ファックス、コピー機、パソコン、机等の事務機器等の提供を行うとともに活動上の安全確保・被災者ニーズ等の情報提供・物資提供なども行いボランティア活動の円滑かつ効果的な実施を支援する。

(2) 社会福祉協議会が実施する対策

ア 県社会福祉協議会

県社会福祉協議会は、災害ボランティア活動支援の県の拠点として県と協議の上、県災害ボランティアセンターを設置し、県内におけるボランティア活動の全体像を把握するとともに、運営支援者の派遣調整、活動に必要な資器材の調達等、市町村災害ボランティアセンター（以下「市町村センター」という。）及び広域災害ボランティアセンター（以下「広域センター」という。）の設置・運営を支援するものとする。

また、市町村センター、広域センター、県、ボランティア関係団体、災害中間支援組織と情報共有し、ボランティア受入れの広域的な調整やボランティア活動の情報発信を行うものとする。

なお、県社会福祉協議会及び被災市町村広域圏内の市町村社会福祉協議会は、市町村センターの活動を支援する前線基地として広域センターを設置し、ボランティアの登録・受入れ、資器材の調達等の必要な支援を行うものとする。

イ 市社会福祉協議会

市社会福祉協議会は、市と協議の上、千曲市災害ボランティアセンターを設置し、被災者のボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、具体的活動内容の指示、派遣先、人員等の調整、活動に必要な資器材の調達・提供等を行うものとする。

(3) 日本赤十字社長野県支部が実施する対策

日本赤十字社長野県支部は市災害対策本部内に赤十字防災ボランティアの活動拠点を設置するとともに、被災者のボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、コーディネート、派遣、必要な物資の調達等の支援を行うものとする。

第36節 義援物資、義援金の受入れ体制

会計課、福祉課、高齢福祉課

第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合には、市、県は、日本赤十字社県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、国民、企業等から寄託された義援金品を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入、保管等の公正かつ円滑な実施に努める。

第2 主な活動

- 1 被災者のニーズを把握し、「受入れを希望するもの・足りているもの」のリスト、送り先、募集期間等を公表し、支援を呼びかける。
なお、小口・混載の支援物資は管理及び配分の際に負担が大きいことから、「個人からの義援物資は受け入れない」などの方針を状況に応じて公表する。
- 2 義援金の募集及び配分にあたっては、市、県、日本赤十字社県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関による災害義援金募集（配分）委員会（以下「委員会」という。）を組織し、寄託された義援金を引き継ぎ、迅速かつ公正に被災者に配分する。義援物資についても、迅速かつ公正に被災者に配分する。
- 3 寄託された義援金品は、被災者に配分されるまでの間、適正に管理する。

第3 活動の内容

1 義援金品の募集

(1) 義援金の募集

市は、県、日本赤十字社県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と相互に連携を図りながら、募集方法、送り先、募集期間等を定め、報道機関等を通じ広報活動を実施する。

(2) 義援物資の募集

義援物資については、県、関係機関等の協力を得ながら、受入を希望するものと希望しないものを十分に把握するとともに被災地の需給状況を勘案し、募集する義援物資の種類や数量、送り先、募集期間等を定め、報道機関等を通じて広報活動を実施する。

募集に際しては管理及び配分の負担も考慮し、状況に応じて「個人からの義援物資は受け入れない」などの方針を決定し、広報する。

また、現地の需給状況を勘案し、募集する義援物資のリストの改定に努める。

2 義援金品の引継ぎ及び配分

(1) 義援金の引継ぎ及び配分

寄託された義援金は委員会に確実に引き継ぐ。委員会は、被災状況等を考慮のうえ、対象者、配分内容、配分方法等の基準を定め、市を通じて適正に配分する。

(2) 義援物資の引継ぎ及び配分

義援物資については、市に引継ぎ、市は、区長・自治会長、ボランティア等の協力を得て、被災者のニーズを踏まえ、義援物資を迅速かつ適正に配分する。

なお、配分にあたっては、高齢者、障がい者等要配慮者に十分配慮する

3 義援金品の管理

市は、義援金を委員会に寄託するまでの間及び委員会から寄託され被災者に配分するまでの間の一時保管場所を確保し、紛失等のないよう適正に管理する。

また、寄託された義援物資についても、被災者に配分するまでの間の一時保管場所を確保し、損傷、紛失等のないよう適正に管理する。

第 3 7 節 災害救助法の適用

本部室

第 1 基本方針

市単位の被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合（被害のおそれがある場合を含む。）に、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。

災害救助法による救助は、県が実施する。ただし市長は、知事から委任された救助事務については、知事の補助機関として実施する。

第 2 主な活動

- 1 災害救助法適用判断のために迅速かつ正確な被害情報の把握を行う。
- 2 被害状況により法適用が必要と判断された場合、必要な手続きを行う。
- 3 市、県はそれぞれの役割分担により、迅速な救助を実施する。

第 3 活動の内容

1 被害状況の把握

災害救助法を適用すべきか否かを的確に判断し、災害の事態に応じた救助を行うために、迅速かつ正確な被害情報の収集把握を行う。

- (1) 市長は、以下のア～エの災害が発生したときは、被害情報を迅速かつ正確に収集把握し、直ちに、長野地域振興局長（総務管理課）に報告する。

ア 災害救助法による救助が必要と思われる災害

イ 他の市町村に災害救助法が適用されている場合で、同一原因による災害

ウ 住家に及ぼす被害が、5 世帯以上滅失した災害

エ ア～ウ以外の災害で、緊急の救助を要すると思われる被害が発生した災害

- (2) 市長は、迅速な情報収集把握のための体制を整備する。

- (3) 市長は、被害の認定を所定の基準により行う。

2 適用の手続き

災害に際し、市における災害が、災害救助法の適用基準に該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

3 災害救助法の適用基準

(1) 災害救助法の適用基準

人口が 5 万人以上 10 万人未満の本市の場合、災害救助法の適用は、災害による市域の被害が次のいずれかに該当する場合において、知事が指定する。

ア 家屋の全壊、全焼、流失等によって住家を滅失した世帯（以下「滅失世帯」という）の数が、80 世帯以上に達した場合に適用される。

イ 被害が相当広範な地域にわたり、かつ県内の滅失世帯の数が 2,000 世帯以上に達する場合において、市の滅失世帯の数が 40 世帯以上に達する場合に適用される。

ウ 被害が全県域にわたり、かつ県内の被害世帯の数が 9,000 世帯以上に達する場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等の場合において、市の被害の状況が救助を要する状態にある場合に適用される。

エ 市の被害が次のいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。

- (ア) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (イ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたとき。
- (ウ) 時間的に同時又は相接近して2以上の災害が発生し、それぞれの滅失世帯数がアに規定する滅失世帯数に達しないが合算すればこれに達するとき。
- (エ) 当該災害前に前各号に該当する被害を受け、その救助がまだ完了しないとき。
- (オ) その被害状況がア～ウまでに準ずる場合で救助の必要があるとき。

(2) 滅失(り災)世帯の算定基準

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊(全焼・流失)」した世帯を基準とする。そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定に基づき、みなし換算を行う。

【滅失世帯の算定基準】

滅失住家1世帯	=	全壊(全焼・流失)住家1世帯
滅失住家1世帯	=	半壊(半焼)住家2世帯
滅失住家1世帯	=	床上浸水、土砂の堆積によって一時的に居住できない状態になった住家3世帯

(注) 床下浸水、一部損壊は換算しない。

4 救助の実施

市は、県、関係機関と協力の上、速やかに救助を実施する。

(1) 救助の役割分担

市長は、知事から救助について委任された場合は、職権に基づき救助を行う。委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告しなければならない。

(2) 救助の実施基準

救助の実施は、所定の要領により行う。

[資料52] 災害救助法による救助の程度、方法及び期間 (資料編P.393)

[様式2] 災害救助様式 (資料編 様式P.28)

第38節 飼養動物（ペット）の保護対策

環境課

第1 基本方針

災害時においては、人命救助が最優先であるが、被災した動物（ペット）についても保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。

第2 主な活動

被災地域における負傷又は放浪動物の保護活動及び避難所におけるペットの適正な飼育を行う。

第3 活動の内容

1 基本方針

大規模災害に伴い、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。また、飼い主がペットと同行避難することを想定し適正な飼育環境を確保する。

2 実施計画

- (1) 関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護等、適切な処置をとる。
- (2) 逸走した動物の、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置をとる。
- (3) ペットとの同行避難について適切な飼育環境を確保できるように体制整備資機材（捕獲器具・係留用ロープ・収容檻等）の備蓄に努める。
- (4) 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び、動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。
- (5) 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行うものとする。

第39節 観光地及び観光客の災害応急対策

観光課

第1 基本方針

観光地へ通ずる道路が、豪雨、豪雪、地震等災害により寸断され、観光地が孤立状態になった場合の救出活動や観光客の安全の確保について、市及び関係機関が連携し、対応していく。

第2 主な取組み

- 1 観光地で災害が発生した際には市及び関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、観光客の安全を確保する。
- 2 外国人旅行者のために、避難場所や災害の情報を提供する。

第3 活動の内容

1 観光地での観光客への情報伝達及び救助活動

- (1) 携帯電話によるメールなどを活用して災害情報、避難情報等の提供を行う。
- (2) 観光地での災害時には、消防本部消防計画における救助・救急計画に基づき、警察署、医療機関等と連携して、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握するものとする。
- (3) 消防機関は観光客の救助活動に当たり、警察署と活動区域及び人員配置の調整について密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行うものとする。
- (4) 自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関、救護班に協力するものとする。
特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上からも重要となるので、積極的に行うものとする。

2 外国人旅行者の安全確保

- (1) 事前登録されている通訳ボランティアを避難所へ派遣し、外国人旅行者に対する情報提供や要望の把握を行う。
- (2) 観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導を行なうものとする。
- (3) 駅、ホテル等多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所等の標識の簡明化、多言語化等により外国人旅行者に配慮した情報提供、避難誘導を行うものとする。

第3章 災害復旧計画

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

総合政策課

第1 基本方針

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、市が主体的に取り組むとともに、適切な役割分担の下、被災者の生活の再建および経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るための基本方針を決定し、その推進に当たり必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

第2 主な活動

- 1 原状復旧か又は計画的復興かの基本方針を早急に決定する。
- 2 復旧・復興に当たり必要に応じ他の自治体への支援を求める。

第3 活動の内容

1 復旧・復興の基本方針の決定

市は迅速な原状復旧又は計画的な復興を目指す基本方向を早急に決定し、実施に移す。

(1) 基本方針の策定

市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向を勘案しつつ、県等と連携し、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定め、早期に市民に周知する。

(2) 情報公開・市民参加

被災地の復旧・復興は、市民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行うこととし、計画の策定に際しては情報公開及び市民参加を積極的に図る。また、男女共同参画等の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性・障がい者・高齢者等の参加促進に努める。

また、市民は県・市の復旧・復興の基本方針の決定に際し、協力を行うものとする。

2 実施体制の確立

市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の市町村等に対し職員の派遣、その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対して、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

第2節 迅速な原状復旧の進め方

環境課、福祉課、高齢福祉課、健康推進課、こども未来課
農林課、道路河川課、建築課、都市計画課、上下水道課、教育総務課

第1 基本方針

被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興を目指すためには、まず公共施設等の迅速な原状復旧や、災害によって生じた災害廃棄物の円滑で適切な処理を実施する。

第2 主な活動

- 1 被災施設の迅速かつ円滑な復旧事業を実施し、再度災害防止の観点から可能な限り改良復旧を行う。
- 2 円滑かつ適切に災害廃棄物の処理を行う。

第3 活動の内容

1 被災施設の復旧等

社会経済活動の早期回復のため、被災施設の迅速かつ円滑な復旧活動を行う。そのため、職員の配備、災害の規模に応じた職員の応援、派遣等の活動体制について必要な措置をとる。

(1) 計画的かつ効率的復旧事業の推進

市は、被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともにあらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

(2) 改良復旧の推進

市は、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害を防止する観点から可能な限り、改良復旧を行う。

(3) 土砂災害防止対策の推進

市は、大雨に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り、土砂災害防止対策を行う。

(4) 復旧予定時期の明示

ライフライン、交通、輸送等の事業者は、復旧に当たり可能な限りにおいて地区ごとの復旧予定時期を明示して行う。

(5) 総合的な復旧事業の推進

他の機関との関連を検討し、相互に事業を実施することが適当と認められるものについては総合的な復旧事業の推進を図る。

(6) 事業期間の短縮化

被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等具体的に検討のうえ事業期間の短縮に努める。

(7) 補助事業の活用

災害復旧事業に要する費用について、国、県の補助がある事業について被災施設の復旧活動を行う者は、災害の報告を速やかに行うものとする。

復旧事業に要する費用について、補助を受ける機関は、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるための査定計画をたて、速やかに査定実施に移すよう努める。

なお、緊急に査定を行う必要がある事業については、ただちに緊急査定が実施されるよう措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努める。

(8) 復旧・復興事業からの暴力団排除

暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

2 災害廃棄物処理

(1) 排出量の推定

被災地域の範囲等から、排出量を推定する。

(2) 災害廃棄物処理の実施

災害から速やかに復旧して生活を再建するうえでも、災害によって生じた災害廃棄物の適正かつ迅速な処理が求められる。市は発生した災害廃棄物の種類、性状（可燃物、不燃物、腐敗性廃棄物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬処分を行い、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を行うものとする。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

また、災害廃棄物の処理に当たっては、下記事項について留意する。

ア 災害廃棄物の仮置場への搬入等は、原則として市民が実施する。

イ 損壊家屋等の解体等は、私有財産の処分であり、原則として所有者の責任によって実施する。なお、公共施設の解体等は、施設管理者が実施する。

ウ 適切な分別の実施により、可能な限り再生利用と減量化に努める。

エ 復旧・復興計画を考慮に入れ計画的に行うよう努める。

オ 環境汚染の防止、アスベスト対策等、市民、作業者の健康管理のため適切な措置を講じる。

(3) 応援要請

収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は近隣市町村から応援を求める。

3 復旧事業の種類

被災施設の復旧については、関係法令及びそれぞれの定める計画により、概ね次の事業について計画する。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法）

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律）

(3) 都市災害復旧事業計画（都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針）

(4) 水道施設災害復旧事業計画（水道法及び上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱）

(5) 災害等廃棄物処理事業計画及び廃棄物処理施設災害復旧事業計画（廃棄物及び清掃に関する法律）

- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画（生活保護法、児童福祉法、障害者自立支援法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、売春防止法）
- (7) 公立学校施設災害復旧事業計画（公立学校施設災害復旧費国庫負担法）
- (8) 公営住宅災害復旧事業計画（公営住宅法）
- (9) その他災害復旧事業計画

第3節 計画的な復興

総合政策課、都市計画課

第1 基本方針

災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すにあたっては、復興計画を作成し、市民の理解を求めながら、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

第2 主な活動

- 1 複数の機関が関係し、高度、複雑、及び大規模化する復興事業を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、体制を整備する。
- 2 再度災害防止と、より快適な都市環境を目指した、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。
- 3 著しく異常かつ激甚な災害が発生し、国の緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）が発生した場合の各機関の連携による復興の促進を図る。

第3 活動の内容

1 復興計画の作成

被災地域の再建にあたり、さらに災害に強いまちづくりを目指し、都市構造及び産業基盤の改変を要するような、多機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業を、可及的速やかに実施するために復興計画を作成する。

当該計画の迅速・的確な作成と遂行のため、県及び関係機関との連携、調整を行う体制の整備を図る。

2 防災まちづくり

被災地域の再建にあたっては、必要に応じ、再度災害防止と、より快適な都市環境を目指し、「まちづくりは現在の市民のみならず将来の市民のためのもの」という理念のもとに、計画作成段階でまちのあるべき姿を明確にして、将来に悔いのない、市民の安全・教育・医療福祉・生活・環境保全等にも配慮した防災まちづくりを市民の理解を求めながら実施する。

(1) 総合的な都市・市街地整備事業の活用

市は復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、土地区画整理事業及び市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成及び都市機能の更新を図る。

その際、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、市民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに市民のコンセンサスを得るように努める。

また、地震や津波で被災した後の復興まちづくりのため平時から備えておくべき内容を取りまとめた「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」を活用し、防災・減災対策を並行して、事前に被災後の復興まちづくりを考えながら準備しておく復興事前準備の取組を進めるよう努めることとする。

(2) 都市防災機能の強化

防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等为目标とするとともに、次の事項に留意する。

ア オープンスペースの充実化

都市公園、河川等のオープンスペースの確保等について、単に指定緊急避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用等、防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観形成に資することを、市民に対して十分に説明し、理解と協力を得るよう努める。

イ 共同溝化の推進

ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等に当たっては、各種ライフラインの特性等を勘案し、耐水性等にも配慮しながら各事業者と調整を図り実施する。

(3) 復興計画実施上の留意点

ア 復旧事業の迅速化

復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施する。

イ 市民参加の推進

市民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行い、市民が主役となるまちづくりを行う。また、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。

ウ 地域コミュニティの再構築

地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復・拠点形成等による再構築に十分に配慮する。

(4) 情報の提供

情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被災状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努めるものとする。

3 特定大規模災害からの復興

(1) 基本方針

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める必要がある。

(2) 実施計画

ア 復興計画の策定

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本計画等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

イ 職員派遣の要請

市は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、県に職員の派遣を要請するものとする。

第4節 資金計画

財政課

第1 基本方針

災害復旧についての資金の需要を迅速に把握し、適切にして効果的な資金の融通調達を行うための必要な措置を講じる。

第2 主な活動

市は、地方債の利用、地方交付税の繰上交付の要請等の必要な措置を行う。

第3 活動の内容

1 市の資金計画

市が災害復旧事業を行う場合においては、国、県の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として、次の制度を活用し資金の調達に努める。

(1) 地方債

歳入欠かん債、災害対策債、災害復旧事業債

(2) 地方交付税

普通交付税の繰上交付、特別交付税

(3) 一時借入金

災害応急融資

2 市の資金計画に対する関東財務局長野財務事務所の措置

関東財務局長野財務事務所は、市の緊急な資金需要に応ずるため、関係自治体と緊密に連絡して必要資金量を調査し、応急資金の貸付を行う。

第5節 被災者等の生活再建等の支援

危機管理防災課、税務課、債権管理課、市民課、福祉課、
産業振興課、建築課、上下水道課、消防本部

第1 基本方針

災害を受けた地域住民のため、住宅対策、被災者生活再建支援法による支援等各般にわたる救済措置をとることにより生活の確保を図る。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる必要がある。

さらに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第2 主な活動

- 1 被災住宅の復興を行う者への支援及び災害公営住宅の建設等を行うとともに、公営住宅等への優先入居を行う。
- 2 被害の状況が被災者生活再建支援法又は信州被災者生活再建支援制度の適用基準に該当するときは、支援金の申請手続き等に協力する。
- 3 被災低所得者支援のため、社会福祉協議会による災害援護資金の貸付等を周知する。
- 4 被災地における雇用維持等のため、県及び公共職業安定所が行う被災者への職業紹介、労働災害対象者への労災保険給付等に協力する。
- 5 被災した低所得者への必要な生活保護措置をとる。
- 6 被災者への災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付を行う。
- 7 被災者の納付すべき租税等の徴収猶予及び減免措置をとる。
- 8 被災者に対する罹災証明書の早期交付体制を確立する。
- 9 被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口の設置及び広報を行う。相談業務の実施にあたり、必要に応じて他の関係機関に協力を依頼するものとする。また、必要に応じて県に相談業務に係る支援要請を行うものとする。
- 10 総合的かつ円滑な被災者支援のため、被災者情報を一元的に集約・整理した被災者台帳の積極的な作成および活用を図る。

第3 活動の内容

1 住宅対策

被災した住宅の復興を容易にするため、住宅の建設等に対し、支援を行う。

また、被災者の住宅を確保するため、災害公営住宅の建設等を行うとともに公営住宅等への優先入居の措置をとる。

(1) 災害復興住宅建設等補助金

住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の説明会等を行い、申込みに必要な、罹災証明書の発行を行う。

(2) 災害公営住宅

被災地全域で500戸以上、もしくは、市の区域内で200戸以上か1割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ災害公営住宅の建設を行う。

(3) 既存市営住宅の再建

既存市営住宅が災害により、滅失又は著しく損傷した場合には、必要に応じ再建する。

(4) 市営住宅等への優先入居

災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、市営住宅への優先入居の措置をとる。

(5) 市外避難者への対応

市外に避難した被災者に対しても、避難先の市町村と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

2 被災者生活再建支援法及び信州被災者生活再建支援制度による支援

被災者生活再建支援法が適用される場合は、居住する住宅が全壊・全焼・全流出した世帯、又はこれに準ずる程度の被害を受けた世帯に対し、支援金の支給を行う。被災者生活再建支援法の適用の対象とならない世帯に対しては、信州被災者生活再建支援制度による支援金の支給を行う。

また、市は、被災世帯の個人情報の保護に配慮するとともに、被災世帯がその困難な状況の中で円滑に支援金の申請が行えるよう、また支援金が迅速かつ円滑に支給できるよう、十分に配慮する。

(1) 被災者生活再建支援法の適用基準

ア 対象となる災害

対象となる災害は、次のいずれかに該当し、県の指定があったものとする。

- (ア) 80以上の世帯の住宅が滅失した自然災害（災害救助法第1条第1項第1号該当）又は県内において2,000以上の世帯の住宅が滅失した場合であって、市内において40以上の世帯の住宅が滅失した自然災害（災害救助法第1条第1項第2号該当）。この場合において、住宅が半壊又は半焼するなど著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住宅が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住宅が滅失した1の世帯とみなす。
- (イ) 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- (ロ) 県内において100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- (ハ) 県内の市町村で災害救助法施行令第1条第1項第1号若しくは第2号又は(イ)に規定する自然災害が発生した場合であって、市内で5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した当該自然災害。
- (ニ) (ウ)又は(エ)に規定する被害を受けた都道府県が2以上ある場合であって、その自然災害により5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害。

イ 対象となる世帯

対象となる世帯は、次のとおりである。

- (ア) 住宅が全壊した世帯（全壊世帯）
- (イ) 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯（解体世帯）
- (ロ) 災害による危険な状態が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯（長期避難世帯）
- (ハ) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）
- (ニ) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（中規模半壊世帯）

ウ 支援金の支給額

基礎支援金及び加算支援金の合計額が支給される。世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額となる。

(7) 支援金の支給額

(単位：万円)

被害区分	基礎支援金	加算支援金		計
	支給額	再建区分	支給額	
全壊 解体 長期避難	1 0 0	建設・購入	2 0 0	3 0 0
		補修	1 0 0	2 0 0
		賃借 (公営住宅以外)	5 0	1 5 0
大規模半壊	5 0	建設・購入	2 0 0	2 5 0
		補修	1 0 0	1 5 0
		賃借 (公営住宅以外)	5 0	1 0 0
中規模半壊	—	建設・購入	1 0 0	1 0 0
		補修	5 0	5 0
		賃借 (公営住宅以外)	2 5	2 5

(イ) 支援金の申請期間

区分	基礎支援金	加算支援金
申請期間	災害のあった日から13ヶ月の間	災害のあった日から37ヶ月の間

(2) 信州被災者生活再建支援制度の適用基準

ア 対象となる災害

対象となる災害は自然災害となる。

イ 対象となる世帯

対象となる世帯は自然災害により次のとおり半壊以上の被害を受けた世帯で、被災者生活再建支援法による支給対象外の世帯となる。

(ア) 住宅が全壊した世帯（全壊世帯）

(イ) 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯（解体世帯）

(ロ) 災害による危険な状態が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯（長期避難世帯）

(ハ) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

(ニ) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（中規模半壊世帯）

(ホ) 住宅が半壊した世帯（半壊世帯）

ウ 支援金の支給額

基礎支援金及び加算支援金の合計額が支給される。世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額となる。

(ア) 支援金の支給額

(単位：万円)

被害区分	基礎支援金	加算支援金		計
	支給額	再建区分	支給額	
全壊 解体 長期避難	100	建設・購入	200	300
		補修	100	200
		賃借 (公営住宅以外)	50	150
大規模半壊	50	建設・購入	200	250
		補修	100	150
		賃借 (公営住宅以外)	50	100
中規模半壊	25	建設・購入	100	125
		補修	50	75
		賃借 (公営住宅以外)	25	50
半壊	25	建設・購入	25	50
		補修	25	50
		賃借 (公営住宅以外)	12.5	37.5

(イ) 支援金の申請期間

区分	基礎支援金	加算支援金
申請期間	災害のあった日から13ヶ月の間	災害のあった日から37ヶ月の間

(3) 申請手続き等

ア 必要書類の発行

市及び消防本部は、被災世帯が支援金の申請を行うために必要な次の添付書類を当該被災世帯の請求に基づき発行する。

- (ア) 住民票等世帯が居住する住宅の所在地、世帯の構成が確認できる書類証明書
- (イ) 住宅が全壊又は大規模半壊の被害を受けたことが確認できる罹災証明書
- (ウ) 長期避難世帯に該当する旨の証明書（認定された世帯のみ）
- (エ) 解体証明書（住宅に半壊の被害又は住宅の敷地に被害を受け、住宅をやむを得ず解体し、又は解体された世帯のみ）

イ 制度の周知

支援金の支給申請に際し、制度の趣旨及び内容を申請者に十分説明するとともに、申請書の記載方法、申請の時期等、その手続に遺漏の無いよう努める。

ウ 申請書類の確認

被災世帯からの申請書類等について、世帯主などからその事実関係、申請書記載事項及び添付書類を十分確認し、速やかに県に送付する。

エ 支援金の支給等

被災者生活再建支援法人基金から委託された場合や信州被災者生活再建支援制度の支援金の支給のため、次の事務を実施する。

- (ア) 支援金の支給（被災者の口座への振り込みによる場合を除く。）
- (イ) 支援金の返還に係る請求書の交付
- (ウ) 加算金の納付に係る請求書の交付
- (エ) 延滞金の納付に係る請求書の交付
- (オ) 返還される支援金、加算金、延滞金の受領及び基金被災者生活再建支援法人への送金
- (カ) (ア)～(オ)に付帯する事務

3 生活福祉資金の活用

市は、被災した低所得者の生活再建を支援するため、県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度、県が行う母子、寡婦福祉資金貸付制度の周知・活用促進を図るとともに、必要に応じて貸付金の償還に係る利子補給等、被災者の負担軽減措置をとる。

4 被災者の労働対策

被災地における雇用維持及び労働問題の円滑な解決を図るため、県及び公共職業安定所が実施する職業あっせん活動等へ協力する。

5 生活保護

被災者の生活保障の一環として、次の措置をとる。

- (1) 生活保護法に基づき、被災した低所得者の困窮の程度に応じ、最低限度の生活を保障して、生活の確保を図る。
- (2) 被保護世帯が災害のため家屋の補修等を必要とする場合で、災害救助法の適用がない場合においては、生活保護法により家屋補修費の支給を行う。

6 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

市は、「千曲市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付を実施する。

(1) 災害弔慰金の支給

市は、市民が災害により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

災害弔慰金の支給基準

区 分	弔慰金の額
死亡者が死亡時に、災害弔慰金受給者の生計を主として維持していた場合	500 万円
上記以外の場合	250 万円

(2) 災害障害見舞金の支給

市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に次に掲げる程度の障害があるときは、その障がい者に対し、災害障害見舞金の支給を行う。

ア 対象となる障害

- (ア) 両眼が失明したもの
- (イ) 咀嚼及び言語の機能を廃したもの
- (ロ) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- (ハ) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- (ニ) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- (ホ) 両上肢の用を全廃したもの
- (ヘ) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
- (コ) 両下肢の用を全廃したもの
- (セ) 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が(ア)～(コ)と同程度以上と認められるもの

イ 支給基準

災害障害見舞金の支給基準

区 分	弔慰金の額
障がい者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合	250 万円
上記以外の場合	125 万円

(3) 災害援護資金の貸付

市は、長野県内で災害救助法による救助が行われた災害により、一定の被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行う。

7 租税等の徴収猶予、及び減免

災害による被災者の生活の安定を図るため、市は、法又は条例に基づき、被災者の租税等の期限の延長、徴収猶予、減免等を行う。

(1) 期限の延長

市は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又は千曲市税条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して期限を延長する。

(2) 減免

市は、条例等に定めるところにより、租税等の減免について、必要な措置を実施する。

8 罹災証明書の交付

市及び消防本部は、被災者に対する支援措置を早期に実施するため、発災後早期に、罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に証明書を交付する。

また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

〔資料53〕 千曲市罹災証明書等交付要綱 （資料編P. 388）

〔様式3〕 罹災届出書兼罹災証明申請書兼罹災証明書様式 （資料編 様式P. 47）

〔様式4〕 罹災届出書兼罹災届出証明申請書兼罹災届出証明書様式 （資料編 様式P. 49）

9 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築

被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口を設置し、広く市民に広報する。

- (1) 市長は必要に応じ市が行う支援対策についての被災者の相談窓口を設置する。
- (2) 市民に対し、屋外告知放送、千曲市メール配信サービス、掲示板、有線放送、ホームページ、SNS、広報誌等を活用し、広報を行う。
- (3) 報道機関に対し、発表を行う。

10 被災者台帳の作成

住家等の被害状況や各種支援の実施状況などの、個々の被災者情報を一元的に集約・整理した被災者台帳を作成し、総合的かつ円滑な被災者支援を図る取組みについて整備する。

市は、被災者台帳の作成に関わる対応や実施体制等、以下の項目について検討する。

- (1) 被災者台帳作成の実施体制
- (2) 台帳に整理する項目
- (3) 被災者情報の収集・把握の手段
- (4) 台帳の作成の方法（デジタル技術等）、手順等

第6節 被災中小企業等の復興

農林課、産業振興課

第1 基本方針

被災中小企業等の事業の早期復旧を図るため、これに必要な資金の円滑な融通等による復旧対策を推進するなどの必要な措置を講ずるとともに、事業再開に対する相談体制を整備し、総合的な支援を行う。

第2 主な活動

- 1 事業の早期復旧を図るため、必要な資金の円滑な融通等を実施する。
- 2 事業再開に対する相談体制を整備する。

第3 活動の内容

1 被災農林漁業者に対する支援

県により実施される次の支援策等について、周知・紹介を行い、被災農林漁業者等の経営安定又は事業の早期復旧を図る。

(1) 天災資金

「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づき政令で指定する災害によって、損失を受けた被害農林漁業者等に対し、金融機関が次の資金を融資する体制を整える。

- ア 被災農林漁業者の経営安定に必要な資金
- イ 被災農林漁業組合等の事業運営資金

(2) 日本政策金融公庫資金

「株式会社日本政策金融公庫法」に基づき、日本政策金融公庫が被災農林漁業者等に対し、次の資金を融資することを情報提供する。

- ア 農地又は牧野等の災害復旧に必要な資金
- イ 被害農林漁業者の経営再建等に必要な資金
- ウ 復旧造林、林業種苗養成施設又は林道の復旧に必要な資金
- エ 被災農林漁業者の農林漁業施設復旧に必要な資金
- オ 共同利用施設の災害復旧に必要な資金

(3) 農業災害資金

「長野県農業災害資金融資利子補給等補助金交付要綱」に基づき、知事が指定する災害によって損失を受けた被災業者に対し、金融機関が農業経営に必要な資金を融資する体制を整える。

(4) 農業災害補償

「農業災害補償法」に基づき、農業共済組合が農業共済事業を円滑に実施し、農業者の不慮の事故、災害等によって受ける農作物等の損失を補償することにより、農業経営の安定が図られるよう、補償業務の迅速適正化及び共済金の早期支払体制の確立について指導を行う。

2 被災中小企業者に対する支援

被災中小企業の早期復旧を図るため、被害状況、再建のための資金需要等の把握に努め、これに必要な資金の融通の円滑化等災害復旧対策を推進するため迅速かつ的確な措置を講じる。

また、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

(1) 政府系中小企業金融機関

- ア 日本政策金融公庫資金
- イ 商工組合中央金庫資金
- ウ 日本政策投資銀行資金

(2) 県が実施する中小企業融資制度

- ア 中小企業融資制度資金（融資）

(3) 市が実施する措置

市は、利活用できる金融の特別措置について、被災した中小企業者に対し周知徹底を図る。

第7節 被災した観光地の復興

観光課

第1 基本方針

被災した観光地の早期復興、風評被害の防止を図るため、国、県、関係機関等と連携して、観光地の誘客体制を整備し、被災した観光地に対して総合的な支援を行う。

第2 主な活動

- 1 観光地の早期復興を図るため、国、県、関係機関等と連携して、観光誘客プロモーション活動の施策を企画・実施する。
- 2 風評被害防止を図るため、国内外に向けて被災した観光地の正確な復旧状況を発信する。

第3 活動の内容

1 被災した観光地に対する支援

(1) 市が実施する対策

- ア 国、県、関係機関等と連携して、被災した観光事業者等の現状を正確に把握し、ウェブサイト等を活用して、観光地の復旧状況を広く周知するなど、風評被害防止対策を推進する。
- イ 国、県、関係機関等と連携して、被災した観光地の復旧状況などを正確に把握すると同時に、観光地の復旧状況に応じて、観光客誘客に向けたプロモーション活動を積極的に行う。

(2) 観光事業者が実施する対策

観光事業者は、県、市、関係団体と連携して、営業状況及び復旧状況などを国内外に向けて情報発信していく。

震 災 対 策 編

第1章 災害予防計画

第1節 地震に強いまちづくり

危機管理防災課、総務課、農林課、道路河川課、建築課、都市計画課、
上下水道課、生涯学習課、歴史文化財センター、施設管理者

第1 基本方針

市内における構造物・施設等について、耐震性の確保を図るとともに、県が作成する地震防災緊急事業五箇年計画、千曲市耐震改修促進計画等に基づく事業の推進を図り、地域の特性に配慮しつつ、地震に強いまちづくりを行う。

また、地震防災施設の整備にあたっては、大規模地震も考慮し、効率的かつ重点的な予防対策の推進を図るとともに、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効率的な対策の実施に配慮する。その際には、女性、高齢者、障がい者等の要配慮者の参画の促進に努める。

第2 主な取組み

- 1 施設等の耐震性を確保し、地域保全機能の増進等を図り地震に強いまちを形成する。
- 2 地震に強い都市構造の形成、建築物の安全化、ライフライン施設等の機能の確保を図るなど地震に強いまちづくりを推進する。

第3 計画の内容

1 地震に強い地域基盤づくり

(1) 総合的計画策定上の配慮

市は、総合的・広域的な計画の作成に際し、地震災害から市土及び市民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。

(2) 基幹的都市施設整備上の配慮

市は、関係機関と協力し、基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計やネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。

(3) 構造物及び施設の安全性の確保

市は、住宅・学校や公民館等の構造物及び施設の安全性の確保等に努める。

(4) 土地保全機能の維持増進

市は、地すべり、崖崩れ防止等による土砂災害対策の推進及び森林などの保全機能の維持増進を図るとともに、構造物、施設等の耐震性に十分配慮する。

(5) 効果的・効率的な地震対策の推進

東海地震、南海トラフ地震及び地震防災戦略が対象とする大規模地震以外の地震について、国が策定した地震防災戦略を踏まえ、被害想定に基づく減災目標及び地震防災対策の実施目標を策定し、関係機関・市民等と一体となった、効果的・効率的な地震対策を推進する。

(6) 老朽化対策の推進

老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

(7) 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不

明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

2 地震に強い都市構造の形成

- (1) 市は、幹線道路、都市公園、河川等骨格的な都市基盤整備及び土地区画整理事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化等により、地震に強い都市構造の形成を図る。
- (2) 市は、不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導體制の整備を強化する。

3 建築物等の安全化

- (1) 市及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉、医療施設等について、耐震性の確保に特に配慮する。
- (2) 市は、住宅をはじめとする建築物の耐震性確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。
- (3) 市は、既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。
- (4) 市及び市民は、建築物における天井材等の非構造部の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。
- (5) 市は、文化財保護のための防災対策に努める。
- (6) 災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。
- (7) 指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

4 ライフライン施設等の機能の確保

- (1) 市は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。
- (2) 市は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備を図る。
- (3) 医療機関等の人命にかかわる重要施設におけるライフラインの耐震化を進めるものとする。
- (4) 市は、コンピューターシステムの耐震化やデータのバックアップ対策を講じる。

5 地質、地盤の安全確保

- (1) 市は、施設の設置にあたっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発にあたって十分な連絡・調整を図る。
- (2) 市は、個人住宅等の小規模建築物についても、地質、地盤に対応した基礎構造等について普及を図る。

- (3) 市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。

6 危険物施設等の安全確保

市及び施設管理者は、危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的实施等を促進する。

7 災害応急対策等への備え

- (1) 次章以降に掲げる、地震が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための必要な資機材及び人員の配置などの備えを平常時より十分行うとともに職員及び市民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図る。
- (2) 災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものになるよう努めるものとする。
- (3) 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地等の活用を図る。
- (4) 災害時に救援活動や復旧、復興活動の拠点となる防災拠点を、緊急輸送道路沿線上で平坦で整形した敷地が確保できる八幡地区に整備を検討していくものとする。
また、戸倉地区においては、戸倉体育館エリアを核とした、指定緊急避難場所、指定避難所、物資輸送拠点などの防災機能を確保するため、千曲市総合運動公園の整備を進める。
- (5) 長野県市町村災害時相互応援協定に基づき、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。
- (6) 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。
- (7) 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。
- (8) 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設団体等との災害協定の締結を推進するものとする。
- (9) 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。
- (10) 平常時より、災害による被害が予想される空家等の状況の確認に努めるものとする。

第2節 情報の収集・連絡体制計画

風水害対策編第1章第3節を準用する。

第3節 活動体制計画

風水害対策編第1章第4節を準用する。

第4節 広域相互応援計画

風水害対策編第1章第5節を準用する。

第5節 救助・救急・医療計画

風水害対策編第1章第6節を準用する。

第6節 消防・水防活動計画

風水害対策編第1章第7節を準用する。

第7節 災害時における要配慮者支援計画

風水害対策編第1章第8節を準用する。

第8節 緊急輸送計画

風水害対策編第1章第9節を準用する。

第 9 節 障害物の処理計画

風水害対策編第 1 章第 1 0 節を準用する。

第 1 0 節 避難の受入れ活動計画

風水害対策編第 1 章第 1 1 節を準用する。

第 1 1 節 孤立防止対策

風水害対策編第 1 章第 1 2 節を準用する。

第 1 2 節 食料品・生活必需品等の備蓄・調達計画

風水害対策編第 1 章第 1 3 節を準用する。

第 1 3 節 給水計画

風水害対策編第 1 章第 1 4 節を準用する。

第 1 4 節 危険物施設等災害予防計画

風水害対策編第 1 章第 1 5 節を準用する。

第 1 5 節 電気施設災害予防計画

風水害対策編第 1 章第 1 6 節を準用する。

第 16 節 都市ガス施設災害予防計画

都市ガス事業者

第 1 基本方針

大規模な地震が発生した場合には、予期せぬ事態が予想されるので、数々の事態を想定したマニュアルを整備する必要がある。

地震の発生により、製造所・供給所の施設又は導管の破損によるガス漏れから、火災・爆発の二次災害発生が予想され、予防対策として施設の高耐震化を推進するとともに、供給支障を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る。

地震発生後の情報収集及び対応を迅速に行うため、情報手段及び情報網の整備を図るとともに、常時職員を配置する。

二次災害防止及び早期復旧を図るため、関係機関等との連携を図るとともに、協定に基づき都市ガス事業者間で応急復旧の応援を行う。

第 2 主な取組み

- 1 大規模地震を想定したマニュアルを整備するとともに、定期的に見直しを行う。
- 2 製造供給施設及び導管については、耐震性の有するものとするとともに、供給支障を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る。
- 3 宿日直体制により常時職員を配置するとともに、震災時の出動体制をあらかじめ定めておき、地震発生時の対応を迅速に行う。
- 4 二次災害を防止するため、消防、警察、道路管理者、行政、電気事業者、都市ガス事業者その他関係機関との連絡ルートを確認しておく。

第 3 実施計画

1 大規模地震対応マニュアルの整備

都市ガス事業者は、数々の事態を想定したマニュアルを整備するとともに、定期的に見直しを行い、大規模地震に備えるものとする。

2 施設・設備の安全性の確保

(1) 本市の行う防災に関する調査研究の成果を関係機関に提供し、発災時の早期復旧に協力する。

(2) 長野都市ガス株式会社

地震時に施設の安全性を確保するため、次の対策を図るものとする。

ア 経年管対策の推進

老朽化の進んでいるものを計画的に取り替えるものとする。

イ ガスメーターの取替え

地震による漏洩等に有効なマイコンメーターを業務用も含めた全戸に設置するものとする。(一般需要家は平成 7 年度完了)

ウ 地震計の設置

被害の想定及び供給停止等の判断をするため、地震計を設置するものとする。

3 職員の配置計画

都市ガス事業者は、休日・夜間の震災に対応できるよう宿日直者を配置し、発生後は直ちにガス供給施設の点検・情報収集・各種連絡を行うこととしている。

また、震度 5 弱以上の地震が発生した場合は、職員は連絡が無くてもあらかじめ定められた場所に出動して災害対策本部を迅速に設置し、速やかに応急復旧活動を行うものとする。

4 関係機関との連携

(1) 連絡方法等の確認

都市ガス事業者は被害の情報収集手段をあらかじめ定めておくとともに、消防・警察・道路管理者・市等関係機関との連絡方法及び連携方法を確認しておくものとする。

(2) 市との連携

市は、地域防災計画等の定めるところにより、都市ガス事業者との連携を図るものとする。

(3) 事業者間の連携

都市ガス事業者間では、震災の規模により当該都市ガス事業者だけでは対応できない場合、次のような相互応援体制が確立されており、この連携を図るものとする。

ア (一社) 日本ガス協会「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」

イ (一社) 日本ガス協会関東中央部会「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」
「帝石パイプライン事故対策要領」

ウ 長野県ガス協会「会員相互の保安の確保の為の相互援助協定書」

第 1 7 節 上水道施設災害予防計画

風水害対策編第 1 章第 1 8 節を準用する。

第 18 節 下水道施設災害予防計画

都市計画課、上下水道課

第 1 基本方針

下水道（污水）・農業集落排水施設・浄化槽等（以下「下水道施設等」という。）は、水道、電気、ガス等と並び、市民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、地震災害発生時においてもその機能の確保を図る必要がある。

このため、地震による被害が予想される地域の施設、老朽化の進んだ施設等については補強・改築を進めるとともに、今後建設する施設については、必要な耐震性能を有した施設とする。

また、地震により施設に被害が生じた場合は、応援協定等に基づく復旧体制の確立、応急対策により早期復旧を図る。

第 2 主な取組み

- 1 新耐震基準に基づき、下水道施設等の整備、補強、改築を実施する。
- 2 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立を図る。
- 3 緊急用、復旧用資材の計画的な備蓄を図る。
- 4 下水道施設台帳・農業集落排水処理施設台帳の整備・充実を図る。
- 5 管渠及び処理場施設の、系統の多重化に努める。

第 3 実施計画

1 施設・設備の課題

- (1) 市は、重要な管渠及び処理場施設のうち、地盤が軟弱な地域に設置されているもの、老朽化が進んでいるものから重点的に調査を実施し、必要に応じて補強等の対策を講じる。
- (2) 新たに建設する管渠、処理場施設については、土質調査等を実施し、新耐震基準に適合した耐震対策を講じる。

2 緊急連絡体制、復旧体制の確立

- (1) 市は、災害時の対応を定めた業務継続計画や災害対策要領等により、災害対策を実施する。
- (2) 市は、業務継続計画や災害対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していく。
- (3) 市は、復旧体制について、県及び他の市町村との広域応援体制、民間事業者等との災害時維持修繕協定を締結するなど、協力体制を確立する。

3 緊急用、復旧用資材の計画的な確保

市は、発電機、ポンプ、テレビカメラ等の緊急用、復旧用資機材を計画的に購入、備蓄に努める。

4 下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳の整備・拡充

市は、下水道台帳等を適切に調製・保管するものとする。また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、确实かつ迅速なデータの調査、検索等が実施できる体制を整備する。

5 管渠及び処理場施設の系統の多重化

市は、必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努めるものとする。

第 1 9 節 通信施設災害予防計画

風水害対策編第 1 章第 2 0 節を準用する。

第 2 0 節 鉄道施設災害予防計画

風水害対策編第 1 章第 2 1 節を準用する。

第 2 1 節 災害広報計画

風水害対策編第 1 章第 2 2 節を準用する。

第 2 2 節 土砂災害等の災害予防計画

風水害対策編第 1 章第 2 3 節を準用する。

第 2 3 節 防災都市づくり計画

風水害対策編第 1 章第 2 4 節を準用する。

第 2 4 節 建築物災害予防計画

道路河川課、建築課、生涯学習課、歴史文化財センター、施設管理者

第 1 基本方針

地震による建築物の被害を最小限に抑え、市民の生命、財産等を保護するため、県が作成する地震防災緊急事業五箇年計画、千曲市耐震改修促進計画等に基づき、建築物の耐震性を確保し安全性の向上を図る。

第 2 主な取組み

- 1 昭和 56 年以前に建築された建築物について、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。
- 2 建築物の落下物対策及びブロック塀等の安全化を図る。
- 3 老朽危険家屋（空き家等）の倒壊対策及び周辺道路の避難路等の安全を確保する。
- 4 文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。

第 3 実施計画

1 公共建築物

(1) 市有施設の耐震診断及び耐震改修の実施

庁舎、社会福祉施設、市営住宅、市立学校等で、昭和 56 年以前に建築された建築物は、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。

(2) 防火管理者の設置

学校等で消防法第 8 条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し火災に備える。

(3) 緊急地震速報の活用

市が管理、運営する施設の管理者は、緊急地震速報を受信した際の対応行動について、あらかじめ明確にしておくとともに、定期的に訓練を実施するよう努める。

2 一般建築物

(1) 耐震診断・耐震改修事業の実施

ア 住宅及び市が指定緊急避難場所・指定避難所として指定した民間の施設について、市は県と連携を図り、耐震診断への助成を行う。

イ 賃貸を除く戸建住宅及び共同住宅について、市は県と連携を図り耐震改修への助成を行う。

(2) がけ地の崩壊等の建築等の制限

地震によるがけ地の崩壊などにより被害が発生するおそれのある区域について、必要に応じて、建築等の制限を行うため長野県建築基準条例による区域指定を県に要望する。

(3) がけ地近接等危険住宅移転事業計画

がけ地近接等危険住宅移転事業計画を策定し、移転事業の推進を図る。

(4) 建築物の所有者等が実施する対策

建築物の所有者等は、耐震診断を実施し、耐震改修を行うとともに、建築物の適正な維持保全に努める。また、「わが家の耐震診断表」を利用し、住宅の自己診断を実施する。

3 落下物・ブロック塀等

- (1) 落下物及びブロック塀等の安全対策について、普及、啓発を図るため広報活動を行う。
- (2) 市民は、外壁タイル等及びブロック塀等の状態を点検し、必要に応じて修繕、補強等を行う。

4 老朽危険家屋（空き家等）

- (1) 地震により倒壊する可能性の高い老朽化した空き家等により、周辺建築物や通行人等に被害が生じることを防ぎ、また避難路等の安全を確保するため、危険性の把握や周知を行う。
- (2) 建物所有者等への指導などにより補修又は解体を促進する。

5 文化財

各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災意識の向上、防災力の強化等の徹底を図る。

- (1) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。
- (2) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行う。
- (3) 所有者は、防災管理体制及び防災施設の整備をし、自衛消防隊の設立に努める。

[資料36] 文化財 （資料編P. 362）

第25節 道路及び橋梁災害予防計画

農林課、道路河川課

第1 基本方針

震災時に生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等に妨げにならないよう、地震に強い道路及び橋梁づくりを行うにあたり構造物・施設等の耐震性を確保する必要がある。

構造物・施設等は一般的な地震動（供用期間中に1～2度程度発生する確率の地震）に際して機能に重大な支障が生じないことを目標に設計する。

道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備にあたっては地震防災緊急事業五箇年計画等に基づきネットワークを充実させ、震災に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替性の確保及び応急対策により機能の確保を行う。震災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。

第2 主な取組み

- 1 道路及び橋梁の耐震性を確保する。
- 2 震災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係団体との協力体制を整えておく。

第3 計画の内容

1 道路及び橋梁の災害予防

(1) 都市計画街路の整備

市は、計画的な都市計画街路の整備に努め、道路幅員の確保、多ルート化を進める。

(2) 既存道路の対策

ア 既存道路については、道路改良、法面保護等、耐震性に配慮しながら計画的に実施する。

イ 橋梁については、永久橋への架け替え、橋梁取付部の強化等耐震性に配慮しながら計画的に行う。

ウ 第9節「緊急輸送計画」に基づく緊急輸送道路、地区の孤立化防止のための山間部の幹線道路については、優先的に対策を実施する。

2 農道、林道及び橋梁の災害予防

(1) 危険箇所の把握

市は、定期的にパトロールに努め、危険箇所の把握を行う。

(2) 農道、林道の改良

市は、計画的な農・林道改良等を実施する。特に林道については、法面の崩壊防止対策、地すべり対策等を実施する。

3 関係団体との協力体制の整備

(1) 道路管理者等との協力体制

市は、国、県及び東日本高速道路㈱等の道路管理者並びに土地改良区等の関係団体との通報連絡体制等、協力体制を整備する。

(2) 建設業協会等との協力体制

市は、災害時の道路等の応急復旧に備え、協定等により長野県建設業協会更埴支部及び千曲市建設業協会との協力体制を整備する。

第 2 6 節 河川施設・ため池等災害予防計画

風水害対策編第 1 章第 2 7 節を準用する。

第 2 7 節 農林水産物災害予防計画

風水害対策編第 1 章第 2 8 節を準用する。

第 2 8 節 二次災害の予防計画

危機管理防災課、農林課、道路河川課、建築課、消防本部

第 1 基本方針

地震発生時に被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、そのための日頃からの対策及び活動が必要である。

第 2 主な取組み

- 1 建築物や宅地に係る二次災害予防のため、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士（以下「危険度判定士」という。）の受入れ体制の整備等を行うとともに、構造物についても二次災害予防のための体制の整備などを行う。
- 2 それぞれの危険物施設等に応じた二次災害予防のための措置を講じる。
- 3 河川施設の整備を図るなどの二次災害予防のための措置を講じる。
- 4 土砂災害警戒区域等の把握、緊急点検体制整備に努める。

第 3 実施計画

1 建築物や宅地、構造物に係る二次災害予防対策

(1) 建築物や宅地関係

災害時において、被災建築物や宅地の余震等による倒壊などの危険から市民を守り、二次災害を防止するため、危険度判定士の養成・認定を行うなど、県による危険度判定体制の整備が進められている。

市は、判定活動に伴う資料を整えるなど、被災時に迅速な被災建築物の判定が行えるよう、受入れ体制を整備する。

(2) 道路・橋梁関係

余震等による道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておく。また、被災時に迅速な点検作業が行えるよう、体制を整備する。

2 危険物施設等に係る二次災害予防対策

(1) 消防本部が実施する計画

- ア 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
- イ 立入検査の実施等指導の強化
- ウ 防災応急対策用資機（器）材等の整備についての指導
- エ 自衛消防組織の強化についての指導
- オ 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進などの指導

(2) 危険物取扱事業所が実施する計画

- ア 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等の研修会等への積極的参加
- イ 危険物施設の耐震性の向上
- ウ 防災応急対策用資機（器）材等の整備
- エ 自衛消防組織の強化促進
- オ 近隣の危険物取扱事業所との相互応援体制の促進

〔資料34〕 危険物施設の現況 （資料編P. 360）

(3) 高圧ガス製造事業者等が実施する計画

- ア 高圧ガス貯蔵地盤の不同沈下による災害の防止のため、年1回以上の不同沈下量の測定の実施
- イ 高圧ガス製造施設等における緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の日常点検による機能の維持
- ウ 高圧ガス設備の倒壊防止のため、架台及び支持脚の補強、防錆塗装の実施
- エ ガス漏洩の防止のため、ホームのブロック化及びロープ掛け段積をしないなどの転倒防止措置の実施
- オ 近隣住民に対し、災害時に高圧ガス施設に近寄らないことの周知徹底
- カ 警察署及び消防署等の関係機関との緊急時の応援体制の確立

(4) (一社)長野県LPガス協会が実施する計画

地震発生時に緊急点検活動が速やかに実施できるよう、マニュアル及び体制を整備する。

(5) 液化石油ガス販売事業者等が実施する計画

- ア 地震発生時に、容器の転倒によるガスの漏洩事故が発生することの無いよう、一般消費先の容器について転倒防止措置を徹底する。
- イ 地震発生時の燃焼器具の転倒及び燃焼器具への物の落下による火災の発生、ガスメーター下流のガス漏れを防止するため、一般消費先に対する対震自動ガス遮断機（マイコンメーターSを含む）を設置する。
- ウ 地震発生時の容器周辺の配管等からの大量ガス漏れを防止するため、一般消費先に対するガス放出防止器の設置を促進する。
特に、学校・病院等の公共施設、地滑り・土砂崩れ等の発生の恐れのある地区及び高齢者世帯等を優先する。
- エ 地震発生時の適切な処置について、一般消費者に対して周知する。

(6) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者が実施する計画

- ア 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の毒物劇物取扱責任者等の研修会等への積極的参加
- イ 毒物劇物貯蔵施設の耐震性の向上
- ウ 防災応急対策用資機（器）材等の整備

3 河川施設の二次災害予防対策

地震により河川の堤防護岸等に衝撃が加わった後に、余震、降水等が加わった場合に備え、河川施設の被災後の保全に留意する必要がある。

市は、所管する河川管理施設の耐震性を向上させるとともに、現在工事中の箇所及び危険箇所等、二次災害の発生が考えられる箇所を事前に把握しておく。

4 山腹・斜面及び渓流並びに施設に係る二次災害予防対策

(1) 情報収集体制の整備

市は、災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり等に備え、それら災害が発生する恐れのある箇所（土砂災害警戒区域等）について、事前調査により把握を行い、被災時に適切な点検が行えるよう体制を整備する。

(2) 警戒避難体制の整備

市は、地域住民からの通報等に速やかに対応できる情報収集・伝達体制の整備を図るとともに、緊急時の警戒避難体制も整備する。

第29節 防災知識普及計画

危機管理防災課、保育課、教育総務課

第1 基本方針

「自らの命は自らが守る」が防災の基本であり、市、県及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、市民が平常時から食料・飲料水の備蓄などの災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。

また、広域かつ甚大な被害が予想される大地震に対処するためには、市民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。しかし、各種の災害について、全てを経験することは困難である。

このため、市、県及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や体系的な教育により市民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い市民を育成し、地域の総合的な防災力の向上に努める。

第2 主な取組み

- 1 市民等に対する実践的な防災知識の普及・啓発活動を行う。
- 2 防災上重要な施設の管理者等に対して防災知識の普及を図る。
- 3 学校における実践的な防災教育を推進する。
- 4 市職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。
- 5 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を後世に伝えていく。

第3 計画の内容

1 市民等に対する防災知識の普及活動

市は、発災時における行動の仕方、どのような危険があるか、応急対策をどうするか、要配慮者に対する配慮、食料等の備蓄等防災思想の普及徹底を図る。

(1) 知識普及の方法

ア 講習会等の開催

防災に関する講習会、展示会等の機会を通じて、防災知識の普及を図る。講習会等において、県所有の地震体験車の活用を図り、市民が地震の恐ろしさを体験できる機会を設定する。

また、企業に対しても、地域の一員として講習会、研修会等への参加を呼びかける。

イ 防災マップの配布

防災関係の諸情報を掲載した防災マップ・洪水土砂災害ハザードマップを作成・配布し、市民の防災への関心を高めるとともに、避難場所や災害危険箇所等を周知する。

なお、防災マップ・洪水土砂災害ハザードマップの配布にあたっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定する。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知するものとする。

ウ 防災研修等の開催

教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。

エ 報道機関による普及

信州ケーブルテレビジョン及び有線放送を主体として、必要によりテレビ、ラジオ、新聞等を活用する。

オ 広報誌等の活用

広報誌、市ホームページ、SNS等のインターネット媒体等を活用し、住民等の防災意識の向上及び防災対策に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

(2) 知識普及の主な内容

ア 地域防災計画の概要

イ 災害予防

- (ア) 家屋や塀の耐震化の促進
- (イ) 家具類の転倒、落下防止措置
- (ウ) 火気使用器具の点検整備及び火気管理
- (エ) 消火器・消火用水の準備
- (オ) 非常用飲料水・食料の準備
- (カ) 救急医薬品の準備
- (キ) 生活必需品及び防災用品の準備
- (ク) 防災講習会、訓練への参加
- (ケ) 家庭内での防災についての話し合い
- (コ) 自主防災組織の役割と積極的参加
- (サ) 指定緊急避難場所・指定避難所の確認及び避難方法

ウ 災害時の心得

- (ア) 緊急地震速報及び市、消防本部、警察署等からの情報による適切な対応行動
- (イ) 地震発生時の安全確保
- (ウ) 正常性バイアスを克服し、適切なタイミングでの避難行動
- (エ) 出火防止、初期消火
- (オ) 非常時における出入り口の確保
- (カ) がけ崩れ、地すべり等土砂災害に関する注意事項
- (キ) 市民相互の協力体制
- (ク) 秩序の遵守と衛生
- (ケ) 電話、自動車の利用自粛
- (コ) 乳幼児、児童、高齢者、妊婦、障がい者、病弱者等の要配慮者の支援と安全確保
- (サ) 生活物資の買い急ぎ、預貯金の引き出しの自粛
- (シ) 避難する際の注意事項
- (ス) 非常持出品
- (セ) 避難所等における性暴力・DVの防止

(3) 家庭・地域における防災知識普及の推進

市民は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、各家庭において防災に関する話し合いを定期的に関き、以下の様な活動を通じて、防災意識を高める。

ア 避難路、安全な親戚・知人宅、指定緊急避難場所・指定避難所の確認

イ 災害時の連絡方法等（連絡方法や避難ルールの取決め等）

ウ 幼児や高齢者の避難についての役割の確認

エ 災害用の非常持ち出し袋の内容、保管場所の確認

オ 備蓄食料の試食及び更新

カ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策

キ 地域の防災マップの作成

ク 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加

ケ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

コ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、被害状況について家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

(4) 企業における防災知識普及の推進

企業等においても、災害発生時に企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マニュアル

ルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努める。

2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

危険物を使用する施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設、旅館・ホテル、駅、ショッピングセンター等不特定多数の者が利用する施設の管理者の発災時の行動の適否は、非常に重要である。このため、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく必要がある。

(1) 市所管の施設

市所管の防災上重要な施設については、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。

(2) その他の施設

防災上重要な施設の管理者等は、発災時に適切な行動をとれるよう各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても防災訓練を実施するものとする。

3 学校等における防災教育の推進

小学校、中学校において、児童生徒が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い市民を育成するうえで重要である。そのため、体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行ったうえで、学校等における防災訓練等をより実践的なものにするとともに、学級活動等とおして、防災教育を推進する。また、保育園、私立幼稚園等に対しては、市立学校の対策に準じて、適正な対策を行うよう指導する。

(1) 防災訓練の実施

学校においては、大規模災害にも対処できるように市、その他関係機関と連携し、より実践的な防災訓練の実施に努める。

(2) 消防団員参画の防災教育の推進

消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

(3) 児童生徒等への防災教育の実施

児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して、以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。

ア 防災知識一般

イ 避難の際の留意事項

ウ 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法

エ 具体的な危険箇所

オ 要配慮者に対する配慮

(4) 教職員の防災意識の高揚

教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。

4 市職員に対する防災知識の普及

市は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係以外の職員

に対しても防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。

(1) 普及方法

ア 集合教育

職員の多数集合する機会を利用して、防災に関する教育を行う。

イ 職場教育

職場教育では、一般的及び共通的な防災知識の教育を行うとともに、それぞれの職場にあった教育を実施する。

(2) 普及する事項

ア 地震及び津波に関する一般的な知識

イ 地震発生時の地震動及び津波に関する知識

ウ 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識

エ 職員が果たすべき役割

オ 防災対策として現在講じられている対策に関する知識

カ 今後地震対策として取り組む必要のある課題

5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承

過去に起こった大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。

また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

さらに、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取り組みを支援する。

第 3 0 節 防災訓練計画

風水害対策編第 1 章第 3 1 節を準用する。

第 3 1 節 災害復旧・復興への備え

風水害対策編第 1 章第 3 2 節を準用する。

第 3 2 節 自主防災組織等の育成に関する計画

風水害対策編第 1 章第 3 3 節を準用する。

第 3 3 節 ボランティア活動の推進

風水害対策編第 1 章第 3 4 節を準用する。

第 3 4 節 防災対策に関する財政措置計画

風水害対策編第 1 章第 3 5 節を準用する。

第35節 震災対策に関する調査研究及び観測

危機管理防災課

第1 基本方針

地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては、様々な分野からの調査研究が重要となる。

既に、国においても、地震予知研究をはじめ様々な研究が行われているところであるが、近年の都市部への人口集中、建物の高層化、ライフライン施設への依存度の増大等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関においても科学的な調査研究を行い、総合的な地震対策の実施に結びつけていくことが重要である。

さらに、最新のデータを用い、科学技術等の進歩に対応した最も有効な手法を活用した調査研究を検討する必要がある。

第2 主な取り組み

市・各機関が協力し、活断層及び地質の調査、地震に関する情報の収集整理等を推進する。

第3 計画の内容

1 防災アセスメント調査の定期的な実施

市は、社会動向の変化や都市化の進展等、地域条件の変遷に応じ、常に地域の実態に即した災害特性が把握され、また、新たな災害予測技術に基づく、より正確な被害予測等が得られるよう、定期的な防災アセスメント調査の実施を図るものとする。

2 主な研究・調査課題

- (1) 震度情報ネットワーク等の新たな情報収集システムの構築及び避難体制の整備
- (2) 防災行政無線等、情報伝達体制の整備計画
- (3) 指定緊急避難場所・指定避難所等、地域の防災拠点の適切な配置、機能分担、施設・設備計画
- (4) 自主防災組織の育成・支援活動計画
- (5) 食料・生活必需品等の備蓄・調達計画

第36節 企業防災に関する計画

産業振興課

第1 基本方針

企業は、災害時、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生等多岐にわたる企業の果たす役割が求められている。

各企業において、これらの重要性を十分に認識し、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の各種災害に対する強化、予想被害から復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。

また、施設、設備の安全性等を確保するため、定期的な点検、検査を実施し、保守、補強等の整備を計画的に推進するものとする。

第2 主な取組み

- 1 施設・設備の点検を定期的 to 実施し、保守、補強を計画的に推進し安全の向上を図る。
- 2 災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災訓練を実施し企業及び地域の防災力の向上に努める。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

災害の発生時には、社屋や設備等の被災により企業活動が停止する可能性がある。活動停止から復旧に至るまでは、ある程度日数を要することが予想され、企業の経済的損失や地域経済に与える影響も大きくなる。また、火災の発生、建築物の倒壊、危険物の漏洩等は周辺地域に与える影響も大きく企業の社会的損失も大きい。企業は、企業活動が停止したり、二次災害が発生することのないよう、あらかじめ各種災害に対処する企業の防災体制を充実する必要がある。

また、火災や建物倒壊、泥流等による被害の拡大防止を図るためには、地域住民等による自主防災活動が重要であることから、企業においても地域の一員として地域住民と共に積極的に防災活動に参加し、地域に貢献する姿が望まれる。

2 実施計画

(1) 市が実施する計画

- ア 市民向け講座等の啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を推進し、企業の防災力向上の促進を図るものとする。
- イ 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。
- ウ 要配慮者利用施設の所有者または管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

(2) 企業が実施する計画

- ア 社屋内外の安全性の向上を推進し、防災計画や非常用マニュアルを整備するとともに、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努める。
- イ 組織力を生かした地域活動への参加、自主防災組織との協力など地域社会の安全性向上への貢献に努める。
- ウ 防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄など、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認対策、帰宅困難対策に努める。
- エ 地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

第 3 7 節 観光地及び観光客の災害予防計画

風水害対策編第 1 章第 3 8 節を準用する。

第 3 8 節 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進

風水害対策編第 1 章第 3 9 節を準用する。

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害情報の収集・連絡活動

各課

第1 基本方針

地震が発生し、緊急地震速報を受信した市及び放送事業者は、直ちに市民等への伝達を行うものとする。

災害が発生した場合、各防災関係機関はただちに災害時における被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行うものとする。この場合における調査責任機関、調査報告様式及び連絡ルート等は次によるものとする。

第2 実施計画

1 緊急地震速報の伝達

緊急地震速報を受信した市及び放送事業者は、直ちに屋外告知放送等により市民等への伝達を行う。

なお、地震に対する特別警報は、震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合に発表される緊急地震速報が該当する。これについては他の特別警報と異なり、市民等への周知の措置が義務とはなっていない。

2 被害状況の調査及び報告体制

(1) 報告の種別

ア 概況速報

災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき、又はその他異常と思われる事態（大量の119番通報）が発生したときは直ちにその概況を報告する。

イ 被害中間報告

被害状況を収集し逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合はその都度変更の報告をする。

ウ 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告する。

(2) 災害発生直後の情報（第1次情報）の収集

災害発生直後の情報収集は、危機管理防災課（災害対策本部設置後は、本部室）が、災害情報連絡員及び各課からの報告により行う。

また、参集途上等で職員が被害を知ったときは、直ちに危機管理防災課長に報告する。

ア 情報の内容と報告順位

災害発生直後に収集する情報内容と報告の優先順位は次のとおりとする。

(ア) 人命にかかわる情報

(イ) 災害の拡大又は二次災害の発生に関する情報

(ウ) 被害状況に関する情報

(3) 被害状況等の調査

ア 調査の分担

被害状況の調査は、次表に掲げる担当課が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査にあたっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努める。

調査事項	担当課	協力機関	報告先
概況速報 人的被害 避難指示等避難状況	危機管理防災課		長野地域振興局総務管理課
住家の被害	税務課		長野地域振興局総務管理課
社会福祉施設被害	福祉課 高齢福祉課 こども未来課 保育課		長野保健福祉事務所福祉課
農・畜・水産業被害 農業用施設被害	農林課	長野農業農村支援センター 水産試験場 ながの農業協同組合 長野家畜保健衛生所	長野地域振興局農政課 農地整備課
農地被害	農林課	土地改良区	長野地域振興局農地整備課
林業関係被害	農林課	長野森林組合更埴支所 北信森林管理署	長野地域振興局林務課
公共土木施設被害	道路河川課	千曲川河川事務所	千曲建設事務所
土砂災害等による被害	道路河川課		千曲建設事務所
都市施設被害	都市計画課		千曲建設事務所
水道施設被害	上下水道課	長野県企業局 川中島水道管理事務所 上田水道管理事務所	長野地域振興局環境・廃棄物対策課
下水道施設被害 (農業集落排水)	上下水道課	長野県下水道公社 千曲川流域下水道事務所 上流処理区終末処理場 千曲衛生施設組合 千曲市清掃組合	千曲建設事務所 長野地域振興局農地整備課 千曲川流域下水道事務所
廃棄物処理施設被害	環境課	長野広域連合 葛尾組合 千曲衛生施設組合	長野地域振興局環境・廃棄物対策課
感染症関係被害 医療施設被害	健康推進課		長野保健福祉事務所
商工関係被害	産業振興課	千曲商工会議所 戸倉上山田商工会	長野地域振興局商工観光課
観光施設被害	観光課	信州千曲観光局	長野地域振興局商工観光課
教育関係被害	教育総務課		北信教育事務所
文化財被害	歴史文化財センター		北信教育事務所
市有財産被害	管財契約課		長野地域振興局総務管理課
火災即報	消防本部		長野地域振興局総務管理課 県危機管理部
火災即報 (危険物に係る事故)	消防本部		県危機管理部

イ 被害状況等報告内容の基準

被害の程度区分の判定は、災害救助法の被害認定基準に基づく。

〔資料43〕 被害等の認定基準 （資料編P. 379）

(4) 被害報告

ア 報告様式

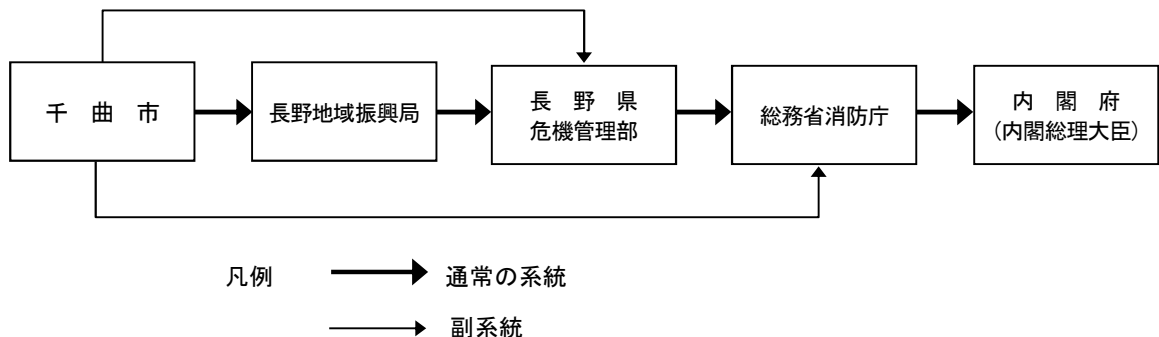
被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式は、県地域防災計画による。

イ 報告系統

(7) 災害対策本部設置前においては危機管理防災課長（災害対策本部設置後においては、本部室）が県（長野地域振興局あるいは、危機管理部）に報告する。

(i) 緊急を要する等の場合は、直接県関係課に報告し、その後において長野地域振興局等の機関に報告する。

(ii) 県庁舎の被災、通信途絶等により、県への報告ができない場合は、直接消防庁へ報告する。



〔様式 1〕 被害状況報告等様式 （資料編 様式P. 1）

(5) 甚大災害等における情報収集・報告体制

ア 市による被害調査が困難な場合

被害が甚大である等、市において被害調査が実施できないときは、(3)のアに示す報告先に定める県現地機関等に応援を求める。

イ 市の対応能力を超える災害が発生した場合

市の対応能力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

ウ 県への報告が困難となった場合

県庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行う。なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻す。

エ 直接即報基準に該当する災害等が発生した場合

被害状況等は、市は現地機関を通じて県に報告することを原則としているが、「火災・災害等即報要領（昭和 59 年消防災第 267 号消防庁長官）」の直接即報基準に該当する場合（該当するおそれがある場合を含む。）には、県だけではなく、直接消防庁にも報告する。

〔資料44〕 直接即報基準 （資料編P. 381）

3 地震情報

気象庁及び長野地方気象台は、地震発生後、地震に関する情報を次のとおり発表・伝達する。

(1) 緊急地震速報（警報・予報）

緊急地震速報は、地震の発生直後に震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる地震動の警報及び予報である。

市は、伝達を受けた緊急地震速報を屋外告知放送等により住民への伝達を行う。住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、屋外告知放送を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

ア 緊急地震速報（警報）

最大震度 5 弱以上または長周期地震動階級 3 以上の揺れが予想された場合に、震度 4 以上または長周期地震動階級 3 以上が予想される地域に対し、揺れにより重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。一般にはテレビ等を通じて伝えられる。

なお、地震に対する特別警報は、震度 6 弱以上または長周期地震動階級 4 の揺れが予想される場合に発表される緊急地震速報が該当する。これについては他の特別警報と異なり、県から市町村への通知、市町村から住民等への周知の措置が義務とはなっていない。

イ 緊急地震速報（予報）

最大震度 3 以上又はマグニチュード 3.5 以上もしくは長周期地震動階級 1 以上等と予想されたときに、主に高度利用者向けとして伝えられる。

(2) 震度速報

震度 3 以上を観測した場合に発表する情報。

地震発生後約 1 分半で、震度 3 以上を観測した地域名と地震の揺れの検知時刻を速報。

(3) 地震情報（震源に関する情報）

震度 3 以上を観測した場合に発表する情報。ただし、津波警報または注意報を発表した場合は発表しない。

「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。

(4) 地震情報（震源・震度に関する情報）

震度 3 以上を観測、津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される、緊急地震速報（警報）を発表のいずれかに該当する場合に発表する情報。

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。

震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。

(5) 地震情報（その他の情報）

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。

(6) 地震情報（各地の震度に関する情報）

震度 1 以上を観測した場合に発表する情報。

震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。

震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。

※地震が多数発生した場合には、震度 3 以上の地震についてのみ発表し、震度 2 以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。

(7) 地震情報（推計震度分布図）

震度 5 弱以上を観測した場合に発表する情報。

観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。

(8) 長周期地震動に関する観測情報

震度 1 以上を観測した地震のうち長周期地震動階級 1 以上を観測した場合に発表する情報。

地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から 10 分後程度で 1 回発表）。

〔資料54〕 地震の震度階級 （資料編P. 404）

4 水防情報

(1) 雨量の通報

ア 県水防本部（災害対策本部設置後は土木班。以下同じ。）は、建設事務所長からの通報をとりまとめ、必要な情報を県危機管理防災課（災害対策本部設置後は総務班。以下同じ。）に通報する。

イ 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係建設事務所長に通報する。

雨量観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した雨量を、所轄建設事務所長に通報する。

(2) 水位の通報

ア 県水防本部は、建設事務所長からの通報をとりまとめ、必要な情報を県危機管理防災課に通報する。

イ 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係建設事務所長に通報する。

ウ 水位観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した水位を、所轄建設事務所長に通報する。

5 通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を速やかに行う。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、携帯電話、トランシーバー等の移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。

また、必要に応じて、信越総合通信局に対し、災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

県の「防災情報システム」を利用し、被害情報等による関係機関との情報共有に努めるものとする。

(1) 有線通信による方法

ア 電話回線

イ 災害時優先電話

ウ 非常・緊急電話

エ ファックス

オ 公衆電話

カ 災害用伝言ダイヤル「171」

キ 信州ケーブルテレビジョン、有線放送

ク インターネット、電子メール

(2) 無線通信による方法

ア 長野県防災行政無線

イ 携帯用無線機

ウ 携帯電話（衛星携帯電話）

エ 衛星携帯電話

オ 専用通信施設の利用

カ テレビ、ラジオの利用

(3) その他の方法

ア 二輪、自転車、徒歩等による伝令

第2節 非常参集職員の活動

各課

第1 基本方針

各機関は、市域に災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところによってその活動体制に万全を期する。

この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて災害応急対策活動に協力する。

第2 主な活動

地震による災害発生のおそれがあるとき又は災害が発生したときは、職員による迅速な配備活動を行うとともに、災害の状況により災害対策本部の設置などを行う。

第3 実施計画

1 職員の配備体制

(1) 配備体制の基準

災害応急対策活動が、速やかに実施されるよう次の区分に基づき、所定の職員の動員を行い、活動体制を整える。なお、関係各課長はあらかじめ各体制において活動する人員を決めておくものとする。

職員の配備区分と発令基準

配備区分	配備基準（◎は事象発生と同時に活動を開始する基準）	活動内容等	備考
準1号配備 (準備体制)	◎市域に震度3又は4の地震が発生した場合 ・災害が発生するおそれがあり、危機管理防災課長が必要と認める場合 ・南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき	1号配備を速やかにとるための連絡体制を確立し、主に状況の把握と連絡活動を行える体制とする。	
1号配備 (警戒体制)	・災害等の状況から必要があると認められた場合 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき	市内におけるパトロールを強化し、避難その他災害の拡大を防止するため必要な諸般の準備を完了する体制とする。	警戒本部設置
2号配備 (即応体制)	◎市域に震度5弱又は5強の地震が発生した場合 ・災害が発生した場合及び激甚な災害発生のおそれがある場合 ・市長が必要と認める場合 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき	1号配備を強化するとともに、局地的な災害に対しては、そのまま対策活動が遂行できる体制とする。	*災害対策本部設置
3号配備 (非常体制)	◎市域に震度6弱以上の地震が発生した場合 ・大規模な災害が発生し、もしくは市全域にわたり大規模な災害が発生するおそれがある場合 ・市長が必要と認める場合	中規模以上の災害が発生した場合に対処できる配備体制とし、本部要員の全員をもってあたるものとする。	

*震度6弱以上の地震が発生した場合には、災害対策本部を自動設置する。

〔資料54〕 地震の震度階級 （資料編P.404）

配備人員の基準

部	課	準1号配備 震度3又は4 (準備)	1号配備 (警戒) 警戒本部	2号配備 震度5弱又は5強 (即応) 対策本部	3号配備 震度6弱以上 (非常) 対策本部
総務部	危機管理防災課	◎	◎	◎	◎
	総務課	△	◎	◎	◎
	秘書広報課	○	○	◎	◎
	財政課		○	◎	◎
	税務課		○	◎	◎
	債権管理課		○	◎	◎
	行政マネジメント室	○	○	◎	◎
	会計課				◎
	選挙・公平・監査事務局				◎
企画政策部	総合政策課			○	◎
	管財契約課			○	◎
	情報政策課		○	◎	◎
	公民共創推進室		△	◎	◎
市民環境部	市民生活課		△	○	◎
	市民課		△	○	◎
	上山田戸倉出張所		△		◎
	環境課		(○)	○	◎
健康福祉部	福祉課		○	◎	◎
	高齢福祉課		○	◎	◎
	健康推進課		(○)	◎	◎
	人権・男女共同参画課		△	○	◎
次世代支援部	こども未来課		△	◎	◎
	保育課		△	○	◎
	保育園			○	◎
経済部	農林課	○	◎	◎	◎
	農業委員会事務局		○	◎	◎
	観光課	△	△	○	◎
	ふるさと振興課			○	◎
	産業振興課		◎	◎	◎
	日本遺産推進室			○	◎
建設部	道路河川課	○	◎	◎	◎
	建築課	○	◎	◎	◎
	都市計画課		◎	◎	◎
	上下水道課		◎	◎	◎
教育部	教育総務課		○	◎	◎
	第一学校給食センター			○	◎
	第二学校給食センター			○	◎
	生涯学習課		○	◎	◎
	公民館・図書館・創造館			○	◎
	歴史文化財センター		△	◎	◎
	スポーツ振興課		◎	◎	◎
	文化課			○	◎
議会事務局	議会事務局		(○)	◎	◎
消防本部	総務課・警防課・予防課			◎	◎
	更埴消防署			◎	◎
	戸倉上山田消防署			◎	◎

◎ : 全職員、 ○ : 係長以上、 () : 該当する係長以上、 △ : 課長以上

* 本部員は、1号配備で招集する。

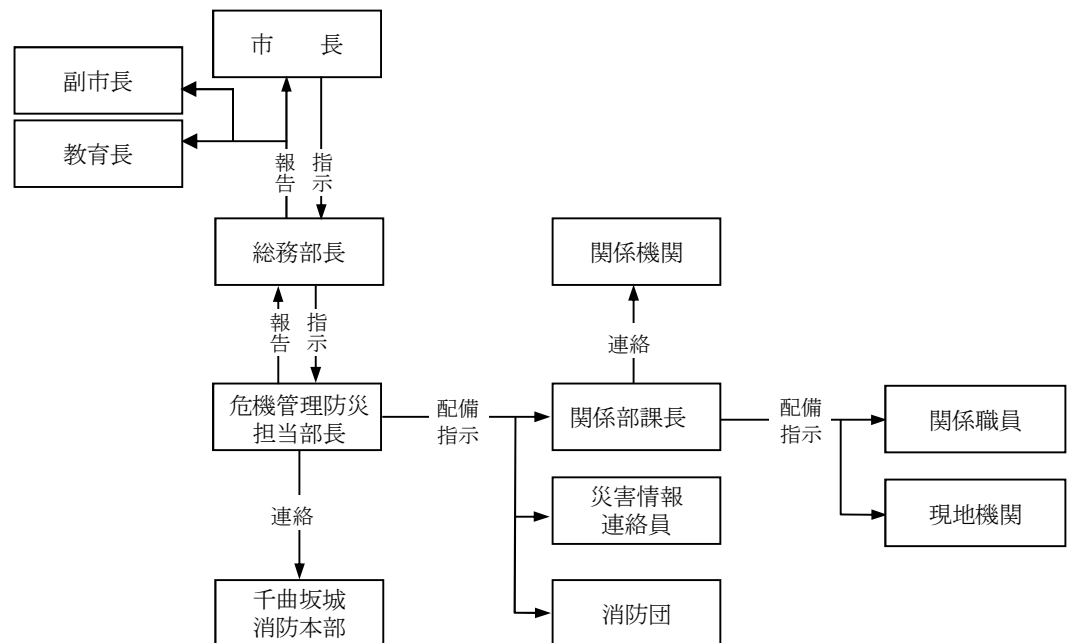
* 災害情報連絡員は、2号配備で招集する。

* 1号配備について、総務部長が必要と認めた場合は増員を行う。関係部課長は、関係職員を招集する。

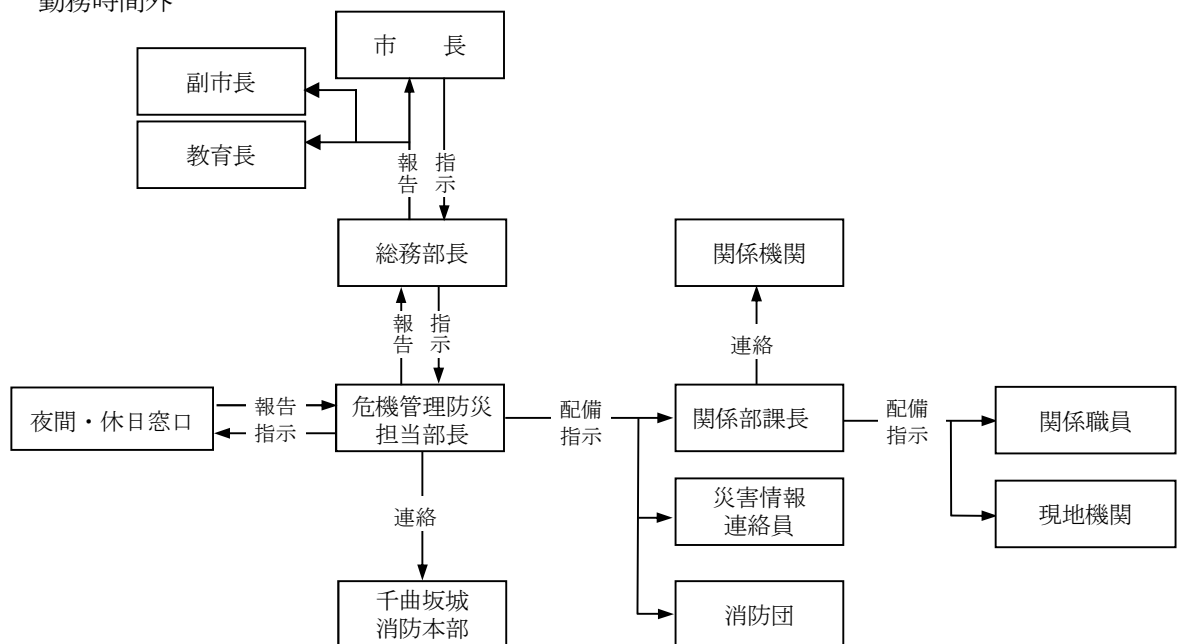
* 2号配備について、市長が必要と認めた場合は増員を行う。関係部課長は、関係職員を招集する。

(2) 配備指示の伝達系統

ア 勤務時間中



イ 勤務時間外



(3) 連絡の方法

ア 連絡方法の事前周知

勤務時間外においても、迅速に職員を招集できるように、関係部課長は、関係職員の招集について、あらかじめ電話及びメールによる連絡方法を定め、関係職員に周知しておく。

なお、職員はあらかじめ自らの参集場所について想定しておき、参集場所までの道順及びそれが不通となっていた場合の参集場所及び道順についても定めておくものとする。

イ 自主登庁

勤務時間外においては、テレビ等により、震度情報を確認し、配備基準に基づき、自ら進んで災害対策本部の事務分掌につき、指示命令を受ける。テレビ等の情報が途絶している場合には、職員自らの状況判断によるものとする。また、表「職員の配備区分と発令基準」に記載の「◎事象発生と同時に活動を開始する基準」に該当する災害事象の場合は、職員は自ら進んで参集し、事務分掌について指示命令を受ける。

なお、市内で震度6弱以上の地震が発生した場合には、全職員が参集することとする。

ウ 職員招集時の電話の略号

職員を招集する電話の略号は、次のとおりとする。

電話文	内 容
準1号配備	準1号配備につくため、直ちに登庁して下さい。
1号配備	1号配備の指令が出されました。直ちに登庁して下さい。
2号配備	2号配備の指令が出されました。直ちに登庁して下さい。
3号配備	3号配備の指令が出されました。直ちに登庁して下さい。

2 初動体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害対策本部を設置するまでに至らない場合は、この計画に定める体制により応急対策を実施する。

(1) 配備の指令

準1号配備指令、1号配備の実施責任者は、総務部長とする。総務部長は、総合的に状況を判断し、配備基準に基づいた配備体制を指令する。

(2) 警戒活動の実施

各課長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、必要な職員を配置して、警戒活動を実施する。

ア 準1号配備（準備体制）：震度3又は4

速やかに1号配備をとるための連絡体制を確立し、主に状況の把握と連絡活動を行う。

(ア) 危機管理防災課は、震度情報等を収集し、関係課に伝達する。

(イ) 道路河川課、建築課、農林課は、巡視などにより、現地の情報を収集する。

(ロ) 各部課長の判断により、関係職員を集合・待機させる。

イ 1号配備（警戒体制）

市内における巡視を強化し、他災害の拡大を防止するため必要な準備を完了する。

(ア) 道路河川課、建築課、農林課、都市計画課は、災害のおそれのある現場に関係職員を配置し、警戒及び初期活動を実施する。また、情報伝達系統を徹底する。

(イ) 各部課長は、2号配備、3号配備に備え、動員連絡系統を確認する。また、情報伝達、消防、輸送、医療救護等の応急活動の調整を行う。

(3) 準1号配備、1号配備の解除

災害情報の収集等の結果に基づき、災害の発生がないと認められた場合、又は警戒などの必要がないと認められたときに解除する。

3 災害警戒本部の設置

(1) 災害警戒本部の設置基準

副市長は、総合的に状況を判断し、1号配備の配備基準に基づき、災害警戒本部を設置する。

(2) 災害警戒本部の組織

災害警戒本部の組織は次のとおりとする。

本部長	副市長
本部員	総務部長、企画政策部長、市民環境部長、健康福祉部長、次世代支援部長、経済部長、建設部長、教育部長、その他担当部長、議会事務局長、消防長

(3) 災害警戒本部の設置場所

本部室は、庁舎4階応接会議室・庁議室に設置する。

(4) 災害警戒本部の活動

危機管理防災課は、地震情報、各部課が収集する現地の状況、活動状況等の情報を取りまとめ、本部長に報告するとともに、本部長の指示を関係課に伝達する。

災害警戒本部が設置された場合、各部課の事務分掌は、千曲市災害対策本部規程別表によるものとする。

(5) 災害警戒本部の解散基準

副市長は、次の基準により、災害警戒本部を解散する。

ア 災害対策本部が設置されたとき。

イ 予想した災害の危険が解消したと認められたとき。

ウ その他災害警戒本部の設置を不要と認めたとき。

4 災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部の設置基準

市長は、次の基準に掲げる状況のときで、必要があると認めたときは、災害対策基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を設置する。

ア 市内で震度5弱以上の地震が観測されたとき。

イ 災害が広範囲な地域にわたり、又は拡大するおそれがあるとき。

ウ 災害救助法が適用されたとき。

エ その他激甚な災害が発生し、又は発生するおそれのあるとき。

(2) 災害対策本部の解散基準

市長は、次の基準により、災害対策本部を解散する。

ア 予想した災害の危険が解消したと認められたとき。

イ 災害発生後における応急対策活動が完了したと認められたとき。

ウ その他災害対策本部の設置を不要と認めたとき。

(3) 災害対策本部の設置及び解散の通知

災害対策本部を設置又は解散したときは、直ちにその旨を次表により通知及び公表する。

通知及び公表先	通知及び公表の方法	担 当 部
災害対策本部各部班	庁内放送・電話・無線	本部室
県（地域振興局）	Lアラート（災害情報共有システム）・電話・県防災行政無線	〃
県警（千曲警察署）	電話	〃
指定公共機関	電話	〃
市民	Lアラート（災害情報共有システム）・屋外告知放送・千曲市メール配信サービス・ホームページ・SNS・有線放送・ケーブルテレビ・広報車等	秘書広報部
報道関係	電話・文書・ファックス	〃

5 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織及び事務分掌は、千曲市災害対策本部規程による。また、防災活動の基本方針を協議決定するため、災害対策本部の下に本部会議を設置し、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

(1) 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は次のとおりとする。また、各部班の事務分掌は、千曲市災害対策本部規程別表に示すとおりである。

〔資料15〕 千曲市災害対策本部規程 (資料編P. 70)

(2) 本部長及び副本部長

ア	市長を本部長とし、副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
イ	副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
ウ	副本部長が本部長の職務を代理する順序は、副市長、教育長の順とする。

(3) 本部員

本部員は、次のとおりである。

統括者等となる本部員	総務部長、企画政策部長、市民環境部長、健康福祉部長、次世代支援部長、経済部長、建設部長、教育部長、その他担当部長、議会事務局長、消防長
室長・部長等となる本部員	千曲市組織規則第2条及び千曲市教育委員会組織規則第2条に規定する課等の長、選挙・公平・監査事務局長、会計管理者、農業委員会事務局長、第一学校給食センター所長、第二学校給食センター所長、議会事務局次長、消防本部総務課長、消防本部警防課長、消防本部予防課長、戸倉上山田消防署長、更埴消防署長

(4) 本部会議

本部長は、災害応急対策に関する基本的な重要事項を協議するため、副本部長及び統括者並びに必要に応じて副統括者、室長又は部長を招集し、本部会議を開催する。

(5) 現地災害対策本部

ア 現地災害対策本部の設置

本部長は、必要があると認めたときは、災害現場に現地災害対策本部を置く。

イ 現地災害対策本部の活動

現地災害対策本部は、本部任務のうち、急施を要する対策について、本部からの連絡、状況報告、要請等に基づいて活動する。

ウ 現地災害対策本部の職員

(7) 現地災害対策本部長

現地災害対策本部長は、災害対策本部の副本部長又は本部員のうちから本部長が指名し、本部長の命を受けて現地災害対策本部の事務を掌理する。

(4) 現地災害対策本部員、職員

現地災害対策本部員は、災害対策本部の班長のうちから、現地災害対策本部職員は災害対策本部職員のうちから現地災害対策本部長が指名する。

エ 災害拠点施設の機能確保

災害拠点施設である庁舎及び現地災害対策本部とした市の拠点施設が被災した場合、応急的に機能を確保するため、千曲市電気工業会及び中部電気保安協会との協定を活用し、機能確保を図る。

(6) 災害情報連絡員

地域の被害情報の収集及び災害対策本部からの情報伝達を行うため、災害情報連絡員を区等に派遣する。

(7) 災害対策本部等の標識等

ア 標示板

災害対策本部を設置したときは、「千曲市災害対策本部」、災害対策現地本部を設置したときは、「千曲市災害対策現地本部」の標示をする。

イ 腕章及び標識

災害応急対策活動に従事する職員は、所定腕章を帯用し、本部の自動車で災害応急対策活動に使用する車両には所定標識をつける。

〔資料46〕 災害対策本部等の標識等 (資料編P.384)

6 災害対策本部の運営

(1) 本部会議の開催

本部長は、災害に関する情報を分析し、災害対策本部の基本方針を決定するため、本部会議を開催する。

ア 報告事項

各部班の配備体制、緊急措置事項

イ 協議事項

- (ア) 災害対策本部の配備体制の切替え及び解散に関する事。
- (イ) 自衛隊、県及び他の市町村への応援派遣要請に関する事。
- (ロ) 災害対策経費の処理に関する事。
- (ハ) 災害救助法の適用の意見に関する事。
- (ニ) 災害応急対策の調整に関する事。
- (ホ) 災害対策現地本部の設置に関する事。
- (ヘ) 避難指示・緊急安全確保又は警戒区域の設定に関する事。
- (コ) その他災害対策の重要事項に関する事。

(2) 本部室の設置

ア 本部室の設置場所

本部室は、庁舎4階応接会議室・庁議室に設置する。庁舎が被災して災害対策本部としての機能を維持できない場合は、総合教育センター2階大研修室に災害対策本部を移転する。

イ 備品等の準備

本部室には、次の備品を準備する。

- (ア) 地図（日本図、県図、市図）、GIS
- (イ) 防災関係図面及び図表（天気図、被災地域、交通止箇所、被害状況、雨量等を書き入れるもの）
- (ロ) 停電用照明器具、発電機（自家発電設備が稼動不可能な場合）
- (ハ) ラジオ、テレビ（停電の際にも使用可能なもの）
- (ニ) 複写機その他事務器具
- (ホ) 寝具
- (ヘ) 庁内電話
- (コ) 有線電話
- (ク) 無線機

(3) 災害対策本部の活動要領

- ア 本部室長は、本部長の命を受けて各部の出動及び活動について、指示及び連絡する。
- イ 各部長は、情報の収集及び伝達体制を強化するとともに、関係機関からの情報を随時、本部連絡員を通じて、本部室長に連絡する。
- ウ 本部室長は、各部からの情報を取りまとめ、本部長に報告し、報道機関に周知する。

7 職員の福利厚生

活動の長期化に対処するため、必要に応じて、次の事項に配慮し、福利厚生の充実に努める。また、24 時間体制による応急対策が必要な場合には、適切な班編制と人員の配置に努める。

(1) 宿泊施設等の確保

災害対策に従事する職員の宿泊及び一時的な仮眠施設を、公共施設、民間施設の一時借り上げによって確保、調整する。

(2) 食料等の調達

災害対策に従事する職員への食料等は、備蓄物資、炊き出し等で確保するほか、必要に応じて協定業者から調達する。

(3) 職員の家族等への配慮

各部長は、職員の家族、住居等が被災し、職員が対応する必要があると判断した場合には、本部職員としての任務を解除し、家族等の救護にあたることを認めることとする。この場合、本部長の承認を得ることとする。

第3節 広域相互応援活動

風水害対策編第2章第4節を準用する。

第4節 ヘリコプターの運用計画

風水害対策編第2章第5節を準用する。

第5節 自衛隊災害派遣活動

風水害対策編第2章第6節を準用する。

第6節 救助・救急・医療活動

風水害対策編第2章第7節を準用する。

第7節 消防・水防活動

風水害対策編第2章第8節を準用する。

第8節 要配慮者に対する応急活動

風水害対策編第2章第9節を準用する。

第9節 緊急輸送活動

風水害対策編第2章第10節を準用する。

第10節 障害物の処理活動

風水害対策編第2章第11節を準用する。

第 1 1 節 避難受入れ及び情報提供活動

風水害対策編第 2 章第 1 2 節を準用する。

第 1 2 節 孤立地域対策活動

風水害対策編第 2 章第 1 3 節を準用する。

第 1 3 節 食料品・生活必需品等の調達供給活動

風水害対策編第 2 章第 1 4 節を準用する。

第 1 4 節 飲料水の調達供給活動

風水害対策編第 2 章第 1 5 節を準用する。

第 1 5 節 保健衛生、感染症予防活動

風水害対策編第 2 章第 1 6 節を準用する。

第 1 6 節 行方不明者の搜索及び遺体の対策等の活動

風水害対策編第 2 章第 1 7 節を準用する。

第 1 7 節 廃棄物の処理活動

風水害対策編第 2 章第 1 8 節を準用する。

第 1 8 節 物価安定等に関する活動

風水害対策編第 2 章第 1 9 節を準用する。

第 1 9 節 危険物施設等応急活動

風水害対策編第 2 章第 2 0 節を準用する。

第 2 0 節 電気施設応急活動

風水害対策編第 2 章第 2 1 節を準用する。

第 2 1 節 都市ガス施設応急活動

風水害対策編第 2 章第 2 2 節を準用する。

第 2 2 節 上水道施設応急活動

風水害対策編第 2 章第 2 3 節を準用する。

第 2 3 節 下水道施設応急活動

風水害対策編第 2 章第 2 4 節を準用する。

第 2 4 節 通信施設応急活動

風水害対策編第 2 章第 2 5 節を準用する。

第25節 鉄道施設応急活動

道路河川課、鉄道事業者

第1 基本方針

災害が発生した場合、鉄道施設の被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、県及び関係機関は、密接な連携をとりつつ、被害状況を早急に把握するとともに、的確な応急復旧体制を樹立し迅速に対処することが必要である。

このため、関係機関は、部内規程等の定めるところにより対策本部を設置し、非常出動態勢を整え、直ちに応急復旧活動に入れる体制がとれるよう、あらかじめ整備しておく。

また、復旧活動が円滑に行われるよう、あらかじめ鉄道施設の復旧に必要な資機（器）材及び車両を整備する。

さらに、関係機関は、被災鉄道施設の早期復旧のため、関係機関が実施する災害復旧工事と関連する道路や河川等の災害復旧工事の事業者と連携するよう努める。

第2 主な活動

鉄道施設の被害を最小限にとどめるため、災害発生時の危険防止、動員体制、資機（器）材の確保等の措置について整備を図り、的確な応急体制を樹立する。

第3 活動の内容

1 市が実施する対策

(1) 許可手続きの迅速化

道路河川課は、市道との交差点において鉄道施設の早期応急復旧のため、復旧工事に係る許可手続きの迅速化を図る。

(2) 工事の調整等

ア 鉄道施設管理者が、道路区域内で応急活動する場合は、道路管理者に協議のうえ、応急活動に入るものとする。

イ 道路内には色々なライフラインが地下埋設されていることから、掘削工事を伴う場合は、道路管理者は、他の占有物件の情報を提供する。

ウ 2者以上の応急工事がある場合は、工事現場が輻輳しないよう調整する。

2 東日本旅客鉄道㈱

(1) 基本方針

鉄道施設を災害から未然に防止し、災害時には早期復旧に努め、輸送の確保を図り、その社会的使命を発揮しうるよう、線路、施設等が自然現象から受ける環境変化を的確に把握し、広域自然災害に対応する防災施策を樹立するとともに、関係行政機関、地方自治体その他関係機関との密接な連携のもとに万全の措置をとるものとする。

(2) 実施計画

災害に関するあらゆる状況を迅速かつ的確に把握し、現地の状況を報告する方法、報告事項の基準等を定めておくものとし、また、関係会社、関係行政機関、地方自治体等と綿密な情報連絡を行いうるよう、これに必要な措置等を定めておくものとする。

ア 被害状況の把握

東京地域本社管内及び長野支社管内で震度6弱以上の地震が発生した場合など被害が甚大で、かつ広域に及ぶときは、被害状況の早期把握ができるよう、情報連絡拠点及び救助中継基地を指定し、この拠点を介して周辺の被害状況、救助要員の参集状況等を把握する方法を定めておくものとする。

イ 旅客公衆等の避難

災害時における旅客公衆及び社員の避難について、その指示、警報伝達、誘導及び受入れの方法並びに緊急輸送のための計画を定めておくものとする。

ウ 水防、消防及び救助に関する措置

(ア) 出水、火災等の災害から人命及び施設を守るため、必要な機器、用具等を整備するとともに、救難、救護等に必要な措置を講じておくものとする。

(イ) 東京地域本社管内及び長野支社管内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、本社災害対策本部の指示に基づき、非被災支社から被災支社の救助中継基地等に救助要員を派遣するものとする。

エ 建設機材の現況の把握及び運用

社内のみならず、部外の関係機関等における応急用建設機材の配置状況及びその種別、数量等を把握し、災害時には緊急使用しうるよう、その方法及び運用について、定めておくものとする。

オ 駅構内等の秩序の維持

災害時における混乱を防止し、秩序を維持するため、鉄道警察隊との密接な連携のもとに、駅構内、列車等における犯罪の予防、旅客公衆の適切な誘導等、災害警備活動の実施要領を定めておくとともに、随時、関係社員の訓練を行い、旅客公衆の安全の確保を期するものとする。

カ 災害復旧

(ア) 災害復旧の実施の方針

災害に伴う社会経済活動を早急に回復し、再び同様の災害を被ることのないよう、関係行政機関が行う復旧事業を考慮して、迅速かつ適切な災害復旧を実施するものとする。

(イ) 災害復旧計画及び実施

災害の復旧については、応急工事の終了後可及的すみやかに、本復旧計画をたて、これを実施するものとする。本復旧計画の実施にあたっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期するものとする。

3 しなの鉄道㈱

(1) 基本方針

災害が発生した場合は、人命救助を最優先するとともに鉄道施設の被害を最小限にとどめるため、的確な応急体制を樹立し、被害の拡大防止とお客様の安全確保に努め早期復旧と輸送の早期再開を図る。そのためには関係行政機関、地方自治体その他関係機関との密接な連携のもとに万全の措置を講じるものとする。

(2) 実施計画

災害に関するあらゆる状況を迅速かつ的確に把握し、災害対策本部を設置して早期復旧に努めるものとする。

ア 被害状況の把握

被害の情報の収集と災害箇所調査を実施するものとする。

イ 旅客公衆等の避難及び誘導

災害時における旅客公衆及び社員の避難についての指示、警報伝達・誘導及び受入れの方法並びに緊急輸送は社内の定めによる。

ウ 水防、消防及び救出に関すること

出水、火災等の災害から人命及び施設を守るため、必要な機器、用具を整備するとともに、救難、救護等に必要な措置を講じておくものとする。

エ 災害発生時の動員体制

災害警備計画に非常時呼出し体制を定めておき、災害の状況により、必要人数を召集する。また、協力会社の連絡、呼出し体制も整備しておくものとする。

オ 施設復旧に必要な機材の把握及び整備

鉄道施設の復旧に必要な、災害予備品の在庫の確認及び関係機関における、応急用建設機材の配備状況及び種別・数量を把握しておくものとする。

4 北陸信越運輸局

基本方針

ア 鉄道の被害状況を把握するとともに、鉄道事業者に対して早期復旧の要請を行うものとする。

イ 被災鉄道等の早期復旧のため、「鉄道等の災害復旧に係る事業間連携に関する地方連絡調整会議」等を通じて、鉄道事業者及び道路や河川等の関連する事業を施行する者が、相互に連携・協力するよう調整する。

ウ 緊急自動車の通行に支障を及ぼさないよう、優先して開放する踏切の指定に向けた関係者間の協議や地震後の踏切の状況等に関する情報共有のための緊急連絡体制などを整備する。

エ 被災した鉄道路線の早期運転再開に向け、道路・河川等関係者と連携した取組を行うための体制を整備する。

第 2 6 節 災害広報活動

風水害対策編第 2 章第 2 7 節を準用する。

第 2 7 節 土砂災害等応急活動

風水害対策編第 2 章第 2 8 節を準用する。

第28節 建築物災害応急活動

建築課、生涯学習課、歴史文化財センター、施設管理者

第1 基本方針

地震により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。

第2 主な活動

- 1 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。
- 2 文化財は貴重な国民的財産であることを認識し、被害の拡大防止等の応急措置を講じるとともに、見学者の生命・身体の安全を確保する。

第3 実施計画

1 公共建築物

災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物であるため、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。

- (1) 庁舎、社会福祉施設、小・中学校等については、管理者等が利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。

- (2) 市は、被害状況により応急危険度判定士の派遣要請を行う。

2 一般建築物

災害発生後、建築物の所有者等は、速やかに建築物等の被害状況を把握し必要な措置を講じる。

- (1) 市が実施する対策

ア 被害の状況を把握し、被災住宅の応急危険度判定を行い、危険防止のため必要な措置を講じる。

イ 被害状況により応急危険度判定士の派遣要請を行う。

ウ 必要に応じ、住宅事業者の団体と連携して、応急対策により居住継続が可能な被災住宅の応急修繕を推進する。

- (2) 建築物の所有者等が実施する対策

建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、被害状況を把握し、危険箇所への立入禁止等必要な措置を講じるものとする。

3 文化財

文化財は貴重な国民的財産であるため、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置を行う。

- (1) 市が実施する対策

ア 市文化財所管部局は、災害が発生した場合の所有者又は管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導するものとする。

イ 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告するものとする。

ウ 被災した建造物内の文化財について、所有者や県教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。

(2) 所有者が実施する対策

- ア 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行うものとする。
- イ 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行うものとする。
- ウ 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、市教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、市教育委員会の指導を受けて実施するものとする。
- エ 被災した建造物内の文化財について、県教育委員会や市文化財所管部局等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。

[資料36] 文化財 (資料編P. 362)

第 2 9 節 道路及び橋梁応急活動

風水害対策編第 2 章第 3 0 節を準用する。

第30節 河川施設・ため池等応急活動

農林課、道路河川課、都市計画課

第1 基本方針

地震による洪水被害を軽減するため、水防活動を実施するとともに、二次災害を防止するため、県及び関係機関との連携・協力により、速やかに被害状況等の把握を行い応急復旧に対応する。

第2 主な活動

- 1 水防上必要な資機（器）材の調達、技術的な援助、危険箇所の応急復旧及び速やかな復旧計画の策定
- 2 大規模な地震が発生した場合には、緊急点検を行い施設の安全を確認し、異常が認められた場合は、適切な処置をとる。
- 3 ため池施設については、地震発生に伴うため池決壊の災害を軽減するため、点検の結果、安全管理上必要があると認めた場合は、速やかに応急措置を行い、ため池の安全を確保する。

第3 活動の内容

1 河川施設等応急対策

(1) 情報の収集

県及び関係機関と連携し、危険箇所等を重点パトロールするとともに、市民からの情報提供を促し、積極的な情報収集を行う。

(2) 避難誘導

被害状況等を市民に伝達するとともに、必要に応じて危険地域の市民に避難指示、緊急安全確保等の応急活動を実施する。

(3) 被害拡大の防止措置

ア 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。

イ 河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

(4) 復旧計画の策定

県及び関係機関との連携、協力のもと、地震による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て従前の河川の機能を回復させる。

(5) 関係機関との連携

河川施設等の応急対策の実施にあたっては、河川管理者及び土地改良区等の関係団体との通報連絡体制等、協力体制をとり実施する。

(6) 市民の活動

市民は被害の拡大を防止するため、水防活動に協力する。

2 ため池応急対策

市内で震度5弱以上の地震が発生した場合には、対象となるため池について速やかに緊急点検を実施する。ため池が決壊した場合、もしくは決壊の恐れが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況等について把握するとともに、応急措置を実施する。

(1) 情報の収集、伝達

ア 管理団体において、地震発生後はため池の緊急点検を実施し、結果を速やかに市へ報告す

るものとする。

イ 市が被害を把握した場合は、速やかに県及び関係機関へ報告する。

(2) 避難誘導

市は、被害状況を市民に伝達するとともに、人命を守るため、ため池下流の市民を安全な場所へ避難させる。

(3) 被害拡大の防止措置

ア 地震の発生により堤体に亀裂等が確認され決壊の恐れが生じた場合、緊急に取水及び排水施設を操作し貯留水を放流する。

イ 被害を拡大させないよう早急に応急措置を実施する。

(4) 管理団体の活動

管理団体においては市が実施する応急対策について協力するものとする。

〔資料 8〕 ため池 （資料編P. 29）

第3 1 節 二次災害の防止活動

本部室、農林課、道路河川課、建築課、消防本部

第1 基本方針

地震発生時に、被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止するための活動が重要である。

第2 主な活動

- 1 建築物に係る二次災害を防止するため応急危険度判定を実施する。また、道路・橋梁等については、関係機関等と協力、連携のもと、二次災害防止のための措置を実施する。
- 2 危険物施設等に係る二次災害を防止するため、関係機関等と協力、連携のもと、二次災害防止のための措置を実施する。
- 3 河川施設の二次災害を防止するため、関係機関等と協力、連携のもと、二次災害防止のための措置を実施する。
- 4 山腹、斜面等については、危険箇所の緊急点検等の活動を行う。

第3 活動の内容

1 建築物、構造物に係る二次災害防止対策

(1) 建築物及び宅地関係

被災した建築物や宅地については、余震等による倒壊等の二次災害から市民を守るため、県応急危険度判定士の派遣を要請し、応急危険度判定を実施する。なお、避難施設については、協定に基づく長野県建築士会埴科支部に対して応急危険度判定士の派遣を要請し、応急危険度判定を実施する。

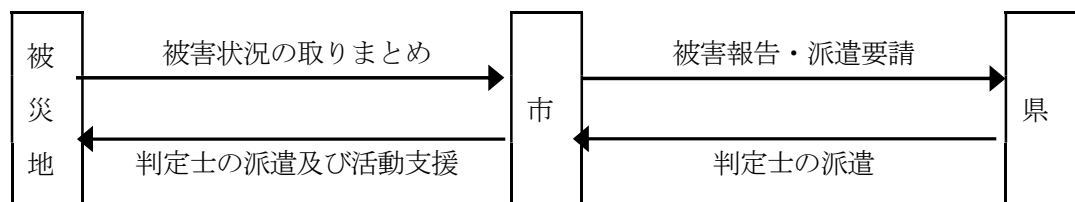
ア 応急危険度判定実施のための体制整備

被災地において、応急危険度判定士が、安全かつ迅速な判定作業が行えるよう次の事項を整備する。

- (ア) 応急危険度判定士の派遣要請
- (イ) 応急危険度判定を要する建築物又は地区の選定
- (ウ) 市内の被災地域への派遣手段の確保
- (エ) 応急危険度判定士との連絡手段の確保

イ 応急措置

市長は、必要に応じ倒壊等の危険のある建築物や宅地について立入禁止等の措置をとる。



ウ 災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

エ 応急危険度判定士により危険度を判定された建築物や宅地の所有者等は、判定結果に基づき必要な措置を講じる。

(2) 道路及び橋梁関係

道路・橋梁等の構造物については、余震等による倒壊等の二次災害を防止するための措置を

講じる必要があるため、第 29 節「道路及び橋梁応急活動」に基づき、県及び関係機関との連携・協力のもと、速やかに市内道路及び橋梁の被害状況について把握し、交通規制、応急復旧工事等必要な措置を実施する。

2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

危険物施設等については、第 20 節「危険物施設等応急活動」に基づき、県、関係機関及び施設管理者等との連携・協力のもと、緊急点検、危険物の保安措置、避難誘導等応急措置の徹底を図り、安全対策に万全を尽くす。

3 河川施設の二次災害防止対策

地震発生後の洪水又は、余震等により河川施設等に二次的な災害の発生が考えられる場合は、危険箇所の点検を行い、その結果必要な応急活動を実施する。

- (1) 河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。
- (2) その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や市民に周知を図る。
- (3) 災害防止のため応急措置を実施する。
- (4) 災害発生のおそれがある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。
- (5) 必要に応じて水防活動を実施する。

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

地震発生に伴い、地盤に緩みが生じた場合、その後の余震等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり、溪流における土石流の発生等の危険性があり、これによる二次災害から市民を守るため、県が実施する緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとる。

第３２節 農林水産物災害応急活動

風水害対策編第２章第３３節を準用する。

第３３節 文教活動

風水害対策編第２章第３４節を準用する。

第３４節 ボランティアの受入れ体制

風水害対策編第２章第３５節を準用する。

第３５節 義援物資、義援金の受入れ体制

風水害対策編第２章第３６節を準用する。

第３６節 災害救助法の適用

風水害対策編第２章第３７節を準用する。

第３７節 飼養動物（ペット）の保護対策

風水害対策編第２章第３８節を準用する。

第３８節 観光地及び観光客の災害応急対策

風水害対策編第２章第３９節を準用する。

第3章 災害復旧計画

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

風水害対策編第3章第1節を準用する。

第2節 迅速な現状復旧の進め方

風水害対策編第3章第2節を準用する。

第3節 計画的な復興

風水害対策編第3章第3節を準用する。

第4節 資金計画

風水害対策編第3章第4節を準用する。

第5節 被災者等の生活再建等の支援

風水害対策編第3章第5節を準用する。

第6節 被災中小企業等の復興

風水害対策編第3章第6節を準用する。

第7節 被災した観光地の復興

風水害対策編第3章第7節を準用する。

第4章 南海トラフ地震に関する事前対策活動

第1節 計画の目的

第1 計画の目的

南海トラフ地震に関する事前対策活動は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、後発地震に備えるために市がとるべき対策を定め、市域における地震防災対策の推進を図ることを目的としている。

なお、本市は、南海トラフ地震防災対策推進地域には指定されていないが、推進地域内の対策活動に準じて、本市に必要な事項を定めるものとする。

第2 南海トラフ地震臨時情報について

南海トラフ地震に関連する情報の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合。 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合。 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く）。 ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連開設情報で発表する場合がある

南海トラフ地震臨時情報は、情報名のあとに「調査中」、「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」、「調査終了」のキーワードを付記し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の形で情報発表される。

第3 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱

総則編第3節「防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」のとおりとする。

第2節 南海トラフ地震に関連する情報発表時の活動体制

各課

第1 配備体制

南海トラフ地震臨時情報が発表されたときは、危機管理防災課長は、震災対策編第2章第2節の配備基準に基づき、配備体制を決定し、職員の動員を指示する。

第2 南海トラフ地震臨時情報の種類ごとの活動体制

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の活動

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたときは、次の業務を実施する。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の収集及び伝達及び防災対応等に関する広報
- (2) 災害警戒本部設置の準備
- (3) 地震防災応急対策の準備
 - ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された際の対応等の確認
 - イ 地震防災応急対策上必要な人員の派遣・受け入れの準備及び物資、資機（器）材等の確認
 - ウ 管理している施設の緊急点検
 - エ 市立学校、幼稚園及び保育園等の児童、生徒、園児等の引き渡し等の安全確保対策

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等発表時の活動

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表されたときは、災害警戒本部を設置し、次の業務を行なう。なお、各部課の活動内容は、千曲市災害対策本部規程別表に準ずるものとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の収集及び伝達及び防災対応等に関する広報
- (2) 地震防災応急対策の準備
 - ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された際の対応等の確認
 - イ 地震防災応急対策上必要な人員の派遣・受け入れの準備及び物資、資機（器）材等の確認
 - ウ 管理している施設の緊急点検
 - エ 市立学校、幼稚園及び保育園等の児童、生徒、園児等の引き渡し等の安全確保対策

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の活動

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表されたときは、災害対策本部を設置し、次の業務を行なう。なお、各部課の活動内容は、千曲市災害対策本部規程別表に準ずるものとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の収集及び伝達及び防災対応等に関する広報
- (2) 地震防災応急対策の実施

[資料15] 千曲市災害対策本部規程 （資料編P.70）

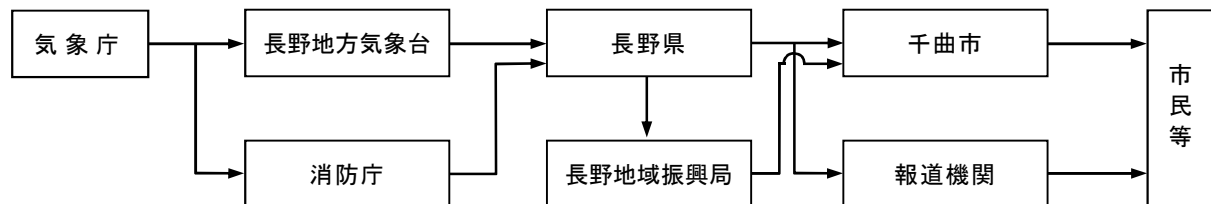
第3節 情報収集伝達計画

危機管理防災課

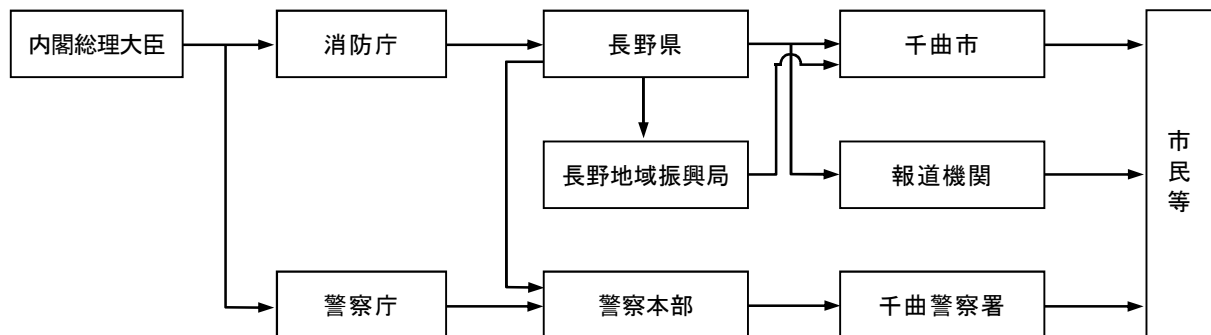
第1 南海トラフ地震臨時情報発表時の伝達

南海トラフ地震臨時情報及び内閣府による注意喚起の伝達については、次により迅速かつ的確に行う。

1 南海トラフ地震に関連する情報



2 内閣府による注意喚起



3 南海トラフ地震臨時情報及び内閣府による注意喚起の受理、伝達

- (1) 南海トラフ地震臨時情報は、長野県より、長野県防災行政無線等を用いて伝達される。
- (2) 南海トラフ地震臨時情報は、勤務時間内にあっては、危機管理防災課長が受理する。勤務時間外にあっては、宿日直者(外部委託)が受理し、速やかに危機管理防災課長に伝達する。
- (3) 危機管理防災課長は、南海トラフ地震臨時情報を収受したときは、直ちに、各部課、区・自治会、消防団に伝達するとともに、広報により市民等に周知する。

第2 応急対策実施状況等の収集伝達

市は、県及び防災関係機関と相互に連絡を取り、南海トラフ地震臨時情報発表後の避難状況、応急対策実施状況等の収集・伝達を行う。収集・伝達すべき主な情報の種類は次のとおりである。

- 1 避難の状況
- 2 交通機関の運行及び道路交通の状況
- 3 防災関係機関の防災応急対策の実施状況
- 4 情報の変容、流言等の状況
- 5 避難指示、緊急安全確保又は警戒区域の設定
- 6 消防団の配備命令
- 7 市内事業所等に対する防災応急対策実施の指示

第4節 広報計画

秘書広報課

第1 基本方針

南海トラフ地震臨時情報に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、地震予知情報等に対応する広報計画を作成し、これに基づき、広報活動を実施する。

本市は、防災対策推進地域に指定されていないが、市民等に対して、的確な広報を行い、市民等の冷静かつ適切な対応を促すように努める。

第2 活動内容

1 広報内容

市は、南海トラフ地震臨時情報受理時、地震災害警戒本部設置時には、次の内容について、市民等に応報を行う。

(1) 南海トラフ地震臨時情報受理時の広報内容

- ア 観測された現象を調査した結果に基づいて発表される南海トラフ地震臨時情報の内容
- イ 関係機関、居住者等が留意すべき事項
- ウ その他必要な事項

(2) 地震災害警戒本部設置時の広報内容

- ア 南海トラフ地震臨時情報
- イ 主な交通機関運行状況及び道路交通状況
- ウ 車両運転の自粛と運転者のとるべき措置
- エ ライフラインに関する情報
- オ 推進地域内外の生活関連情報
- カ 事業者等がとるべき措置
- キ 家庭において実施すべき事項
- ク 自主防災組織に対する防災活動の要請
- ケ 犯罪予防等のために市民のとるべき措置
- コ 金融機関等が講じた措置に関する情報
- サ その他必要な事項

2 広報手段等

(1) 広報手段

市は、市民等に対し、ホームページ、千曲市メール配信サービス、緊急速報メール（上記広報内容のうち※のもののみ）、SNS、防災行政無線、屋外告知放送、ケーブルテレビ、有線放送、広報車等を活用して、広報活動を実施する。

(2) 問い合わせ窓口

市民や報道機関等の問い合わせに対応できるよう、地震災害警戒本部に問い合わせ窓口等の体制を整える。

第5節 災害応急対策をとるべき期間

危機管理防災課

第1 基本方針

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、あらかじめ定める災害応急対策をとるべき期間の間、災害応急対策を実施するものとする。

第2 災害応急対策をとるべき期間

災害応急対策をとるべき期間は、発表された南海トラフ地震臨時情報の種類に応じて、次のとおりとする。

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合

南海トラフ地震沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地域は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置を行う。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震が発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置を行う。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置を行う。

第6節 避難活動等

危機管理防災課

第1 基本方針

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合は、地震発生に伴う被害を最小限にとどめ、また、避難に伴う混乱、事故を防止することを基本として、迅速、的確な避難措置をとる。

その際、高齢者、乳幼児、傷病者、外国籍市民等要配慮者に対する支援や、観光客等に対する誘導などの避難誘導にあたっては、特に配慮し、屋内避難を考慮に入れた対策を講じる。

また、避難対象区域における避難は、徒歩を原則とするが、徒歩による避難が著しく困難な地区については、車両避難についても検討する。

第2 活動内容

1 避難指示又は緊急安全確保

(1) 避難対象地区

市内において、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時に、避難指示又は緊急安全確保の対象となると予想される区域は、次のとおりである。

ア 土砂災害警戒区域、がけ地、山崩れ崩落危険地区

イ 崩落危険のあるため池等の下流地区

ウ その他市長が危険と認める地域

〔資料8〕 ため池 (資料編P. 29)

〔資料9〕 土砂災害警戒区域等 (資料編P. 32)

〔資料10〕 山地災害危険地区 (資料編P. 56)

(2) 避難指示等の実施

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時には、避難が必要と認められる地区の住民に対して、自主避難又は高齢者等避難を行うことを原則とし、特に市長が必要と認めた場合は避難指示又は緊急安全確保を行う。

(3) 避難指示等の伝達

避難指示等の伝達は、原則として、区・自治会、自主防災組織等を通じて実施する。

ア 区・自治会、自主防災組織等による方法

危機管理防災課長は、当該地区の区・自治会、自主防災組織等を通じて、避難指示等を住民に対し、伝達する。必要に応じて、消防団員、警察官等に協力を要請する。

イ 広報による方法

避難対象地区が広範囲にわたる場合は、広報車、屋外告知放送等の手段を活用する。

(4) 避難指示又は緊急安全確保の内容

避難指示又は緊急安全確保を行うに際して、次の事項を明確にする。

ア 避難を要する理由

イ 避難指示・緊急安全確保対象地域

ウ 指定緊急避難場所とその場所

エ 避難経路

オ 注意事項

(5) 警戒区域の設定

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時に、必要と認められる地域に危険防止のための警戒区域の設定を行う。実施方法等は、風水害対策編第2章第12節「避難収容活動」に

よる。

(6) 区・自治会、自主防災組織等に対する指導

市は、区・自治会、自主防災組織、住民及び関係者に対し、次の指導を行う。

- ア 防災用具、非常持出品及び食糧の準備
- イ 避難路の把握及び避難誘導、避難の際の携行品制限
- ウ 指定緊急避難場所の点検及び収容準備
- エ 収容者の安全管理
- オ 負傷者の救護準備
- カ 避難行動要支援者の避難救護

2 避難の方法

(1) 避難は、区・自治会、自主防災組織等を単位とした集団避難を原則とする。

(2) 避難指示等の対象地区住民等は、避難指示等発令の後直ちに避難を行う。

(3) (2)以外の地区は、居住する建物の耐震性、地盤、地形等の状況に応じて、市民が自主的に判断して避難するものとする。

3 避難状況等の報告

区・自治会、自主防災組織の長及び避難所の施設管理者等は、避難完了後に次の事項を危機管理防災課に報告する。

- (1) 避難地区名
- (2) 避難者数
- (3) 必要な救助保護の内容
- (4) 市に対する要請事項

4 避難所の開設・運営

避難所の開設・運営等は、風水害対策編第2章第12節による。

- [資料28] 指定緊急避難場所 (資料編P.319)
- [資料29] 指定避難所 (資料編P.331)
- [資料30] 指定福祉避難所 (資料編P.341)

5 要配慮者利用施設における避難対策

(1) 市は、避難対象地域内の要配慮者利用施設の有無を確認し、これらの施設が所在している場合は、下記事項に留意しつつ避難方法等を調整しておく。

- ア 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べ相対的に高まった旨の臨時情報が発表された場合の迅速な情報伝達（夜間等を含む）
- イ 徒歩避難困難者の避難についての具体的な避難方法
- ウ 屋内避難指針に適合した施設、知人・親戚宅等の避難先

(2) 要配慮者利用施設の管理者は、市と調整の上、それぞれの施設の利用実態、宿日直者等の有無等に応じて下記事項について定めておく。

- ア 夜間・休日を含めた連絡体制
- イ 徒歩避難困難者の避難方法、使用車両等
- ウ 利用者・入所者等の態様に応じた避難先

第7節 食料、生活必需品、飲料水の確保計画

危機管理防災課、産業振興課、上下水道課

第1 基本方針

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時に必要な食料及び生活必需品は、市民が自主防災活動により確保するものとし、県及び市は、市民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資として斡旋するほか、物資流通の円滑化に配慮する。また、地震発生時の飲料水の確保について、県及び市は必要な措置をとる。

第2 実施計画

1 食料及び生活必需品の確保

(1) 調達方法

必要な食料等は、市民の自助努力によって確保することを基本とする。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の措置

ア 市は、商工団体等の協力を得て、小売店等の営業継続を要請し、食料等の供給に努める。

イ 市は、市民に対し、必要以上の買いだめをしないよう呼びかける。

ウ 市民は、3日分程度の非常用食料の準備を行う。

2 飲料水の確保

(1) 市が実施する措置

ア 市民に対して、貯水の励行に関する広報を徹底する。

イ 上下水道課は、応急給水活動の準備を行う。

ウ 上下水道課は、水道施設の安全点検を実施するとともに、応急復旧体制の準備を行う。

(2) 市民が実施する措置

ア 飲料水及び生活用水を、可能な範囲で貯水する。

イ 非常持ち出し用の飲料水の準備を行う。

第8節 医療救護及び保健衛生活動計画

環境課、健康推進課、消防本部

第1 基本方針

地震発生に備え、関係機関との連携を密にして、医療救護及び保健衛生活動体制を確立する。

第2 実施計画

1 医療救護体制の確立

地震防災対策推進地域を中心とする地震発生時の人的被害に備え、強化地域以外からの支援体制を含め、医療救護体制の準備を整える。

- (1) 市は、千曲医師会等に対し、救護班の出動準備を要請する。
- (2) 医薬品、医療用資機（器）材等の必要量及び医薬品卸業者、薬局等の備蓄量を迅速に把握する。
- (3) 救護所等に医薬品、衛生材料、救護用資機（器）材等を配備し、受入体制を整える。
- (4) 傷病者の搬送準備をする。
- (5) 市民に対し、救護所及び応急救護に携わる指定医療機関の周知を図る。

[資料18-11]	災害時の医療救護についての協定（千曲医師会）	（資料編P. 134）
[資料18-12]	災害時の歯科医療救護についての協定（埴科歯科医師会）	（資料編P. 136）
[資料18-13]	災害時の歯科医療救護についての協定（更級歯科医師会）	（資料編P. 138）
[資料18-25]	災害時の医療救護に関する協定（更埴薬剤師会）	（資料編P. 162）
[資料25]	医療機関	（資料編P. 313）

2 保健衛生体制の確立

市は、地震発生に備えて体制を確立するとともに応急用資機（器）材を準備し、市民は、自己完結の努力をする。

- (1) 市は、し尿処理、ごみ処理、感染症予防等の活動について、資機（器）材を準備する。
- (2) 市民は、し尿処理、ごみ処理等の自家処理に必要な器具を準備する。

[資料47]	防疫資機材	（資料編P. 386）

第9節 児童生徒等の保護活動計画

教育総務課、こども未来課、保育課

第1 基本方針

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の発表は授業中等に限らず、登下校中の場合もあり得ることから、市立学校においては、平素からその対処のための行動等を指導するとともに、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時は保護者等と密接な連携を図り、児童生徒等の安全確保を最優先とした対策を講ずる。

また、市は、保育園、幼稚園等に対して市立学校の対策に準じて適切な対策を行うよう指導する。

第2 実施計画

1 学校長が実施する措置

学校においては、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、以下の事前対策を実施する。

- (1) 児童生徒等の安全確保に十分留意し、必要に応じ、教職員の引率による集団下校や、直接保護者への引き渡しを行う。
- (2) 児童生徒等については帰宅させることを原則とするが、留守家庭、交通機関利用通学者、危険区域内在住者等で、帰宅、引き渡しが困難と考えられる場合は、市が設置した指定避難所又は学校で保護する。この場合、事前に保護者と打ち合わせのうえ、個々についての対応の仕方を確認しておく。
- (3) 保護にあたっては不安、動揺を与えないよう配慮するものとし、保護する児童生徒の氏名、人数を確実に把握し、教育総務課へ報告する。
- (4) 保護した児童生徒等の生活に必要な食料、水、生活必需品等の確保については、災害警戒本部と協議のうえ、対策を講ずる。
- (5) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が登下校中に発表された場合に備え、児童生徒等に対し、以下の事項を徹底しておく。
 - ア ブロック塀、橋、がけ下等の危険箇所から離れる。
 - イ 学校か自宅か近い方に急いで避難することを原則とする。
- (6) 交通機関利用者については、その場の指揮者（乗務員、添乗員、車掌等）の指示により行動し、勝手な行動はとらないよう徹底しておく
- (7) 推進地域内のうち土砂災害警戒区域等に所在する学校については、学校での災害リスクを考慮し、原則臨時休業とする（1週間程度）
- (8) 上記以外の学校については、土砂災害警戒区域等を経由して通学する児童生徒等について、通学の安全が確保できない場合には登校させないなど、安全確保のための措置を行う。

2 保護者が実施する措置

児童生徒等の保護者は、学校での引き渡しを受けるべく自主的に出向くものとする。なお、必ず、学級担任の教諭の確認を受けるものとする。

3 保育園、幼稚園等における措置

保育園及び幼稚園等における措置は、前項までの市立学校における措置に準ずる。

第 10 節 消防・救急救助対策等

消防本部、消防団

第 1 基本方針

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、平常時の業務を停止又は縮小し、消防・救急救助対策活動を実施する。

第 2 実施計画

1 消防本部、消防団が実施する措置

- (1) 火災発生の防止、初期消火活動のための市民等への呼びかけ
- (2) 消防用資機（器）材の点検
- (3) 消防水利の確保

[資料19] 消防資機（器）材の現況 （資料編P. 283）

[資料21] 消防水利の現況 （資料編P. 288）

2 区・自治会、自主防災組織等が実施する措置

- (1) 出火防止のための市民への呼びかけ
- (2) 火災発生時の組織体制の確認

3 市民が実施する措置

- (1) 出火防止のための措置
 - ア 不必要な火気の使用を避ける。
 - イ 火気を使用する場合も短時間に行い、使用中はその場を離れない。
 - ウ 使用していない電気器具のプラグはコンセントより外す。
- (2) 初期消火への備え
 - ア 消火器等の器材を準備する。
 - イ 浴槽に貯水し、バケツ等を準備する。

第 1 1 節 売り惜しみ・買い占め等の防止

市民生活課、産業振興課

第 1 基本方針

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、悪質商法や、売り惜しみや買い占め等による物価の高騰等を防ぎ、必要物資の安定供給のための措置が必要である。

第 2 実施計画

1 市が実施する措置

- (1) 売り惜しみ買い占め及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について調査、監視を行う。
- (2) 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。
- (3) 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。
- (4) 売り惜しみ・買い占め、便乗値上げ、警戒宣言に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。
- (5) 管内又は広域圏で流通業者との連携に努める。

2 市民が実施する措置

市民は、集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努める。

第 1 2 節 交通対策

総合政策課、観光課

第 1 基本方針

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時には、交通の混乱と交通事故等の発生を防止するとともに、市民等の避難の円滑と緊急輸送道路を確保するため、次に定めるところにより交通の規制などを実施する。また、鉄道等の公共交通の運行停止に伴う滞留旅客に対応するための措置を講じる。

第 2 実施計画

1 市が実施する措置

- (1) 関係事業者と連携した滞留旅客対策を行う。
- (2) 市民及び観光客に、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表前の段階から発表後の交通規制等の情報を、あらかじめ情報提供するとともに、後発地震に備えた、必要な情報の収集や地震発生時の注意点の再確認を呼び掛ける。
- (3) 地震に備えた行動を求めつつ、冷静な対応を呼び掛ける。

2 自動車運転者がとるべき措置

車両の走行自粛を呼びかけるとともに、自動車運転者に対して、次の事項の周知徹底を図る。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合
 - ア 地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。
 - イ 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車すること。やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切る。このとき、エンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。
- (2) 大規模な地震が発生した場合
 - ア できる限り安全な方法により、車両を道路の左側に停車させること。
 - イ 停車後は、カーラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
 - ウ 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車すること。やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切る。このとき、エンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。

3 鉄道に関する事項

関係事業者と連携した滞留旅客対策等を行う。

第 1 3 節 緊急輸送

総合政策課

第 1 基本方針

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時における緊急輸送は、地震防災応急対策上必要な、最小限の範囲で実施するものとし、各機関と協議の上、地震災害警戒本部が必要な調整を行う。

なお、市は、発災後の緊急輸送に備えて、輸送用車両及びヘリポート等の確保を図る。

第 2 実施計画

1 緊急輸送の対象

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲は次のとおりである。

- (1) 地震防災応急対策実施要員
- (2) 地震防災応急対策の実施に必要な食料、医薬品、防災資機（器）材等の物資、資機（器）材
- (3) その他災害警戒本部長が必要と認める人員、物資又は資機（器）材

2 市が実施する計画

- (1) 発災後の緊急輸送に備えて、輸送用車両等の確保を図る。
- (2) 必要に応じて、風水害対策編第 2 章第 5 節「ヘリコプターの運用計画」により、ヘリコプターの出動を要請する。

3 緊急通行車両の確認

地震防災応急対策の円滑な実施のため必要がある場合は、風水害対策編第 3 章第 1 0 節「緊急輸送活動」により、緊急通行車両の確認を行う。

第 1 4 節 事業所等対策計画

産業振興課

第 1 基本方針

事業者等は、地震発生時期等の確度の高い予測は困難であり、完全に安全な防災対応を実施することは現実的に困難であることを踏まえ、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業を継続することを基本とする。

第 2 実施計画

1 防災対応を検討する手順

南海トラフ地震臨時情報が発表された際に取りべき防災対応について、以下の手順に従って検討するものとする。

- (1) 南海トラフ地震を想定して策定している自社の事業継続計画（BCP）を確認し、自社の脆弱性をまず把握するものとする。
- (2) その上で、今回検討する防災対応の前提となる、南海トラフ地震臨時情報発表時の社会状況等の諸状況を確認するものとする。
- (3) これらを踏まえて、南海トラフ地震臨時情報発表時に、情報別にとるべき防災対応を具体的に検討するものとする。

2 南海トラフ地震に関するBCPの確認

- (1) 南海トラフ地震に関するBCPは、後発地震に備えて取るべき防災対応を検討する際に有効であるため、その確認を実施するものとする。
- (2) BCP未策定の企業については、速やかに策定することの他、事前の防災・減災対策を講ずるなど防災対応力を強化することが望ましい。

3 防災対応検討の前提となる諸条件の確認

- (1) 南海トラフ地震臨時情報の種類ごとに、発表時に想定されるライフラインの状況等を確認し、事業継続に当たっての影響を想定するものとする。
- (2) 個々の企業等の地理的条件を確認し、防災対応を検討する際に踏まえるべき、自社の位置における住民の行動を把握するものとする。

4 事業所等の防災対応（巨大地震注意対応）の検討

事業所等の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等発表時の防災対応について、個々の状況に応じて、日頃からの地震への備えを再確認する等、後発地震に備えた防災対応を検討する。

5 事業所等の防災対応（巨大地震警戒対応）の検討

- (1) 必要な事業を継続するための措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表後、一部地域の避難や被害を踏まえ、人的・物的資源が一部制限されている中で、企業活動を 1 週間どのように継続するか検討するものとする。

(2) 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置

事業所等は、突発地震に備えて、日頃から対策を行っておくことが重要であり、その上で、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、これらの日頃からの地震への備えを再確認し、地震が発生した場合に速やかに必要な防災対応が行えるようにしておくものとする。

また、日頃からの地震への備えの再確認の例は、以下の措置とし、これらの措置については、後発地震への備えとして、事業所等の立地する地理的条件や業種の違いに関わらず、全ての事業所等が検討することが望ましい。

- ア 安否確認手段の確認
- イ 什器の固定・落下防止対策の確認
- ウ 災害物資の集積場所等の災害拠点の確認
- エ 発災時の職員の役割分担の確認

(3) 施設及び設備等の点検

地震が発生した場合に被害が生ずるおそれのある施設及び緊急的に移動しないといけない設備等について点検に関する措置を検討するものとする。

また、社会的に及ばず影響の大きな不特定多数の者が利用する施設、危険物を取扱う施設等を管理又は運営する企業については、第三者に危害を及ぼさないよう必要な点検を確実に実施するものとする。

(4) 地震に備えて普段以上に警戒する措置

地震による被害軽減や早期復旧を図るため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時に行う日頃からの地震への備えの再確認等に加え、個々の事業所等の状況を考慮した上で必要に応じて、同情報発表後に後発地震発生に備えて普段以上に一定期間継続的に警戒した防災行動を行う措置を検討するものとする。

一定期間継続的に実施する警戒措置の例は、以下の措置とし、これらの措置のうち、突発地震に備えた防災対策に加え、既存のBCP等も参考に、同情報発表時に実施することで一時的に企業活動が低下するものであったとしても、後発地震が発生した場合にトータルとして被害軽減・早期復旧できる措置があれば、その実施を推奨する。

- ア 荷物の平積み措置
- イ 燃料貯蔵や車両燃料の常時満タン化
- ウ サプライチェーンにおける代替体制の事前準備
- エ 製品在庫の増産や原材料・部品の積み増し
- オ ヘルメットの携行の徹底
- カ 定期的な重要データのバックアップ
- キ 速やかに作業中断するための準備

(5) 地域への貢献

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時には、普段から取り組んでいる事業活動の延長として、企業の強みを活かして、地域において取られている避難等の防災対応に対する支援を地方公共団体と連携して実施するものとする。

また、それぞれの事業所等において、日頃からの自主防災組織との協働体制を構築し、非常食や資機材の提供等について検討するものとする。さらに、避難誘導や要配慮者に対する支援等を実施することができる体制を検討しておくものとする。

(6) 情報の伝達

南海トラフ地震臨時情報の内容等については、各事業所内等において、確実に情報が伝達されるよう、その経路及び方法を具体的に定めるものとする。この場合、勤務時間内及び勤務時

間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意する。

(7) 防災対応実施要員の確保等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、各事業所等の防災対応の実施に必要な要員については、伝達方法及び伝達手段の実態を勘案しながら、実施する防災対応の内容、その作業量、所要時間等を踏まえて、具体的な所要要員の確保について検討するものとする。

また、各事業所等の防災対応を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ指揮機能を持った組織を設置し、指揮命令系統、職務分担等の当該組織の内容を明確にし、事業所内等にあらかじめ周知する。

原子力災害対策編

第 1 章 災害予防計画

第 1 節 災害に対する備え

危機管理防災課、健康推進課、環境課、消防本部

第 1 計画の目的

この計画は、原子力事業所の事故等による放射性物質の拡散又は放射線の影響に対して、東日本大震災における原子力災害等を教訓に、県、市、防災関係機関、原子力事業者及び市民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することを目的とする。

第 2 定 義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 「放射性物質」とは、原子力基本法第 3 条に規定する核燃料物質、核原料物質及び放射性同位元素等による放射線障害の防止等に関する法律（以下「放射線障害防止法」という。）第 2 条第 2 項に規定する放射性同位元素並びにこれらの物質により汚染されたものをいう。
- 2 「原子力災害」とは、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第 2 条第 1 号に規定する被害をいう。
- 3 「原子力事業者」とは、原災法第 2 条第 3 号に規定する事業者をいう。
- 4 「原子力事業所」とは、原災法第 2 条第 4 号に規定する工場又は事業所をいう。
- 5 「特定事象」とは、原災法第 10 条第 1 項に規定する政令第 4 条第 4 項各号に掲げる事象をいう。
- 6 「原子力緊急事態」とは、原災法第 2 条第 2 号に規定する事態をいう。

第 3 主な取組み

- 1 千曲市内及び長野県内には原子力事業所が存在せず、また、他県にある原子力事業所に関する「予防的防護措置を準備する区域（原子力事業所から概ね半径 5 km）」及び「緊急防護措置を準備する区域（原子力事業所から概ね 30 km）」にも県及び本市は含まれないが、東日本大震災における原子力災害では放射性物質が緊急防護措置を準備する区域より広範囲に拡散し、住民生活や産業に甚大な被害をもたらしている。

こうした経過を踏まえ、原子力事業所の事故により放射性物質若しくは放射線の影響が広範囲に及び、県内及び当市域において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はその恐れのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

- 2 原子力事業所等からの情報収集は、県が各電力会社と締結した「原子力発電所の安全確保に係る連絡体制に関する覚書」に基づき実施し、市は、県からの情報を元に市民への連絡体制の整備、モニタリング体制の整備、健康被害の防止、緊急時における退避・避難活動等、原子力災害に対応した防災対策を講じる。

第 4 活動の内容

放射性物質の拡散又は放射線の影響に対する第 2 章に掲げる応急対策が迅速かつ円滑に行われるよう平常時から準備するほか、次の対応を行う。

1 モニタリング等

市は県と協力し、相互に連携しながら、災害時における影響評価に用いるための比較データを収集・蓄積するため、平常時からモニタリングを実施する。

2 屋内退避、避難誘導等の防護活動

市は、広域的な避難に備えて他の市町村と避難所の相互提供等についての協議を行うほか、県外避難を想定した市町村間での相互応援協定等の締結に努める。

市は、施設管理者の同意を得て放射線の防護効果の高いコンクリート建屋を待避所又は避難所とするよう努める。

3 健康被害の防止

市は県と協力し、人体に係る汚染検査体制の把握及び準備、医薬品の在庫状況やメーカーからの供給見通し把握を行う。

4 原子力防災に関する市民等に対する知識の普及と啓発

災害時に的確な行動をとるためには、平常時から原子力災害や放射性物質に対する正しい理解を深めることが重要であることから、県、市及び原子力事業者は市民等に対し必要に応じて次に掲げる項目等の原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (2) 原子力災害とその特殊性に関すること
- (3) 放射線防護に関すること
- (4) 県等が講じる対策の内容に関すること
- (5) 屋内退避、避難に関すること
- (6) 原子力災害時にとるべき行動及び留意事項等に関すること

5 原子力防災に関する訓練の実施

市は県と協力し、必要に応じて原子力防災に関する訓練を実施する。

6 原子力防護資機（器）材等の整備

市は、災害応急対策に従事する職員の安全を確保するための放射線防護資機（器）材を整備する。また、災害時における避難誘導等の防護対策活動を実施するための資機（器）材も合わせて整備する。

第２節 原子力発電所における事故等に係る通報連絡

危機管理防災課

第１ 原子力発電所からの通報連絡体制

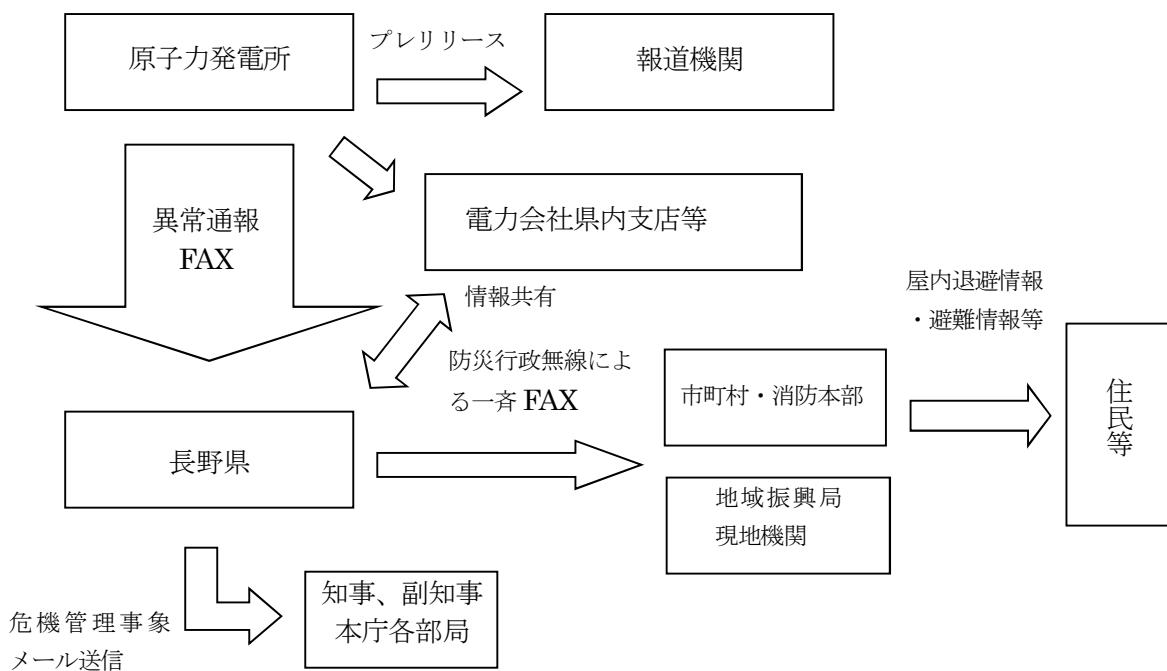
県は、次の原子力発電所を管理する電力会社と締結した「原子力発電所の安全確保に係る連絡体制に関する覚書」に基づき、原子力発電所で放射性物質漏洩及びその恐れのある事故等が発生した場合には、原子力発電所から長野県に対し連絡通報を行う体制を整備する。

電力会社	原子力発電所
中部電力株式会社	浜岡原子力発電所
東京電力ホールディングス株式会社	柏崎刈羽原子力発電所

第２ 異常時の通報

上記１の原子力発電所において警戒事態（原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。以下同じ。）、施設敷地緊急事態（原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態をいう。以下同じ。）又は全面緊急事態（原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態をいう。以下同じ。）が発生したときは、電力会社はその内容を直ちに県に通報連絡することとし、県は情報収集活動を実施し、事故の状況、その他県内への影響を把握し、必要に応じて随時市町村及び防災関係機関へ連絡するものとする。

電力会社からの異常時の情報伝達体制



第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務

危機管理防災課、健康推進課、環境課、消防本部

第1 実施責任

1 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、総合調整を行う。

2 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

3 原子力事業者

原子力事業者は、原災法第3条の規定に基づき、原子力災害の発生の防止に関し万全の措置を講じるとともに、原子力災害（原子力災害が生じる蓋然性を含む）の拡大防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意を持って必要な措置を講じる。

4 防災関係機関

指定地方行政機関、陸上自衛隊第13普通科連隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等は、他の災害対策と同様に相互に協力し、防災活動を実施又は支援するものとする。

第2 処理すべき事務又は業務

1 県及び市が特に原子力災害対策として処理すべき事務又は業務

- (1) 放射性物質の拡散又は放射線の影響に関する情報の伝達、災害の情報収集及び被害調査に関すること。
- (2) 原子力事業所所在県（以下「所在県」という。）及び本県に隣接する県（以下「隣接県」という。）との連携に関すること。（県）
- (3) 原子力事業者、原子力防災専門官との連携に関すること。（県）
- (4) 自衛隊、国の専門家等の原子力災害派遣要請に関すること。（県）
- (5) 市民等の屋内退避、避難及び立入制限に関すること。
- (6) 環境放射線モニタリング（以下「モニタリング」という。）等に関すること。
- (7) 健康被害の防止に関すること。
- (8) 飲料水、飲食物の摂取制限に関すること。
- (9) 農林畜水産物の採取及び出荷制限に関すること。
- (10) 原子力防災に関する訓練の実施。
- (11) 汚染物質の除去などに関すること。
- (12) その他原子力防災に関すること。

2 原子力事業者各々が処理すべき事務又は業務

- (1) 原子力事業所の防災管理に関すること。
- (2) 従業員等に対する教育、訓練に関すること。
- (3) 関係機関に対する情報の提供に関すること。
- (4) 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること。
- (5) 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること。
- (6) 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関すること。
- (7) 国、県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること。
- (8) 汚染物質の除去に関すること。

第2章 災害応急対策計画

第1節 情報の収集・連絡活動

本部室、環境課、消防本部

第1 基本方針

放射性物質の拡散又は放射線の影響から、市民の生命、身体、財産を保護するため、県及び市、防災関係機関はできる限り早期に的確な応急対策を実施する。

また、大規模自然災害と原子力発電所に係る事故等が同時期に発生した場合にはモニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出ることを踏まえ、早期の情報収集・連絡活動を実施する。

第2 情報の収集及び連絡体制の整備

- 1 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において屋内退避又は避難が必要となる恐れのある場合、市は、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。
- 2 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内の地域が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域になった場合、市は県とともに原子力災害合同対策協議会へ職員を出席させ、原子力事業所の状況、モニタリング情報、住民避難・屋内退避等の状況とあわせて国、所在県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、県及び市が行う応急対策について協議する。
- 3 市は、県と連携を密にして情報の把握に努める。
- 4 各電力会社は、県とあらかじめ定めた通報連絡事項が発生した場合は、速やかに県へ通報連絡を行う。また、県は、電力会社から通報連絡があった事項等の収集した情報を随時市町村へ連絡する。

第3 情報手段の確保

- 1 市は県と協力し、必要に応じ情報連絡のための通信手段を確保する。
- 2 市は県と協力し、必要に応じ電気通信事業者に対して県、市町村、防災関係機関等の重要通信の確保を要請する。要請を受けた電気通信事業者は、防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

第2節 活動体制

本部室、健康推進課、環境課、秘書広報課、消防本部

第1 災害警戒本部・災害対策本部の設置

1 災害警戒本部の設置

- (1) 市長は、次に掲げる場合、警戒本部を設置し、事故に関する情報収集及び情報提供を行う。
 - ア 原子力事業所の事故により、放射性物質又は放射線の影響が広範に及び、市内において屋内退避又は避難が必要になる恐れがあるとき。
 - イ その他市長が必要と認めるとき。
- (2) 組織
風水害対策編 第1章 第3節を準用する。
- (3) 警戒本部の廃止
概ね次の基準による。
 - ア 災害対策本部が設置されたとき。
 - イ 市長が市内において屋内退避又は避難のおそれなくなったと認めたとき。

2 災害対策本部の設置

- (1) 市長は、次に掲げる状況になった場合、災害対策本部を設置する。
 - ア 原子力事業所の事故により、放射性物質又は放射線の影響が広範に及び、市内において屋内退避又は避難が必要になったとき。
 - イ その他市長が必要と認めるとき。
- (2) 組織
風水害対策編 第1章 第3節を準用する。
- (3) 災害対策本部の廃止
概ね次の基準による。
 - ア 市内において屋内退避又は避難の必要がなくなったとき。
 - イ 市長が原子力災害に関する対策の必要がなくなったと認めたとき。

第2 国の職員及び専門家等の派遣要請

市は、市内において屋内退避又は避難が必要となるおそれがあるとき、必要に応じ県を通じて安全規制担当省庁に専門家の派遣、又は原子力事業者に連絡窓口のための職員の派遣を要請する。

第3 モニタリング等

市は、必要に応じてモニタリングを実施するとともに、県が実施するモニタリングが円滑に行われるよう協力する。

第4 放射性物質濃度の測定

- 1 県は、あらかじめ定めた放射性物質濃度測定の実施体制に基づき、水道水、降下物、下水等汚泥、廃棄物焼却灰、流通食品、農林畜水産物、農地用土壌、家畜用飼料、肥料等の放射性物質濃度の測定を実施し、結果を県ホームページに掲載する。また、指標を超える測定結果があった場合は、市町村に速やかに連絡をするとともに、汚染物の適正な処理を行う。
- 2 市は、必要に応じて放射性物質測定を実施するとともに、県が実施する測定が円滑に行われるよう協力する。測定した結果は、市ホームページに掲載する。

第5 健康被害防止対策の実施

市は、県の協力を得て、必要に応じて人体に係る避難退域時検査及び簡易除染、医薬品の確保、健康相談を実施する。

第6 市民等への的確な情報伝達

- 1 市は県と協力し、市民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。

情報提供及び広報に当たっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、国や県、原子力事業者と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間が生じないよう定期的な情報提供に努める。

- 2 市は、報道機関の協力を得て、原子力災害に関する情報を広く市民等に向けて提供し、原子力災害に伴う社会的混乱や風評被害を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努める。

第7 市民等からの問い合わせに対する対応

市は県と協力し、必要に応じて放射線に関する健康相談、食品の安全等に関する相談、農林畜水産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を設置して、速やかに市民等からの問い合わせに対応する。

第3節 屋内退避、避難等の防護活動

本部室、健康推進課、環境課、秘書広報課、総合政策課、消防本部

第1 屋内退避及び避難誘導

- 1 市は県と協力し、市内において原子力緊急事態が宣言され原災法第15条第3項に基づき内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があった場合、市民等に次の方法等で情報を提供する。
 - (1) 屋外告知放送による伝達及び広報車等による広報活動。
 - (2) 報道機関を通じたラジオ、テレビ、新聞等による報道
 - (3) 警察署・交番等での情報提供、パトロールカーによる巡回、広報活動。
 - (4) 消防本部の広報車等による広報活動。
 - (5) 教育委員会等を通じた小中学校への連絡。
 - (6) 電気、ガス、通信事業者、鉄道事業者、各種団体の協力による広報活動。
 - (7) インターネット、ホームページ、千曲市メール配信サービス、SNS、緊急速報メールを活用した情報提供。
- 2 市長は、内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があったときから原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市民等に対する屋内退避又は避難指示の措置を講じる。
 - (1) 屋内退避対象地域の市民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行う。必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で待避所又は避難所を開設する。
 - (2) 避難誘導に当たっては、要配慮者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。
 - (3) 退避又は避難指示を行った場合は、警察、消防等と協力し、市民等の退避・避難状況を的確に把握する。
 - (4) 退避所又は避難所の開設に当たっては、退避所又は避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、水等の配布等について避難者、市民、自主防災組織等の協力を得て円滑な運営管理を図る。
 - (5) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、市民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民等の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

原子力災害対策指針

(最新改定日 令和5年11月1日) で示されている屋内退避及び避難等に関する指標

基準の概要	初期設定値* ¹	防護措置の概要
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1 m で計測した場合の空間放射線量率* ²)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物* ³ の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転* ⁴ させるための基準	20 μ Sv/h (地上1 m で計測した場合の空間放射線量率)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。

- *¹ 「初期設定値」とは、緊急事態当初に用いる値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には改定される。
- *² 実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- *³ 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。
- *⁴ 「一時移転」とは、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する措置をいう。

第2 広域避難活動

- 1 市は、市の区域を越えて避難を行う必要が生じたときは、他の市町村に対し収容先の供与及びその他災害救助の実施に協力するよう要請する。
県は、必要に応じて避難先及び輸送ルートの調整を行う。
- 2 市は、避難者の把握、市民等の避難先の指定を行い、輸送方法等は県に要請する。
- 3 市からの要請に基づき避難者を受け入れる他の市町村は、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。
- 4 J R会社、鉄道会社、バス会社等は、県、市と連携し、避難者の輸送を行う。
- 5 自衛隊は、県及び市と協力し、避難者の輸送に関する援助を行う。
- 6 県及び市は、必要に応じ、国〔原子力規制委員会等〕の協力を得ながら、原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の支援の下、避難者等が避難又は一時移転し避難所等に到着した後に、避難者等の甲状腺被ばく線量モニタリングを行うものとする。

第3 立入制限等の措置及び緊急輸送活動

- 1 県及び関係機関は、市長が屋内退避又は避難を指示した区域について、外部からの車両等が進入しないよう、交通の規制及び立入制限等必要な措置をとるよう関係機関に要請する。
- 2 県及び関係機関は、市及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要に応じて調整を行う。
- 3 県は、人員、車両等に不足が生じたときは、(公社)長野県トラック協会、(公社)長野県バス協会、警察本部、自衛隊等関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じ隣接県に支援を要請する。
- 4 県公安委員会は、緊急輸送のための交通路確保について、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、交通規制を実施するとともに交通情報の提供を行う。警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報、その他警察が保有する手段等により、交通情報の把握に努めるとともに、国等から派遣される専門家及び緊急事態応急対策活動を実施する機関の現地への移動に関して、適切に対応する。

第4節 飲料水・飲食物の摂取制限等

本部室、健康推進課、環境課、秘書広報課、
上下水道課、農林課、教育総務課、消防本部

第1 飲料水・飲食物の摂取制限

- 1 県は、国の指示・要請及び県が実施する災害時モニタリングの結果に基づき、原子力規制委員会及び厚生労働省が示す飲食物摂取制限に関する指標を超える恐れがあると認められる場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を市又は水道事業者へ指示又は要請する。
- 2 市又は水道事業者は、国又は県から指示があったとき又は放射線被爆から地域住民を防護するために必要があると判断するときは、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を行う。

第2 農林畜水産物の採取及び出荷制限

- 1 県は、国の指示及び要請に基づき、農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林畜水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を自ら行うか、関係市町村に指示する。
- 2 市は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被爆から地域住民を防護するために必要があると判断するときは、農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林畜水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。

第3 飲食物摂取制限に関する指標

対 象	放射性ヨウ素
飲料水	300ベクレル／キログラム以上
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜・芋類を除く） 穀類、肉、卵、魚、その他	2,000ベクレル／キログラム以上

（最新改定日 原子力災害対策指針（令和5年11月1日）より）

対 象	放射性セシウム
飲料水	10ベクレル／キログラム以上
牛乳	50ベクレル／キログラム以上
一般食品	100ベクレル／キログラム以上
乳児用食品	50ベクレル／キログラム以上

（厚生労働省省令及び告示より）

第5節 市外からの避難者の受入れ活動

総務課

第1 避難者の受入れ

1 緊急的な一時受入れ

市は、避難元の都道府県や市町村（以下「避難元都道府県等」という。）からの受入れについて県から要請があった場合、必要に応じて次の対応を行う。

- (1) 市の保有する施設を県の対応に準じ一時的な避難所として、当分の間提供する。

なお、受入れに当たっては、要配慮者及びその家族を優先する。

2 短期的な受入れ

市は避難元都道府県等と連携し、必要に応じて次の対応を行う。

- (1) 被災自治体から避難者受入れの要請があった場合には、緊急的な一時受入れと同様に、市が保有する施設を避難所とする。
- (2) (1)による受入れが困難な場合は、市内の旅館、ホテル等への移動を促す。

3 中期的な受入れ

市は避難元都道府県等と連携し、必要に応じて次の対応を行う。

- (1) 避難者に対しては、空いている市営住宅や教員住宅等への受入れを行う。
- (2) 長期的に市内に居住する意向のある者については、住宅、仕事等の相談に対応するなど、定住支援を行う。

第2 避難者の生活支援及び情報提供

- 1 市は、避難元都道府県等と連携し、市内に避難を希望する避難者に対して、住まい、生活、医療、教育、介護等の多様なニーズを把握し、必要な支援につなげる。
- 2 市は、避難者に関する情報について避難元都道府県を通じて避難元市町村へ情報提供する。
- 3 市は、避難者に関する情報を活用し、避難者へ避難元市町村からの情報を提供するとともに、市からの避難者支援に関する情報を提供する。

第3章 災害からの復旧・復興

環境課、農林課、
観光課、健康推進課、秘書広報課

第1節 復旧・復興の基本方針

第1 基本方針

国、県、市及び原子力事業者は、相互に連携しながら必要な復旧・復興対策を講じる。

第2 放射性物質による汚染の除去等

県及び市は、国が示す汚染の基準に沿って、国が実施する汚染廃棄物の処理及び除去作業に協力するとともに、必要に応じて汚染廃棄物の処理及び除染作業を行う。また、事故由来放射性物質を放出した原子力事業者は、環境の汚染への対処に関し、誠意を持って必要な措置を講じる。

第3 その他災害後の対応

- 1 県及び市は、災害時モニタリング等の調査、専門家の意見等を踏まえ、災害応急対策として実施された屋内退避又は避難、立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を行う。
- 2 県及び市は、関係機関と協力してモニタリングを行い、その結果を速やかに公表する。
- 3 県及び市は、原子力災害による風評被害等の未然防止及び影響軽減のため、国、関係団体等と連携し、かつ報道機関等の協力を得て、農林水産業、地場産業等の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動を行う。
- 4 県及び市は、市民等からの心身の健康に関する相談に応じる。

第4章 核燃料物質等輸送事故災害への対応

危機管理防災課、消防本部

第1節 核燃料物質等輸送事故災害への対応

第1 基本方針

核燃料物質の輸送中に係る事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、県内あるいは市内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要になったとき、又はその恐れのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策、復旧・復興を行う。

なお、次以外の項目については、「第1章 災害予防計画」「第2章 災害応急対策」「第3章 災害からの復旧・復興」を準用する。

第2 原子力事業者及び原子力事業者から核燃料物質等の運搬を委託された者の対応

運搬中に事故が発生した場合、次の措置を迅速かつ的確に行う。また、事故が発生した場合に備え、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機（器）材等記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際にはこれらの書類、必要な非常通信用資機（器）材及び防災資機（器）材を携行する。

- 1 安全規制担当省庁、警察及び消防機関に対する迅速な報告・通報
- 2 消火、延焼防止
- 3 立入禁止区域の設定
- 4 避難のための警告
- 5 汚染の拡大防止及び除去
- 6 放射線の遮蔽
- 7 放射線障害を受けたおそれのある者等の救出及び避難支援等の応急の措置

第3 警察及び消防機関の対応

- 1 警察は、事故の通報を受けた際に、事故の状況に応じて警察職員の安全確保を図りながら、事業者と相互に協力して人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。また、警察官は、県等防災関係機関に対する通報、連絡体制を整備する。
- 2 消防機関は、事故の通報を受けた際に、事故の状況に応じて消防職員の安全確保を図りながら、事業者と相互に協力して火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制を整備する、また、市及び防災関係機関に対する通報、連絡体制を整備する。

その他災害対策編

それぞれの災害対策において特記すべき事項について記述した。
その他の事項については「風水害対策編」を参照のこと。

第 1 章 航空災害対策

第 1 節 災害予防計画

危機管理防災課、消防本部

第 1 基本方針

航空機の墜落等の大規模な事故の発生に備えて、迅速かつ円滑な災害応急対策がとれるよう、情報の収集・連絡体制の整備を行うとともに、捜索、救助、救急、消火活動を行う関係機関の資機（器）材の整備等に努め、航空災害の事故対応に万全を期する。

第 2 主な取組み

- 1 関係機関との情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、発災現場等や民間企業、報道機関、市民等からの情報収集体制の整備を行う。
- 2 非常参集体制の整備及び関係機関の連携体制をあらかじめ整備する。
- 3 救急救助用の資機（器）材の整備等に努める。

第 3 計画の内容

1 情報の収集・連絡体制の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。また、報道機関や市民等からの情報の収集体制の整備を行う。

2 非常参集体制の整備及び関係機関の連携体制

非常参集体制の整備及び防災関係機関相互の連携体制をあらかじめ整備しておく。

- (1) 職員の非常参集体制は、風水害対策編第 1 章第 4 節「活動体制計画」に定めるとおり、整備する。
- (2) 消防機関同士の相互応援体制が円滑に行われるよう、風水害対策編第 1 章第 5 節「広域相互応援計画」に定めるとおり、救助活動の支援体制の整備を行う。

3 救急救助用の資機（器）材の整備

各種活動を迅速、的確に実施するため、風水害対策編第 1 章第 6 節「救助・救急・医療計画」に定めるとおり、救助工作車等の車両、その他応急措置の実施に必要な救急救助用資機（器）材の整備に努める。

第2節 災害応急対策計画

危機管理防災課、消防本部、消防団

第1 基本方針

航空機の墜落等の大規模な事故により多数の死傷者が発生した場合に迅速かつ的確に搜索、救助、消火等の応急対策を行い、被害を最小限に止めることを目的とする。

第2 主な活動

- 1 事故発生の情報及び被害の状況について情報を得た場合は速やかに情報の収集、関係機関への連絡にあたる。
- 2 職員の非常参集、情報収集連絡体制等を確立し、必要に応じて災害対策本部を設置し、応急対策を実施する。
- 3 被害等の規模によっては、必要に応じて広域応援の要請を行う。

第3 活動の内容

1 情報の収集・連絡

(1) 情報の収集及び報告

市は、人的被害の状況を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに長野地域振興局へ連絡する。

(2) 応急活動対策の報告

市は、応急対策の活動状況、対策本部の設置状況、応援の必要性を県に連絡する。

2 活動体制の確立

(1) 職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置

発災を覚知した場合は、風水害対策編第2章第3節「非常参集職員の活動」において定めるところにより、速やかに関係職員を参集するとともに、想定される災害規模により必要に応じて災害対策本部を設置する。

(2) 広域応援体制への早期対応

市は、災害の規模等により、市の活動のみでは、十分な応急活動が行えない場合は、風水害対策編第2章第4節「広域相互応援活動」において定めるところにより、応援要請を行うとともに、応援を受け入れるための受援体制を早急に整える。

3 搜索、救助・救急及び消火活動

(1) 関係機関による多様な手段を活用した搜索活動の実施

市は、県から航空機の遭難情報を得た場合、速やかに消防団と連携した搜索活動に着手し、得た情報は、県へ連絡する。

(2) 消火、救助活動の実施

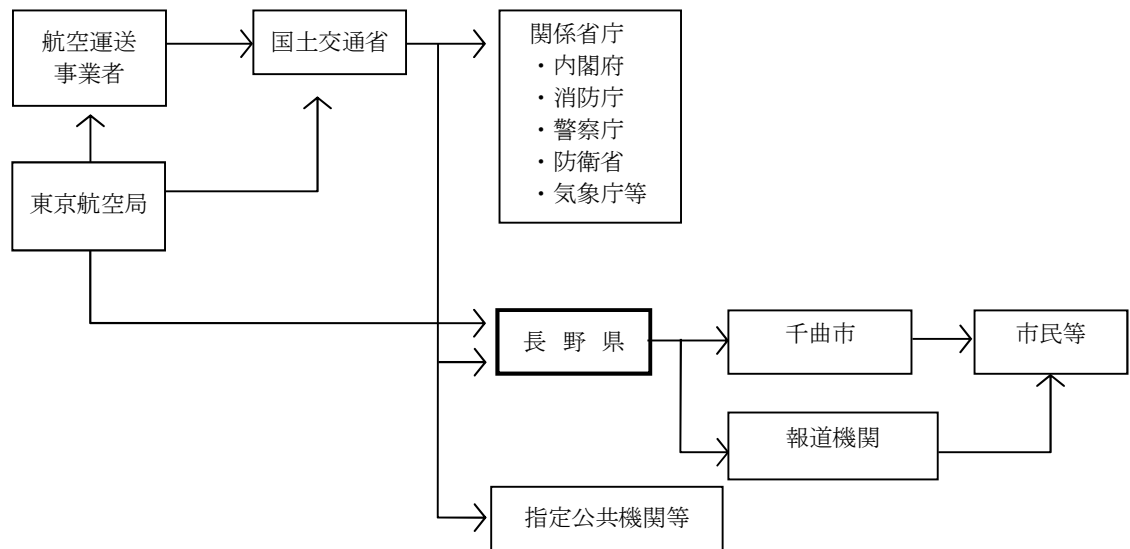
災害の発生箇所が確認された場合は、速やかに被害状況の把握を行うとともに、消火、救助・救急活動を行い、必要に応じて広域応援体制をとる。

(3) 医療活動の実施

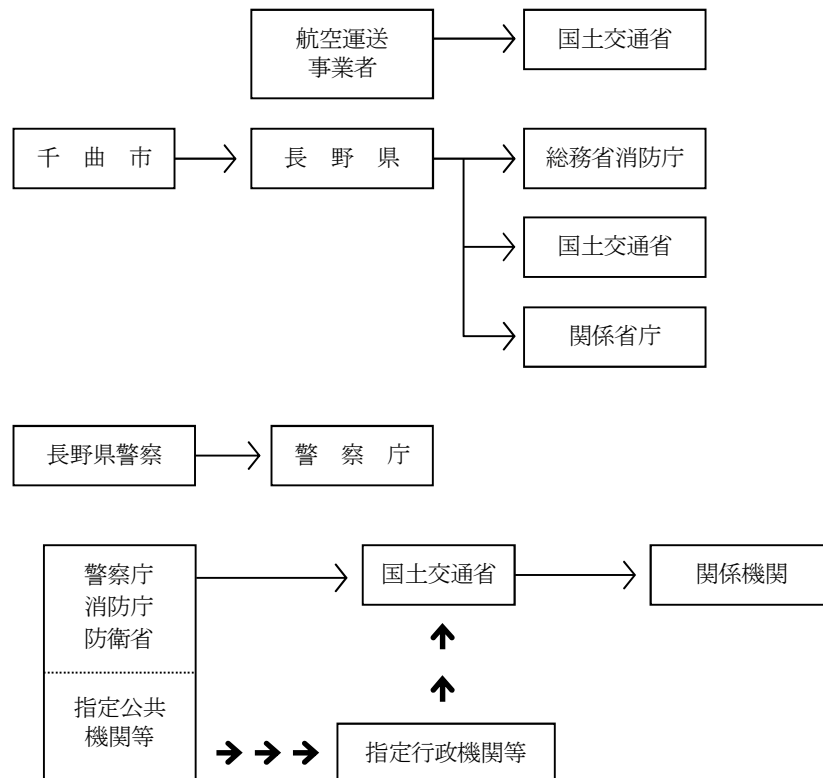
多数の負傷者への応急処置や救急搬送に対応するため、風水害対策編第2章第7節「救助・救急・医療活動」において定めるところにより、医療救護活動を実施する。

4 航空災害における連絡体制

(1) 航空事故情報等の連絡

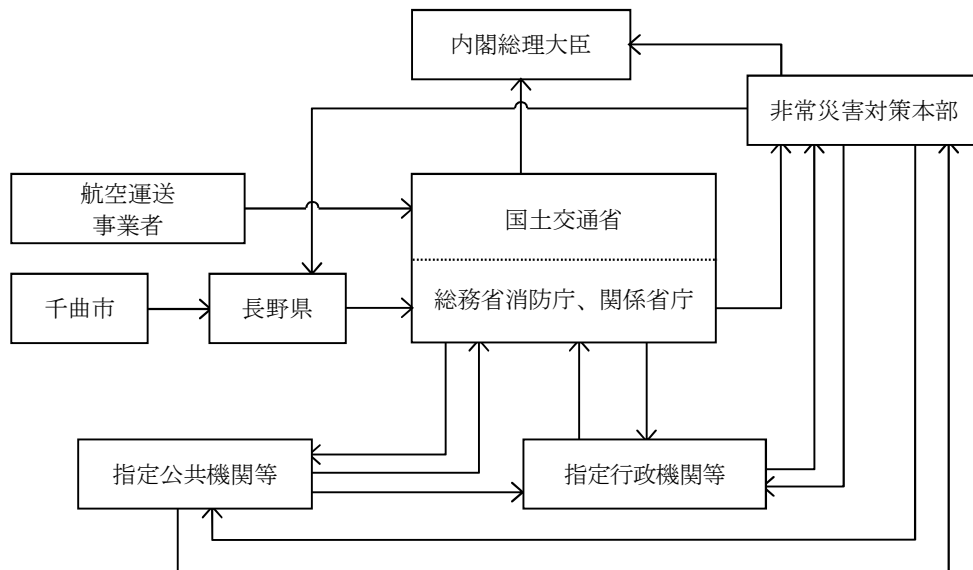


(2) 航空事故発生直後の第1次情報等の収集・連絡

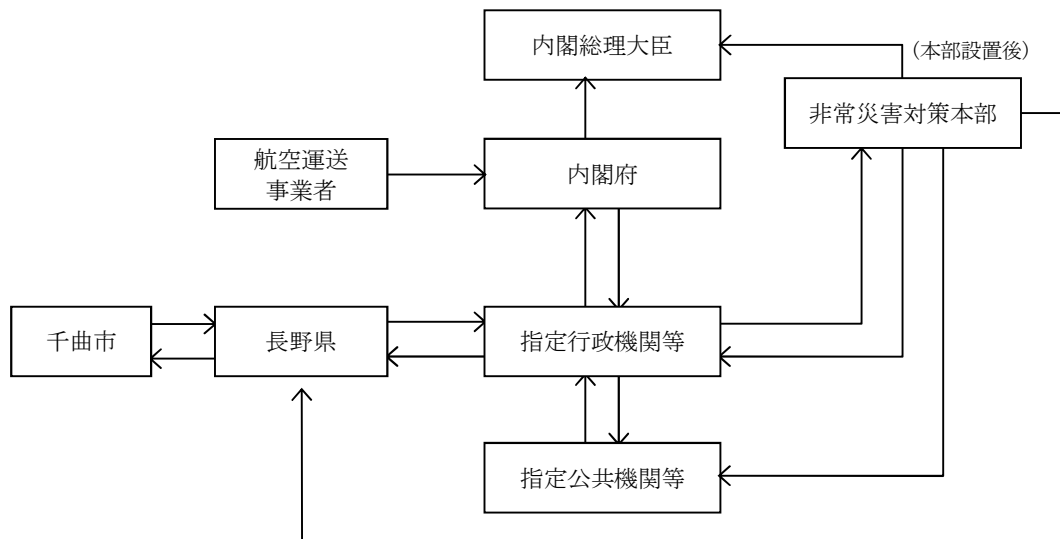


大規模な場合（→→は、指定公共機関等の場合）

(3) 一般被害情報等の収集・連絡



(4) 応急対策活動情報の連絡



第2章 道路災害対策

第1節 災害予防計画

道路河川課

第1 基本方針

自然災害や道路事故等では、多数の死傷者の発生、道路の寸断といった災害が生じることから、道路交通の安全を確保し、道路利用者及び市民の生命身体を保護するため、道路災害予防活動の円滑な推進を図る。

第2 主な取り組み

- 1 自然災害・事故等で生じる道路（橋梁等を含む）の機能障害を最小限に抑えるよう、各関係機関において情報交換を図る等、平常時より連携を強化する。
- 2 道路（橋梁等を含む）の自然災害・事故等に対する安全性を確保するため、危険箇所の点検を実施し、道路（橋梁等を含む）の整備を図る。

第3 計画の内容

1 道路交通の安全のための情報の充実

道路利用者に対する気象警報・注意報等の周知不足が大災害に発展した場合も多く、情報収集とともに、道路利用者に情報を周知することが求められる。

関係各機関の情報連絡体制、連携を強化し、気象警報・注意報等の的確な発表、伝達の実施に努める。

- (1) 道路管理者は、気象庁等による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するために、平常時から関係機関との連携を強化しておくものとする。
- (2) 道路管理者は、道路利用者に気象警報・注意報等を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。
- (3) 道路管理者は、道路交通の安全確保のための情報収集、連絡体制及び情報伝達体制の整備を図るものとする。

2 道路（橋梁等を含む）の整備

自然災害・事故が発生した場合、道路（橋梁等を含む）は、落石、法面崩壊、道路への土砂流出、道路決壊、橋梁等重要構造物の破損、電柱等の倒壊、事故車両等によって交通不能あるいは交通困難な状態になる場合も予想される。この対策として道路管理者は、道路（橋梁等を含む）について自然災害・事故等に対する対策の強化を図る。

- (1) 市は、それぞれの施設整備計画により災害に対する安全性に配慮し、整備を行う。
- (2) 自然災害・事故等が発生した場合に救助工作車等の大型車が通行可能なよう、道路の拡幅等整備を図る。また、傷病者の移送についても、医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え調整を行う。

3 災害応急体制の整備

自然災害・事故等により、道路（橋梁等を含む）が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要があるが、市単独では対応が遅れる恐れがあるため、関係機関との協力体制を整備する。

4 関係者への的確な情報伝達体制の整備

道路管理者は、道路事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を、放送事業者等との連携を図りながら整備するものとする。

第2節 災害応急対策計画

危機管理防災課、道路河川課、消防本部

第1 基本方針

自然災害・事故等が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、救急・救助活動を行う。また必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の災害応急対策をとり、被害を最小限に食い止めるとともに、応急復旧工事を行う。

第2 主な活動

- 1 情報不足による混乱の発生及び被害の拡大を防止するため、災害情報の収集・提供・連絡活動を実施する。
- 2 被害の拡大を防ぎ緊急交通路を確保するため、交通規制、迂回道路の設定等の措置をとるとともに、被害の拡大等を防ぐため、道路利用者等に情報を提供する。
- 3 市による応急復旧が困難な場合は、応援協定等により応援要請を行う。
- 4 負傷者の救急・救助活動等を実施する。
- 5 被災者家族等に対する的確な情報伝達活動を実施する。

第3 活動の内容

1 災害情報の収集・提供・連絡活動の実施

災害発生時に迅速な情報を収集することは、災害応急対策を実施する上で重要である。このため、迅速な情報の収集・提供・連絡活動を実施する。

- (1) 道路管理者は、巡視の結果等について、災害の発生又はその恐れがある場合、速やかに関係各機関へ通報するものとする。
- (2) 市は、巡視の結果や通報、市防災行政無線等により入手した情報を、県防災行政無線等を活用して、速やかに県、関係機関へ通報する。
- (3) 道路管理者は、被害拡大の防止等を図るため、道路利用者への情報提供に努めるものとする。

2 救急・救助・消火活動

市は、風水害対策編第2章第7節「救助・救急・医療活動」及び第8節「消防・水防活動」に定めるとおり救助・救急・消火活動を実施する。

3 応急活動の実施

自然災害・事故等が発生した場合には、速やかに道路障害物除去等の応急活動を実施し、被害を最小限度にとどめるとともに、二次災害を防ぐために交通規制等を実施する。

- (1) 道路管理者は、路上障害物除去、緊急輸送道路確保等の応急活動を実施する。また、被害の拡大を防ぎ緊急交通路を確保するため、交通規制、迂回道路の設定等の措置をとるとともに、被害の拡大等を防ぐため、道路利用者等に情報を提供するものとする。
- (2) 市は、行政区内の道路（橋梁等を含む）の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行い、交通の確保に努める。
- (3) 関係機関の間で整備した業務協定等に基づく応急活動を実施する。

4 関係機関の協力体制の確立

関係機関が相互に情報を共有し、協力して災害応急対策活動を実施する体制を確立する。

- (1) 市は、必要物資等について速やかに県に要請するなど、県と連絡を密にし、協力して効率

的な人員資材の運用に努める。

- (2) 関係機関はパトロール等による巡視の結果や通報等の情報を、速やかに市等へ通報するものとする。また、市等から入手した情報を道路復旧に活用するなどお互いに協力して、より効率的な人員資材の運用に努めるものとする。

5 関係者への情報伝達活動

道路事故災害の状況、安否状況、医療機関などの状況を把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。このために、必要な人員を配置し、報道機関の協力を得ながら随時情報の更新を行う。

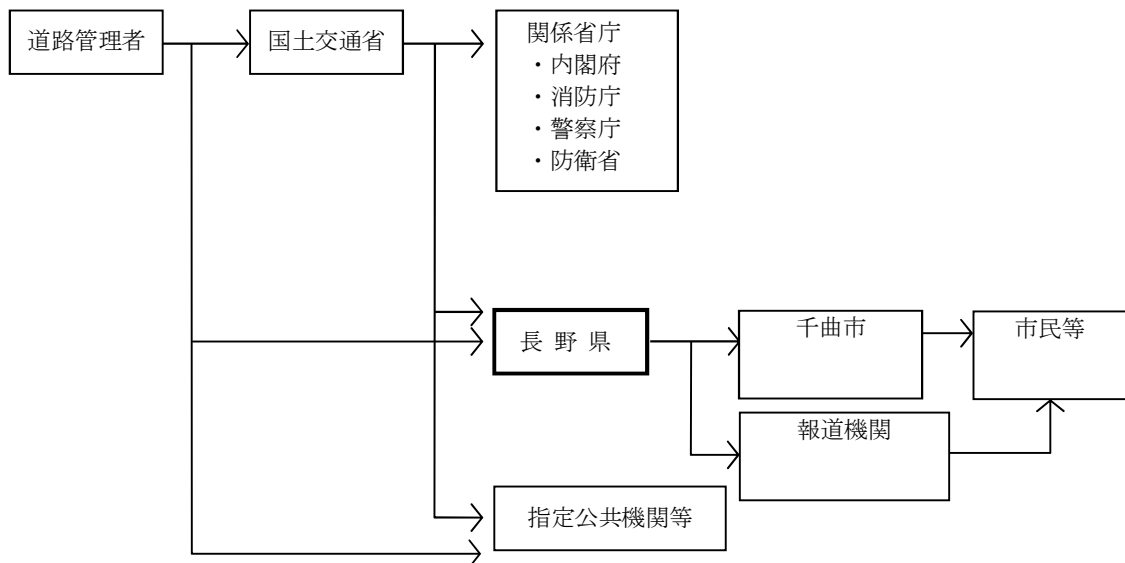
6 道路（橋梁等を含む）の応急復旧活動

道路交通の早期回復のため、道路（橋梁等を含む）の応急復旧工事、交通安全施設等の応急復旧活動を実施する。

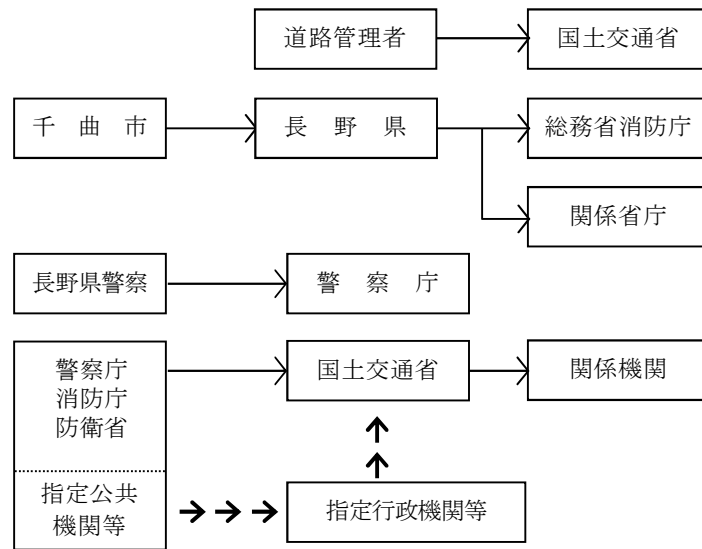
- (1) 市は、パトロール等による巡視の結果等をもとに、被災道路の応急復旧工事を行う。
- (2) 応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機（器）材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。

7 道路災害における連絡体制

(1) 道路災害等事故情報の連絡

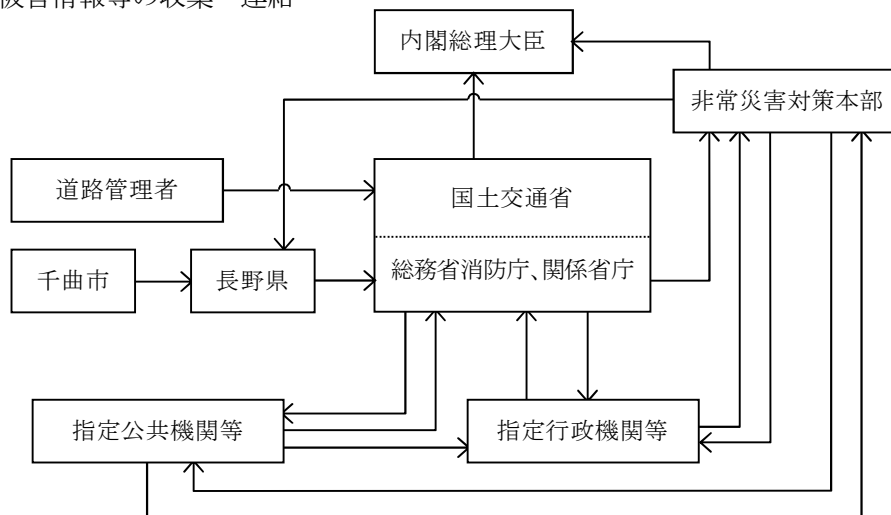


(2) 道路事故発生直後の第1次情報等の収集・連絡

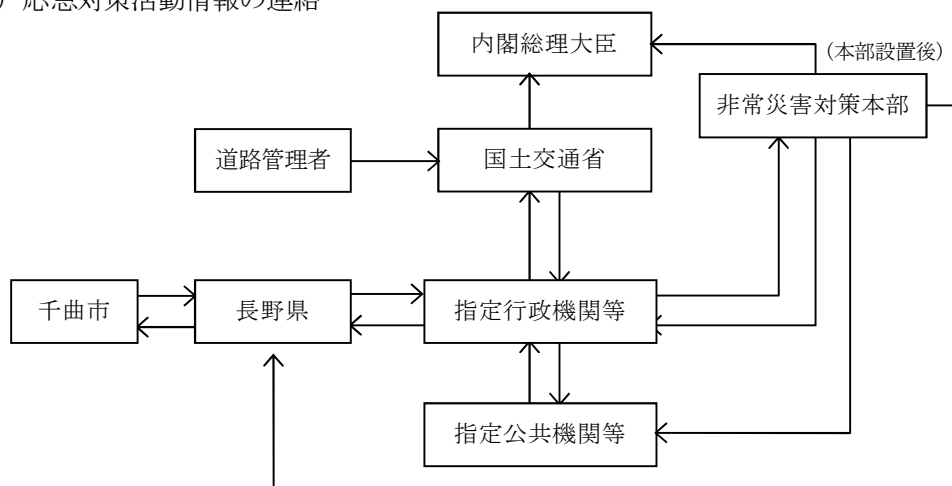


大規模な場合（→ → は、指定公共機関等の場合）

(3) 一般被害情報等の収集・連絡



(4) 応急対策活動情報の連絡



第3章 鉄道災害対策

本章において災害とは、災害対策基本法及び同法施行令の規定に基づく、大規模な事故を要因とする被害の発生をいい、具体的には、鉄道における列車の衝突等に起因する多数の死傷者等の発生といった、大規模な鉄道事故による被害をいう。

第1節 災害予防計画

危機管理防災課、総合政策課、
道路河川課、消防本部、鉄道事業者

第1 基本方針

大規模な鉄道事故に備えて、鉄道及び車両等の安全を確保し、利用者及び市民等の生命及び身体を保護するため、予防活動の円滑な推進を図る。

第2 主な取組み

- 1 市及び鉄道事業者は、踏切道の改良、鉄道施設周辺の安全を確保するため必要な対策を講じる。
- 2 市は、鉄道事故による市民生活への支障等を防止するために必要な措置を講じる。
- 3 市及び鉄道事業者は、迅速・確実な情報収集・連絡体制の整備を図る。
- 4 市及び鉄道事業者は、鉄道災害における災害応急体制の整備を図る。

第3 計画の内容

1 鉄道施設・設備の整備・充実等

大規模鉄道事故の防止のためには、軌道・踏切等の施設や安全のための設備の整備・充実を図るとともに、鉄道施設周辺の安全を確保する必要がある。また、被害がさらに拡大することを防止するため、あらかじめ適切な措置を講じる。

(1) 踏切道の保守・改良

鉄道事故を防止するため、踏切道の保守・改良等に万全を期す必要がある。市は踏切道の改良のため、以下の対策の実施に努める。

- ア 踏切道の立体交差化
- イ 踏切道の構造の改良
- ウ 踏切保安設備の整備

(2) 鉄道施設周辺の安全の確保

市は、大規模事故に対する鉄道施設の安全を確保するため、鉄道施設周辺における危険箇所の把握、防災工事の実施等の対策を講じる。

(3) 被害の拡大を防止するための事前の措置

市及び県は、主要な鉄道施設の被災による、広域的な経済活動への支障及び市民生活への支障を防止するため、主要な交通網が集中している地域について土砂災害対策等を重点的に実施する。

2 災害応急体制の整備

大規模鉄道事故の発生に際して、迅速かつ円滑な応急対策を実施し、復旧・復興に備えるために、あらかじめ体制等の整備を図る。

事故発生時には、被害情報や負傷者の受入体制等の情報を、関係機関が迅速かつ適切に入手することが不可欠であるため、情報伝達ルート多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について、事前に連携体制を確立する。

(1) 情報収集・連絡体制の整備

事故発生時の迅速かつ円滑な情報収集・伝達のため、日頃から関係機関相互の連絡を緊密にし、情報収集・連絡体制をあらかじめ整備を図る。

ア 市は、事故発生時の円滑な応急対策のため、迅速かつ確実な情報収集・伝達が行われるよう、日頃から鉄道事業者との連絡を緊密にし、体制をあらかじめ整備しておく。

イ 市は、特に、鉄道事故を引き起こす恐れのある浮き石、落石等を発見した場合に、必要に応じて鉄道事業者との連絡を取り合うための連絡体制を、事前に確立する。

(2) 救助・救急・消火活動のための体制の整備

事故発生時における迅速かつ円滑な救助・救急・消火活動のため、適切な体制を整備し、関係機関相互の連携強化を図る。

ア 市は、風水害対策編第1章第6節「救助・救急・医療計画」及び第7節「消防・水防活動計画」に定めるとおり体制の整備等に努める。

イ 鉄道事業者は事故発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、市・県及び消防機関との連携の強化に努める。

(3) 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

医療機関の患者受入状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整え、日頃から関係機関の連携を密にし、事故発生時の医療情報が速やかに入手できるよう努める。

このため、市は、風水害対策編第1章第6節「救助・救急・医療計画」に定めるとおり連絡体制の整備等に努める。

(4) 緊急輸送活動のための体制の整備

事故発生時の応急活動に必要な人員・資機（器）材等の輸送のため、道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

(5) 防災訓練の実施

事故発生時に適切な行動をとることにより、被害を最小限にとどめるため、具体的な状況を想定した訓練が重要である。

鉄道事業者は、事故の発生を想定した情報伝達訓練を実施するとともに、市及び県が実施する防災訓練に積極的に参加するよう努める。

(6) 事故復旧への備え

鉄道事業者は、施設及び車両の迅速かつ円滑な復旧に備え、人員の応援計画及び復旧資材の調達計画をあらかじめ定めておくものとする。

第2節 災害応急対策計画

危機管理防災課、総合政策課、消防本部、鉄道事業者

第1 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、救急・救助活動を行う。また、鉄道事業者は、鉄道利用者の生活に支障のないよう代替交通手段を確保する。

第2 主な活動

- 1 情報不足による混乱の発生及び被害の拡大を防止するため、災害情報の収集・提供・連絡活動を実施する。鉄道事故情報等については、鉄道事業者から収集する。
- 2 被害の状況等に応じて、市は応援協定等による応援要請並びに、県に対し自衛隊の災害派遣の要請を行う。
- 3 負傷者の救急・救助活動等を実施する。
- 4 鉄道事業者は、代替交通手段を確保する。
- 5 被災者家族、一般市民等に対する的確な情報伝達活動を実施する。

第3 活動の内容

1 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

大規模鉄道事故が発生した場合には、正確な情報を迅速に収集し伝達することが極めて重要であり、そのため、情報収集・連絡体制を整備する。

(1) 鉄道事故情報等の連絡

大規模鉄道事故が発生した際に、速やかに初動体制を確立するため、事故発生情報を直ちに収集し伝達する。

ア 伝達系統は「鉄道災害における連絡体制」のとおりとする。

イ 市、県及び鉄道事業者は、鉄道事故を引き起こす恐れのあるものを発見した場合には、あらかじめ定めた連絡体制に基づき、必要に応じて互いに連絡を取り合う。

ウ 発見又は連絡に基づき、市は直ちに、警戒体制の強化、避難指示の発令、避難誘導の実施、災害の未然防止活動の実施等、被害の発生を防止するため必要な措置を講じる。

エ 発見又は連絡に基づき、鉄道事業者は直ちに、危険防止措置、警戒体制の強化等、必要な措置を講じる。

(2) その他各種情報等の収集・連絡

事故発生後の第1次情報(被害速報等)をはじめ、応急対策のために必要な各種の情報を、迅速かつ円滑に収集し伝達する。

事故発生直後の第1次情報、一般被害情報及び応急対策活動情報等についての伝達系統は、「鉄道災害における連絡体制」のとおりとする。

2 活動体制及び応援体制

大規模鉄道事故が発生した場合において、適切な事故応急対策を実施するため、各関係機関は速やかに活動体制を整える。

(1) 鉄道事業者が実施する対策

ア 被害拡大防止措置

(イ) 関係列車の非常停止の手配

(イ) 乗客の避難

イ 活動体制の確立

(7) 職員の非常招集

(4) 情報収集連絡体制の確立

(ウ) 対策本部の設置

(2) 広域応援体制

大規模鉄道事故が発生した場合には、その被害の状況等に応じて、市は広域応援を要請し、また他の市町村からの要請に応じて応援を行う。

ア 市は、市内で鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等に応じて、他市町村に応援を求める。

イ 市は、他市町村における大規模鉄道事故の発生を覚知したときは、速やかに応援体制を整える。

(3) 自衛隊派遣要請

市は、鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等により必要があれば直ちに、風水害対策編第2章第6節「自衛隊の災害派遣」に定めるところにより、県に対して自衛隊の災害派遣を要請するよう求める。

3 救助・救急・消火活動

市、県及び鉄道事業者は、鉄道事故発生に際して互いに連携し、迅速な救急・救助・消火活動に努める。

(1) 市が実施する対策

市は、風水害対策編第2章第7節「救助・救急・医療活動」及び第8節「消防・水防活動」に定めるとおり救助・救急消火活動を実施する。

(2) 鉄道事業者が実施する対策

鉄道事業者は事故発生直後における負傷者の救急・救助活動を行うとともに、各関係機関の行う救急・救助活動に可能な限り協力するよう努める。

事故発生直後における初期消火活動を行うとともに、各関係機関の行う消火活動に可能な限り協力するよう努める。

4 代替交通手段の確保

大規模鉄道事故が発生した場合には、鉄道利用者の生活に支障のないよう代替交通手段を確保するため、鉄道事業者は以下の対策を実施する。

(1) 他路線への振り替え輸送

(2) バス代行輸送

(3) 被災していない鉄道事業者の協力による代替輸送

5 関係者等への情報伝達活動

被災者家族等からの問い合わせに的確に対応できるように、災害の状況、安否状況等の情報をきめ細かに正確に提供する。また、地域住民はもとより、交通機関を利用する一般市民にも随時情報の提供を行う。

(1) 被災者家族等への情報伝達活動

市及び鉄道事業者は相互に緊密な連絡をとりあいながら、鉄道事故の状況、安否情報、受

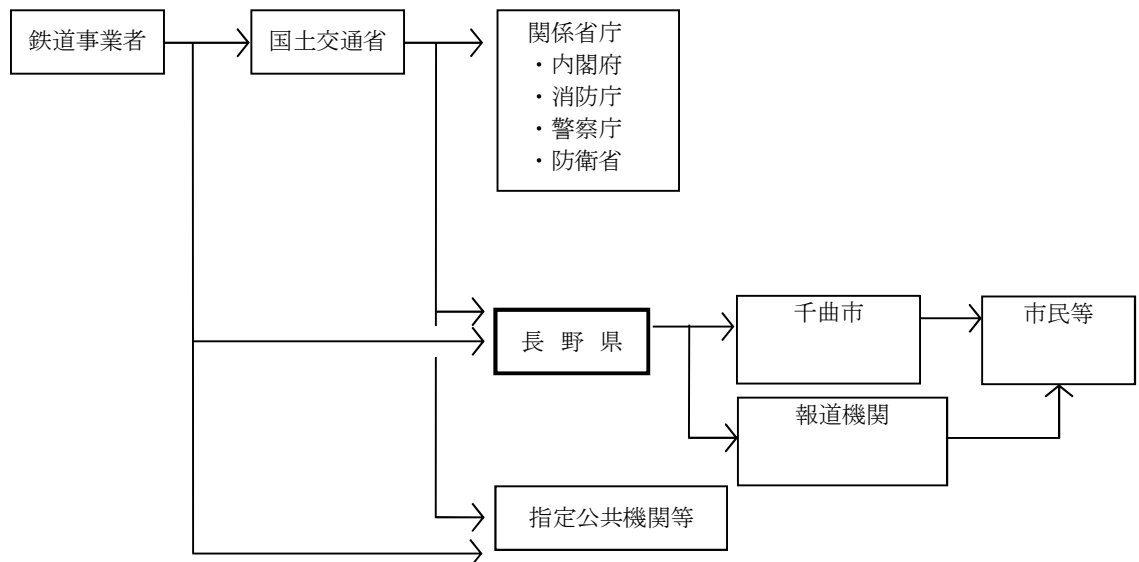
入医療機関の状況を逐一把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。このために、必要な人員を配置し、報道機関等の協力を得ながら随時情報の更新を行う。

(2) 一般市民への情報伝達活動

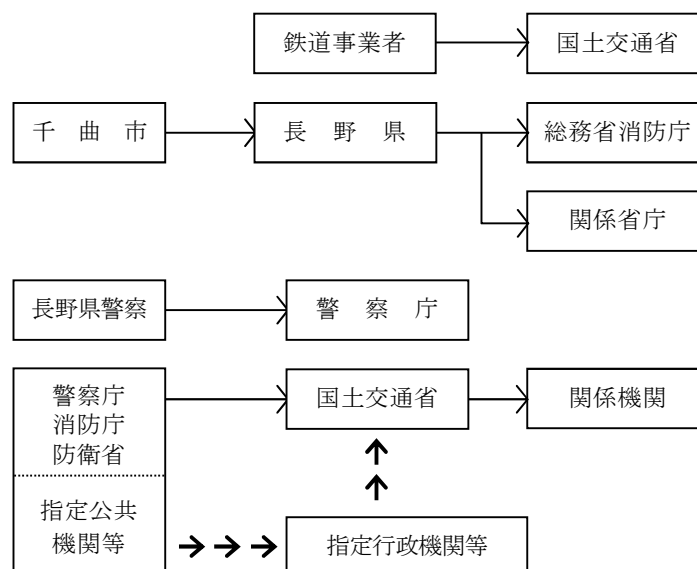
鉄道事業者は鉄道の運行等、交通機関利用者及び一般市民にとって必要な情報の提供を行う。

6 鉄道災害における連絡体制

(1) 鉄道事故情報等の連絡

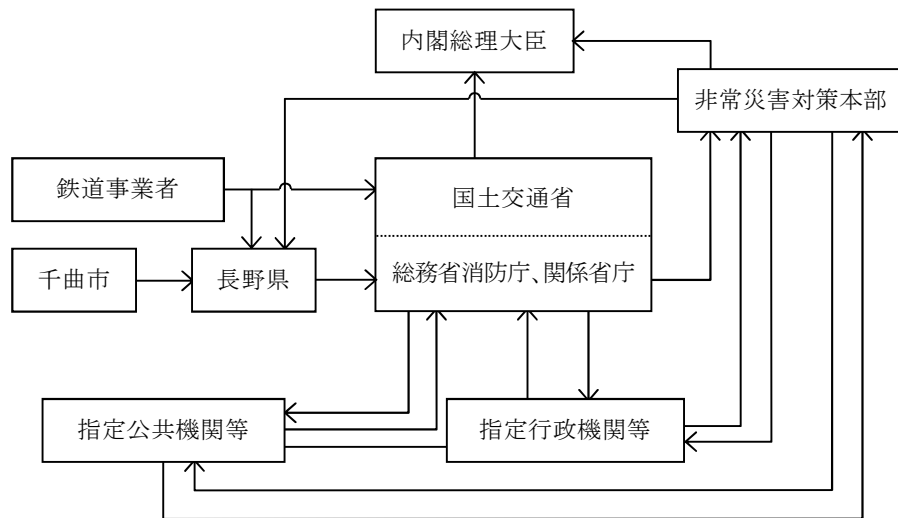


(2) 鉄道事故発生直後の第1次情報等の収集・連絡

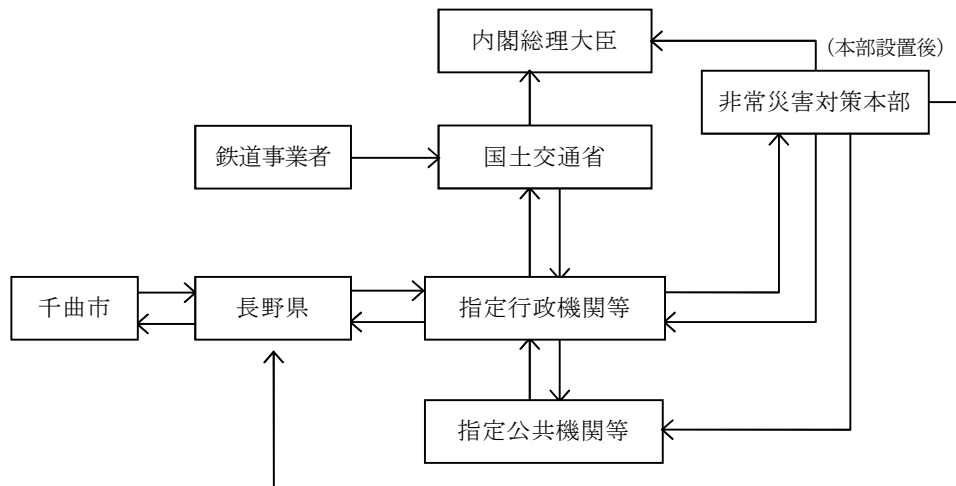


大規模な場合（→→は、指定公共機関等の場合）

(3) 一般被害情報等の収集・連絡



(4) 応急対策活動情報の連絡



第4章 危険物等災害対策

第1節 災害予防計画

環境課、道路河川課、都市計画課、消防本部

第1 基本方針

危険物等の漏洩・流出、火災、爆発による大規模な事故が発生した場合、危険物等施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらす恐れがあることから、安全性の向上や災害応急体制の整備を図り、危険物等による災害を未然に防止する。

第2 主な取組み

- 1 危険物等関係施設における安全性の確保を図る。
- 2 危険物等関係施設における災害応急体制の整備を図る。
- 3 危険物等大量流出時における応急対策用資機（器）材の整備を図る。

第3 計画の内容

1 危険物等関係施設の安全性の確保

危険物による災害の発生を防止するためには、法令の遵守及び立入検査の実施により、施設・設備の安全性の確保を図るとともに、自衛消防組織の設置、定期点検・自主点検の実施及び保安教育の実施等、保安体制の強化を図る。

また、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。

(1) 規制及び指導の強化

- ア 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、事故の発生防止に十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化する。
- イ 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、施設の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。
- ウ 立入検査については、次に掲げる事項を重点に随時実施する。
 - (ア) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況
 - (イ) 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規程の作成等安全管理状況

(2) 自衛消防組織の整備促進

緊急時における消防機関との連携など、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導する。

2 危険物等関係施設における災害応急体制の整備

危険物等関係施設における災害発生時の対応は、それぞれの関係法令において緊急措置の実施及び関係機関への通報等が定められているが、災害の拡大を防止するため、関係機関の連携の強化等保安体制の整備を推進する。

(1) 消火資機（器）材の整備促進

市は、多様化する危険物火災に対応する化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機（器）材の整備を図る。

(2) 警察署との連携

消防法で定める危険物施設の設置又は変更の許可をした際は、警察に対してその旨通報し、連携を図る。

3 危険物等の大量流出時における防除体制の整備

危険物等の河川等への大量流出時に備えて、防除資機（器）材の整備等が行われているが、迅速かつ円滑な防除活動を実施するため、活動体制の整備を推進する。

(1) 危険物施設の管理者に対し、危険物の流出時の拡大防止対策に必要なオイルフェンス等の資機（器）材の整備、備蓄促進について指導する。

(2) 消防法で定める危険物施設の設置又は変更の許可をした際は、警察に対してその旨通報し、連携を図る。

(3) 危険物等の河川等への大量流出時に備え、水道事業者は、給水車、給水タンク及び水道事業者相互の水道連結管の整備促進を図るとともに、他の事業者等との相互応援体制を整備する。

第2節 災害応急対策計画

環境課、健康推進課、道路河川課、都市計画課、上下水道課、消防本部

第1 基本方針

危険物等施設に大規模な事故（タンクローリー等の横転事故を含む）が発生した場合、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらす恐れがあることから、当該施設にあつては、的確な応急点検及び応急措置等を速やかに実施し、災害の拡大の防止を図る。

また、危険物等が河川等に大量流出した場合、周辺住民への健康被害を与える恐れがあるため、関係機関と密接に連携をとりつつ、適切な応急対策を迅速に実施し、被害の拡大防止を図る。

第2 主な活動

- 1 効果的な応急対策を実施するため、災害情報の収集・連絡を迅速に行う。
- 2 危険物等災害時の被害拡大防止のため、危険物等の種類に応じた応急対策を実施する。
- 3 負傷者等が発生した場合は、救急・救助活動等を実施する。
- 4 危険物等が河川へ大量流出した場合は、被害の拡大防止を図る。

第3 活動の内容

1 災害情報の収集・連絡活動

危険物等による大規模な事故が発生した場合、効果的に応急対策を実施するため、情報の収集・連絡を迅速に行う。

人的被害の状況、火災の発生状況等の情報収集、連絡は、風水害対策編第2章第2節「災害情報の収集・連絡活動」に基づき実施する。

2 危険物等施設における災害拡大防止応急対策

危険物等施設に災害が発生した場合、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらす恐れがあることから、当該施設にあつては、的確な応急点検及び応急措置等を速やかに実施し、災害の拡大の防止を図る。

(1) 危険物施設応急対策

ア 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

市長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、市域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じる。

イ 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生した場合における連絡体制を確立する。

ウ 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次項に掲げる項目について指導する。

(ア) 危険物施設の緊急使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合は、操業の停止又は制限をする。

(イ) 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努める。

(ロ) 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害

発生に備えた措置も合わせて講じる。

(エ) 危険物施設における災害発生時の応急措置等

a 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

b 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報する。

c 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報の実施など、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

(2) 危険物等の種類に応じた応急対策

毒物・劇物保管貯蔵施設等については、風水害対策編第2章第20節「危険物施設等応急活動」に定めるところにより応急対策を実施する。

(3) 救助・救急活動

危険物等の漏洩・流出、火災、爆発等により、負傷者等が発生した場合は、風水害対策編第2章第7節「救助・救急・医療活動」に定めるところにより救助・救急活動等を実施する。

3 危険物等の大量流出に対する応急対策

危険物等が河川等に大量流出した場合、危険物等の除去及び環境の監視を行い、周辺住民への影響を最小限に抑える。

(1) 河川管理者、危険物等施設の管理者等は危険物等の流出が発生したときは、オイルフェンス、中和剤、吸収剤等の使用による危険物等の除去活動及び流出拡大防止措置を行う。

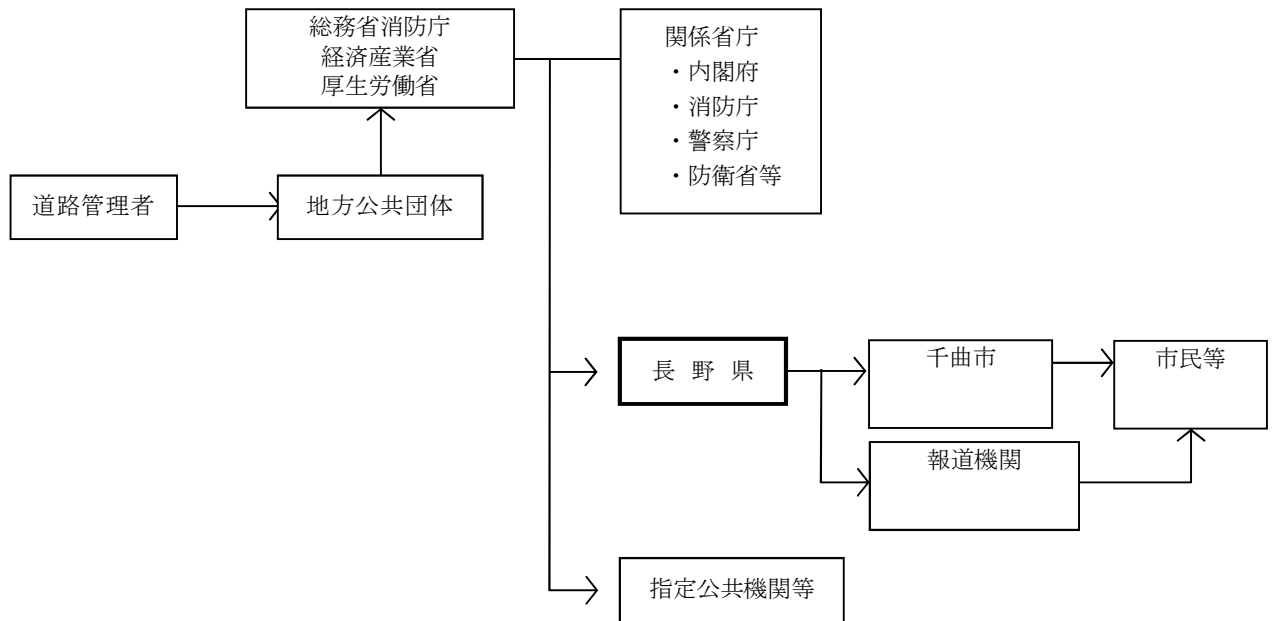
(2) 飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。

(3) 危険物等施設の管理者等は危険物等の流出の事態が発生させた場合又は発見した場合は、速やかに消防、警察、保健所等関係機関に通報する。

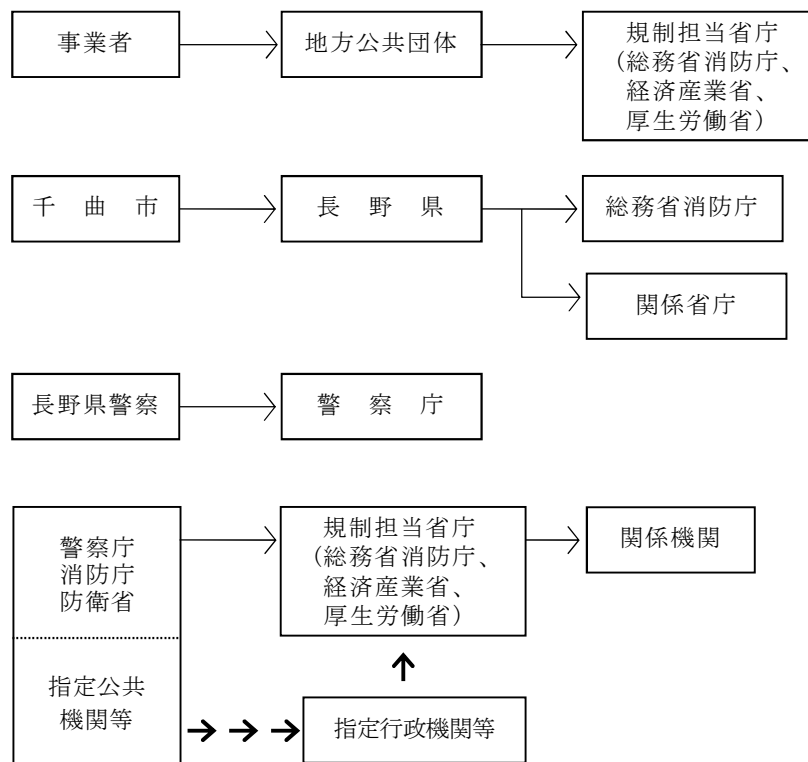
(4) 水道事業者は取水箇所に異常が確認された場合は、直ちに取水を停止し、水質検査により安全を確認した後、取水を再開する。

4 危険物災害における連絡体制

(1) 危険物等事故情報の連絡

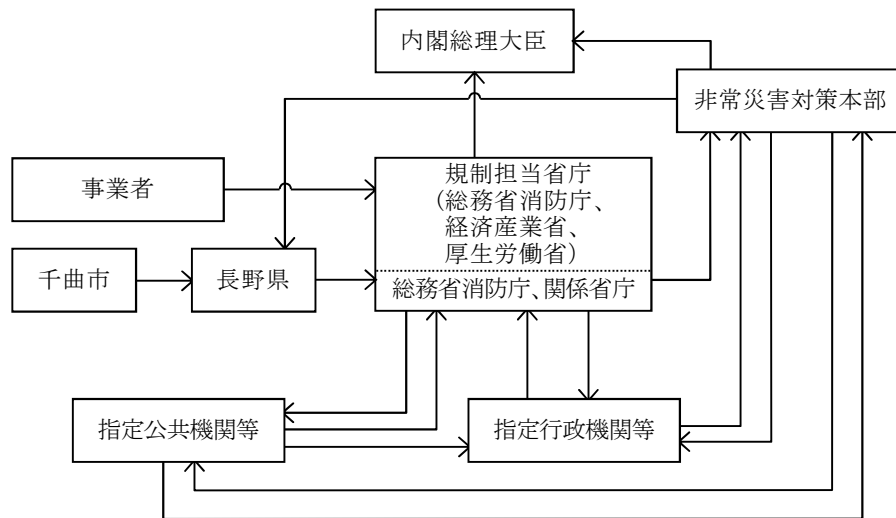


(2) 危険物等の大規模な事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

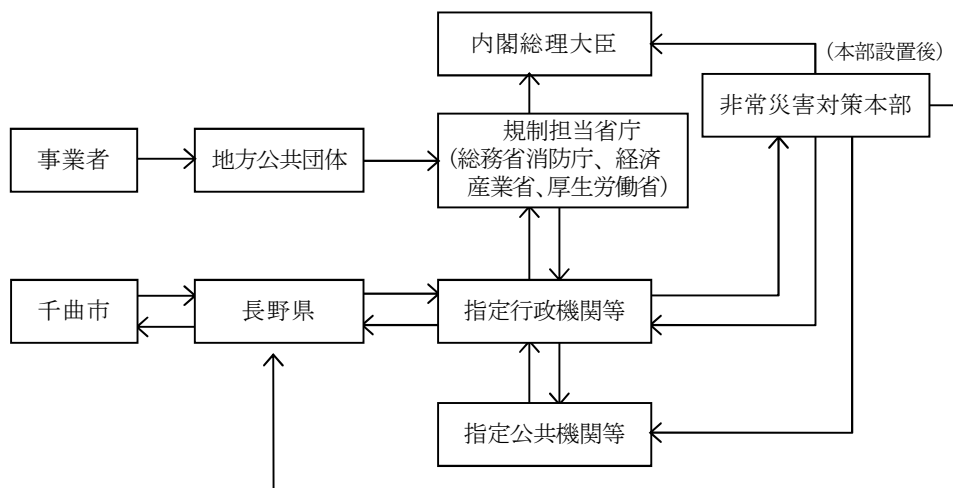


大規模な場合（→ → は、指定公共機関等の場合）

(3) 一般被害情報等の収集・連絡



(4) 応急対策活動情報の連絡



第5章 大規模火災対策

第1節 災害予防計画

危機管理防災課、農林課、道路河川課、建築課、都市計画課、
歴史文化財センター、消防本部、施設管理者

第1 基本方針

建築物の高層化、住宅地の密集化等により、市街地における火災は大規模化する危険性がある。このため、大規模な火事災害に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、火事災害による地域経済活動の停滞防止及び市民・建物等の被害を最小限にするため、災害に強いまちづくりを推進する。

第2 主な取組み

- 1 大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。
- 2 火災に対する建築物の安全化の推進を図る。
- 3 消防用資機（器）材、活動体制、関係機関との連絡体制等の整備を推進する。
- 4 避難誘導計画を作成する。

第3 計画の内容

1 大規模な火事災害に強いまちの形成

市は、地域の特性に配慮しつつ、大規模な火事災害に強いまちづくりを行う。

- (1) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、大規模な火事災害から地域及び市民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。
- (2) 都市計画法に基づき、建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地において、防火地域・準防火地域等を検討する。
- (3) 「緑の基本計画」に基づき、防災対策に資する効果的な公園及び防災遮断帯となる街路樹や緑地等の配置を検討し、都市公園等の積極的な整備に努める。
- (4) 市道について、国道、県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯としての必要な街路整備に努める。
- (5) 木造密集地や、公共施設の整備の立ち遅れている地域を重点に、防災性の高いまちづくりを実現するため、都市計画事業を推進する。
- (6) 都市公園等の開かれた場所については、必要に応じて大規模火災の輻射熱や熱風に対して安全な空間とすることに努める。

2 火災に対する建築物の安全化

大規模な火事災害による建築物の被害を最小限に抑え、市民の生命、財産等を保護するため、建築物の耐火性を確保し安全性の向上を図る。

- (1) 学校、病院等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者等を選任し、防火に努める。
- (2) 防火対象物の関係者に対し、防火対象物の用途等に応じてスプリンクラー設備等の消火設備、警報設備、避難設備その他消防活動に必要な設備の設置のほか、消防用設備等の点検及

び報告、防火管理者の選任、消防計画書の作成及びそれに基づく避難訓練の実施を促進する。

(3) 文化財の所有者又は管理者に対して、文化財の管理・保護について指導と助言を行い、防災施設の設置促進とそれに対する助成を行い、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

(4) 文化財施設の管理者は、施設の安全管理を徹底し、防災訓練を定期的に行うものとする。

3 活動体制の整備等

風水害対策編第1章第7節「消防・水防活動計画」に定めるとおり、消防用資機（器）材、活動体制、関係機関との連絡体制等の整備を推進する。

4 避難誘導計画の作成

市は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、住民等への周知を図るとともに避難誘導訓練を行う。

第2節 災害応急対策計画

危機管理防災課、消防本部、消防団

第1 基本方針

大規模な火事災害発生時には、建築物の直接的な被害とともに、二次的に発生し、多くの人的、物的被害を及ぼす同時多発火災に対する初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

なお、本節では、大規模な火事災害が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、大規模な火事災害に特有のものについて定める。

第2 主な活動

- 1 二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大を防止するため、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を行う。
- 2 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置をとる。

第3 活動の内容

1 消火活動

- (1) 出火防止及び初期消火

市民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。

- (2) 情報収集及び効率的部隊配置

管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び県警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行う。また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行う。

- (3) 応援要請等

ア 速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測されるなど緊急の必要があると認めるときは、消防防災ヘリコプター及び風水害対策編第2章第4節「広域相互応援活動」により他の消防機関に対する応援要請等を行う。

イ 消防防災ヘリコプターの支援を求めようとするときは、風水害対策編第2章第5節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。

ウ 住民、事業所及び自主防災組織等は、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力に努める。また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努める。

2 救助・救急活動

- (1) 大規模な火事災害発生時には、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることから、住民、自主防災組織等の協力及び県警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、消防防災ヘリコプター及び相互応援協定に基づく応援要請等を速やかにを行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。

- (2) 住民、事業所及び自主防災組織等は、自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関等に協力する。

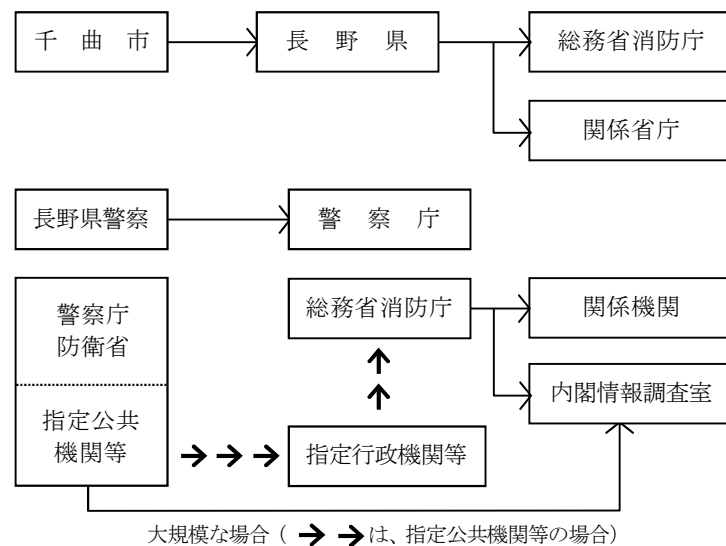
3 避難誘導活動

公共建築物については、災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物であるため、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。また、その他の建築物についても適切な避難誘導活動を実施する。

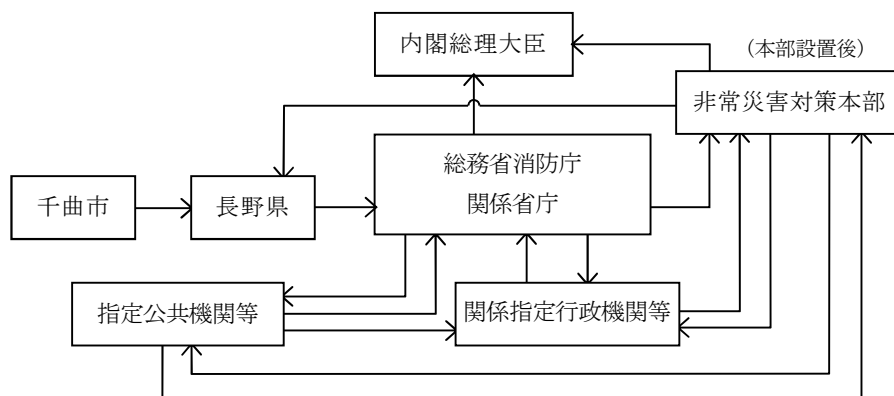
- (1) 庁舎、社会福祉施設、病院、市営住宅、市立学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。
- (2) 建築物の管理者等は利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置をとるものとする。

4 大規模な火事災害における連絡体制

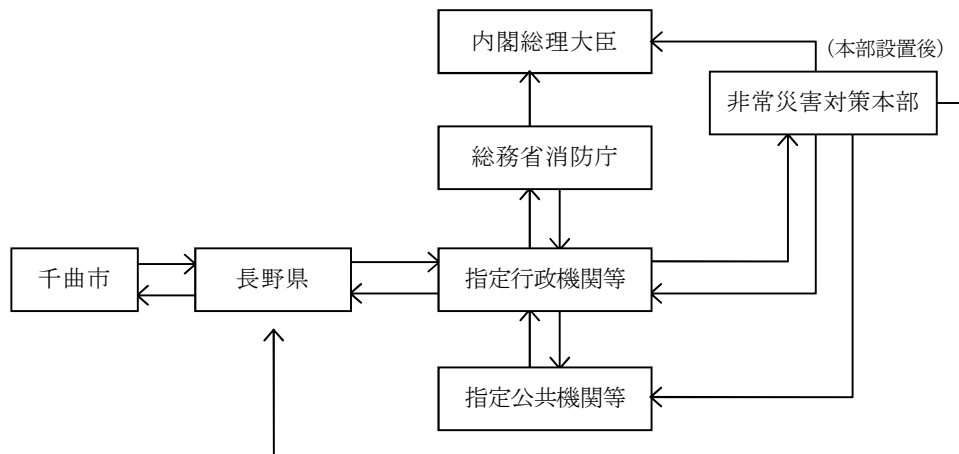
- (1) 大規模な火事発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡



- ## (2) 一般被害情報等の収集・連絡



(3) 応急対策活動情報の連絡



第6章 林野火災対策

第1節 災害予防計画

危機管理防災課、農林課、消防本部

第1 基本方針

林野火災は、多くの場合、気象、地形、水利等極めて悪い条件のもとにおいて発生し、また、山林の特殊性として発見も遅れ、貴重な森林資源をいたずらに焼失するばかりでなく、気象条件によっては、消防活動従事者の人命を奪うような危険性や、人家への延焼等大きな被害に及ぶ可能性が少なくないので、火災時における消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう、活動体制等の整備を図る。

第2 主な取組み

- 1 関係機関との連携を図り、林野火災対策計画の確立を図る。
- 2 気象に関する情報、災害関連情報等の収集体制の整備に努める。
- 3 林野火災に対する活動体制を整備する。

第3 計画の内容

1 林野火災対策計画の確立

関係機関と緊密な連携をとり、林野火災対策計画の確立を図るものとし、計画の作成に当たっては、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況、森林施業の状況等を調査検討の上、次の事項等について計画する。

- (1) 特別警戒実施計画
 - ア 特別警戒区域
 - イ 特別警戒時期
 - ウ 特別警戒実施要領
- (2) 消防計画
 - ア 消防分担区域
 - イ 出動計画
 - ウ 防御鎮圧要領
- (3) 資機（器）材整備計画
- (4) 防災訓練の実施計画
- (5) 啓発運動の推進計画

2 予防対策の実施

林野火災対策計画に基づき、地域住民等に対する防火思想の普及啓発、巡視、指導の徹底及び消火資機（器）材、消防施設の整備を図り、林野火災の発生の防止及び発生時の応急対策に万全を期す。

- (1) 防火知識の普及

関係機関の協力を得て、入山者、地域住民、林業関係者等に対し、林野火災予防の広報、講習会等の行事等を通して、森林愛護及び防火知識の普及啓発を図る。
- (2) 林野所有（管理）者に対する指導
 - ア 火の後始末の徹底
 - イ 防火線・防火樹帯の設置
 - ウ 自然水利の活用による防火用水の確保

- エ 地ごしらえ、焼畑等火入れ行為をするに当たっては、森林法に基づくほか、消防機関との連絡方法を確立する。
- オ 火災多発期における見回りの強化
- カ 消火のための水の確保等

(3) 応援体制の確立

長野県消防相互応援協定及び長野県市町村災害時相互応援協定等に基づく応援体制の整備を行う。

3 林野火災防止のための情報収集体制の整備

林野火災予防活動を効果的に実施するため、気象警報・注意報等の正確かつ迅速な把握のための体制を整備する

(1) 防災気象情報の収集体制の整備

長野地方気象台からの気象警報・注意報等を迅速かつ正確に収集できる体制の整備に努める。

(2) 林野火災関連情報等の収集体制の整備

林野火災の発生しやすい時期において、広報車等により、林野火災の発生危険性が高い地域を中心としたパトロールを実施することによって、入山者の状況等が把握できる体制を確立する。

4 林野火災に対する活動体制の整備等

林野火災が発生した場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるため、そのための備えとして所要の体制の整備を行う。

(1) 情報の収集・連絡関係

災害現地及び関係機関相互の通信手段を確保し円滑な連絡体制を整備する。

また、必要に応じ、消防防災ヘリコプターを要請し、被害状況を迅速に把握する体制を整備する。

(2) 災害応急体制の整備関係

ア 林野火災発生時における職員の非常参集体制及び応援体制の確認を平常時から行い、発災時に迅速な活動ができる体制の確保を図る。

イ 長野県消防相互応援協定、長野県市町村災害時相互応援協定等の要請方法について確認を行う。

(3) 消火活動関係

ア 消防本部、消防団及び自主防災組織との連携強化を図り、消防水利の確認、消防資機(器)材の点検整備等を実施し、消防体制を強化する。

イ 空中消火基地及び取水用河川、湖沼等の利用可能状況を把握する。

(4) 防災関係機関等の防災訓練の実施

消防機関及び関係機関が参加し、実践的な消火等の訓練等を実施する。

ア 防災訓練において、自衛隊の派遣及び広域応援を想定した訓練を実施する。

イ 消防職員、消防団員等を対象とした空中消火資機(器)材の取扱いに関する講習等を実施する。

第2節 災害応急対策計画

危機管理防災課、農林課、消防本部

第1 基本方針

林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて消防防災ヘリコプターの要請など、迅速かつ的確な消防活動を行う。

第2 主な活動

- 1 気象状況等により林野火災の発生の恐れがある場合、警戒活動を実施する。
- 2 関係機関が連携して消火活動を実施するとともに、火災の拡大の恐れがある場合は、ヘリコプターによる空中消火活動を実施する。

第3 活動の内容

1 林野火災の警戒活動

林野火災の発生のおそれがある時期に多様な広報手段を利用し、林野火災予防の広報活動を集中的に実施する。

- (1) 火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく市長の許可は、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分協議する。

また、火入れの場所が隣接市町村に近接している場合は、関係市町村に通知する。

- (2) 火入れ、たき火、喫煙等の制限

ア 気象状況が悪化し、林野火災発生の恐れがある場合は、入林者等に火を使用しないよう要請する。

イ 長野地方気象台から気象警報・注意報等を受けたとき、又は、気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、市民及び入林者への周知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講じる。

ウ 火災警報の市民及び入林者への周知は、屋外告知放送、千曲市メール配信サービス、打鐘、サイレン、掲示標、広報車、(株)信州ケーブルテレビジョン等を通じ、周知徹底する。

2 林野火災の情報収集

林野火災の状況について迅速かつ的確な情報の収集のための、関係機関相互の連絡体制を確保する。

- (1) 職員を災害現場へ派遣し、無線機等により現地との通信連絡体制を確保し、正確な災害情報の収集に努め、報告する。

- (2) 災害の状況によっては、消防防災ヘリコプターによる偵察の要請を行う。

3 活動体制の確立

関係機関の連携の下、迅速かつ的確な消火活動を実施するための体制を確保する。

- (1) 災害情報の収集・連絡体制

現地との通信連絡体制を確保し、正確な災害情報の収集に努める。

ア 職員の災害現場への派遣及び情報収集を行う。

イ 消防本部からの県への火災即報の送信を行う。

ウ 状況に応じ、消防防災ヘリコプター等の応援要請を行う。

(2) 林野所有（管理）者の活動体制

林野所有（管理）者は、消防機関の消火活動が円滑かつ効果的に実施できるよう支援を行うものとする。

ア 市は、林業関係者に対し、消防機関、警察等との連携を図り、初期消火及び情報連絡等の協力を求める。

イ 林野所有（管理）者等は初期消火を実施するとともに、消防水利、火災現場への進入経路等の情報提供について協力をを行うものとする。

4 消火活動

被害の拡大を最小限に食い止めるため、関係機関が連携して消火活動を実施する。

地上からの消火活動に加え、火災の拡大の恐れがある場合は、ヘリコプターによる空中消火活動を実施する。

(1) 林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて広域な応援等を得て、迅速かつ的確な消防活動を行う。

(2) 林野火災の発生場所、風向及び地形等現地の状況によって常に臨機の措置をとる必要があるため、消火活動に当たっては、次の事項を検討する。

ア 出動部隊の出動区域

イ 出動順路と防御担当区域

ウ 携行する消防機材及びその他の器具

エ 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保

オ 応援部隊の集結場所及び誘導方法

カ 応急防火線の設定

キ 救急救護対策

ク 市民等の避難

ケ 空中消火の要請

コ 通行規制

(3) 空中消火の要請

ア 広域航空消防応援を必要とするときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」により、要請する。

イ 広域消火活動のため、自衛隊の派遣を必要とするときは、風水害対策編第2章第6節「自衛隊の災害派遣」により、知事に要請する。

ウ 状況に応じ、県に消防防災ヘリコプター等による空中消火を要請する。

5 二次災害の防止活動

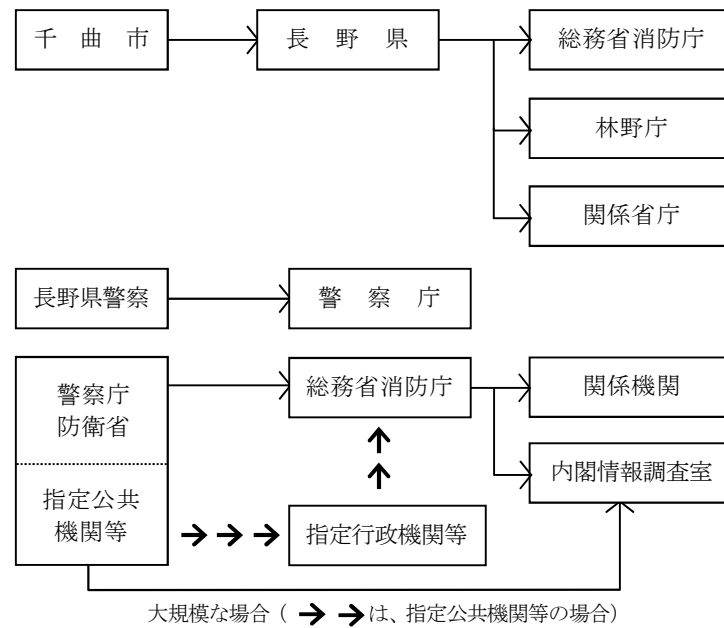
林野火災により、荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり溪流における土石流の発生等の危険性があるため、これらによる二次災害から市民を守るための措置を講ずるとともに、関係機関への情報提供を行う。

(1) 危険箇所について速やかに調査を行い、二次災害の防止に必要な応急措置を講じる。

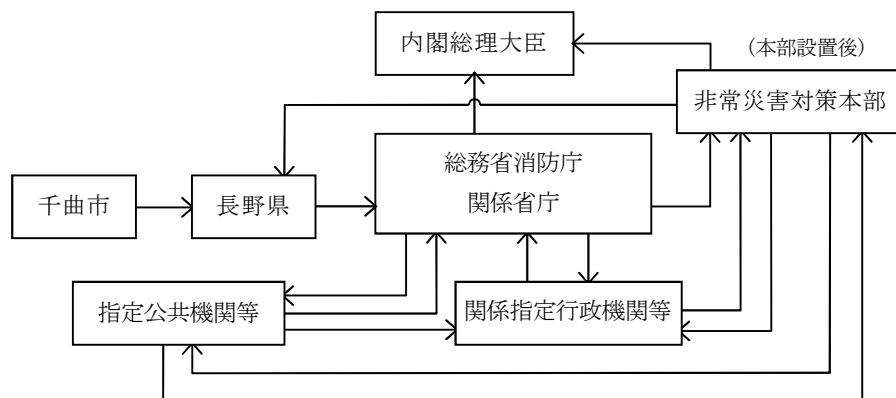
(2) 緊急点検結果の情報に基づき、警戒避難体制の整備等必要な措置をとる。

6 林野火災における連絡体制

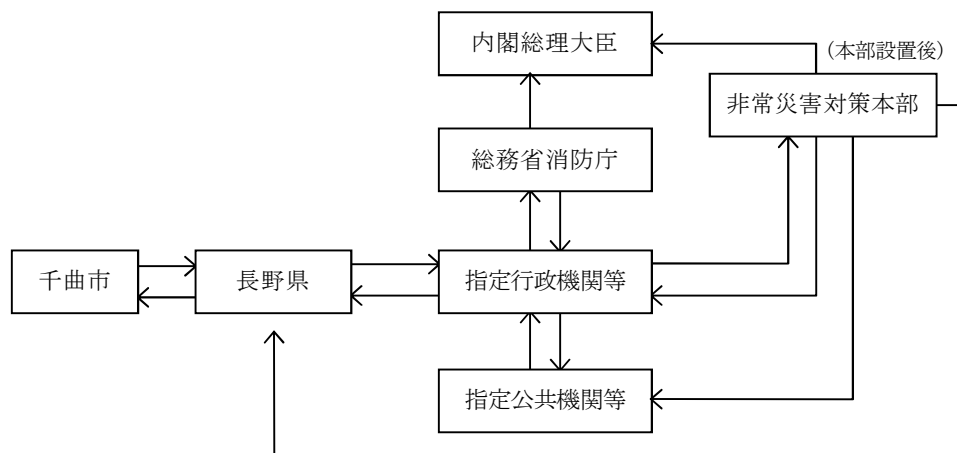
(1) 林野火災発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡



(2) 一般被害情報等の収集・連絡



(3) 応急対策活動情報の連絡



第7章 雪害対策

第1節 災害予防計画

危機管理防災課、道路河川課、総合政策課、保育課、
農林課、教育総務課、歴史文化財センター

第1 基本方針

大雪に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、雪害による地域経済活動の停滞防止及び市民の生活環境の維持に資するため、主要道路の交通確保及び輸送、電力、通信の確保並びに緊急時の医療等の確保、住家及び集落の孤立化対策、雪崩対策、融雪対策等により雪害に強いまちづくりを行う。

第2 主な取り組み

- 1 地域の特性に配慮しつつ、雪害に強いまちづくりを行う。
- 2 冬期道路交通確保のための迅速かつ適切な除雪体制の強化を図る。
- 3 住家及び集落の孤立化を防止するため、迅速な除雪体制を整備する。
- 4 関係機関との連携により、鉄道、バス運行の確保、電力、ガス供給の安定確保、通信の確保等を図る。
- 5 雪害による農作物の被害を防ぐため、関係機関と協力して適切な技術指導、普及啓発を図る。
- 6 幼児、児童生徒の安全及び通園、通学路の確保を図り、保育及び教育の確保を図る。
- 7 文化財の積雪による被害、損傷からの保護を図る。
- 8 雪害時における警備体制の確立及び交通規制を行う。
- 9 雪崩や落雪による被害を防止するための注意喚起を行う。
- 10 雪害に関する知識について普及・啓発を図る。
- 11 渋滞時におけるドライバー、車両等への食糧、燃料、一時滞在所の提供等。
- 12 市民に対し、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

第3 計画の内容

1 雪害に強いまちづくり

- (1) 雪害に強いまちづくりを形成するため、除雪、排雪、防雪、凍雪害に係る事業を総合的・計画的に推進する。
- (2) 県、市及び地方整備局、地方運輸局等を中心とする関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。
- (3) 除雪用機械の配備を計画的に進め、除雪体制の強化を図る。
- (4) 消流雪用水の確保、除排雪機能の高い河川・水路の整備、通信ケーブルの地中化等の施策を行う。

2 道路交通の確保計画

- (1) 冬期における道路交通を確保するため、各道路管理者は除雪機械及び要員の整備を図り、除雪体制の強化に努める。

- (2) 市は、除雪用資機材の整備を図るとともに除雪体制を整備し、幹線道路等の道路交通を確保する。
- (3) 市は、建設業協会等との連携を強化し、除雪基準に達したときは早期に除雪できる体制を整備する。
- (4) 市は、県及び関係市町村と締結している相互除雪協定等に基づき、道路ネットワークを考慮し、市道と県道の区別なく相互除雪できる体制を整備する。
- (5) 市は、大雪に関する情報、交通規制情報等を適切な手段によって適宜発信する。
- (6) 市は、駅前及び周辺道路、バス停留所等を優先して除雪を行う。
- (7) 市民は、住宅周辺及び通園、通学用道路、歩道等の自主的な除雪に協力する。
- (8) 市は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努める。
- (9) 市は、雪処理中の事故による死者を減らすため、地域コミュニティ単位の共助による雪処理活動の仕組みづくりを推進する。また、住民が安全な除雪作業を行えるよう、技術指導や講習会を行うとともに、事故の防止に役立つ道具や装備品、これらの安全な使用方法等の普及の促進を図る。さらに、気温が上がって雪が緩みやすくなった時など、事故が起こりやすいタイミングに合わせて、安全対策の実施について注意喚起を図ることとする。

3 集落等の孤立化防止計画

市は、除雪機械の配備を計画的に進め、市民の協力のもと除雪を行い集落・住家の孤立化を防止する。また、除雪のできない世帯等の把握と優先的な除雪に努める。

4 関係機関との連携

(1) 鉄道、バス運行事業者

鉄道、バス等の公共交通網が混乱すると市民生活や地域経済に大きな影響を与えることも予想されるため、雪害に強い除雪体制の整備を図るものとする。

ア 排雪車両及び除雪機械の増強による除雪体制の整備

イ 利用者に対する運行情報の提供体制の整備

ウ 降雪による支障木の伐採、落下物の除去

(2) 電力、ガス、通信事業者

電力、ガスの安定供給及び通信の確保を図るため、雪害対策、除雪対策の体制整備を図るものとする。

ア 線路設備等の巡回、点検

イ 雪害に対する設備、施設の強化

ウ 道路管理者が整備した共同溝への線路設備等の地中化

エ 支障木の伐採

5 農林産物対策

雪害による農林産物の被害を防ぐため県及び市は、農林業関係団体と協力して生産者等に対する予防技術の指導並びに普及を行う。

- (1) 雪害に対処するために必要な予防技術及び応急対策技術の指導並びに普及を行う。

(2) 積雪による園芸施設等の農業用建物の倒壊を防止する指導を行う。

(3) 健全な森林を育成するため、適地適木による森林造成及び適正な除伐、間伐により雪害を防止する技術指導を行う。また、被害立木について、病虫害の発生を未然に防ぐための適正な処理について指導、支援する。

6 授業、保育の確保

小学校、中学校、高等学校及び幼稚園、保育所等においては、幼児及び児童生徒等生命、身体 の安全確保に万全を期すとともに、冬期における児童生徒等の教育及び保育の確保を図る。

(1) 積雪により施設に破損の恐れがあるか点検し、危険か所の補修、修理を行う。

(2) 屋根からの落雪危険か所を把握し、積雪時には立ち入らないよう適切な対策をとる。

(3) 緊急時に緊急車両等が施設内に進入できるよう、進入路や通路の確保をするとともに児童生徒の避難経路、避難場所の確保を図る。

7 文化財の保護計画

所有者または管理者は、積雪による文化財の破損、損傷の危険を防止するための必要な措置をとるとともに、常にその実情を把握しておかなければならない。

市教育委員会は、所有者または管理者に対して、積雪による文化財の破損あるいは損傷の危険防止のための必要な措置をとるよう指導する。

8 警備体制の確立

雪崩、交通途絶、融雪、地すべり等の災害発生時または災害発生の恐れのある場合の避難誘導、警戒、警備体制の確立を図るため、平素から警察、消防機関及び関係機関との緊密な連携を図る。

9 雪崩、落雪対策

市及び関係機関の管理する施設が雪崩の危険区域にある場合は、必要に応じて予算措置を講じ、事業を実施する。また、落雪等の危険がある場所の把握に努め、立ち入り制限を行う等の措置を行う。

10 雪害に関する知識の普及・啓発

雪害は、降雪、積雪の状況、気温等からある程度その発生を予測することができるため、市民の適切な活動により被害を未然に防いだり、軽減したりすることも可能であることから、市民に対し、克雪に関する技術、雪害に関する知識の普及・啓発を図る。

(1) 降積雪時の適切な活動や除雪作業の危険性に対処策等について市民に周知する。

(2) 雪害に関する警報、注意報等に対して注意を払い、住宅周辺等については自主的に除雪を行う等の防災意識の普及を図る。また、除雪の際の屋根からの落雪等、安全管理についても注意喚起を促す。

(3) 雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者はスコップやスクレーパー、飲食料及び毛布等を備えておくよう心がける。

11 渋滞時におけるドライバー、車両等への食糧、燃料、一時滞在所の提供等

積雪により渋滞が発生し、長時間にわたり解消が図られない場合において、次の措置を行う。

- (1) 渋滞解消の目途が立たないときは、一時滞在所を早期に開設しドライバーや同乗者を誘導し健康管理に努めるとともに、車両の燃料消費の抑制を図る。
- (2) 渋滞解消の目途が立たず、やむを得ず燃料が途絶えた車両には一定量の燃料を供給する。
- (3) 渋滞解消の目途が立たないときは、一時滞在所および停滞車両へ食料を供給する。
- (4) 放置された車両が除雪作業や渋滞解消の妨げになる場合、道路管理者は必要に応じて所有者または使用者の了承を得ることなく移動、撤去することができるものとする。
なお、その際、車両等に損傷が生じた場合は道路管理者の責任において補償するものとする。

第2節 災害直前活動計画

危機管理防災課

第1 基本方針

雪害については、災害が発生した場合または発生する恐れがある場合の対応について、他の災害と共通する部分を除き、雪に対する警報等の伝達及び除雪活動等の必要な事項を定めるものとする。

第2 主な活動

- 1 雪に関する気象警報・注意報等の市民及び関係機関への円滑な情報の伝達
- 2 市民の避難誘導等

第3 計画の内容

- 1 長野地方気象台から発表される気象警報・注意報等について、市民及び関係機関に円滑に伝達を行う。
- 2 雪に関する情報を正確に把握するとともに、関係機関と連携し除雪やその他必要な対策が迅速に実施できるよう準備を行う。
- 3 積雪・降雪・融雪等の状況を勘案し、避難が必要とされる場合は、避難指示等を行う。また、要配慮者に配慮した避難誘導等を実施するものとする。なお、避難指示等の伝達にあたっては市防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

大雪に関する特別警報

	概要	発表基準
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。

特別警報の指標

雪を要因とする特別警報の指標	府県程度の広がりを持って50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合。 ○雪に関する50年に一度の値（長野） ・積雪深：65cm

大雪に関する警報・注意報発表基準一覧表

千曲市	府県予報区 一次細分区域 市町村等をまとめた地域	長野県 北部 長野地域	
警 報	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 25cm
注意報	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 15cm

第3節 除雪等の実施

各課

第1 基本方針

雪害においては、被害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、それを最小限に抑える応急活動を行うことが被害全体の規模を小さくすることにもつながることから、適切な除雪の実施、雪害の防止活動を実施する。

第2 主な活動

- 1 迅速かつ効果的な道路除雪活動の実施
- 2 正確かつ迅速に情報を収集し、適時適切な方法による広報の実施
- 3 公共交通及び関連施設利用の確保
- 4 通信等インフラの確保
- 5 災害時要支援者支援、ごみ、し尿等市民生活の確保
- 6 幼児、児童生徒等の保育及び教育の確保
- 7 文化財の積雪による破損等の防止
- 8 雪捨て場等の確保による除雪活動の支援

第3 活動の内容

1 除雪等活動

救助・救急・医療活動、緊急支援物資の輸送等を行うには被害の拡大を防止し、交通の確保を図らなければならない。また、社会、経済活動を維持するためにも迅速かつ効果的な除雪活動を行わなければならない。

これらに対応した除雪を行うためには、路線の性格、降雪量、積雪深、交通障害の程度、除雪能力などを勘案し、作業量及び緊急度に応じた体制を配備する。

なお、関連する他の道路との整合性も考慮し効果的な除雪を行うものとし、他の道路管理者との連携を図る。

(1) 実施計画

積雪量等を適切に判断して除雪活動を実施し、大雪時には道路交通を緊急に確保し道路機能の確保を図る。

なお、除雪に関係する機関は、除雪についての情報を随時交換し、相互に協力するとともに、民間機関の所有する除雪機関の出動について必要のつど応援協力を要請し、除雪が早期適切に実施できるよう措置する。

(2) 体制区分

大雪対策に対処するため、状況に応じて次表により体制を組織する。ただし、12・24時間降雪量、雪質、災害の状況その他の事情により判断し、必要な場合は適正な組織体制をとる。

配 備	配備基準	活動内容等	備考
準1号配備 (準備体制)	積雪が25cmを超えた場合	市内におけるパトロールを強化し、状況の把握に努め、関係機関、関係各課へ連絡するとともに市民、関係機関への情報伝達を行う。	
1号配備 (警戒体制)	積雪が35cmを超えた場合	職員による除雪体制を強化するとともに除雪用機械の増設配備、民間機関への除雪依頼、市民、関係機関への情報伝達を行う。	警戒本部 設置
2号配備 (即応体制)	積雪が60cmを超えた場合	1号配備を強化するとともに関係機関、関係各課が連携し除雪活動等必要な措置を講じ、また、市民、関係機関への情報伝達を行う。	災害対策 本部設置
3号配備 (非常体制)	積雪が60cmを超え、 更に降雪が見込まれるとき	本部要員の全員をもってあたるものとする。	

(注1) 配備・体制、情報伝達等については、風水害対策編第2章 災害応急対策計画に準ずる。

(注2) 積雪深は千曲坂城消防本部及び更埴消防署の積雪計による計測とする。

(3) 災害（雪害）警戒本部等の設置基準

積雪が35cmを超えた場合には、副市長の指示により雪害警戒本部を設置する。

また、積雪が60cmを超え、大雪により道路交通が遮断され、建物、農業施設等に被害が発生するなど、市民生活に多大な影響を及ぼし、または及ぼす恐れがあるときは、市長は、災害対策本部を設置し、除雪対策を中心に職員配備態勢を強化する。

(4) 組織

雪害警戒本部及び雪害対策本部の活動は、風水害対策編第2章災害応急対策計画第3節非常参集職員の活動に掲げる1号配備の範囲内で、次により組織する。

ア 災害（雪害）警戒本部

副市長を本部長とし、副本部長に建設部長、本部員に総務部長、危機管理防災担当部長、経済部長、教育部長を充てる。

本部室室長には道路河川課長がその任に当り、本部室の業務は、危機管理防災課長、防災係長、道路河川課管理係長、維持係長が行う。

職員の配備態勢は、風水害対策編第2章災害応急対策計画第3節非常参集職員の活動に掲げる1号配備の必要な範囲内で行う。

イ 災害対策本部

風水害対策編第2章災害応急対策計画第3節非常参集職員の活動に準ずる。

2 情報収集及び広報の実施

(1) 降雪量、道路、交通、集落や被害等の状況を把握するとともに、国及び県の道路管理者、防災関係機関等から、また、市内各地区の情報は区長及び職員によるパトロールからの報告により、正確な一元化した情報収集を図る。

(2) 情報は、屋外告知放送・有線放送・ケーブルテレビ・千曲市メール配信サービス・緊急速報メール・ホームページ・SNS・広報車等あらゆる方法で伝達する。

3 公共交通及び関連施設利用の確保

(1) 輸送事業者は、雪害時における輸送対策については、市民及び観光客の移動手段を確保する観点から、可能な限り機動力及び人力を動員して除雪に努め、信頼性を高めるとともに輸送手段の確保を図るものとする。

(2) 輸送事業者は、的確な防災気象情報の把握に努め、適時適切な運転規制及び除雪体制を行

うことにより、通勤通学時の運行をなるべく確保するよう努めるものとする。また、市と連携を図り、必要に応じて関連施設の除雪を優先させるなどの協力体制を確立する。

(3) 輸送事業者は雪害時において、旅客の安全と輸送秩序の維持に努めるとともに、必要に応じて市と連携して給食、医療等の提供を行う。

(4) 輸送事業者は、平常時から雪崩等の危険か所を点検し、必要に応じて予防措置を行い、安全運行の確保を図るものとする。

4 通信等インフラの確保

(1) 通信事業者は、雪害時における通信の確保を図るため、必要な応急措置を実施するとともに、災害が発生し、または発生するおそれのある場合は、災害の規模その他状況により、必要な災害対策組織を配置し、通信の確保と迅速な復旧に努めるものとする。

(2) 災害により通信が途絶し、または著しく輻輳したときは、通信事業者は、定められた復旧順位により応急復旧措置を行うこととし、復旧に必要な資機（器）材は平常時より保有しておくものとする。

5 要配慮者支援、ごみ、し尿等市民生活の確保

(1) 市は、要配慮者の安否確認を関係機関の協力を得て実施するとともに、除雪、雪下ろし等の実施が困難な世帯の安全を確保するため、早期に避難所の開設を行うなど安全及び生活の確保を図る。

(2) ごみ、し尿の収集に支障が生じないように、市民生活の確保を図る。

6 授業、保育の確保

(1) 教育委員会及び次世代支援部は、小・中学校、保育所及び幼稚園等の児童、生徒、園児等の生命、身体、安全確保に万全を期すとともに、大雪時における授業及び保育を確保するための対策をとる。

(2) 学校長及び施設長は、天候の急変に際し教育委員会、次世代支援部と連携を密にし、始業・就業時刻の繰り上げ・繰り下げ、保育時間の変更等適切な措置を行う。

(3) 学校長及び施設長は、施設に破損が生じ、または生じるおそれのある場合は、一時建物の使用を禁止する等の措置をとるものとする。

7 文化財の保護

文化財保護法、または文化財保護条例等により指定、登録をされた文化財を保護するため、大雪等により破損や損傷が生じるおそれがある場合は、適切な応急対策をとるものとする。

8 雪捨て場等の確保による除雪活動の支援

市は必要に応じて雪捨て場等を指定し、市民等の除雪活動を支援する。